

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第15集／1934年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

日本労働年鑑

(昭和九年)

緒言 昭和八年度大観

昭和八年(一九三三年)における我國勞働者の状態並に運動を概観し、更らにこれに對する資本家並に爲政當局の對策を検討するにあたつて、一言先づ、同年における内外の政治的および經濟的情勢に觸れねばならぬ。

一九二九年に始まる前代未聞の世界恐慌は、四ヶ年を経た一九三二年、漸く底をついたと云はれた。それが果して眞實であるかどうか、そしてその後の世界經濟が眞に恢復に向ひつゝあるかどうかは、兎もかくとして、この年、世界の資本家諸國がいはゆる恐慌克服策へと必死に乗り出してきたことは事實であつた。ローザンヌ以來、幾多の世界的會商の後、最後にその共同工作は本年初夏にかけて世界經濟會議として展開された。大がゝりな恐慌克服工事としての世界經濟會議は、慎重なる準備工作の後、世界の希望と視聽とを集めてロンドンにおいて開かれたのであつたが、會議は本格的議題に入るに先立つて、戰債問題においてアメリカの反對に遭ひ、議題に豫定されなかつた爲替協定問題は不調に陥り、會議は忽ちにして決裂してしまつた。そして會議決裂の後に残つたものは果して何であつたらうか。物價政策をめぐる米・佛の對立、爲替協定問題をめぐる英・米の對立、關稅問題をめぐる日・英の對立、そして戰債問題をめぐるアメリカとヨーロッパ諸國との對立、諸國間におけるかゝる經濟的對立の融和すべからざる事態の暴露が、その全成果であつた。世界經濟會議はかやうにしてそ

れによつて恐慌を切り抜けやうといふ各國の希望にもかゝらず、これを各國の協力によつて遂行することの不可能を教えた。恐慌よりの恢復の道はこゝに全くとざされたかに見えたのである。

だが、窮すれば又通ず。理論による恢復の不可能を、事實はいかにも勇敢に打開していつたかの如くである。景氣への道は、各國独自の立場において切り開かれるのほかはなかつた。そして各國は只管その遂行に猪突した。かくてこの全成果は、世界經濟會議決裂以後の世界の景氣指數に明瞭に表はれてゐるのである。何よりも世界の生産指數が昂騰に轉じて來たのだ。ドイツ景氣研究所の公表によれば、昨年六六・一をもつて底をついた世界生産指數は、本年において七四・七へと著騰した。物價もまた金本位維持の二三の國を除けば反騰を示して來た。日・英・米のそれは、顯著な足どりを示した。それら金本位停止國における有價證券相場の昂騰は更らに著しいものがあつた。世界貿易は依然不振であるとはいへ、全體的にはもはやその低落の歩調をゆるめ、その數量指數においては却つて反騰傾向をあらはした。そして最後に失業は明かに漸減の歩調を辿りつゝあると報告されたのである。

主要なる經濟指數はかくともかくも「景氣」といふ方向を指してゐる。だが、かゝる指數の上の景氣を果して眞實の好況來と受取つていゝものであらうか。こゝには大きな疑問が横つてゐる。いかなる經濟的基調の變化が、かゝる「景氣」を齎したのであるか。それをこそ吾々は追求する必要があらう。いま、各國それらゝの事情について検討するとき、そこに吾々は、何人も目を覆ひ得ない一

二の顯著なる事實に遭遇する。その第一は、フランスその他若干の金本位國をのぞく主要國におけるインフレーションの一般的顯現である。そして第二は、このインフレーションと表裏する失業救済土木事業、救農政策、殊に廣汎なる軍需工業の活況である。それは一方に生産の活況を齎し、従つて國內物價の騰貴を將來し、他方に低爲替による貿易數量の増進傾向を刺戟した。アメリカ、日本の事例はもとより周知であり、ナチス獨逸の新政策においてもかゝる一面はたしかに觀取された。そして、かゝる景氣局面の裏には、金本位プロツクの苦悶をめぐつて、各國の關稅戰爭、貨幣戰爭は依然として激化する一方であり、それは強硬なる輸入防遏戰として進められた。それは、來るべき軍縮會議を前にした各國の軍擴戰と相交又しつゝ、まことに嘗て見ざる國際的對立の鋭化を導き來つたのである。

世界恐慌の表面上の克服過程は、かやうに見てくると、その裏面において、資本主義諸國間およびそれと殖民地諸國間の對立を激成し、そして恐慌の經濟的問題を一舉に政治的問題へと轉化し、深化しつゝありと見られないであらうか。従つてまた、昭和八年は、まさにこの轉機を示す年であつたと云へないであらうか。

世界の政治と經濟とがかゝる廻轉を遂げつゝあつたこの年において、日本の政治經濟はいかなる地點を進みつゝあつたか。

日本は金本位停止國の先頭に立つてゐた。日本はこの恐慌裡における好況局面を最も典型的に代表してゐた。外に向つては、低爲替による貨幣戰爭の勝利者として、内においては、インフレーション

による突如たる軍需生産の活況によつて、生産・物價・貿易・就業・等々、いづれの國にも劣らぬ恢復ぶりを示した。利潤は上昇し、株價は昂騰した。昭和八年はまさに「日本景氣」の年であり、「躍進日本」の年であつた。だが、こゝでもメタルには両面があつた。その躍進が著しかつただけに、この年の世界經濟が示した深い矛盾を、日本こそ最も代表的に最も深刻に荷負へるものであつた。軍需工業の活況は、一方において、世界市場に賣りさばくことのできぬ聖なる自家用品を堆積せしめると共に、他方には巨額の公債を累積して行つた。それは、經濟的に見るかぎりでは、富を作る外觀において、一面富を廢棄するにも等しき意味をも持ちうる生産行爲であつた。眞に作られつゝあるものは國家従つて國民大衆の負債にほかならない。これと相似たる結果を導いたものは低爲替による貿易の進展であつた。原料を海外に仰がざるを得ない我國は、低爲替によつて高價に輸入し、そして捨値をもつて輸出せざるを得なかつた。この結果は、輸出數量は輸入數量をはるかに超えてゐるにもかゝらず、しかも貸借は依然たる支拂勘定であつた。それは、輸出關係産業の利益において國民的資源と勞力とに犠牲を強ひるにすぎなかつた。しかも人々はこれをもつて「躍進日本」と讃へたのである。

さり乍ら、輸出貿易において示されたかゝる日本の好況が何をもつて支へられたかは多くの議論を用ひずして早や明かである。むろん、そこには、最近時における日本産業の技術的進歩、近代的合理化の進展もあるであらう。しかし、産業の技術的進歩に伴つて、日本勞働者の賃銀と生活とは先進資本家諸國のそれと比肩し得る程度に向上せしめられたであらうか。もとより事實はその反對であ

つた。昭和八年中、我國勞働者の名目賃銀は依然として低落の一途を辿りつゞけた。實收賃銀は多少の上騰を示したが、それは残業や時間外勞働の増加にともなうものにすぎなかつた。しかも、爲替低落とインフレーションにもとづく生活費の昂騰は、我が勞働者の實質賃銀を一般的に引下げたことは否定できない。就業勞働者數の増加が、勞働階級一般の觀點から見るかぎり、わが勞働者狀態の一局面を好轉せしめたのは事實であるが、しかし、そのことは、實質賃銀の低下が一般に資本家による勞働力のヨリ安價なる使用を意味することを變更し得るものではない。かくして本年下半期に入つて我が貿易の躍進に對するソシアル・ダンピングの非難は漸く喧噪に赴いたのである。海外諸國よりされたこれらの非難は、必ずしも事態の真相を指摘したものは云へなかつたとはいへ、日本の貿易活況の裏面にかゝる異變のひそむこと自身はこれを否定すべくもなかつた。

日本勞働者のかくの如き地位は、これを同じくインフレーションをもつて産業復興を企圖した本年のアメリカ合衆國の狀態に對比するとき、ヨリ判然たる認識を與へるであらう。そのドル切下を中心とする貨幣的景氣政策は金本位停止國に共通するインフレ政策の巨大なるものに相異なかつたが、またその救農政策も巨億の通貨放出による物價引上げ策と見得るが、ひとりいはゆる産業復興策における勞働政策は、最低賃銀と最長勞働時間との規制による勞働力の單價引上げ策であり、それによる物價引上げ策であつたと見得る。こゝでは團體交渉權の容認を中心として、勞働條件の改善が復興の一條件としてとられたのである。ルーズヴェルトのかゝる政策が、もとより勞働者保護のため

の保護ではなく、却つて恐慌克服、資本救済のための労働保護であつたことは明かであるが、それにしても、これによつて當面の實質勞賃が改善され、労働組合主義が或る程度確立されんとする事實は否定できない。ルーズヴェルトはいはゞ日本の改良主義組合のいはゆる健全なる組合主義を直截に實行に移したとも云へよう。尤もその全政策が將來において如何なる事態を展開するやは固より樂觀を許さぬ大問題ではあるが、現在のところ、その労働階級の状態と労働政策の新味とは、少くとも、これをソシアル・ダンピングの非難をすら排し難しとする日本のそれとは較ぶべくもない。日本においては、之に加ふるに、労働政策は偏へに非常時意識の高唱による労働統制に集中された。かくて非常時の國家的意義のもとに拂はれざるを得なかつた労働階級の犠牲はまことに尠しとなかつた。しかも、日本無産階級のうち、かゝる犠牲を全面に負ふたものはむしろこの都市労働者ではなく、ヨリ以上の苦難に沈淪せる農民であつたことを明記せねばならぬ。わが労働力の供給池たる農村は、この意味においてはまさにソシアル・ダンピングの基底をなすものと見られたのである。

かやうにして、一八三三年の世界において最も繁榮を謳はれた日本は、恐らくは資本家諸國のうち最も恵れざる労働者農民の状態をその繁榮の花咲く土壤とした、といふも必しも過言ではあるまい。我が労働者の組織および運動もかゝる情勢のなかにおいて全く非常時色をもつて一様に彩られたといつてよい。労働運動は、一言にしていへば、強制されたる沈滞であつたが、そのことは單に官憲的壓服の強化ばかりを意味するものではない。インフレーションの下にあらはれた外見的好況が、勞

働者運動の全般に及ぼした複雑な影響はそこにも見逃し得ないものがあつたのである。

何よりも經濟闘争の萎縮傾向がよくこれを示してゐる。既に昨年度から減少に轉じた争議の總件數は、本年に入つて更に著しく減少した。總件數に伴つて、参加人員總數もまた減少の傾向にある。争議繼續日數も前年よりは概して短かい。争議において執られる働者の戰術も、例外はあるが、一般的には往年の如く激烈な性質のものが少くなつた。總じて、數年前に比すれば、争議は全體の量において、個々の規模においても、縮小化の傾向が見られたといつていい。個々の争議の規模縮小は争議そのものが抵抗の大なる巨大資本の領域から漸次下向して抵抗少き中小脆弱の産業領域に移つてゐることを示すものであるが、件數の減少には種々なる要因の複合を見なければならぬ。第一には、右翼労働組合が執りつゝある争議最少化方針、團體協約の促進、殊に小企業・小資本家に對する闘争回避の傾向、等々はその有力なる一理由であらう。しかし第二には、昨年來の一部産業部面における變態的活況の影響が大いに與つて力あるものであらう。このことは、むしろ、産業活況即働者生活の好轉を意味するわけではない。非常時が齎した政治的諸モメントを別として、まつたく經濟的に考へるとしても、かゝる經濟闘争の退潮は、夜業残業による手取賃銀の増加と、就勞人員の増加とに基づくといへるであらう。「仕事がある」といふことは永い不景氣の下に呻吟する太陽のない街にとつては何といつても大きな魅力である。しかし、それにもかゝらず働者生活は基本的に好轉してゐないといふ事實は、他方において昨年および本年の争議原因に賃銀増額の要求が異常に多

いことにも反映されてゐる。高賃銀の影響は恐らく重工業部門における高級熟練工の部分にはあらはれたであらう。そしてそれは、燃え上らんとする經濟闘争を押し去らんとする一要素たり得たであらう。争議件數減少の第三の要因には、かゝる情勢に向つて反動的組合の簇出せること、非常時強權のいよいよ強化されつゝあること、左翼非合法組合が沈衰に歸したること、等々の政治的モメントがあげらるべきは云ふまでもない。

かゝる諸要因の複合が昨年来の争議傾向を支配したとすれば、これを基本的に觀れば、こゝには日本の政治經濟が國際的に占める危機情勢と、この危機の上に立つ日本の繁榮が根本的條件をなすといつても、さしたる異論はあるまいと思ふ。

都市労働者の經濟闘争が以上の如き特殊なる環境のなかに萎縮を示したに對して、窮乏農民の小作争議が依然として激増の一途を進み、その件數において最高記録を残すに至つたことは、まさに特筆明記を要する事實であつた。インフレーション政策は都市労働者に對してはなほ一面の魅力たるを失はなかつたのであつたが、それが軍需工業に偏倚するものであるかぎり、その作用はまつたく反農村的であり、真相はもとより、外見においても、農村生活の破壊を進めるのみであつた。農村救済をもつて立つた齋藤内閣の諸政策も、貧農大衆の生活には殆んど何もかも加へなかつた。米穀統制法の如きですら、飯米を持たぬ貧農小作人には却つて窮乏加重の結果をさへ齎らすと見られた。小作争議の激増は必然の數であつたのである。しかもこの争議の性質は、小作人解放への明るき面

に向つてゐるのではなかつた。それが小作貧農のまつたく死物狂ひの争ひであり、むしろヨリ暗き面に向つてゐるといふことは、小作權をめぐる土地防衛の闘争が昨年にもまして増加したことのみならずその規模が倭小化してますます猫額の地面に争はれつゝある事實に、瞭然と呈示されてゐる。そしてこの窮地に立つ農民とともに果敢に戦ふべき農民組合が、全国的に壊滅状態にあつたといふことは、これらの抗争の結果をも勢ひ有利に導かなかつたことは想察に難からぬところである。

經濟闘争にあらはれたかゝる新情勢は、労働者階級の組織・陣容に對しても同様に好影響をもつわけはない。労働組合の運動は、就業労働者の數が増加したにもかゝらずその量的な組織は殆んど伸びず、いはゆる組織率は低下してゐる。これを質的に見ても、變化は必しも歓迎に値しないやうである。主たる動向の第一とも見られたのは、運動の中核をなす社會民主々義的諸團體の活動が消極的に終始したことであつた。すなはち、日本労働組合會議加盟の諸團體は比較的順調の一ヶ年を送つたとはいへ、その活動は嵐のなかに保身するに全力を傾けた形であつた。第二には、非常時の子として創生した國家社會主義の諸團體は、豫想に反して忽ち分裂の悲運に遭うた。非常時情勢の昂進はこの種の組合の發展にとつては好條件であらうと考へられたにもかゝらず、結果はその反對であつた。蓋し、非常時に迎合せんとすれば勢ひ階級闘争の放棄に傾かざるを得ず、しかも階級闘争の否定はおのづから労働運動本來の使命と矛盾する。労働者運動をもつて出發したこの種の組合の悩みはこゝに深かつた。かくて國家社會主義を標榜した日本労働同盟及び遞友同志會は文字通り

四分五裂の状態に陥つたが、その一部は日本主義を奉じて國粹的團體へと接近し、一部は國家社會主義の名を奉じつゝも再び社會民主主義に歸らんとする志向を示すが如くであつた。第三に注目された傾向は、從來合法的左翼と呼ばれた一部隊に、漸次、一層の合法化乃至は右傾化せんとの氣運の動きが觀取されたことである。東京市従業員組合、東京交通労働組合、また後者の主導する日本交通總聯盟の如きは、その顯著なるものであつた。最後に、第四には、左翼非合法組合が非常時の嵐に直面して内部的にもまた抗争を深め、殆んど活動不能の状態におかれたことである。

無産政黨の活動も固より組合運動のそれと異曲同調であつた。日本國家社會黨はいふまでもなくその母體たる組合と同一の運命を負はざるを得なかつた。その一部がいはゆる日本主義を高唱して純粹なる國粹的團體と選ぶところなき集團に轉化したことも組合の場合と同様であつた。それは無産者の階級的運動を否定するものであり、從來の觀念からすればもとより早や無産政黨とは稱し難いものであつた。しかし、この國家社會黨の崩壊は、社會民主々義を主導精神とする社會大衆黨の發展にとつては却つて好結果であつたらう。同黨は、もはや國社黨よりの浸蝕を受ける憂ひもなく、本年は黨内部の整備に没頭し得たわけであるが、しかし、一般的な危機情勢はこの黨に對しても全く無影響ではなかつた。同黨が當面の運動方針を具體化し、實際化し、新情勢に對應せんとする用意を示したのは大いに之を認めねばならぬが、この政策具體化について黨が示した黨内動搖の跡には、黨内に發生したフアッシ^{フアッシ}的分子との鬭争が多分に記録されてゐる。

しかし、國際危機情勢が最も深刻なる影響を及ぼしたのは何と云つても日本共産黨であつたらう。黨巨頭の轉向が同黨に與へた衝動はまことに甚大であつた。たゞに黨自身に對してばかりではなく、黨の外廓運動および黨に對する一般大衆の態度の上にも、それは異常の影響を與へたのである。しかし、いはゆる轉向問題も、その根底を探ればまことに深く且つ廣い。コミンタインの活動をして著しく困難に陥れた國際情勢そのものが、共產主義の祖國ソヴェート・ロシアの國策をすら動かして國際主義の退却を餘儀なくせしめてゐる今日、日本におけるこの種運動の指導者の轉向のごときも、何ら驚天動地の異變とは觀じ難いのである。

さり乍ら、一切のかゝる情勢が、本年度における爲政當局の勞働および思想對策を聊か閑散に導いたことは否み難いところであらう。左翼運動の沈滞とは反對に高調される非常時意識は、一般に智識的分子の思想運動に對する關心を薄らげ、更に一般大衆を急速に愛國的景圍氣に捲き込まんとした。この空氣は、例へば官業勞働者の間に勞働報國のモットーをすら生かしめ、無報酬勤勞の擧にさへ出でしめた。これは、非常時下における勞働統制の一表現であり、そしてそれは非常時の高唱が千の施設對策に優ることを物語つてゐる。人々はこゝにも、この時代とこの國とのもつ特異性を擲み得たであらう。

しかし、最後に注目せられねばならぬことは、非常時の進展が、かくの如く勞働者階級に對する支配階級の積極的攻勢を齎したばかりではなく、國家統制における支配階級の政治的象面にもまた一個

の罅隙を生みつゝあることであつた。そこには独占資本家の弱き労働者農民に對する萬能的支配すらも自ら全く無批判たり得ない事態を呼びつゝある。従つてこゝでは我國の労働者及び農民の問題は、單純なる勞資問題以上に國家機構の問題とつながり、極めて複雑多岐なる局面を展開しつゝある。この意味において、労働運動としてのフ、リズム運動が全くの見込違ひを暴露したこの日本の一九三三年は、一方に躍進する軍需工業と他方に底知れず窮まり行く農村問題とを二大表徴として、まことに重大の轉機にのぞむ一ケ年であつたと思はれる。

本年鑑はかゝる状態下の昭和八年における日本労働者および農民の各方面に互る状態と運動とこれに對する施設對策の事實を可及的忠實に記録し報告せんとするものである。しかし乍ら我等の努力及ばず、尙ほ幾多の缺陷あらんことを保し難い。翼くば大方の叱正と助言とを惜まれざらんことを。終りに臨んで、本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して深厚なる謝意を表する。

昭和九年十一月

大原社會問題研究所

凡 例

一、本年鑑が掲げた記事は、主要なる新聞雑誌、各労働者團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按配したるものと、本所が直接調査したる所に據るものとより成る。

一、本年鑑の編纂方針は大體前年度のそれを踏襲した。但し、多少の變更は免れなかつた。その主なるものは従來「附録」の「二」として掲げ來つた文獻を省いたことであるが、右文獻は様式を多少變へて本所發行の月刊大原社會問題研究所雑誌に毎號載録することゝした。次に、今回初めて本文中に若干の圖表をかゝげた。

尙ほこの他の部分についても、記述の精粗は勢ひ多少の變更を免かれなかつた。

一、本文の記述は原則として昭和八年中の事實に限つたが、資料の關係上、それ以前の事實をもつて記述した個所もあり、また極めて稀れであるが、昭和九年に入る事實にも言及せざるを得なかつた個所もある。従つて記述の中で「本年」とせるはみな昭和八年のことであり、八年以外の事實については一々そのことを附記した。

一、總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目はそれぞれの部の扉本文の細目次は表に、統計表あるものは裏に載せてある。

日本勞働年鑑目次

緒言——昭和八年大觀

昭和八年重要日誌

凡例

第一部 勞働者狀態……………一

概說……………一

第一篇 勞働者狀態一般……………二

第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態……………一五

第三篇 農業勞働狀態……………五四

第四篇 其他の勞働者の狀態……………六九

第五篇 中間階級者・婦人勞働者・職業婦人並に少年勞働者狀態……………七五

目次

第六篇 勞働移民狀態	九三
勞働者狀態統計表——第一表乃至第二十三表	一〇二
第二部 勞働者運動	一九一
概說	一九一
第一篇 勞働者爭議(並に小作爭議)	一九二
第二篇 勞働組合(並に農民組合)	二五三
第三篇 無產政黨	四三四
第四篇 消費組合運動	四六七
勞働者運動統計表——第一表乃至第七表	四八一
第三部 勞働施設及對策	五〇五
概說	五〇五
第一篇 雇主の施設及對策	五〇六
第二篇 社會政策的施設	五二五

第三篇 勞働者運動對策	五七一
勞働施設及對策統計表——第一表乃至第七表	五七七
第四部 社會事業	五九七
概說	五九七
第一篇 社會事業行政	五九七
第二篇 社會事業施設	六〇二
第三篇 兒童保護事業	六二二
第四篇 社會教化事業	六三〇
社會事業統計表——第一表乃至第十表	六三七
第五部 思想團體及思想運動	六五九
概說	六五九
第一篇 社會主義的運動	六五九
第二篇 反社會主義的運動	七〇一

國家主義的及國粹團體一覽……………七一四

附錄 昭和八年中に制定せられたる社會問題關係法規……………一

目次完

第一節 勞働者狀態統計表

- 第一表 各種勞働者數
 - 其一 職業別人口
 - 其二 工場鑛山其他勞働者數
- 第二表 工場勞働者數
 - 其一 適用工場及職工業務別數
 - 其二 規模別工場數
 - 其三 規模別職工數
 - 其四 寄宿職工數
- 第三表 鑛山勞働者數
 - 其一 鑛夫數
 - 其二 鑛山種別鑛夫數
- 第四表 交通通信勞働者數
 - 其一 國有鐵道從業員數
 - 其二 地方鐵道職員及從業員數
 - 其三 軌道從業員數
 - 其四 船員累年表
 - 其五 海技免狀受有者數
 - 其六 通信從業員累年表
- 第五表 工場勞働者年齡別
 - 其一 體性及年齡別數
 - 其二 適用工場職工年齡別數
 - 其三 職工五人以上使用工場職工年齡別數
- 第六表 工夫年齡別
- 第七表 工場勞働者異動
 - 其一 異動月表
 - 其二 解雇者歸趨月表
- 第八表 鑛夫異動
 - 其一 異動月表
 - 其二 解雇者歸趨月表
- 第九表 失業統計
 - 其一 全國失業者概數
 - 其二 推定失業者數
- 第十表 一般貸銀統計
 - 其一 全國貸銀指數月表
 - 其二 東京貸銀指數月表
 - 其三 大阪貸銀月表
- 第十一表 工場鑛山其他勞働者貸銀統計
 - 其一 貸銀指數月表
 - 其二 一日平均實收貸銀月表
 - 其三 勞働人員及貸銀指數月表
- 第十二表 家計調查
 - 其一 俸給生活者家計
 - 其二 勞働者家計
 - 其三 農業者家計
- 第十三表 工場災害統計
 - 其一 工場災害者數累年表
 - 其二 業態別數
 - 其三 工場災害原因調
- 第十四表 鑛山災害統計
 - 其一 鑛山災害者數累年表
 - 其二 鑛山種別數
 - 其三 事由別死亡者數
- 第十五表 物價統計
 - 其一 主要日用品卸賣物價
 - 其二 東京物價十ヶ年對照表
 - 其三 東京主要商品指數
 - 其四 東京小賣物價指數
 - 其五 大阪日用品小賣物價
- 第十六表 內外物價指數
- 第十七表 郵便貯金統計
- 第十八表 職工貯蓄
- 第十九表 農業統計
 - 其一 耕地面積
 - 其二 農家戶數
 - 其三 耕地所有者戶數
- 第二十表 水產業者統計
 - 其一 水產業者數
 - 其二 遭難漁船
- 第二十一表 林業勞働者統計
- 第二十二表 俸給生活者統計
 - 其一 官吏數及平均俸給額
 - 其二 公吏數及平均俸給額
 - 其三 教員數
 - 其四 小學校教員數
 - 其五 中等學校教員數
 - 其六 實業補習學校教員數
 - 其七 其他學校教員數
 - 其八 學校教員平均月俸額累年表
- 第二十三表 婦人勞働者及少年勞働者
 - 其一 女職工數
 - 其二 工場少年勞働者數
 - 其三 女給藝妓酌婦娼妓等數
- 第二十四表 海外移民
 - 其一 海外在留本邦內地人口表
 - 其二 在留地別本邦內地人數
 - 其三 職業別海外在留本邦人數
 - 其四 海外在留朝鮮及臺灣人數

概 説

金輸出再禁後の我が經濟情勢の勞働界一般への影響は、すでに昭和七年度において明確に現はれてゐたが、昭和八年はこの狀況を更に發展せしめた。對外爲替の低落による輸出増進と、相次ぐ軍需インフレーションとは、我が産業界の可成りの範圍に互つて好況を齎したことは今や否定すべくもない。生産活動は活潑となり、利益率は向上した。しかも、前年度まで未だ不安の情勢を孕んでゐた滿洲國が漸次その基礎を固むるに従つて、滿洲投資も激増し、それはまた國內の經濟情勢に反作用して好影響を齎した。八年度においては物價は急騰はしなかつたが、會社収益の向上は漸次その範圍を廣めて行つた。かくて、勞働者の就業狀態も、七年度に較ぶれば確かに好轉した。日銀調によれば前年度の勞働人員指數七四・七は本年においては八一・九に達した。特に、軍需品關係の重工業における改善のあとは可成りに顯著であるといはねばならなかつた。さらに、例年惡化の一途を辿つてゐた鑛山業においても、社會局の發表するところでは本年は遂に雇入數が却つて解雇數を超過したといふ。かゝる好轉は、これを確認しなければならぬ。が、しかし、それと同時に、この好轉が謂ゆる軍需インフレーションを動力とする跛行的なものであることと、しかもインフレーションそれ自身が現在において孕み將來において生まんとする矛盾そのものとは、右の好況の裏面にひそむ戒心すべき事實たることを失ふものではない。實際、現在においても、就勞人員の増大とその實收賃銀の増加とも拘はら

ず、物價騰貴によつて實質賃銀は却つて減少傾向にある。かくて謂ゆるインフレ景氣に好影響を受けたと見られる都市勞働者のみを見ても、その消費能力の基礎は再禁止以前に較べて却つて縮少の傾きをもつことを知るのである。昭和八年においては、インフレーションは猶ほ發端の過程にあるのであるが、この過程がすでに、インフレーションが勞資の間に何を齎しつゝあるかを分明に語つてゐるのである。

然し乍ら、かゝる經濟情勢が都市勞働者に與へた影響は、これを農村に對するそれと比較するならば、尙ほ遙かに良好な狀態であつたといはねばならぬ。インフレーションは必然に工業的生産の人爲的擴大のみに偏するが故に、工業産物と農産物との價格のシェーレは愈々擴大の一途を進まざるを得ない。搗て、加へて、我國固有の遅れたる農業狀態は、こゝ數年來の恐慌狀態を更に押し進めるの外に道はなかつた。米穀問題、負債問題、蠶絲問題、等々、我が農村に響き渡る警鐘に應じて、政府當局も米穀統制法をはじめとして各種の應急對策を講じたが、その効果を期待するには客觀的情勢はあまりにも壓倒的であつた。農村問題は、依然我國刻下の最大の社會問題として、これを昭和九年度に引繼がざるを得なかつた。

第一部は、かゝる勞働者および農民狀態の一般を、公私の統計を主たる資料として記述した。

(記述中、本年とせるは昭和八年のことであり、昭和八年の資料を缺く場合は一々その年次を斷つて記述してゐる。)

第一篇 労働者状態一般

第一章 職業別人口及び労働者数

1 職業別人口

職業別人口 「抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概観」によれば、我國總人口六四、〇六七、〇五〇のうち有業者は二九、二二〇、五五〇であつて、その總人口中に占める割合即ち有業率は四六・六%に當る。これを男女各別に見れば、

	總 數	男	女
總人口	六四、〇六七、〇五〇	三三、二九四、八九〇	三〇、七七二、一六〇
有業者	二九、二二〇、五五〇	一九、〇八九、五三〇	一〇、一三二、〇三〇
有業率	四六・六%	五九・二%	一・九%

次に有業者二九、二二〇、五五〇を職業大分類に依つて區分すれば、農業の一四、一五六、〇三〇最も多く、有業者の半數近く（四八・四%）を占めており、次で工業、商業の順位で、鑛業の順位で鑛業が最も少く〇・八%にすぎない。いま各職業における有業者の男女別數並に總數に對する割合を見れば次の如くである。

職業	總 數	人口千人中各業總數の割合	
		男	女
總數	二九、二二〇、五五〇	一九、〇八九、五三〇	一〇、一三二、〇三〇
農業	一四、一五六、〇三〇	七、七九一、〇三〇	六、三六五、〇〇〇
水産業	五八八、〇四〇	五二一、〇四〇	四七、〇〇〇

職業	總數	雇主	單獨	使用人
鑛業	三三六、一八〇	一九八、一八〇	三六、〇〇〇	八
工業	五、二九〇、五六〇	四、二八六、五六〇	一、〇〇四、〇〇〇	一八一
商業	四、四六三、二一〇	三、〇三六、一一〇	一、四三七、〇〇〇	一五三
交通業	一、二〇八、五六〇	一、〇三七、五六〇	八一、〇〇〇	三六
公務自由業	二、〇三二、〇七〇	一、六八五、〇六〇	三四六、〇一〇	七〇
家事使用人	八〇六、〇〇〇	八七、〇〇〇	七一九、〇〇〇	二八
其の他の有業者	五六一、〇〇〇	四六六、九八〇	九四、〇二〇	一九

職業上の地位別有業者數 各業における有業者の産業上の地位を見るに（但し全部が使用人なる家事使用人を除く）、使用人の割合が最も多いことは各業共通であるが、雇主と單獨との割合においては獨り農業においてのみ單獨より雇主の割合が多く、他はいづれも雇主より單獨の割合が多い。そして、有業者總數の地位別割合と較べての相対的な意義において各業有業者のそれを觀察すれば、農業においてのみ雇主の割合が多く、單獨は水産業、工業、商業において、使用人は鑛業、工業、交通業及び公務自由業において比較的はその割合が多い。

職業	總數	雇主	單獨	使用人
總數	六四、〇六七、〇五〇	六、二三七、一五〇	三、三七五、二一〇	一九、七〇八、三八〇
1 農業	一四、一五六、〇三〇	四、二八〇、〇八〇	七五五、〇四〇	九、一四〇、九一〇
2 水産業	五八八、〇四〇	一一三、〇〇〇	一一五、〇一〇	三四〇、〇三〇
3 鑛業	三三六、一八〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	三三三、一八〇
4 工業	五、二九〇、五六〇	六六六、〇一〇	九一五、〇〇〇	三、六八九、四二〇
5 商業	四、四六三、二一〇	九三一、〇五〇	一、二六九、〇四〇	二、二六三、〇二〇
6 交通業	一、二〇八、五六〇	六九、〇一〇	一三四、〇〇〇	九一五、五五〇

7 公務自由業	二、〇三〇、〇七〇	五、〇〇〇	一八七、〇〇〇	一、七九六、〇七〇
8 家事使用人	八〇六、〇〇〇	—	—	八〇六、〇〇〇
9 その他の有業者	五六一、〇〇〇	一、〇〇〇	三六、〇〇〇	五三四、〇〇〇
1—9	二九、三三〇、五五〇	六、一三七、一五〇	三、三七五、二一〇	一九、〇八八、二八〇
10 無業	三、八四六、五〇〇	—	—	—

各職業總計を一、〇〇〇とする地位別割合

産業上の地位	雇主	單獨	使用人	計
總數	二二〇	一六	六七四	一、〇〇〇
農業	三〇二	五	六四六	一、〇〇〇
水産業	一九九	二〇	五九九	一、〇〇〇
鑛業	二五	三〇	九四五	一、〇〇〇
工業	一三〇	一七	六九七	一、〇〇〇
商業	二〇九	二四	五〇七	一、〇〇〇
交通業	六	一三	八二六	一、〇〇〇
公務自由業	二五	九	八八四	一、〇〇〇
家事使用人	—	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
その他の有業者	二	六	九三四	一、〇〇〇

2 職業別労働者數

職業別労働階級人口 上記抽出調査における各職業有業者中の「使用人」の數は前掲の如くであり、これを直ちに各職業労働者と見做し得るかどうかは固より問題の存するところであるが、右の各數は大體に大正九年國勢調査報告における「本業者たる勞務者」の數に近い(前々年度本年鑑本項参照)。いまこの抽出調査における各

職業使用人數の各職業有業者總數に對する割合と大正九年國勢調査報告における「各職業の本業者總數に對する本業者たる勞務者の割合」を對比すれば次の如くである。

	總數	使用人	各總數に對する使用人數の割合	各職業の本業者總數に對する勞務者の割合
總數	六四、〇六七、〇五〇	一九、七〇八、二八〇	六七・四	五九・〇
農業	一四、一五六、〇三〇	九、一五〇、九一〇	六四・五	六三・四
水産業	五八八、〇四〇	三四〇、〇三〇	五九・九	六二・四
鑛業	二三八、一八〇	二二三、一八〇	九四・五	八八・四
工業	五、二九〇、五六〇	三、六八九、五三〇	六九・七	七〇・三
商業	四、四一三、一一〇	二、二六三、〇二〇	五〇・七	三四・七
交通業	一、一八八、五六〇	九一五、五五〇	八二・六	六一・六
公務自由業	二、〇三二、〇七〇	一、七九六、〇七〇	八八・四	三四・一
家事使用人	八〇六、〇〇〇	八〇六、〇〇〇	一〇〇・〇	—
その他の有業者	五六一、〇〇〇	五三四、〇〇〇	九三・四	九五・四

職業別による各種労働者の數は前表においてほとんども窺はれるところではあるが、右は昭和五年十月一日現在の數であるのみならず、その範圍も單に「使用人」とあるにすぎず勢ひ可なり廣汎に亘るをもつて、いま別個の調査をもつ工場、鑛山、林業、漁業、等について最近の數字をかゝぐれば左の如くである。

- 一、工場労働者 二、三三四、〇三九(昭和八年十二月末現在社會局調)
- 二、鑛山労働者 三、三七、九八八(同 右)

三、林業労働者
四、漁業労働者

一五、八四〇(昭和七年六月末現在鑛山局調)
一、四八三、六五(昭和四、五年の状態、山林局調)
八五、七三(昭和七年末現在。農林省調、副業者等をもふくむ「水産業被用者の」數。
備考——前年度本年鑑本項に昭和六年度末現在數として掲げたものは八四、八三の誤記茲に訂正す)

(尙ほ各種労働者數の細別數字は第二篇以下各章並に第一部統計第一表参照)

第二章 労働生活

第一 失業状態

數年來深まりつゝあつた我國の失業は、昭和六年末の金輸出再禁を轉機として進められた謂ゆる軍需インフレーションの展開により昭和七年度においては重工業その他の一部局面に多少の好轉を齎し昭和八年度に入つても尙ほこの好轉をつゞけてゐると見られてゐる。しかし、謂ゆる「就業人員」の僅少の増加が全體に深まれる失業をどの程度に緩和したかは、この指數そのものによつて直接に見ることはできない。いま、大體の趨勢を昭和五年國勢調査の抽出調査、日銀調労働人員指數、内務省社會局の發表にかゝる失業狀況推定月報、等によつて窺ふこととする。その産業部門別の詳細については更に後段(第二篇第二章、第一、第二)に述べるであらう。

一、國勢調査(抽出調査)による失業者數 は二八六、〇〇〇人

で、これを先に國勢調査による概數として發表された三二二、五二七人に比較すれば可成りに少い。いまこれによつて失業者の産業別數を見るに、工業最も多く總數の半に近い四七・六%を占め、以下商業の一四・三%、公務自由業の一三・六%、交通業の九・八%、農業六・六の順序である。

	男		女		計	總數を一〇〇とする各産業の割合
	總數	失業者數	總數	失業者數		
總數	二七三、〇〇〇	一五、〇〇〇	二六六、〇〇〇	一〇〇・〇		
農業	一八、〇〇〇	一、〇〇〇	一九、〇〇〇	六・六		
水産業	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	〇・七		
鑛業	八、〇〇〇	—	八、〇〇〇	二・八		
工業	二九、〇〇〇	七、〇〇〇	一三六、〇〇〇	四七・六		
商業	三八、〇〇〇	三、〇〇〇	四一、〇〇〇	一四・四		
交通業	二七、〇〇〇	一、〇〇〇	二八、〇〇〇	九・八		
公務自由業	三五、〇〇〇	四、〇〇〇	三九、〇〇〇	一三・六		
家事	八、〇〇〇	三、〇〇〇	一一、〇〇〇	三・八		
其他の産業	二、〇七〇	—	二、〇〇〇	〇・七		
地方別						
東京市及其附近		六一、〇三四				
大阪市及其附近		三〇、四七三				
横濱市及其附近		一三、六八三				
神戸市及其附近		一〇、〇六六				

次に右失業者を地方別に見てその主要なる地方を擧ぐれば次の如くである。

名古屋市及其附近 八、八四九
 京都市及其附近 五、六一四

尚ほ同じく右により失業者を年齢階級別に見れば次の如くであり
 二五—二九歳が最も多く、約二割に達してゐる。

年齢別	失業者	數總數を一〇〇とする各年齢別の割合
總數	二六、〇〇〇	一〇〇・〇
一四歳未満	一、〇〇〇	〇・三
一五—一九歳	一九、〇〇〇	六・六
二〇—二四歳	四九、〇〇〇	一七・一
二五—二九歳	五六、〇〇〇	一九・六
三〇—三四歳	三五、〇〇〇	一三・三
三五—三九歳	三四、〇〇〇	一二・九
四〇—四四歳	二三、〇〇〇	八・〇
四五—四九歳	三〇、〇〇〇	一〇・〇
五〇—五四歳	一六、〇〇〇	五・六
五五—五九歳	九、〇〇〇	三・一
六〇—六四歳	一〇、〇〇〇	三・五
六五—六九歳	三、〇〇〇	一・〇
七〇歳以上	一、〇〇〇	〇・三

二、日銀調による労働人員指數 その月別移動を見れば次の如くである。累年減少の一途を辿つてゐた指數は昭和七年に入つて低下の傾向を阻まれ、更らに本年に入つて可成り上昇に轉じてゐる。この總指數がいかなる産業部門における變動を反映してゐるかは後段

第一部第一篇 労働者状態一般

(第二篇第二章第二)を参照されたい。

労働人員指數 (日本銀行調査)

平均	指數	同	同	同	同	同	同	同	同
大正十五年平均	一〇〇・〇	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和五年平均	八二・〇	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和六年平均	七四・四	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和七年平均	七四・七	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和八年平均	八二・九	同	同	同	同	同	同	同	同
同 一月	七七・四	同	同	同	同	同	同	同	同
同 二月	七八・五	同	同	同	同	同	同	同	同
同 三月	七五・九	同	同	同	同	同	同	同	同
同 四月	八二・一	同	同	同	同	同	同	同	同

三、内務省社會局の「失業状況推定月報」によつて見るに、昭和七年度一月の失業者四八五、八八六(失業率六・九四)から漸減し七月に再び反撥して五一〇、九〇一(失業率七・二〇)に達してゐたが、以後は漸減の一途を辿り昭和八年を通じて著しき減少を示してゐる。即ち八年十二月は三七八、九二一(失業率五・一一)で、これをこの年初に較べても約一四・六六%の減少である。

種別	給料生活者	労働者			計
		日傭労働者	其他の労働者	人	
一月一日	調査人口	一、六九三、四五五	一、七六七、九三六	三、七六四、八三二	七、二四五、三〇三
現在	失業者	八〇、五九九	一八八、〇八六	一七五、四三七	四四四、〇三三
	失業率	四・七六	一〇・五三	四・六六	六・一三

二月一日	調査人口 一、六九四、四五四	一、七八一、六六八	三、七六〇、五五五	七、二三六、六七七
現在	失業者 七八、八四七	一八四、九一〇	一七五、〇三三	四三八、七八〇
	失業率 四・六五	一〇・三八	四・六五	六・〇六
三月一日	調査人口 一、六九四、九五四	一、七八〇、二六三	三、七八六、八三八	七、二六一、九一八
現在	失業者 七六、六六九	一八一、二二一	一六六、四九七	四三四、二八七
	失業率 四・二九	一〇・二七	四・四〇	五・八四
四月一日	調査人口 一、六九八、五四一	一、七八〇、〇三三	三、七八六、三五〇	七、二六四、九〇六
現在	失業者 七三、〇三三	一八三、二〇二	一五九、一三八	四一四、三九二
	失業率 四・二四	一〇・二九	四・二〇	五・七〇
五月一日	調査人口 一、六九九、四五四	一、七七三、三六六	三、七九五、九五四	七、二六八、七七四
現在	失業者 六九、六二四	二〇一、四八八	一五八、一九三	四三九、二九五
	失業率 四・一〇	一二・三六	四・一七	五・九一
六月一日	調査人口 一、六九八、五六五	一、七七四、一〇三	三、八一一、二五四	七、二八三、九二二
現在	失業者 七〇、一九四	一九九、五七七	一五八、九三七	四二八、七〇八
	失業率 四・一三	一二・三五	四・一七	五・八九
七月一日	調査人口 一、七〇一、六四二	一、七七七、九三六	三、八二七、五三一	七、二九七、一〇九
現在	失業者 六九、九三八	一九七、七八八	一五〇、四五二	四一八、一七七
	失業率 四・一三	一二・二二	三・九四	五・八一
八月一日	調査人口 一、七〇五、四三四	一、七七九、三〇八	三、八三五、九二三	七、三三〇、六六五
現在	失業者 六九、七六九	一九五、九〇五	一四七、九七五	四一三、六四九
	失業率 四・〇九	一一・〇一	三・八六	五・六五
九月一日	調査人口 一、七〇九、八一九	一、七八八、九〇四	三、八五三、三九七	七、三四二、二二〇
現在	失業者 六八、六〇七	一九二、〇一五	一四〇、四九六	四〇〇、二一八
	失業率 四・〇一	一〇・七四	三・六五	五・四五

十月一日	調査人口 一、七二三、二八〇	一、七八五、七四〇	三、八七四、一四一	七、三三三、一六一
現在	失業者 六九、二〇三	一八八、六〇五	一三四、四八六	三九二、二九四
	失業率 四・〇四	一〇・五六	三・四七	五・三六
十一月一日	調査人口 一、七八八、二七〇	一、七八八、八七一	三、八九〇、七三六	七、三九七、八七七
現在	失業者 六九、四九七	一八四、二四四	一三九、八五九	三八三、五八二
	失業率 四・〇四	一〇・三〇	三・三四	五・一九
十二月一日	調査人口 一、七二〇、九九三	一、七八九、七五六	三、八九九、三七五	七、四二〇、二二四
現在	失業者 六九、〇〇三	一八三、三五二	一三六、五六七	三七八、九二二
	失業率 四・〇一	一〇・二四	三・二五	五・二一

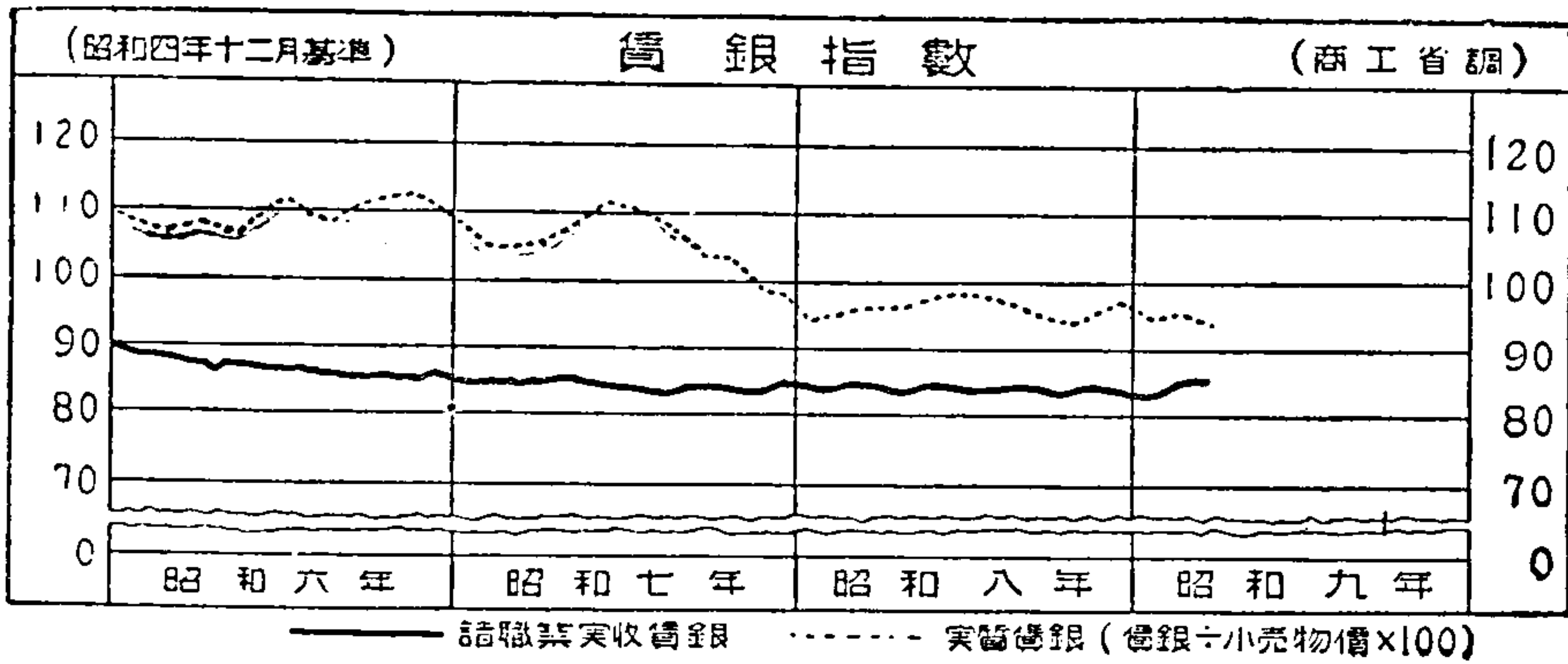
第二 賃 銀

昭和八年における諸職業賃銀の大勢を商工省調査十三都市の平均について見るに、年中各月を通じて八二臺に終始し、前年の八三臺から一度に八一に低落し更に年末八三に昇つたのに比してこれを上昇と見ることはできない。むしろ低調と見るが妥當であらう。但しこれを東京・大阪の二大都市について見れば、さすがに僅かの上昇氣運を示してゐる。その月別移動は左の如し。

諸職業賃銀指數月別移動 (商工省調)

昭和八年		昭和八年	
十三都市平均	東京 大阪	十三都市平均	東京 大阪
一月	八二・二 八九 九〇	五月	八三・二 八九・四 九二・二
二月	八二・三 九〇 九〇	六月	八三・四 八六・八 九一・二
三月	八二・五 八九・九 九〇・七	七月	八三・二 八九・〇 九〇・九
四月	八二・四 八八・四 九二・一	八月	八三・〇 八六・九 九一・二

九月	八三・六	八八・一	九二・七
十月	八三・〇	八八・四	九二・〇
十一月	八二・四	八九・四	九〇・六
十二月	八二・九	八九・三	九〇・九



一 月 二 月 三 月 四 月 五 月 六 月 七 月 八 月 九 月 十 月 十 一 月 十 二 月

〔備考〕—大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀をもつて一〇〇とす。

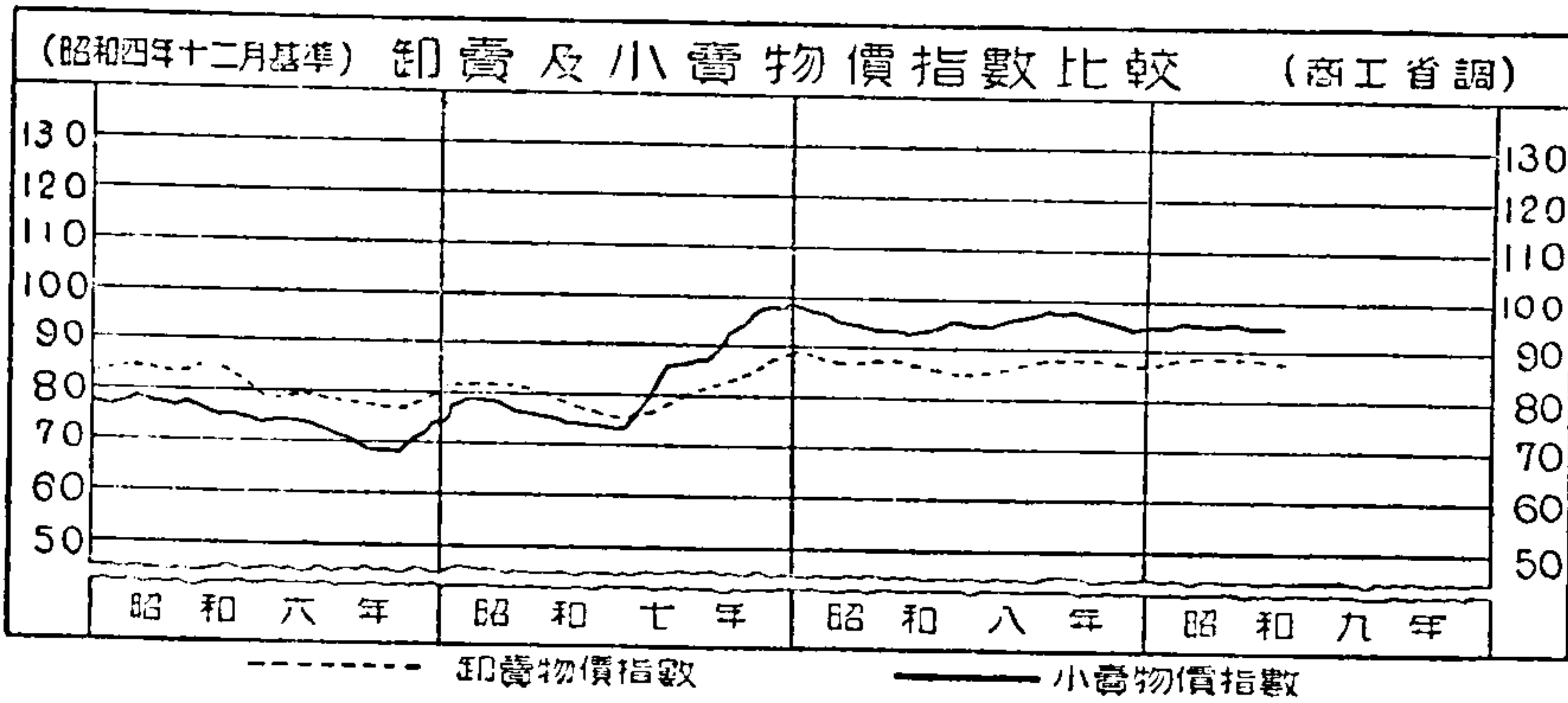
十三都市平均	八三・二	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三	八三・三
東京	八七	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
大阪	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九

尚ほ諸職業別賃銀の詳細に就ては第二篇第二章第三參照。

第一部第一篇 労働者状態一般

第三章 生計状態

第一節 物價



昭和七年以來頓に上昇に轉じた物價は八年に入つても大體に騰勢を辿つた。但しその騰貴の勢は一般に豫想せられてゐたほどの果臝ではなく、むしろ一頓挫を來したとも見られる。しかも上昇の程度は、卸賣物價と小賣物價とでは著しく相違し、また卸賣物價の中においても輸出入商品と國內需要商品とではまた可成の相違があり、さらに農産物と工業生産物、カルテル商品と非カルテル商品とにより著しく發展の歩調を相違した。この各種物價の騰貴にあらはれた甚しき跛行状態が、本年度物價運動の顯著なる特徴を示すものであつた。但しこゝでは一般卸賣物價と小賣物價とにおける指數の變動を見るにとどめる。

卸賣物價

商工省調卸賣物價統計によれ

ば、卸賣物價指數は七年度末の著しき躍騰のあとを受けて八年初頭は可成り高位を保つたが、その後やゝ低落歩調に轉じた。但し年平均をもつてみれば、さすがに八年度は七年の上位にあること左表の如くである。

卸賣物價指數 (商工省調)

月	昭和八年	昭和七年
一月	七六・四	七五・八
二月	七六・〇	七六・一
三月	七四・九	六九・四
四月	七四・〇	七四・一
五月	七四・六	七三・二
六月	七五・八	七三・三
七月	七六・〇	七三・三
年平均	七五・七	七三・三

〔備考〕—大正十年乃至十二年全三ヶ年平均價格一〇〇をとす。

尙ほ、日本銀行調査にもとづき東京物價の趨勢を見るに大體右と同様の歩調を示し、八年年初の昂騰から上期一杯はやゝ低落を辿り下期に入つて再び上昇を示してゐる。平均においては七年の一六一・一から一七九・五とやはり上昇を記録してゐる。

東京物價 (日銀調)

主要商品指數(東京)

月	昭和七年平均	昭和八年平均	米	砂糖	生絲	綿絲	石炭	洋鐵
一月	一五九・五	一八五・〇	一九八	二九七	九四	一九八	二四三	一三四
二月	一六一・四	一七九・六	一九九	二八五	八五	一八一	二四八	一三四
三月	一五八・五	一七七・四	一八一	二八五	八一	一七九	二四九	一四六

四月	一五四・一	一七六・二	一八〇	二八三	八八	一六七	二四九	一三〇
五月	一五〇・三	一七六・八	一八二	二八七	九七	一八一	二五一	一二九
六月	一四六・四	一七九・六	一八一	二九七	一三〇	一九四	二五三	一二三
七月	一四七・七	一八三・一	一七四	二六八	一二七	一九二	二五六	一二四
八月	一五五・八	一八〇・〇	一七五	二六八	一〇五	二〇〇	二五八	一二二
九月	一六七・四	一八二・四	一七五	二七三	一〇四	二〇四	二六九	一二三
十月	一六九・一	一八〇・四	一七六	二六三	八七	二〇四	二六九	一二三
十一月	一七七・九	一七八・七	一八五	二六四	七二	二〇五	二七五	一二七
十二月	一八四・六	一七五・五	一八五	二六六	六六	一九七	二七九	一二三
年平均	一七二・一	一七九・五						

〔備考〕—明治三十三年十月を一〇〇とす。

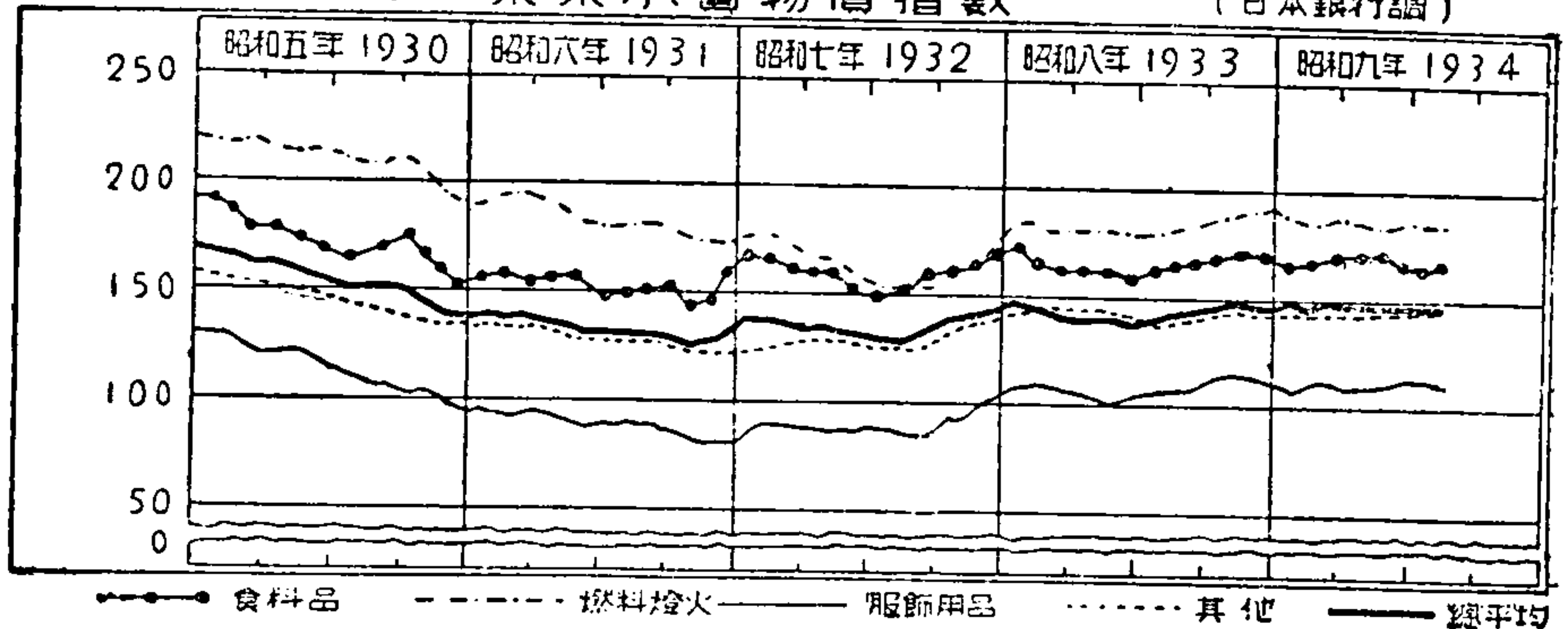
小賣物價

小賣物價指數も七年度に比して上昇を示してゐる。日本銀行調査によれば、昭和七年の總平均一三六・八から八年は一四五・六に昇つてをり、その上昇率は八・八%に達し、六年から七年への上昇率一・三に比して可成りの上騰であらう。これを食料品、燃料燈火、服飾用品、其他の各別についてみれば大體に總平均と同一歩調を辿つてゐるが、燃料燈火の騰貴が最も著しくあらはれてゐる。

東京小賣物價指數 (日銀調)

月	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年
一月	一四八・一	一三八・八	五月	一四三・四
二月	一四五・八	一三八・六	六月	一四二・二
三月	一四四・二	一三六・四	七月	一四三・二
四月	一四三・六	一三五・〇	八月	一四四・四

(大正三三年七月基準) 東京小賣物價指數 (日本銀行調)



昭和七年八月)によつて昭和六、七、八年七月に發表せられたる家計調査報告(自昭和六年九月至昭和七年七月)の狀況について概要を記述することとする。

調査方法の詳細については直接同報告の参照を乞ふ外はないがその大要は下の如くである。調査の範圍は東京市以下全國九市に

第一部第一篇 労働者状態一般

第二家計

1 生活費

月	平均	備考
九月	一四六・八	一三〇・〇
十月	一四七・八	一四〇・〇
十一月	一四九・二	一四一・六
十二月	一四八・七	一四六・〇
年平均	一四六・六	一三六・八

〔備考〕—大正三三年七月を一〇〇とす。

生計費に關しては從來本節において内閣統計局調「家計調査報告」(自大正十五年至昭和二年調査)を紹介して來たが、今回同じく内閣統計局は米價統制の基本資料を供給する目的をもつて昭和六年以降累年家計調査を施行し、その結果を發表することとなつた。今回は昭和八年七月に發表せられたる家計調査報告(自昭和六年九月至昭和七年七月)の狀況につ

亙り給料生活者(官公吏・銀行會社員・教職員)および労働者(工場労働者・交通労働者)につき、一、五一七世帯を採擇して調査したものである。一世帯平均人員は給料生活者は三・七七人に當り、労働者は四・〇八人に當る。次に今次の調査が前回(大正十五年乃至昭和二年)のそれと著しく異なる點は、今次の調査が月収入五〇圓以上一〇〇圓未満の世帯を調査したものであるに對し、前回のそれは月収入二〇〇圓未満のそれを調査した點である。従つてその結果、表にあらはれたる収入階級の最高級は今次の調査においては一〇〇圓以上級、前回では二〇〇圓以上級である。従つて直接に兩者の比較をすることは出来ない。依つて以下に兩者の比較がされる場合には、前回調査の世帯總數一、五七五中一二〇圓以下の世帯を抽出し、之に關する數字が今次の調査の數字と比較されてゐる。

いま労働者及び給料生活者につきその實収入、實支出、總収入、總支出の概要を述べる。各々の職業分類によるヨリ詳細については夫々第二篇及び第五篇の當該章節に述べてある。

實収入及び實支出 給料生活者及び労働者の實収入並に實支出の實數と比率を示せば次の如くである。

項目	労働者		給料生活者	
	實數	比率(%)	實數	比率(%)
實 收 入(總額)	八三・四	100.00	九三・三	100.00
1 勤勞收入(總額)	七五・七	九三・四六	八三・三	九〇・三四
2 1世帯主收入	七五・二七	九〇・三三	八一・八七	八八・七七
3 2世帯主の配偶者收入	一・四	一・七〇	〇・六一	〇・六六
4 3家族收入	一・二八	一・五三	〇・八四	〇・九一

二、勤勞外收入(總額)		一、實收入(總額)		二、實收入以外の收入(總額)	
1 財產收入	五・四六	六・五四	八・九一	九・六六	
2 受贈	〇・二三	〇・二七	〇・三七	〇・四〇	
3 其の他	四・七七	五・七二	七・一四	七・七四	
總收入(總額)	〇・四六	〇・五五	一・四一	一・五三	
實支出(總額)	三・〇八	一〇〇・〇〇	八二・六四	一〇〇・〇〇	
1 飲食食物費	二五・八三	三五・三五	二六・三四	二六・三四	
2 住居費	二二・六九	一七・三六	一五・六〇	一八・九二	
3 光熱費	三・三六	四・六〇	三・九五	四・七九	
4 被服費	九・三五	一二・七九	一〇・八六	一三・一七	
5 其の他の諸費	二二・五	二九・九〇	二五・七一	三一・一八	

總收入及び總支出 同じく總收入及び總支出についてこれを見れば次の如くである。

二、勤勞外收入(總額)		一、實收入(總額)		二、實收入以外の收入(總額)	
1 繰越	三七・七七	二六・二〇	四一・四二	二六・〇八	
2 貯金引出	五・九	四・一六	一〇・四三	六・五七	
3 無盡取金	一・三五	〇・九四	〇・五八	〇・五七	
4 保險金	〇・七三	〇・五一	〇・二四	〇・一五	
5 貸金受入	一・〇三	〇・七一	〇・七二	〇・四五	
6 質入	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	
總收入(總額)	一四・一七	一〇〇・〇〇	一五八・八四	一〇〇・〇〇	
實支出(總額)	三・〇八	一〇〇・〇〇	八二・六四	一〇〇・〇〇	
1 實支出以外の支出(總額)	七三・〇八	五〇・六九	八二・四六	五二・九一	
2 繰越	七二・〇九	四九・三一	七六・三八	四八・〇九	
3 無盡掛金	二・六三	一・八三	〇・九一	〇・五七	
4 保險料	三・四三	二・七七	三・七三	二・三五	
5 貸金	一・三四	〇・九三	一・〇八	〇・六八	
6 質受金	〇・〇六	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇二	
7 負債返還	二・六一	一・八一	一・五一	〇・九八	
8 掛買拂	一一・二九	七・七六	一一・六	七・一七	
9 其の他	〇・二七	〇・一九	〇・七三	〇・四六	

前回調査との比較(労働者家計) 給料生活者については別項(第四篇)に記述されてあるので、ここでは労働者家計の總計について前回(大正十五年乃至昭和二年)と比較を試みてみよう。尙ほ労働者職業別については第二篇に詳記してある。

一、實收入 實收入各項目の實收入中に占むる割合を前回の調査に於ける労働者世帯の夫れと比較するに、先づ勤勞收入にあつては前回の調査においては世帯主の收入八六・三四%、世帯主の配偶者收入三・四六%、家族收入一・八六%であるから、世帯主の收入の割

合は今次の調査の方が大であり、世帯主の配偶者収入及び家族収入の割合は前回の調査の方が大である。勤労外収入にあつては今次調査の財産収入の割合〇・二七％に對し前回調査は一・二九％を示すが兩者の主なる相異であつて、貸間収入は今次の調査が同居人を置かざる世帯のみを選択した關係上、これを缺如してゐる。

	前回の調査	今次の調査
總 額	100.00	100.00
勤 勞 收 入		
全 額	91.6	93.4
世帯主収入	86.4	90.3
世帯主の配偶者収入	3.4	1.7
家 族 收 入	1.6	1.5
勤 勞 外 收 入		
全 額	8.4	6.6
貸 間 收 入	0.6	—
財 産 收 入	1.3	0.7
受 贈	5.7	5.7
其 の 他	0.6	0.5

二、實支出 實支出中に占むる割合を前回調査における労働者世帯のそれと比較するに、飲食物費の實支出中に占むる割合は今次調査の三五・三五％に對し前回調査三九・六〇％の高率を示し、住居費光熱費、被服費の三者は今次調査の夫々一七・三六％、四・六〇％、一二・七九％に對し前回調査に於ては夫々一七・一一％、四・九二％、一二・四五％であつて兩者間に殆んど差異が認められない。然るに

その他の諸費は今次調査の二九・九〇％に對し前回調査に於ては僅かに二五・九二％であつて、飲食物費の割合の減少が大體に於て其の儘其の他の諸費の割合の増加となつて表はれて居る。この點は後述の給料生活者の場合とかはらない。

	前回の調査	今次の調査
總 額	100.00	100.00
飲 食 物 費	39.6	35.3
住 居 費	17.1	17.3
光 熱 費	4.9	4.6
被 服 費	13.5	12.7
其の他の諸費	25.9	29.9

三、飲食費の構成 試みに米麥費、副食物費、嗜好品費及び出前外出先食費の四者の各飲食物費中に占むる割合を前回調査における労働者世帯の夫れと比較檢覈するに、先づ米麥費の飲食物費中に占むる割合は今次調査に於ては僅かに三割一分に過ぎないが、前回調査に於ては四割一分の高率を示してゐる。「この兩者の相違は主として兩調査當時に於ける米價の相違に基くものである」と調査は報告してゐる。

	前回の調査	今次の調査
飲食物費全額	100.00	100.00
米 麥 費	40.9	32.4
副 食 物 費	35.5	36.3
嗜 好 品 費	16.9	33.3
出前外出先の食費	6.8	8.0

四、家計剰餘 労働者世帯の家計剰餘額が給料生活者世帯のそれに比し多額であることは別項の給料生活者に關する記述に見られる通りであるが、今この剰餘額の歸屬状況を前回調査に於ける労働者世帯の夫れと比較するに、前回調査においては實収入の實支出に對する剰餘額七圓四三錢（實収入の八・二二%）、剰餘額中財産の蓄積部分六圓一四錢（實収入の六・七九%）であつて、何れも今次の調査に比し小額である。

實収入の實支出に對する剰餘額	前回の調査										今次の調査									
	全額	貯蓄	無盡	積蓄	外入	支入	支出	各目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
七・四三	六・一四	三・三三	一・三九	一・五三	〇・〇二	〇・八三	〇・〇六	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
一〇・三五	九・二九	五・〇一	一・二八	二・六九	〇・三二	〇・八〇	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇一

〔備考〕—△印は不足額を示す。

2 貯蓄及び金融

郵便貯金 郵便貯金の大部分は、小額収入者、即ち中小農家、小商工業者、サラリーマン、労働者等の一時的な餘裕、乃至は現在の

犠牲において將來のためにするところの極めて小額の積立であると思得るがゆゑに、その増減・消長は注目しに價するものである。昭和八年末における預金現在額は約二十八億百四十萬圓で、前年末に比し約九千六百九十萬圓の増加である。が、右増加額は昭和七年度末元加利子約九千三百三十九萬圓を含めた計算であるから、これを除いた本年度末の増加額は三百五十二萬餘圓にすぎない。昨年度の状況に比すれば、増加率は非常に小さくなつてゐる。勢に比すれば、増加率は非常に小さくなつてゐる。

昭和八年	新規人員		人口		金額		拂戻		年末現在		前年に比し 増▲減▼
	數	額	數	額	數	額	數	額	數	額	
五、九六四、一四五	一三、四九九、二三三	一、九三七、二四三、三九九	四、四六三、四〇一	四三、四八六、一九〇	一、八三〇、三三五、三〇四	二、八〇一、五〇〇、一七八	四〇、八七六、一九四	一、一五〇、七四四	九六、九一八、〇九四	〇・一五〇	
四九〇、六六四	六、七五三、八二一	一、五三、三四八、四六九	二、六三三、〇六九	五、六〇、二五	一、五五、四八五、三三九	六八・五三四	一、五〇〇、七四四	〇・一五〇	〇・一五〇		

預入金額及びその職業別については昭和七年度に關する新たな調査が發表された（逓信省貯金局調）。この結果は、大正七年以來發表せられて來た調査と著しく異なる點において注目を要するものである。

郵便貯金現在預入人員及預金額職業別（昭和七年）

職業別	人員	金額	預入一人 當預金額
農 業	六、六三八、三三三	四七一、八一三、六四九	七二・〇七四
水 産 業	二九〇、六〇〇	一九、〇四九、三五〇	六五・五五〇
鑛 業	一一一、〇六九	六、一八〇、〇二五	五五・六四一
工 業	三、六四八、〇四八	二六四、三二〇、〇八六	七二・四五二
商 業	三、三四六、二八四	二五四、一九四、九二一	一〇五・八四七
交 通 業	一、二二七、九三八	八五、二九九、八五三	七五・六二五
公務・自由業	二、三八五、二〇四	二七三、一四六、九八七	一二四・五二七
家事使用人	四五一、八八五	二四、八四五、七四四	五四・九八二
その他の有業者	三六九、二二七	二八、七三〇、二二〇	七七・八一四
無 業	六、一六五、六三三	六七七、二五七、一九五	一〇九・八四四
學 生 徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇二九	五三・七三三
社寺學校其他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三・七二六
不 明	四、六四六、六五九	一一三、〇五三、九八四	二四・三三〇
計	三三、〇一〇、三三一	二、六九、〇五五、七六〇	七六・五〇〇

いまこの百分比を昭和五年發表の數と比較してみよう。

職業別	昭和七年度		昭和五年度		
	人員	金額	人員	金額	
農 業	一八・九五	一七・六一	農 業	三五・二七八	三三・五五七
水 産 業	〇・八三	〇・七一	漁獵業及船夫	一・六六六	二・三三〇
鑛 業	〇・三三	〇・三三	工 業	四・八四二	五・四八一
工 業	一〇・四三	九・八〇			

第一部第一篇 労働者状態一般

職業別	人員	金額	商 業	官吏軍人	諸業者被備職工 及一般使役人	雜 業
商 業	九・五六	一三・三三	一〇・四三七	七・五〇二	七・五三一	六・二五三
交 通 業	三・三三	三・一八	一〇・二〇	七・五〇二	七・五三一	六・二五三
公務自由業	六・八一	一〇・三〇	一〇・三〇	七・五〇二	七・五三一	六・二五三
家事使用人	一・二九	〇・九三	〇・九三	七・五三一	七・五三一	六・二五三
その他の有業者	一・〇五	一・〇七	一・〇七	三・三六七	三・三六七	五・五四一
無 業	一七・六一	二五・二八	無	三・六〇八	三・六〇八	四・八九六
學生生徒	一五・六三	一〇・九八	學校生徒	一八・三三七	一八・三三七	六・九二四
社寺學校 其他團體	一・〇四	二・五〇	社寺團體	〇・八〇三	〇・八〇三	三・二五〇
不 明	一三・三七	四・三三	不 明	六・六三〇	六・六三〇	八・九七六
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

現在高 三五、〇三〇、三五二、六七九、〇六六

〔備考〕—現在高には殖民地の分及罹災貯金を除く、但し樺太を含む。

即ち、農業における人員・金額の割合の相異をはじめとして各職業につきて著しい相違を見る。

次に、昭和七年度分を年齢階級別に貯金額を見る。

年齢別	郵便貯金	年齢別	郵便貯金
一—九 歳	七・四六	四〇—四四 歳	五・八九
一〇—一四 歳	一三・八三	四五—四九 歳	四・五一
一五—一九 歳	一三・四三	五〇—五四 歳	四・三七
二〇—二四 歳	一三・三一	五五—五九 歳	三・四九
二五—二九 歳	一三・一八	六〇 以上	五・一三
三〇—三四 歳	一〇・〇七	計	一〇〇・〇〇
三五—三九 歳	八・三三		

産業組合貯金 産業組合組合員の貯金金額の趨勢を見れば次の如くである。

昭和六年	昭和七年	同 八年	金額	人員	一組合平均	一人平均
一、〇三三、三四、三九	一、〇四三、一四二、九四三	一、一〇六、三三八、六四〇	四、八三四、九三三	四、九七五、二二九	八二、五六四	二二〇
同 七年	同 八年	同 九年	四、九七五、二二九	五、二八、〇四四	七九、九七七	二二〇
同 八年	同 九年	同 十年	五、二八、〇四四	八三、三〇〇	七九、九七七	二二〇

〔備考〕—農林省「農業組合現況」により計算。

貯蓄銀行預金 貯蓄銀行預金総額は、大正十一年以來累年増加の一途を辿つてゐるが、昭和七年末現においても依然たる趨勢を示してゐる。

普通貯金	据置貯金	定期積金	定期預金	當座預金	合計	昭和七年末現在	昭和六年末現在
四〇〇、三三五、六八五	六二九、四九四、〇六六	六五六、二〇九、八七五	一一、二二九、四二三	五二、七六九	一、六六七、三三二、八〇八	三九八、八九九	三九八、八九九
同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	五二、七六九	二五、三三三
同 八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	同 十三年	一、六六七、三三二、八〇八	一、六三三、六三三

〔備考〕—「銀行局年報」昭和七年に據る。

無盡 昭和七年度末現在における全國無盡業者並にその資本額を企業別に見れば左の如くである。(大藏省「銀行局年報」昭和七年による)

種類別	本店數	公稱資本金	拂込資本金	一營業者平均公稱資本金
株式會社	三九	三六、七四九、〇〇〇	一七、七三三、四九九	一四七、五八六

合資會社	合名會社	個人	合計	給付金契約高(單位千圓)
一七	一	七	二五	七、六三〇、五〇〇
七九六、五〇〇	三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	一、八七三、一〇〇	一、八七三、一〇〇
四三九、七〇〇	三〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	三、二八七	三、二八七

尙ほ無盡口數並に給付金高を年次別に見るに次の如くである。

年次 口數

給付金契約高(單位千圓)
給付済高 給付未済高 計

昭和三三年	一、四三七、七八八	四四四、八九一、八二七	五五、七二八、三六四	九七〇、六一〇、二二一
昭和三四年	一、五二九、五〇六	四七一、〇六七、三三二	六二、七九二、三五二	一、〇〇三、八五九、六七四
昭和三五年	一、六五九、〇二四	五三〇、九七一、七六五	六五八、二七二、八三七	一、一八九、二四四、五九二
昭和三六年	一、六四九、二〇〇	五〇五、三三五、六二四	六七三、八二二、三五八	一、一七九、〇四八、九七二
昭和三七年	一、七三七、四〇七	五三三、七四三、四四三	六七三、八二二、三五八	一、一七九、〇四八、九七二

局調)

公益質屋 昭和三六年四月末現在の狀況は左の如し。(内務省社會)

營業主體	數	貸付資金財源	
		貸付資金	預金部 簡易保 險資金 其の他
市	四	二、九八七	七三〇
町	八五	一、四二五	一、二五六
村	七四	八三四	六四五
公益法人	一三	四〇三	一五六
計	二六	五、六三三	二、六七八

第一篇 工・鑛・交通

労働者状態

第一章 概況

第一 労働者数概況

昭和八年六月末現在における工場・鑛山・交通労働者数は内務省社会局の発表するところによれば左の如くである。

	男	女	計
工場労働者	一、二七三、二三三	九六七、四〇三	二、二四〇、六三六
鑛山労働者	一七五、七六六	一八、九四三	一九四、七〇九
運輸交通通信労働者	四七九、八三三	五八、二四五	五三八、〇五八

〔備考〕—十二月末数については第一部統計表其一参照。

1 工場労働者

工場労働者総数 昭和八年六月末現在の工場労働者数は社会局調によれば前掲の如く、二、二四〇、六三六五人にして、これを前年同月末の一、九七六、六四四に比較すれば一六三、九九一人の増加を示してゐる。これを十二月末現在について見れば、八年度は前年度に比し一三三、四九一人の増加を呈してゐる。尙ほ参考のため、日銀調査労働人員指数について見れば、昭和七年十二月の七七・〇からその後累増して八年十二月には八五・八に達してゐる。

右社会局調昭和八年六月の工場労働者総数を官公營と私營とに分

ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如し。

官公營	私營	計
工場法適用	非適用	
一五三、六七八	一、五九一、二三〇	一、九六六、九五七
	三九五、八二七	一、九六六、九五七
		一〇〇・〇〇

右工場労働者数を地方別にその大なる順序に見れば次の如くである。

地方	人数	工場労働者 総数を百と する割合
東京府	三三三、八〇〇	一四・六
大阪府	二七三、八三三	一二・七
愛知縣	一七三、八六九	八・〇
兵庫縣	一五八、八八八	七・四
福岡縣	九三、九六三	四・三
長野縣	八四、六〇八	三・九

業態別職工数 商工省調（「工場統計表」）によつて昭和七年末現在の職工数並に工場数を見るに次の如くである。

業態	工場数	職工数	割合
紡績工業	二、二九七	三八一、四五九	五〇・九
金屬工業	四、六一一	九七、四六九	五・六
機械器具工業	六、七三六	一九四、五七三	二二・二
窯業	三、三四五	六一、八二三	三・六
化學工業	三、六九五	一三六、〇三二	七・八

日本労働年鑑

製材及木製品工業	五、四三四	八・一	六〇、六一六	三・五
印刷及製本業	二、九八八	四・四	五三、三三三	三・〇
食料品工業	一三、七三八	一八・九	一三七、四四三	七・九
ガス及電気業	五〇八	〇・八	七、九六八	〇・五
その他の工業	六、〇三四	九・〇	一〇三、八八八	六・〇
計	六七、三三八	一〇〇・〇	一、九三三、五一一	一〇・〇〇

2 鑛山労働者

鑛山労働者總數 昭和八年六月末における鑛山労働者總數は、前掲社會局調によれば一九四、七二八人にして前年同月末の一八八、三二二人に比すれば、六、四一六（三・四％）の増加で、最近減少をつけた状態に對して注目すべき現象である。

地方別數 上の八年六月末の現状を地方別に多數の鑛山労働者を有する順序に見れば左の如くである。

	鑛山労働者數		全國鑛山労働者總數に對する割合	
	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年
福岡縣	七〇、二〇五	七三、九九一	三六・〇％	三九・三％
北海道	二三、五〇三	二〇、八三二	一二・〇％	一一・一％
長崎縣	一五、五七六	一五、八八四	七・九％	八・四％
山口縣	一〇、三三三	一一、〇九三	五・三％	五・九％
福島縣	九、九七七	九、九〇六	五・一％	五・五％

鑛山種別鑛夫數 昭和七年六月末現在における状況を鑛山局調によつて見るに次の如し。

一六

	鑛夫數	百分比	
		昭和七年度	昭和六年度
金屬山	三九、六九八	三三・三六	一九・五六
石炭山	一三七、九七五	七四・二四	七六・三〇
石油山	四、一〇三	二・二一	二・二一
その他の非金屬山	四、〇六四	二・一九	二・〇三
計	八五、八四〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

3 交通労働者

交通労働者總數 昭和八年六月末現在における運輸・交通・通信労働者の總數は、社會局調によれば五三八、〇五八人にして前年同月の五一一、七八一人に比し二六、二七七人増の加を示してゐる。この種労働者數は前年の減少を除けば近年引つゞき増加の趨勢にある。

尙ほ昭和五年國勢調査の「抽出調査」による結果を見れば、交通業を職業とする者の總人口は一、一〇八、五六〇人であつて、このうちその大部分が労働者と看做し得る「使用人」は九一五、五五〇人を數へてゐる。

種別交通労働者數 昭和五年國勢調査の抽出調査による結果は交通業を分類して「運輸に従事する者」と「通信に従事する者」とに分つてゐるが、いまこれらにおける「使用人」階級の數をかゝぐれば次の如し。

	使用人		計
	男	女	
運輸に従事する者	七八、五三〇	二八、〇〇〇	七四六、五三〇
通信に従事する者	一一八、二〇三	五二、〇〇〇	一六九、〇〇〇
計	八三六、五三〇	七九、〇〇〇	九一五、五三〇

第二 體性別労働者數

1 工場労働者

體性別總數 工場労働者の男女別數並にその百分率の昭和八年六月末現在の狀況は左の如くである。(社會局調より計算)

男 女 計
労働者百人
中女の占む
る割合

官 營	二六、〇三九	二四、六六九	一〇四、七〇八	一七・五三	
公 營	一〇、二五三	二、七二七	一二、九八〇	二〇・九五	
民 營	工場法適用	七六三、六二九	八二七、五〇一	一、五九一、一三〇	三〇・九五
	非適用	二八三、三一一	一一三、五六六	三九五、八二七	二八・四三
計	一、〇四六、九四〇	九四〇、〇一七	一、九八六、九五七	四七・三二	
總 計	一、一七三、三三三	九六七、四〇三	二、一四〇、七三六	四九・一九	

業態別による體性別數 昭昭七年六月末現在の狀況は左の如し。
(商工省「工場統計表」昭和七年度より計算)

	男	女	職工百人 中女子
紡績工業	一六二、四〇八	七三〇、〇五一	八二・七
金屬工業	八九、八四三	七、六二七	七・八
機械器具工業	一七八、八八九	一五、六八三	八・一
窯業	五一、〇三〇	一〇、七八三	一四・四
化學工業	八八、六八〇	四七、三四一	三四・八
製材及木製品工業	五六、〇二五	四、六〇一	七・六

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者狀態

印刷及製本業	四六、四三三	五、九一〇	一一・四
食料品工業	一一六、四〇二	二一、〇三二	一五・三
ガス及電氣工業	七、九一〇	五八	〇・七
其の他の工業	四九、六九九	四、一〇九	五・一
計	八四、三〇七	八七、二〇四	五二・二

尙ほ昭和五年施行第三回「労働統計實地調査」の結果による工場労働者の體性別數は次項(第三の1)に年齢別數と共に記載してある。

2 鑛山労働者

體性別總數 昭和八年六月末現在における鑛山労働者の男女別數は社會局調によれば左の如くである。

鑛山労働者	男 一七五、七六六	女 一八、九四三	計 一九四、七〇九
右 割 合	九〇・三	九・七	一〇〇・〇

これを同年同月末に比すれば、男子は増加(四、二二一人)してあるが、女子は依然減少(六五四)を呈してある。

鑛山別男女數 鑛山局調に據り昭和七年六月末現在における各種鑛山別男女數を見れば次の如し。

【坑内鑛夫】	男	女	百人中 女子
金 屬 山	一八、七三〇	三三二	一・三
石 炭 山	九二、四〇四	七、二〇二	七・九

其の他の非金屬山

一、七二四

九五

五・五一

計

一三、八五六

七、五八

六・六六

【坑外鑛夫】（製鍊、精製を除く）

金 屬 山

一、〇一五

二、九三〇

二六・六〇

石 炭 山

二八、九四九

九、四三〇

三・五三

石 油 山

三、一六〇

一一二

三・八六

其の他の非金屬山

一、三三四

二三五

一七・六二

計

四、四八

一三、七〇七

二六・六

【製鍊（或は精製）鑛夫】

金 屬 山

六、二六一

五四一

八・六四

石 油 山

七三九

八三

一一・〇

其の他の非金屬鑛山

五九三

八三

一四・〇〇

計

七、五九三

七〇六

九・三〇

總 計

一六四、九〇九

三〇、九三

三・三九

製鍊製精を含む坑外鑛夫計

三三、〇五一

一三、四二三

二五・七七

3 交通労働者

體性別總計 昭和八年六月末現在（社會局調）における運輸・交通・通信労働者の男女別數並にその割合は次の如し。

通・通信労働者の男女別數並にその割合は次の如し。

男	四七九、八一三	八九・二%
女	五八、二四五	一〇・八%
計	五三八、〇五八	一〇〇・〇

尙ほ昭和五年第二回國勢調査の「抽出調査」による結果については、前項の3にその男女數をも掲げてある。

第三 年齢別労働者數

1 工場労働者

工場労働者年齢階級別數 昭和七年末現在における職工總數を商工省調（「工場統計表」）によつて三階級の年齢別に見れば次の如くである。その割合を前年と比較すれば、十六歳未満が可成り減少し五十歳以上も僅少なから減少してゐる。

十 六 歳 未 満	一六七、五五六	九・七%
十 六 歳 以 上 五 十 歳 未 満	一、五三三、二二〇	八八・四%
五 十 歳 以 上	三三、八二五	一・九%
計	一、七三三、五六一	一〇〇・〇

尙ほ靜態調査として第三回労働統計實地調査（昭和五年）の報告によつて年齢別男女別・労働者數を見れば次の如くである。

未青年労働者	一〇五、八七七	四五、四九五	五四一、三六二
一 二 — 一 三 歳	二、五〇七	四五、七八九	四八、二九六
一 四 — 一 五 歳	一八、四八三	一三二、〇五〇	一四九、五三三
一 六 — 一 七 歳	三八、四六五	一四四、三九八	一八二、七六三
一 八 — 一 九 歳	四六、四二二	一四四、二五八	二六〇、六七〇
成年労働者	五二〇、四六九	三三八、〇三九	七五八、五〇八
二 〇 — 二 四 歳	一四、六六五	一三三、六四〇	二四七、三〇五
二 五 — 二 九 歳	二二、九三一	四〇、六四五	一六四、五七六
三 〇 — 三 四 歳	九八、八九七	二二、四三〇	一二一、三二七

三五—三九歳	七、六九八	一四、八七五	八六、五七三
四〇—四四歳	五〇、二九六	一一、〇九六	六一、三九二
四五—四九歳	三八、九三七	九、四七六	四八、四〇三
五〇—五四歳	一六、一四〇	四、二五六	二〇、三九〇
五五—五九歳	三、九三三	一、六七六	五、五九九
六〇歳以上	一、九九二	九四五	二、九三七
計	六三六、三三三	六七三、五四四	一、二九九、八七〇

業態別による年齢階級別数 上掲商工省調年齢別数を各業態に分
つて詳細に見れば次の如し。

職工数	十六歳未満	十六—五十歳	五十歳以上
紡織工業	八八、四九九 (一四〇、四七七) (一五・九%)	七三、七五九 (八三・一%)	八、三三三 (二・〇%)
金属工業	九七、四六九 (一、八三〇) (一・九%)	九二、九六一 (九五・四%)	二、六七八 (二・七%)
機械器具工業	一九四、五七三 (六、二二五) (三・二%)	一八三、二九五 (九四・二%)	五、〇六二 (二・六%)
窯業	六一、八一三 (二、一三九) (三・五%)	五六、七三三 (九一・八%)	二、九四一 (四・七%)
化学工業	一三六、〇二一 (四、三三〇) (三・二%)	一二七、五六七 (九三・八%)	四、〇八四 (三・七%)
製材及木製品工業	六〇、六一〇 (一、三三三) (二・三%)	五七、〇一〇 (九四・〇%)	二、三三三 (三・七%)
印刷及製本業	五三、三三三 (二、二二三) (四・一%)	四九、一三八 (九三・九%)	一、〇八二 (二・〇%)
食料品工業	一三七、四三三 (二、二二一) (一・五%)	一三一、二三九 (九五・五%)	四、〇七三 (三・〇%)
瓦斯及電気業	七、九六八 (一、〇〇〇)	七、六六八 (九六・二%)	三九九 (三・八%)
其の他の工業	一〇三、八〇八 (六、八九七) (六・六%)	九四、七五〇 (九一・三%)	二、二六一 (二・一%)
計	一、七三三、五二一 (一七、五三六) (九・七%)	一、五三三、三〇八 (八八・四%)	三三、八二五 (一・九%)

〔備考〕—括弧内は各業態労働者百人に對する割合。

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

2 鑛山労働者

年齢階級別鑛山労働者数 昭和七年六月末現在における鑛夫總數を年齢階級別に見れば次の如し。(鑛山局調より計算) 實數においては各階級とも前年(六年六月)に比し減少してをり、割合では五十歳以上の減少が目立つてゐる。

十六歳未満	一、〇五三	〇・七%
十六歳以上五十歳未満	一七八、六三六	九六・一%
五十歳以上	六、一六三	三・三%
計	一八五、八五四	一〇〇・〇%

男女別年齢階級別数 同じく鑛山局調にもとづき男女別にその比率を見れば次の如くである。

男	男	女	各年齢階級に於ける鑛夫百人中女子
十六歳未満	〇・五	一・四	二七・八五
十六—五十歳未満	九六・二	九五・五	一一・一九
五十歳以上	三・三	三・一	一〇・五〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一一・三六

尙ほ靜態調査として第三回労働統計實地調査(昭和五年)の報告によつて年齢別・男女別労働者数を見れば次の如くである。

未青年労働者	男	女	計
	三、五五六	六、七七七	一〇、三三三

年齢	男	女	計	各年齢級に於ける坑内労働者	坑外労働者
一二—一三歳	一五三	一〇三	二五五	八・六	一六・三
一四—一五歳	二、七七八	一、〇五六	三、七三四	六・三	一〇・五
一六—一七歳	八、三九九	二、六〇二	一一、〇〇一	五・五	一五・〇
一八—一九歳	一一、三〇七	三、〇三六	一四、三四三	六・三	一八・〇
成年労働者	一三六、八〇〇	二九、七七八	一六六、五七八	一〇・三	一五・〇
二〇—二四歳	三〇、七三三	六、二八八	三七、〇二〇	九・七	一三・〇
二五—二九歳	三四、七九三	五、八二六	四〇、六一九	八・六	一三・〇
三〇—三四歳	三一、九一五	五、九八四	三七、八九九	六・三	一〇・五
三五—三九歳	二六、六二八	四、七八七	三一、四一五	五・五	八・六
四〇—四四歳	二〇、二二三	三、三三二	二三、四六〇	四・八	六・三
四五—四九歳	一五、二八五	二、五四四	一七、八二九	三・六	四・八
五〇—五四歳	五、九五六	七八一	六、七三七	二・〇	三・六
五五—五九歳	一、八三四	二〇〇	二、〇三四	〇・三	二・〇
六〇—六四歳	四一六	三三	四四八	〇・三	二・〇
六五—六九歳	八四	七	九一	〇・三	二・〇
七〇歳以上	三四	二	三六	〇・三	二・〇
計	一九〇、三三六	三六、五七五	二二六、九一一	六・三	一〇・五

坑内外別年齢別数 更に上掲鑛山局調によつて坑内外別にその比率を算出すれば次の如し。

教育程度	男	女	計
坑外労働者	一〇・〇	二・一	一二・一
十六歳未満	九四・一	九四・四	一八八・五
十六—五十歳	四・九	二・五	七・四
五十歳以上	一〇〇・〇	一〇〇・〇	二〇〇・〇
計	一九五・〇	一九六・九	三九一九・九
製錬労働者	〇・六	〇	〇・六
十六歳未満	九四・〇	九五・〇	一八九・〇
十六—五十歳	五・四	五・〇	一〇・四
五十歳以上	一〇〇・〇	一〇〇・〇	二〇〇・〇
計	一九九・四	二〇〇・〇	三九九・四
中等學校程度	一、三三〇	四六	一、三七六
卒業程度	九四九	六六	一、〇一五
退業程度	三九一	二四	四一五
高等小學卒業程度	三九、九七九	一、七二二	四一、七〇一
高等小學程度	一一、八二五	八六八	一二、六九三
尋常小學卒業程度	八二、八〇三	一一、九八四	九四、七八七
尋常小學程度	三二、一〇三	一〇、四〇〇	四二、五〇三
不成就	二〇、八二八	一〇、四九九	三一、三二七
總數	一九〇、四三八	三六、五八七	二二七、〇二五

第三回労働統計實地調査（昭和五年）の報告によつて鑛山労働者の教育程度を見るに左の如くである。

第四 教育程度

1 鑛山労働者

中等學校卒業程度	八九	四三	八三
專門學校以上の教育程度	八六	一	八六
不詳	三六	五	三六

これを昭和二年、大正十三年の前二回の結果と比較するに、

總數	昭和五年	昭和二年	大正十三年
不就學の者	三六、六四	二七、〇七〇	二九、〇七六
尋常小學中途退學程度の者	三二、三三	五一、四三一	五八、四三九
尋常小學卒業程度の者	四一、五〇二	六〇、一〇四	七八、八七四
高等小學修學程度以上の者	九五、七八七	一〇五、三七〇	九七、六九七
總數	五八、一三六	六〇、一六五	五五、〇六六

右の割合は次の如くであり、教育程度の向上を明かに物語つてゐる。

總數	昭和五年	昭和二年	大正十三年
不就學の者	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
尋常小學中途退學程度の者	一三・八	一八・六	二〇・一
尋常小學卒業程度の者	一八・三	二一・七	二七・四
高等小學修學程度以上の者	四三・三	三八・〇	三三・六
總數	二五・六	二一・七	一八・九

尙ほ工場労働者についても既に右の實地調査の結果が發表されてゐるのであるが、資料の到着が本稿一切に間に合はなかつたので、次年度に譲ることとする。

第二章 労働生活

第一 労働移動

1 工場労働者

解雇及び雇入 社會局調査に據り昭和八年中における工場労働者の異動状況を見るに、工場労働者に在ては解雇五二四、九三七、雇入六三四、一五四であつて差引雇入超過一〇九、三二七を示して居る。之を前年に比すれば解雇において四一、〇八四、雇入において九三、七一〇の各増加である。尙ほ最近五箇年間における異動状況を見るに昭和五年及六年を除き他は何れも雇入超過であつて殊に八年は前年よりの相當多數の雇入超過に引續いて著しき増加を示してゐる。

昭和八年	解雇	雇入	月末現在
一月	六三、三三八	五七、四二二	一、〇〇〇、六九六
二月	三三、九五〇	七六、九九九	九九四、八一〇
三月	三七、六五〇	八七、四九九	一、〇三八、五〇〇
四月	三五、三三五	六四、四五九	一、〇九〇、〇三七
五月	三五、七八三	三七、六七一	一、二一九、〇三七
六月	三三、七〇六	四三、九四八	一、二三四、七三八
七月	三七、九三九	五六、五一八	一、二四六、〇三四
八月	三三、〇三四	三八、四一五	一、二六五、三九五
九月	三九、六三九	四五、一五九	一、二七四、四七八
十月	三三、八八九	四九、三三五	一、二八一、八〇八
十一月	三三、九五九	四四、三九五	一、二九五、三二九

十二月	一〇九、七四六	三六、四三五	一、二〇七、〇三三
累計	五三四、九三七	六三四、二五四	一三、四四七、七四五
月平均	四、七五五	五、八五五	一、二一〇、六四四

解雇者の歸趨 昭和八年中における工場労働者の歸趨状況を見るに、工場解雇中歸農者の四割四分最も多く、同種工業への轉職者の一割五分に亞ぎ、その他への轉職者一割三分、未従業者八分、他種工業への轉職者七分である。これを前年度と比較してみるに、未従業者が幾分減少し、同種工業への轉職がやゝ増加してゐる。しかしその變化は僅少に過ぎない。

	百分率			
	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年
同種工業に轉職	八〇、二六九	七四、四六六	一五・三	一五・四
他種工業に轉職	三五、〇七六	二八、六三四	六・七	五・九
歸農せる者	二三、一七九	二五、八〇九	四・〇	四・六
其他	六七、一〇〇	五七、七四三	二・八	二・〇
未就職者	四三、八四〇	四三、二二三	八・二	八・九
不詳	六八、四七三	六三、九八九	一三・〇	一三・二
計	五三四、九三七	四八三、八五三	一〇〇・〇	一〇〇・〇

2 鑛山労働者

解雇及び雇入 同じく社會局調に基づいて鑛山労働者の解雇雇入の状況を見るに、例年の解雇超過の逆を行つて本年は雇入超過三二、三八九人に達してゐるのは注目される。最近五ヶ年間に於ける異動状況を見るに、本年を除いて他は何れも解雇超過であつて、昭和五

年を最高として逐年減少し八年に入つて始めて、しかも著しき雇入超過を示してゐる。

昭和八年	解雇	雇入	月末現在
一月	六、四三七	七、九五五	一七〇、五一八
二月	七、八九九	九、八三三	一七三、四四五
三月	八、八九九	九、九三一	一七四、九二七
四月	八、七二五	一〇、五三八	一七六、〇五二
五月	九、六〇〇	一〇、六二六	一七七、八八〇
六月	九、八六三	一〇、六八七	一八〇、四四七
七月	九、五三九	一一、九二四	一八一、七七二
八月	一〇、四八九	一三、九八七	一八四、三五四
九月	一一、九三七	一五、五六九	一八七、六〇一
十月	一一、一〇二	一五、〇九七	一九一、五二九
十一月	一〇、九〇〇	一五、六〇〇	一九五、五九六
十二月	九、三九七	一四、三三二	二〇〇、五八三
累計	二四、六二五	一四七、〇六一	二、一九三、六八三
月平均	九、五五六	一三、三五五	一八二、八〇七

解雇者の歸趨 鑛山労働における解雇者の歸趨は本年は著しく好轉して見える。同種鑛山への轉職が可成り増大し、歸農及び未就業者が可成の減少を來してゐる。即ち左表の如くである。

	百分率			
	昭和八年	昭和七年	昭和七年	昭和八年
同種鑛山に轉職	五、九五五	三五、四三四	四・五	四〇・九
他種鑛山に轉職	一、二〇〇	四七三	一・〇	〇・六

歸農	一六、六一五	一四、五四九	一四・五	一六・八
其の他	一〇、〇三三	八、七七七	八・八	一〇・一
未就職者	六、〇四〇	七、三五七	五・三	八・五
不詳	二八、四三七	二〇、〇四六	二四・九	二三・一
計	一四、二九九	八六、六三五	一〇〇・〇	一〇〇・〇

3 労働者募集

労働者移動の一側面とも見られるが、昭和七年中における労働者募集の状況を「昭和七年労働者募集年報概要」によつて記述する。

業態別應募者 昭和七年中における労働者募集取締令第四條に依り募集従事者たる許可を受けたる者は四千三百九十二人であつて前年に比較すると四千百五十四人の減少を示してゐる。當年に於ける募集従事者の募集したる総人員二十三萬七千九百九十五人であつてこれを前年に比較するときは三萬四百四人の減少となつてゐる。これら應募者の大部分は染織工場に屬するものにして、その内でも製糸業十六萬五千七百七人にして總數の約七割に當り、次で紡績業五萬一千三百一人(總數の二割二分)、織物業一萬三千七百九十九人(總數の六分)、しかして工場以外の土木建築事業に於ては二千四百人(總數の一分)、鑛業及砂鑛業特に石灰山にては六百十九人で、その他の事業は極めて少數である。

業務別應募者數を示せば次表の如し。

製糸業	昭和七年		昭和六年計	昭和七年	昭和六年	百分率
	男	女				
一〇、〇八八	一、五五五	一、五五五	七〇七	九三三	六九・八	七四・七
計	一〇、〇八八	一、五五五	七〇七	九三三	六九・八	七四・七

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

紡績業	七七六	五〇、五五五	五一、三〇一	四九、三六六	二一・六三	一八・四六
織物業	一、〇七五	一三、七四四	一三、七九九	八、九八八	五・八二	三・三六
其の他の染織工場以外	一六三	五〇九	六四五	一、一八二	〇・二七	〇・四四
計	一、〇二〇	一、五五五	二、六一五	一、三四四	一、一〇	〇・五〇
小計	一三、一三五	二二〇、九四二	二二四、〇六七	二六〇、八三三	九八・六八	九七・五〇

鑛業及砂鑛業	金 屬 山	石 炭 山	石 油 山	其の他の非鑛業	砂 鑛 業	小 計
	六九	六九	六九	六九	六九	六九
	二、五七三	〇・二六	〇・九六	〇・二六	〇・九六	〇・九六
	二、四〇〇	三、八六九	一・〇一	一・四五	一・四五	一・四五
	一〇九	一〇九	二二六	〇・〇五	〇・〇九	〇・〇九
總 計	一六、三三三	三三〇、四三三	三三三、一五七	四九、四九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

就業地別及び募集地別移動 に就て(鑛山及砂鑛業を除く)觀察するに、

應募總人員二十三萬六千五百七十六人の中十四萬八千四百四人(總人員に比し六割三分)は應募地府縣に於て就業し、十萬七千八百六十七人(同上四割六分)は他府縣に出稼したるものである。

應募地(出身地)別に應募の趨勢を見るに、長野縣の五萬三千七百二人(總數に比し二割三分)を首位とし、これに亞ぐは新潟の二萬一千六百七十七人(同上九分)、山梨縣一萬八千三百五人(同上八分)、宮崎縣一萬四千二百二十一人(同上六分)、岐阜縣一萬三千八百六十九人(同上六分)、鹿児島縣一萬二千七十八人(同上五

分)等は顯著にして群馬、愛知、静岡、埼玉、福島、三重の諸縣の順である。これらの応募者は自府縣に於て就業する者と他府縣に出稼する者との二者がある。他府縣に出稼する者の最多數なのは新潟縣の一萬八千二百九十七人を第一位とし、次で山梨縣一萬一千三百七十七人、長野縣一萬二百三十八人、鹿兒島縣九千八百五十七人、岐阜、富山、静岡、宮崎、廣島、熊本、大分、沖繩等の各縣の順序である。

右以外に朝鮮より移入稼働する者が六百二十七人ある。然るに他府縣に出稼する者の少數のものには北海道、千葉、京都、奈良滋賀の各地方がある。

次に応募者の就業状況を觀るに長野縣の五萬一千七十二人を第一位とし、之に次ぐは愛知縣の二萬三千八百二十二、群馬縣の一萬八千六百九十六人、埼玉縣一萬五千二百五十九人、宮崎縣一萬三千百十人、大阪府の一萬二千九百人その他は岐阜、兵庫、静岡等の諸縣の順序である。更に自府縣外より募集し就業せしむるもの、最多數を占むるは愛知縣の一萬三千五百三人にして大阪府の一萬二千七百三十一人、埼玉縣一萬五百五十一人、群馬、兵庫の二縣及東京府の順である。

尙前表土木建築事業は全部北海道に於て就業せるもので募集地も亦北海道内である。

鑛山労働者に就ては前表に示せるが如く、募集は石炭山に限られ、その募集、就業共主として福岡鑛山監督局管内のみである。

第二 失業

昭和八年度における失業の状況は一般的に見て可成り改善されたかに見える。その一般については、これを第一篇第一章において述べ、また解雇及び解雇者歸趨の大勢については前節の「労働移動」において之を述べた。いま日本銀行調査労働人員指數によつて失業状態を就業率の側から見ると、昭和八年度平均の八一・九は七年平均の七四・七に比して可成りの増加であると云はねばならぬ。その月別推移を見ても一月の七七・四から累月増加の一途を辿つて十二月には八五・八に達し近來のレコードを示してゐる。しかし、これを各事業別に見ればこの推移は事業の種類によつて著しく異なることは云ふを俟たない。最も著しき躍進を示せるものは機械製造業、器具製造業、金屬品製造業であつて、いづれも基準數大正十五年の〇〇を越えて増大してゐる。之に反して、製糸業においては可成の減少を示し、紡績業においてはその増加は極めて微々たるものである。以上は兩極端であり、その他の事業はこの中間の状態にあるわけであるが、ともかく就業人員の増加は、前年のまだ頗る偏局してゐた状態に比すれば、本年は各事業について可成り一樣にならされたと云つてよい。たゞ就業人員の減少又は伸び悩みを見てゐる製糸紡績の部門がわが工場労働者の一大部分を含む事業であることはこの際注意されねばならぬ點であらう。そして、以上の増大が主として軍需インフレーションによる重工業を中心とする増大であり、これについて輸出活況による當該部門の就業者増大であることは否定し難い。然し、この指數そのものの正確さについては調査工場範圍に關聯して疑問を挾む向きもあり、必しも實情の全幅を表現しないことは致し方あるまい。

いま右調査による最近三ヶ年間に於ける各業態の平均指數を示せば次の如くである。

労働人員各業態年平均指數の推移（日銀調）

業態	昭和六年		同 七年		同 八年	
	平均	均	平均	均	平均	均
總指數	七四・四		七四・七		八二・九	
製糸業	七〇・八		六六・九		六一・八	
紡績業	六二・四		六三・二		六四・五	
織物業	六五・二		六六・四		七二・〇	
染色整理業	八一・六		八〇・七		八一・二	
組物編物業	七四・一		七三・四		八一・二	
機械製造業	九六・五		一〇〇・七		一三三・六	
船舶製造業	七八・一		七三・九		八〇・五	
車輛製造業	八五・八		七七・二		八五・二	
器具製造業	八四・八		八八・七		一〇七・四	
金屬品製造業	四〇・三		八九・八		一〇〇・五	
窯業	六九・九		六六・一		七二・四	
製紙業	七六・二		七一・九		七五・〇	
製薬業	九一・五		九一・六		一〇五・五	
護謨製品業	一三三・〇		一三三・四		一四六・七	
人造肥料業	七七・六		七三・五		七六・二	
飲食物工業	七九・八		七九・三		八一・五	
印刷製本業	九三・四		九一・三		九三・三	
製材家具工業	七五・七		七三・一		七四・六	

次に之を主要事業のみにつき月別推移を見れば次の如し。

労働人員月別推移（日銀調）

業態	昭和八年平均											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總指數	八二・九	七七・四	七九・五	八一・一	八一・五	八一・六	八二・〇	八二・三	八三・五	八四・三	八五・二	八五・八
紡績業	六四・五	六三・八	六三・九	六五・六	六五・五	六五・〇	六四・七	六四・一	六四・一	六四・三	六五・一	六五・六
機械製造業	一三三・六	一二七・六	一二三・二	一二六・六	一二八・六	一三〇・〇	一三一・七	一三三・六	一四四・五	一四八・一	一五〇・六	一五三・〇
金屬品製造業	一〇〇・五	九四・四	九七・二	九八・〇	九八・八	一〇〇・〇	一〇一・〇	一〇一・七	一〇三・三	一〇四・一	一〇五・二	一〇七・三
印刷製本業	九三・三	九二・七	九二・六	九三・二	九三・二	九三・〇	九二・七	九二・九	九三・七	九四・四	九五・三	九四・五

第三 賃 銀

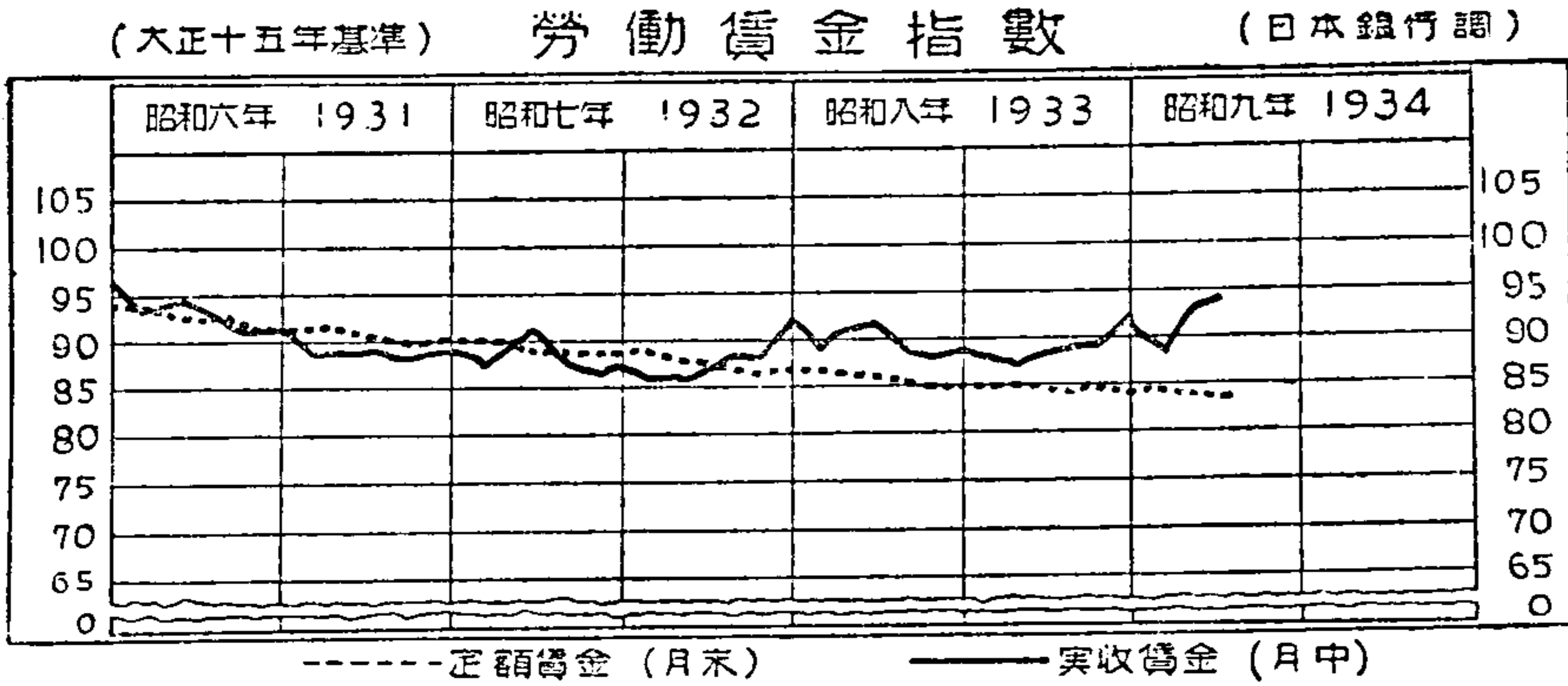
1 工場労働者

平均並に月別指數 各職業における賃銀指數については前掲（第一篇第二章第三）の商工省調に見られる通りであるが、右は各職業包括的であつて純粹に工場労働者の賃銀指數とは云へない。いま日本銀行調査によつて見るに、定額賃銀は依然として低落してをり、七年平均八八・二から八年平均八五・一に達してゐる。實收賃銀はさ

さすがに騰勢に轉じ、七年の八八・一から八年の八九・二に昇つてゐる。しかし、その騰貴は微弱であると云はねばならぬ。

次に、内閣統計局調賃銀指数を見るに、その職工賃銀指数は昭和七年平均の九八から八年平均の九七と僅かながら低落を示してゐる。尙ほ右の内閣統計局調賃銀は賃銀諸手當・賞與額であるから實收賃銀に近きものと見得るのであるがその低落は注目に價するであらう

日本銀行調労働賃銀
月別指数



月	定額賃銀		實收賃銀	
	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年
一月	八九・五	八六・五	八七・六	八九・五
二月	八九・三	八六・三	八九・四	九一・〇
三月	八九・一	八六・〇	九〇・二	九一・六
四月	八八・六	八五・五	八七・二	八八・五
五月	八八・三	八五・二	八七・〇	八八・一
六月	八八・二	八五・一	八六・八	八八・四
七月	八八・〇	八五・〇	八六・二	八七・四
八月	八七・八	八四・九	八六・一	八七・〇
九月	八七・五	八四・七	八六・五	八八・六
十月	八七・三	八四・五	八八・八	八九・二
十一月	八七・八	八四・〇	八八・七	八九・五
十二月	八六・六	八三・九	九三・一	九一・六
平均	八八・一	八五・一	八八・二	八九・二

内閣統計局調職工賃銀月別指数

月	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年
一月	九六	一〇二	八	九四
二月	九九	一〇二	九	九五
三月	一〇〇	一〇〇	十	九七
四月	九七	九六	十一	一〇〇
五月	九六	九五	十二	一〇四
六月	九七	九六	平均	九六
七月	九四	九四		九七

業態別賃銀指数 昭和七年以來賃銀指数の推移は業態によつて著しい相違を示してゐる。それが金再禁止以來の賃銀推移における最大の特徴であることは云ふまでもない。そしてその推移は繊維工業を中心とする輕工業（それは同時に輸出關係の工業が多い）においては低落傾向をたどり、金屬、機械、等の軍需關係部門において最も著しい騰勢を示してゐる。これを商工省調および内閣統計局調をもつて示せば次の如くである。

商工省調業態別賃銀指数（主要部門のみ）

業態	昭和六年平均	昭和七年平均	昭和八年一月
纖維工業	八三・七	八三・七	七六・〇
金屬機械工業	八七・〇	八七・八	九二・八
器具工業	八三・八	八二・二	八三・二
化學工業	九三・〇	八八・九	八七・四
飲食料品工業	九八・〇	九四・八	九五・八
印刷製本業	九七・〇	九三・〇	九三・〇

四	月	七七・九	九二・六	八三・八	八六・三	九五・三	九三・〇
五	月	七六・六	九二・二	八二・四	八六・四	九八・〇	九三・〇
六	月	七七・一	九二・二	八二・二	八五・九	九八・〇	九三・〇
七	月	七八・〇	九一・六	八二・〇	八五・九	九八・〇	九二・〇
八	月	七七・四	九〇・〇	八三・六	八六・〇	九八・二	九一・五
九	月	七九・〇	九二・〇	八三・六	八六・六	九八・四	九三・三
十	月	七六・三	九二・〇	八二・八	八五・四	九三・三	九三・〇
十一	月	七六・六	九二・六	八二・八	八五・〇	九四・七	九三・〇
十二	月	七六・九	九三・八	八二・六	八五・〇	九七・二	九三・五
平均	均	七七・七	九二・〇	八三・二	八六・〇	九五・七	九三・〇

〔備考〕—大正十年乃至十二年平均賃銀をもつて一〇〇とす。

内閣統計局調査業態別賃銀指數（主要部門のみ）

昭和六年平均	九五	九二	九三	一〇二	八二	一〇〇
昭和七年平均	九五	一〇〇	九五	一〇一	七六	一〇〇
昭和八年平均	一〇三	九六	一〇〇	九六	七三	九七
昭和八年一月	一〇五	一〇三	一〇三	九九	七七	一〇三
二	月	一〇六	一〇三	一〇二	一〇一	七六
三	月	一〇六	一〇四	一〇二	一〇二	七三
四	月	一〇四	九七	九九	九五	七三
五	月	一〇三	九四	一〇〇	九五	七三
六	月	一〇一	九四	九九	九七	七三
七	月	一〇一	九三	九八	九三	七一

金屬工業
機械器具製造業
造船業、運輸業、搬運用具製造業
化學工業
紡織工業
食品製造業

八	月	一〇〇	九一	九八	九〇	七一	九三
九	月	一〇一	九一	九七	九四	七三	九四
十	月	一〇三	九三	九八	九三	七二	九六
十一	月	一〇五	九四	一〇〇	九六	七一	九九
十二	月	一〇五	九七	一〇四	九八	七三	一〇〇

〔備考〕—昭和二年平均を一〇〇とす。

一日平均賃銀額 内閣統計局調査に基づき昭和八年六月における工場労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額を見るに、總平均において一圓八十七錢九厘で前年同月の平均八十九錢三厘に比し一錢四厘だけ低い。これを男女別年齢別に見れば男子においては前年より却つて上昇し、女子においては低下を示してゐる。（前年度本年鑑参照）

男	子	錢	二五〇・二	六〇・九	二五三・〇
女	子	錢	七三・七	四七・一	八〇・五
總平均	均	錢	一八七・九	—	—

業態別一日賃銀額 同じく右（昭和八年六月における工場労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額）を業態別に主要部門について見れば次の如し。

總平均	男子平均	女子平均
窯業	錢 一七六・六	錢 二〇四・三
金屬工業	錢 二九六・一	錢 三〇五・三
機械器具製造業	錢 二六九・八	錢 二八四・五
化學工業	錢 一八四・四	錢 二二五・〇

織維工業	八〇・二	一四二・一	六四・七
食料嗜好品製造業	一五四・四	二〇八・一	九三・五
紙工業、印刷業	一七六・五	一九八・九	一〇九・七
瓦斯電気及天然 力利用業	二二九・六	二四一・三	一三四・六

次に謂はゞ靜態調査に屬するものであるが、本年發表を見た昭和五年第三回「労働統計實地調査」にもとづいて、業態別・男女別・一日賃銀を見るに次の如くである。

	平均	男	女
總數	一・三六	二・〇五	〇・七三
窯業、土石加工業	一・六三	一八〇・〇	〇・七八
金屬工業	二・四〇	二五・一	一・〇三
機械器具製造業	二・二九	二・四一	一・一九
造船業、運搬用 具製造業	二・五四	二・五六	一・一四
精巧工業	二・一三	二・三三	〇・九五
化學工業	一・五七	一・八九	〇・九〇
紡織工業	〇・七九	一・三五	〇・六六
被服、身製品製造業	一・一八	一・六三	〇・九一
紙工業、印刷業	一・七九	二・〇四	〇・九七
皮革、骨、羽毛 品類製造業	二・二一	二・五五	〇・八〇
木竹草蓆類に關 する製造業	一・四六	一・六二	〇・七二
飲食料品製造業	一・五三	一・九五	一・〇九
土木建築に關する業	一・七六	一・七八	〇・七六
瓦斯、電気、水道業	二・五五	二五・七	一・〇七

その他の工業 一・五四 一九・四 〇七・八
 年齢別一日平均賃銀 同じく右昭和五年「労働統計實地調査」に
 よつて年齢別・男女別・一日賃銀を見れば次の如し。

年齢	男	女
未青年労働者	一・〇一	〇・六四
一二—一三歳	〇・四九	〇・四〇
一四—一五歳	〇・六四	〇・五五
一六—一七歳	〇・九二	〇・六八
一八—一九歳	一・二七	〇・七七
成年労働者	二・二六	〇・八五
二〇—二九歳	一・九一	〇・八三
三〇—三九歳	二・四七	〇・九一
四〇—四九歳	二・七二	〇・九三
五〇—五九歳	二・五六	〇・八三
六〇歳以上	一・八四	〇・六四

2 鑛山労働者

平均・月別・業態別・賃銀指數 内閣統計局調査による鑛山労働者の賃銀（賃銀諸手当賞與額）は昭和八年平均は八七を示し、前年の八二に比し可成りの上昇を呈してゐる。右は近年の低落傾向に對比して注目すべき現象である。その鑛山種別指數の月別推移を示せば次の如くである。

業態	昭和四年平均
全體	一〇三
金屬鑛業	一〇四
石炭鑛業	一〇一
石油鑛業	二〇一
其の他の鑛業	七

〔備考〕昭和二年を一〇〇とす。
 尙ほ日本銀行調査によつて鑛山労働者の一日當り賃銀額（定額賃銀並に實收賃銀）の月別推移を見れば次の如し。

年	月	男 (定額賃銀)	女 (定額賃銀)	男 (實收賃銀)	女 (實收賃銀)
昭和五年平均		九六	一〇〇	九五	九六
昭和六年平均		八六	九二	八三	九三
昭和七年平均		八二	八七	七九	九一
昭和八年一月		八三	八九	七九	九五
二	月	八四	九一	八一	九三
三	月	八五	九二	八三	九一
四	月	八五	八九	八三	九一
五	月	八六	九〇	八三	九一
六	月	八六	九〇	八三	九一
七	月	八七	九〇	八五	九二
八	月	八七	九〇	八六	九四
九	月	八九	九二	八八	九三
十	月	九〇	九三	八九	九三
十一	月	九〇	九二	九一	九二
十二	月	九三	九三	九三	九三
平均		八七	九二	八五	九三

年	月	男 (錢)	女 (錢)	平均
昭和五年平均	三	一・四九五	〇・六八八	一・五五七
昭和六年平均	四	一・四九五	〇・六七七	一・五五八
昭和七年平均	五	一・四九七	〇・六七八	一・五六三
昭和八年一月	六	一・五〇三	〇・六八〇	一・五六八
二	月	一・五二五	〇・六七九	一・五八五
三	月	一・五三七	〇・六七六	一・五九八
四	月	一・五五〇	〇・六七六	一・六三三
五	月	一・五七六	〇・六八〇	一・六五三
六	月	一・五九〇	〇・六八二	一・六七七
七	月	一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五
八	月	一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五
九	月	一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五
十	月	一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五
十一	月	一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五
十二	月	一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五
平均		一・六〇五	〇・六九〇	一・六八五

これを前年度に比すれば各月とも果増の勢を示してゐる。
一日平均賃銀額 日本銀行調査にかゝるものは右の月別推移表に掲げた通りである。次にこれを内閣統計局調にもとづき昭和八年六月の平均賃銀諸手当賞與額を見るに、總平均において一圓五十二錢四厘で、前年同月に比し七錢二厘の上昇を示してゐる。これを男女別に見れば次の如し。（前年度本年鑑参照）

性別	平均	十六歳未満	十六歳以上
男	一・五九・三	一・五九・一	一・六〇・一
女	六七・八	四三・一	六八・五
總平均	一五二・四	—	—

業態別一日賃銀額 同じく右（昭和八年六月における鑛夫一日平均賃銀諸手当賞與額）を鑛山種別に見れば左の如し。前年同月に比し「其の他鑛業」を除けば概ね上昇、たゞ女子は各鑛山とも幾分少

	總平均	男子平均	女子平均
金屬鑛業	一六二・四	一六九・三	六三・九
石炭鑛業	一四七・九	一五四・三	六九・二
石油鑛業	一六〇・七	一六四・九	八三・二
其の他の鑛業	一五五・九	一六四・三	六四・四
全體	一五二・四	一五九・二	六八・八

尙ほ靜態調査に屬するものがあるが、最近發表された昭和五年第三回「労働統計實地調査」によつて、各業態の一日平均賃銀を見るに次の如くである。

	平均	男	女
總平均	一・五四	一・六四	一・〇三
金屬鑛業	一・六六	一・七六	〇・六九
石炭鑛業	一・五三	一・六三	一・〇五
石油鑛業	一・六七	一・四〇	〇・七一
その他の鑛業	一・七三	一・八三	〇・八一

年齢別一日平均賃銀 同じく昭和五年「労働統計實地調査」によつて之を見るに次の如し。

	男	女
未成年労働者	一・三四	〇・八七
一四歳未満	〇・七六	〇・六三
一四—一五歳	〇・八五	〇・七四
一六—一七歳	一・一五	〇・八五

年齢	平均	男	女
一八—一九歳	一・四〇	一・七〇	〇・九四
成年労働者	一・七〇	一・六六	一・〇五
二〇—二九歳	一・六六	一・七六	一・〇七
三〇—三九歳	一・七六	一・七一	一・〇九
四〇—四九歳	一・七一	一・七四	〇・九八
五〇—五九歳	一・五四	一・五五	〇・八三
六〇歳以上	一・三五	一・三二	〇・七二

3 交通労働者

平均並に月別指數 内閣統計局調査による交通労働者の賃銀諸手当賞與額の昭和七年平均指數は一一三で前年（一一二）に比し僅かに上昇してゐるが、その月別變動を辿つてみると、年末に進むに従つて漸次上昇の傾向にあるのを見る。この平均指數の上昇は主として運輸業における上昇にもとづくものゝ如くである。

時期	平均	通信業	運輸業
昭和八年平均	一一三	一一三	一一五
昭和八年一月	一一三	一一三	一一三
二月	一一二	一一一	一一三
三月	一〇八	一〇三	一〇八
四月	一一六	一一〇	一一八
五月	一一六	一一〇	一一八
六月	一一六	一一〇	一一八
七月	一一三	一一〇	一一四
八月	一一三	一一〇	一一四

九 月	二三	一〇〇	一四
十 月	二四	九	一五
十 一 月	二四	一〇〇	一六
十 二 月	二五	一一三	一五

〔備考〕—昭和二年を一〇〇とす。

一日平均並に業態別賃銀額 同じく右内閣統計局調により交通労働者の一日平均賃銀諸手当賞與額を昭和八年六月中の平均について見れば次の如し。

業 種	總平均 錢	男平均 錢	女平均 錢
總 數	一九・三	二〇・四	一〇・〇
一、通 信 業	一九・三	一四・二	九五・九
1、郵便電信電話業	一九・三	一四・二	九五・九
イ、事務員	二五・一	二九・〇	一〇・三
ロ、通信工員	一四・五	一四・五	—
ハ、電話事務員	九四・二	—	九四・二
ニ、電信工手及技工	一六・八	一六・八	—
ホ、集配遞送及郵便手	一六・七	一六・七	一六・九
二、運 搬 業	二二・一	二二・〇	一三・五
1、鐵 道 業	二〇・一	二〇・六	一五・五
イ、乗務員	二七・八	二七・九	八四・一
ロ、非乗務員	一九・六	一九・三	二五・八
2、電 車 業	二五・四	二五・六	二四・六
イ、乗務員	二六・一	二六・五	九七・一
ロ、非乗務員	二〇・二	二〇・六	一七・〇

3、乗合自動車業	二二・五	二七・二	一三〇・九
イ、乗務員	二二・八	二八・三	一三二・〇
ロ、非乗務員	二〇・三	二〇・三	一八・六
4、船舶運輸業	一九・七	一九・七	—
イ、遠洋航路	二四・一	二四・一	—
甲板部	二四・二	二四・二	—
機關部	二二・六	二二・六	—
ロ、近海航路	一七・九	一七・九	—
甲板部	一八・三	一八・三	—
機關部	一六・五	一六・五	—
ハ、沿海航路	一四・一	一四・一	—
甲板部	一五・一	一五・一	—
機關部	一三・六	一三・六	—
5、運輸取扱業	一六・三	一六・七	六・八

第四 労働時間

1 工場

就業時間の趨勢 工場における労働時間については法規上は特記すべき変化を見ないが、事實上においては、昭和七、八年において可成りの異變を見逃し難い。その主たるものは軍需關係の工業における残業による時間延長であり、これはこの種部門における實收賃銀の増加と相應するものであり、且つそれは、これらの工場において業務の繁忙を新たなる職工の雇傭によつて遂行する他方において

従来の従業員の労働強化・時間延長をもつて遂行した形跡を示すものであらう。次に繊維工業においても昭和八年に入つて以來時間延長は明かに現出してゐる。この種の部門では他方に賃銀の増加が伴つてゐない點において、前者の場合と異り特に注目さるべきものがある。昭和七年の状況については、工場監督年報の報ずるところによつて、この間の事情を或程度窺ひ得るであらう。

「就業時間は例年に比し大差なきも、たゞ軍需品製造工場及輸出品製造工場が、時局並に對外爲替關係の影響を受け、業務繁忙となり就業時間を延長するものが多かつた。……例へば保護職工の就業時間に付ても船舶、機械及器具等の軍需工場並に化學工場等には成年男工の時間延長に伴ひ、保護職工に對しても法定最大限度の就業を爲さしむる者漸次増加の傾向を示しつゝあるが如し。

然れども財界不況に對し操業短縮、生産制限を以て善處せんとするは、猶業界一般の趨勢と見るべし。尤も就業時間短縮の方法に依るものは、大體従來行はれたる程度を以て底を打ち、新に短縮が行はれたるが如き事例は尠く、寧ろ他の方法に依る操業短縮が考慮せらるゝもの、如し。其の一例として長野縣製絲組合の決議を以て就業時間短縮によらずして釜數の二割封印に依り生産制限を實施するに至れるを擧ぐることを得べし。静岡縣には深夜業のみの作業を爲す工場あり。之は二部交替制に依る織物業にして午後十一時より翌午前五時迄の深夜六時間の工場運轉休止を利用すべく、成年男工をして別に一組を設け、常時深夜業のみを爲さしむるものあり、失業者中にはかくの如き作業と雖も、猶就業を希望するもの多數存するを以て、法第八條第四項の如き季節に依

り繁忙なる事業にのみ短期間行はれつゝあるものなるが故に、未だ其の大なる弊害は之を認めざるもの、如し。」
就業時間月別移動 いま内閣統計局調査にもとづき昭和八年における職工作業時間を月別に見れば次の如くである。

	作業時間		内休憩時間		作業日數
	時	分	時	分	
昭和六年平均	一〇・〇〇	〇・五五			二六・四
昭和七年平均	一〇・〇一	〇・五五			二六・五
昭和八年一月	一〇・〇五	〇・五七			二四・五
二 月	一〇・〇七	〇・五六			二六・一
三 月	一〇・一〇	〇・五六			二六・五
四 月	一〇・〇九	〇・五七			二六・八
五 月	一〇・〇八	〇・五六			二七・一
六 月	一〇・一〇	〇・五七			二六・九
七 月	一〇・一三	〇・五六			二七・三
八 月	一〇・一一	〇・五六			二七・九
九 月	一〇・一三	〇・五七			二七・二
十 月	一〇・一一	〇・五七			二七・三
十一月	一〇・〇八	〇・五六			二七・三
十二月	一〇・一一	〇・五七			二七・三
平均	一〇・一〇	〇・五七			二六・九

業態別就業時間 右の昭和八年平均を業態別に見れば次の如くである。

	作業時間		内休憩時間		作業日数
	時分	時分	時分	時分	
窯業、土石加工業	九・五	〇・七	二七・二		
金 屬 工 業	九・五	〇・六	二六・七		
機械器具製造業	一〇・二	〇・四	二六・七		
造船業	九・八	〇・四	二五・九		
運搬用具製造業	九・七	〇・五	二五・六		
精巧工業	九・七	〇・五	二六・九		
化学工業	一〇・四	〇・五	二六・八		
紡織工業	一〇・七	〇・四	二六・八		
被服、身装品製造業	一〇・七	一・〇	二六・四		
紙工業、印刷業	一〇・二	〇・五	二六・八		
皮革、骨、羽毛	一〇・一	一・五	二六・四		
品類製造業	一〇・五	一・〇	二六・六		
木竹草蔓類に關する製造業	一〇・五	一・〇	二七・三		
飲食料品製造業	一〇・九	一・九	二九・六		
土木建築に關する業	—	—	—		
瓦斯電気水道業	一〇・三	一・三	二九・六		

尙ほ第三回「労働統計實地調査」(昭和五年)の報告によつて労働時間の状況を見るに、先づ

一日の所定労働時間(休憩時間を含む、以下同じ)について見れば、調査工場七、五一四の一日平均所定労働時間は十時間二十四分である。各産業中土木建築に關する業の十一時間十三分が最長であつて、紡織工業の十時間四十八分、窯業土石加工業の十時間二十二分、木竹草蔓類に關する製造業の十時間二十分更に之に亞ぎ、最短は造船業運搬用具製造業の九時間三十一分である。

次に労働時間を一時間毎に區分して六時間以内より十三時間を超ゆるものに至る九階級に分つて觀察するに、各所定労働時間級中その割合の特に大なるは十一時間(十時間を超え十一時間以内のもの、以下同じ)の二、九一〇工場(工場總數の三割九分)十時間の二、七二四工場(三割六分)及十二時間の一、〇二三工場(一割四分)であつて、その他は併せて一割一分に過ぎない。即ち左表の如くである。

	平均所定労働時間		平均所定休憩時間		平均所定休業日数
	時分	時分	時分	時分	
窯業、土石加工業	一〇・三	一・一〇	二・四七		
金 屬 工 業	九・五	〇・五〇	三・一四		
機械器具製造業	九・四	〇・四	三・一		
造船業、運搬用具製造業	九・三	〇・四七	三・九八		
精巧工業	九・四〇	〇・五三	三・五三		
化学工業	一〇・五	一・〇二	二・七一		
紡織工業	一〇・四	一・〇九	二・三〇		
被服、身装品製造業	一〇・三	一・〇八	二・四五		
紙工業、印刷業	一〇・二	〇・五〇	二・九四		
皮革、骨、羽毛	一〇・一	一・〇一	二・九四		
品類製造業	一〇・二	一・〇六	二・五七		
木竹草蔓類に關する製造業	一〇・三	一・一三	二・四六		
飲食料品製造業	一〇・三	一・一八	一・八〇		
土木建築に關する業	一〇・九	〇・五九	一・九六		
瓦斯電気水道業	一〇・九	〇・五九	一・九六		

その他の工業

九・五

〇・五

三〇七

休憩時間 昭和八年度における各種工場の平均休憩時間は前掲の内閣統計局調（「就業時間」の項参照）によれば平均五十七分で前年および前々年度の五十五分に比し僅かながら増加を示してゐる。尙ほ昭和二年労働統計實地調査の結果によれば、所定休憩時間の平均は一時間である（これについては昭和六年度本年鑑本項の参照を乞ふ）。最近の休憩時間の状況については昭和七年度工場監督年報の報ずるところ大要次の如くである。

「休憩時間の配置は前年度と大差なく、就業時間十時間以上の工場にありては一時間以上の休憩時間を三回に分ち、午前九時前後、午後三時前後に各十五分位、正午に三十分乃至一時間を與へ、之を晝食に充つるもの及び正午に於て一回一時間晝食を兼ねて休憩とするもの最も多く、二交替制九時間のものにありては一日三十分一回の休憩時間を與ふるを以て通例とす」。

尙ほ第三回労働統計實地調査の結果は、前項「就業時間」の項に業態別の數字をかゝげたが同調査報告の記述するところは次の如し。

一日の所定休憩時間を三十分毎に區分して觀察するに、その中最も普通なるは一時間（三十分を超え一時間以内のもの、以下之に同じ）の五、二〇三工場（總數の六割九分）であつて三分の一、〇八〇工場（一割四分）、一時間三十分の八九五工場（一割二分）、二時間の二八六工場（四分）順次に亞いでゐる。

休業日數 昭和八年度における各種工場の月平均作業日數は前掲の内閣統計局調査（「就業時間」の項参照）によれば二六・九であり前年の二六・五に比して増加を示してゐる。従つて休業日數はそれ

だけ縮少せるものと見なければならぬ。尙ほ前々年度（昭和六年）のそれは二六・四であつた。昭和二年労働統計實地調査報告によれば、所定休業日數二日の工場が最多数を占め全體の七五％にのほり労働者數において四八％を包括してゐる。

尙ほ昭和七年工場監督年報が工場休日の最近の趨勢について語るところによれば、「普通休日は月二回のもの大部分を占め、毎月一日、十五日又は第一、第三日曜日をも以て通例とし、其他特別休日として大祭日、年末年始、盂蘭盆等を休日とするは前年度と大差なし之を一日、十五日とするや、又は第一、第三日曜日とするやの點に就ては、近時一般社會の休日と同一にするは職工の慰安上精神的に好影響あるを認め、近時工場に於ても後者を休日と定むるもの次第に増加の傾向あり。尙監視應管下の大工場が週休制を採用するもの漸次増加を見つゝあるものは特記するに足るべし」と。

第三回労働統計實地調査の結果については前項「就業時間」において業態別數字をかゝげた。右調査によれば、

調査工場七、五一四の一箇月平均所定休業日數は二・六日であつて最長は造船業運搬用具製造業の四日、最短は土木建築に關する業の一・八日である。之を日數別に見るに、その最も普通なるは二日休業の五、二五〇工場（工場總數の七割）であつて、四日休業の一、〇九一工場（一割五分）之に亞ぎ、三日休業の四四七工場（六分）、五日休業の四四二工場（六分）更に之に亞ぎ、以下六日休業は八四工場（一分）、一日休業は七五工場（一分）、七日休業及八日を超えるものは各一六工場、八日休業は一二工場であつて全然休業を與へざる工場六六、休業日數不定の工場一五を示して

なる。

労働時間に関する法規違反 最近におけるこの種の法規違反の趨勢を見るに、全體に昭和七年度は六年度に比して増加してをり、殊に保護職工に對する法定時間以上の就業を行はしめた件の如きが目立つてゐる。そして右の違反は特に染織工場において多數に上ることが報告せられてゐる。(次表は昭和七年「工場監督年報」より適宜項目を抜萃して計算す。)

違反事項	昭和六年		昭和七年	
	戒告	處罰	戒告	處罰
一、保護職工をして法定時間を超えて就業せしむ	一、三五	一四三	一、九三六	一三三
二、保護職工をして深夜業に就かしむ	三〇	一三	四	六
三、保護職工に法定の休憩日を與へず	二〇五	三	一〇二	一
四、法定の許可認可を受けずして就業時間を延長し又は届出を怠る	二〇	一	六三九	三〇
五、妊産婦に法定の休業を與へず	五	一	二	一
合 計	一、七三三	一六	二、七〇〇	一八九

2 鑛 山

就業時間 内閣統計局調査に據つて作業時間(並に、休憩時間、作業日數)の昭和八年平均並に月別變動を見れば次の如くである。八年平均は前年度および前々年度と殆んど大差がない。

業種	昭和五年平均	昭和六年平均	昭和七年平均	昭和八年平均	昭和八年一月	昭和八年二月
作業時間(時分)	九・五三	九・五三	九・五三	九・五三	九・五〇	九・四七
内休憩時間(時分)	一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇四
作業日數(日)	二六・一	二五・七	二六・〇	二七・二	二四・七	二七・〇
金屬鑛山	九・五三	九・五三	九・五三	九・五三	九・五〇	九・四七
石炭鑛山	九・五三	九・五三	九・五三	九・五三	九・五〇	九・四七
石油鑛山	九・五三	九・五三	九・五三	九・五三	九・五〇	九・四七

同じく右昭和八年中平均を業態別に見れば次の如し。

就業時間別坑外作業場数

時間以内	就業時間別坑外作業場数				
	總數	金屬 鑛業	石炭 鑛業	石油 鑛業	其他 の鑛業
七時間以内	三六	六	二四	五	二
八時間以内	四	三	一	一	一
九時間以内	四〇	七	八	三	二
十時間以内	三二	四	六	六	五
十一時間以内	一〇四	二	七	四	二
十二時間以内	四七	三	六	二	二

就業時間別坑外労働者数

時間以内	就業時間別坑外労働者数				
	總數	金屬 鑛業	石炭 鑛業	石油 鑛業	其他 の鑛業
七時間以内	七、七六六	一七、五七	四九、四七	三、三六	一、六六
八時間以内	二〇八	二〇四	四	一	一
九時間以内	八、八五六	八、一八八	一、九一	三、八二	九五
十時間以内	一四、八四六	六、三一一	六、四〇二	一、三三八	七四五
十一時間以内	二六、七五四	二、五四三	二、九二四	七七三	五三三
十二時間以内	二、一〇三	三五三	一九、八九六	五九一	二六三

三、前回（昭和二年）との比較

今次の調査の結果を前回調査の結果と比較するに、平均所定労働時間は坑内作業場に於て前回の九時間四十二分より九時間三十四分に減じてゐるが、坑外作業場に於ては前回の十時間十二分より十時間十六分に増加してゐる次に坑内及坑外各作業場に付九時間以内のもの、九時間を超ゆ

るもの、二大別して前回調査に比すれば、坑内に於ては九時間以内のもの前回の三七%に對し今回は三五%、九時間を超ゆるもの前回の六三%に對し今回は六五%を示し、坑外に於ては九時間以内のもの前回の一一%に對して今回は一四%、九時間を超ゆるもの前回の八九%に對して今回は八六%を示して居る。労働者に付ては坑内に於て九時間以内の者前回の一四%に對し今回は一三%、九時間を超ゆる者前回の八六%に對し今回は八七%を示し、坑外に於ては前回と殆んど同様である。更に所定労働時間を各一時間毎に區分して兩回調査の結果を比率において比較すれば次表の通りである。

時間以内	昭和五年				昭和二年			
	坑内 作業 者	坑外 作業 者	坑内 作業 者	坑外 作業 者	坑内 作業 者	坑外 作業 者	坑内 作業 者	坑外 作業 者
總數	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
七時間以内	〇・三	〇・一	一	一	一〇〇	〇・五	一	一
八時間以内	三・九	四・八	一・三	〇・三	二二・九	五・六	一・三	二・九
九時間以内	二二・〇	八・〇	二二・六	二二・三	七・五	九・六	一〇・三	一〇・三
十時間以内	三三・四	一八・四	三八・三	二〇・七	三三・七	二七・五	三四・〇	二三・二
十一時間以内	三三・四	六七・七	三三・九	三七・三	一六・三	二二・九	二八・五	三六・一
十二時間以内	一・〇	一・〇	二四・九	二九・四	一四・〇	三七・〇	一七・六	二五・五

休憩時間

昭和八年度における各種鑛山の休憩時間については、前項に内閣統計局調査の平均並に月別推移表をかゝげた。次に上掲「労働統計實地調査報告」（昭和五年）により、昭和五年の状況を見るに次の如くである。

一、坑内労働の一日平均所定休憩時間は一時間五分であつて、これを産業別に見れば石炭鑛業一時間十一分、金屬鑛業五十二分その他の鑛業一時間四分である。以上の結果を前回調査の結果と對比するに、總平均に於て一分の短縮を示してゐるが、石炭鑛業に於て五分の延長、金屬鑛業に於て二分、その他の鑛業に於て二十分の夫々短縮を示してゐる。

坑内平均所定休憩時間

總數	時分	金屬鑛業	時分	石炭鑛業	時分	其他の鑛業	時分
二九六	一〇五	三三	〇三三	二〇四	二二	九	二〇四

所定休憩時間別坑内作業場數

總數	三十分以内	一時間以内	二時間以内	二時間三十分以内	三時間以内	三時間を超ゆるもの	不定
二九六	四	一六	三三	四	三	一	三

所定休憩時間別坑内労働者數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其他の鑛業
二九六	一七、四三三	三三、二三三	六、二二二

三十分以内	二八、八〇〇	六、〇〇五	三三、六〇八	一九七
一時間以内	九一、三〇七	一〇、二二六	八〇、七八四	三六七
一時間三十分以内	一四、一三三	一、二九八	一三、八〇八	二六
二時間以内	九、七二四	—	九、六三三	五一
二時間三十分以内	一、三三九	—	一、三三九	—
三時間以内	七三	—	七三	—
三時間を超ゆるもの	八七	—	八七	—
不定	九、〇八八	—	九、〇八八	—

二、坑外労働の一日平均所定休憩時間は一時間四分であつて坑内作業場平均所定休憩時間に比し一分の減を示し、これを産業別に見れば石炭鑛業は一時間五分、石油鑛業は一時間四分、金屬鑛業は一時間、その他の鑛業は一時間十三分であつて、坑内作業場に比し石炭鑛業は六分の減、金屬鑛業は八分、その他の鑛業は九分の各超過を示してゐる。以上の結果を前回調査の結果と對比するに、總平均に於て二分の短縮、金屬鑛業に於て六分、石炭鑛業に於て一分、石油鑛業に於て二分の各短縮、その他の鑛業に於て一分の延長を示してゐる。

坑外平均所定休憩時間

總數	時分	金屬鑛業	時分	石炭鑛業	時分	石油鑛業	時分	其他の鑛業	時分
三三六	一〇四	六	一〇〇	二四	一〇五	一五	一〇四	二	一〇三

所定休憩時間別坑外作業場數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
三三六	六	二四	一五	二

三十分以内	一九	二〇	九	一	一
一時間以内	二二	五	一六	三	六
一時間三十分以内	三三	二〇	三六	二	三
二時間以内	一八	一	一五	一	二
二時間三十分以内	三	一	三	一	一
三時間以内	一	一	一	一	一
三時間を超ゆるもの	一	一	一	一	一
不 定	一	一	一	一	一

所定休憩時間別坑外労働者數

總 數	金屬 鑛業	石炭 鑛業	石油 鑛業	其他 鑛業
	七、七六六	一七、五七七	四、四七	三、二二六
三十分以内	五、八八六	二、九四九	二、九三七	一
一時間以内	五、〇八六	九、四九三	三九、五三五	二、七二七
一時間三十分以内	二、〇七六	五、三二二	五、四〇八	四九
二時間以内	一、〇六五	三	八七六	一五
二時間三十分以内	七	一	七	一
三時間以内	一	一	一	一
三時間を超ゆるもの	一	一	一	一
不 定	五九四	一	五九四	一

三、前回（昭和二年）との比較

今次の調査の結果を前回調査の結果と比較するに、平均所定休憩時間は坑内作業場にあつては前回の一時間六分より一時間四分に、夫々短縮せられてゐることは前述の通りである。次に坑内、坑外作業場及労働者を一時間以内のものとして一時間を超ゆるものとして二大別して前回調査の結果と

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

比較するに、先づ作業場に付ては坑内に於て一時間以内のもの前回の七五%に對し今回は七二%、一時間を超ゆるもの前回の二二%に對し今回は二四%となり、坑内に於ても一時間以内のもの前回の七四%に對し今回は七三%、一時間を超ゆるもの前回の二六%に對し今回は二七%を示してゐる。労働者にあつては坑内に於て一時間以内のもの前回の七四%に對し今回は七七%、一時間を超ゆる者前回の二四%に對し今回は一七%となり、坑外に於ては一時間以内のもの前回の八六%に對し今回は八二%、一時間を超ゆる者前回の一四%に對し今回は一七%を示してゐる。即ち次表の通りである。

總 數	昭和五年		昭和二年	
	坑内	坑外	坑内	坑外
無 休 憩	一	一	三	二
三十分以内	一五・五	一八・六	六・〇	八・二
一時間以内	五六・八	五八・八	七六・一	七四・〇
一時間三十分以内	一三・二	九・一	一九・九	一五・四
二時間以内	七・八	六・三	五・七	一・五
二時間三十分以内	一・四	〇・八	一・〇	〇・一
三時間以内	一・〇	〇・五	一	一
三時間を超ゆるもの	〇・三	〇・一	一	一
不 定	四・〇	五・八	〇・三	〇・八

休業日數 その昭和八年における状況は一ヶ月作業日數として内

閣統計局調査を上に掲げた。いま昭和五年労働統計實地調査報告によつて見れば次の如し。

一、坑内労働の一箇月平均所定休業日数は三・八三日であるが、これを産業別に見れば石炭鑛業は四・三八日、金屬鑛業は二・六三日、その他の鑛業は二・三三日である。これを前回調査の結果と對比するに、總平均に於て〇・五一日、石炭鑛業に於て〇・五七日、金屬鑛業に於て〇・三九日、その他の鑛業に於て〇・三三日の各延長を示してゐる。

坑内平均所定休業日數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其他の鑛業
三・八三日	二・六三日	四・三八日	二・三三日

所定休業日數別坑内作業場數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其他の鑛業
二六六	三三	二〇四	九
一 日	三	一	一
二 日	四	二	七
三 日	二〇	三	一
四 日	八	一三	一
五 日	四	二九	一
六 日	一	二〇	一
七 日	一	七	一
八 日	一	三	一

所定休業日數別坑内労働者數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	其他の鑛業
一五、三三九	一七、四三九	三七、三三九	六、六一
一 日	一九二	一九二	一
二 日	九、九四九	八、六〇三	九八
三 日	六、四〇八	五、一三四	一、二四七
四 日	六、九七〇	二、八四四	九六、九三〇
五 日	三、〇四三	四九〇	二〇、五三
六 日	九、四五六	一七七	九、二八一
七 日	七、〇八八	一	七、〇八八
八 日	一、一三三	一	一、一三三

二、坑外労働の一箇月平均所定休業日数は三・六九日であつて、坑内作業場平均所定休業日數に比し〇・一四日少い。これを産業別に見るも、各産業共に坑内に比し稍少く、石炭鑛業は四・三三日、金屬鑛業は二・六二日、其他の鑛業は二・二五日を示し石油鑛業は四・三三日、金屬鑛業は二・六二日、其他の鑛業は二・二五日を示し、石油鑛業は二・一三日である。此の結果を前回調査の結果と比較すれば、總平均に於て〇・四七日、石炭鑛業に於て〇・五八日、金屬鑛業に於て〇・三六日、其他の鑛業に於て〇・二五日の各延長、石油鑛業に於て〇・一八日の短縮である。

坑外平均所定休業日數

總數	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	其他の鑛業
三・六九日	二・六三日	四・三三日	二・三三日	二・二五日

所定休業日数別坑外作業場数

總	一	二	三	四	五	六	七	八
日	日	日	日	日	日	日	日	日
數	三	八	三三	三三	二	四	六	四
總數	三三六	三六六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六
金屬	六	三	四	九	二	一	一	一
鑛業	六	三	四	九	二	一	一	一
石炭	二〇四	一	二	二	一	一	一	一
鑛業	二〇四	一	二	二	一	一	一	一
石油	五	五	一	一	一	一	一	一
鑛業	五	五	一	一	一	一	一	一
其他	二	九	一	一	一	一	一	一
鑛業	二	九	一	一	一	一	一	一

所定休業日数別労働者数

總	一	二	三	四	五	六	七	八
日	日	日	日	日	日	日	日	日
數	二〇二	三、六五八	七、二五五	三七、四九一	七、六〇七	四、一九六	一、三〇六	一、〇七一
總數	二〇二	三、六五八	七、二五五	三七、四九一	七、六〇七	四、一九六	一、三〇六	一、〇七一
金屬	二〇二	七、四一九	六、八六七	二、五八九	四、二五	九五	一	一
鑛業	二〇二	七、四一九	六、八六七	二、五八九	四、二五	九五	一	一
石炭	一	九〇四	三三六	三、五二七	七、一八二	四、一〇一	一、三〇六	一、〇七一
鑛業	一	九〇四	三三六	三、五二七	七、一八二	四、一〇一	一、三〇六	一、〇七一
石油	一	三、一三六	一、一九九	一	一	一	一	一
鑛業	一	三、一三六	一、一九九	一	一	一	一	一
其他	一	一、六三六	三	三八五	一	一	一	一
鑛業	一	一、六三六	三	三八五	一	一	一	一

三、前回調査（昭和二年）との比較 今次の調査の結果を前回

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

調査の結果と比較するに、平均所定休業日数は坑内作業場にあつては前回の三・三二日より三・八三日に、坑外作業場にあつては前回の三・二二日より三・六九日に夫々増加してゐる。次に坑内、坑外作業場及労働者を日数別に見れば、作業場にあつては坑内、坑外共に二日休業、三日休業及四日休業の割合減少し、一日休業、五日休業及六日以上八日以内作業の割合増加を示して居る。次に労働者にあつては坑外に於て二日休業の者の割合増加したのを除けば、坑内、坑外共に四日以内の各休業日数の者の割合減少し、五日以上の休業日数の者の割合激増を示して居る。即ち左表の通りである。

昭和五年 昭和二年

總	一	二	三	四	五	六	八日
日	日	日	日	日	日	日	日
數	一〇〇・〇〇〇	三三・六四	八・一	四七・三	一一・一	一〇・五	一〇・五
坑内	一〇〇・〇〇	六四	四・一	六四・四	一三・六	一一・四	一一・四
労働者	一〇〇・〇〇	六四	四・一	六四・四	一三・六	一一・四	一一・四
坑外	一〇〇・〇〇	二七・九	七・三	四三・四	一〇・四	一〇・一	一〇・一
労働者	一〇〇・〇〇	二七・九	七・三	四三・四	一〇・四	一〇・一	一〇・一
坑内	一〇〇・〇〇	一七・六	一〇・一	五三・二	一〇・六	九・二	九・二
労働者	一〇〇・〇〇	一七・六	一〇・一	五三・二	一〇・六	九・二	九・二
坑外	一〇〇・〇〇	一〇・七	九・九	五五・一	三・〇	一・三	一・三
労働者	一〇〇・〇〇	一〇・七	九・九	五五・一	三・〇	一・三	一・三
坑内	一〇〇・〇〇	六・九	四・六	八四・八	三・〇	〇・二	〇・二
労働者	一〇〇・〇〇	六・九	四・六	八四・八	三・〇	〇・二	〇・二
坑外	一〇〇・〇〇	三三・七	一三・一	四九・四	二・六	〇・六	〇・六
労働者	一〇〇・〇〇	三三・七	一三・一	四九・四	二・六	〇・六	〇・六

第五 労働災害及び死傷病者

工場災害總數

昭和二年以降七年に至る工場法適用工場（官設を

除く)における負傷数および死亡数の趨勢を見るに次の如くである、
(昭和七年工場監督年報により推算)

昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	職工千人に對する割合	
						負傷數	死亡數
四、五五八	四、三六六	四、八三四	四三、〇二七	三四、九三三	三三、九八三	二六・四	二七・九
二五・六	二五・六	二六・九	二五・六	二〇・七三	二二・四	二六・四	二七・九
〇・六七	〇・六七	二〇・九	一・四三	一・六八	一・五	二六・四	二七・九

昭和七年度法適用工場數六一、二二八、その職工數は一、五九九、七六〇人であり、右の職工死傷總數の千人當り割合は二一・四人となる。いまこのうちから重傷、死亡を分つて前年度と比較すれば次の如くである。

職工死傷總數	實數		職工千人につき
	昭和七年	昭和六年	
重傷數	八、〇五〇	八、三三九	五・二一
死亡數	二五〇	二八三	〇・一五六

即ち死傷總數において九七四人(二・八八%)の減少、重傷者においては二八一人(三・三七%)の増加を見ている。この傾向について工場監督年報の報告するところによれば「一般に安全法規の徹底と安全運動の普及とにより、職工の死傷率は遞減しつつあり。現に、財界の特殊現象として生じたる七年下半年爲替の變動と時局の

變化とに刺激せられ、一部工場が労働密度の増加に禍されて災害率の上昇を見たるものありしかども、工場全般を綜合するに災害率は合理的漸減傾向を持續し得たり。此の下向度は輕傷において極めて顯著なれども、重傷において稍減じ、死亡に於ては輕微なり。本年の重傷災害率が五%の上昇を見たるは一顧を要する點にして、恐らく労働密度の影響は重傷者の發生に大なる影響を及ぼし、安全運動による災害率下向運動を反撥したるものと謂ふべきならむ。經濟情勢の變化ありたる業態(織物業、機械製造業、金屬品製造業、人絹製造業 特別工場等)において特にこの現象を見るものにして、工場設備、作業習慣等に改善の餘地尙多しと見るを得べし」と。
業態別災害數 上掲昭和七年における死傷數を各業態別に見れば次の如し。

業態	死亡者	%	負傷者	%
染織工場	三七	一四・八	五、五五〇	一六・三
機械器具工場	七五	三〇・〇	一六、八九三	四九・七
化學工場	五二	二〇・四	六、一七八	一八・二
飲食物工場	八	三・二	八七一	二・六
雜工場	四三	一六・八	三、六四三	一〇・七
特別工場	三七	一四・八	八四八	二・五
計	二五〇	一〇〇・〇	三三、九八三	一〇〇・〇

機械器具工場が災害數においても最高位を占め所謂重工業の特質を呈露してゐる。化學工業は、窯業職工五萬人を最多として二萬人以上の職工を有するものにゴム製造業、製紙業、人造絹糸業等があり、いづれも輸出産業に轉向しつつある重要部門

であるが、その災害率も可成り高位にあるのは注目に値する。

重大災害及びその原因 二週間以上の休業療養を要する負傷および死亡を重大災害として計上すれば昭和七年中においては前述の如く八、三三九件に達し、前年の八、〇五八に對し二八一の増加であるが、この重大災害を原因・業態・男女・等々について見るに左の如くである。(昭和七年「工場監督年報」参照)

一、原因別重大災害數 重大災害の原因を機械に因るものと非機械に因るものとに大別しこれを前年との比較において見れば左の如くである。

	昭和七年	昭和六年	増加件數	増加率
機械に因るもの	三、三七〇	三、三三四	四六	一・三六%
非機械に因るもの	四、九六九	四、七三四	二三五	四・九六%
計	八、三三九	八、〇八六	二五二	三・四〇%

右の機械および非機械に因る災害を更にその主なる原因に細別すれば次の如くである。

	〔機械によるもの〕	〔非機械によるもの〕
動力傳導装置	二四	動力を用ひざる運搬機吊揚機又は之に依る取扱中の物體
車 軸	二八	機械を用ひざる運搬又は取扱中の物體
齒 車 類	三三	工具又は加工中の物體
轉子又は之に類するもの	四一	高所より墜落
鋸 機	四三	物體の落下顛倒又は飛來

壓縮機又は壓穿機 二八 高熱物體 四九

〔備考〕—本表は同一の原因で多數にのぼるもののみをかゝげ、全部を包括してゐない。

二、業態別重大災害數

	昭和七年		昭和六年	
	死傷者	%	死傷者	%
染織工場	一、三七七	一六・五二	一、四二六	一七・五七
機械器具工場	三、六六六	四三・九六	三、三三七	四一・五四
化學工場	一、四九三	一七・九〇	一、五〇八	一八・七二
飲食物工場	二二八	二・八六	三二八	三・九二
雜 工 場	一、二七九	一五・三四	一、一九七	一四・八五
特別工場	二八六	三・四三	二七四	三・四〇
計	八、三三九	一〇〇・〇〇	八、〇五八	一〇〇・〇〇

右重大災害の職工千人に對する割合は次の如し。

	職工千人に對する重大災害の割合		
	昭和七年	昭和六年	昭和五年
染織工場	一・六〇	一・五六	一・七六
機械器具工場	一三・七二	一三・五三	一五・一八
化學工場	七・五五	七・七六	八・五五
飲食物工場	三・〇〇	四・〇八	三・六九
雜 工 場	七・四五	六・九九	八・五二
特別工場	一・七六	一・〇九七	一・二二
平均	五・二二	四・九六	五・六〇

三、男女別重大災害數 その大要は左表の如くであるが、このうち死亡者は男二四二人、女八人である。

	昭和七年	%	昭和六年	%
男	七、六三一	九一・五一	七、三六四	九一・三六
女	七〇八	八・四九	六九四	八・六二
計	八、三三九	一〇〇・〇〇	八、〇五八	一〇〇・〇〇

2 鑛 山

災害死傷數 鑛山についても昭和八年の事情は全部的に明かとなつてゐないので昭和七年の状況を記述する。同年中における鑛山變災事故回數は鑛山局調によれば六五、七二四件で、前年に比し二二、五八六件に達する減少を見てゐる。鑛山の變災事故回數は當局發表によるかぎりでは近年著しき減少を示してゐる。たゞ昭和七年中の死亡は七一七人で前年と大差ない。大正十四年以來の趨勢を見れば次の如くである。

鑛山災害死傷數

年	變災事故回數として	大正七年を100%として	死亡者數	負傷人員數
大正十四年	一八七、〇三六	一〇九	七八六(二・五三)	一八七、五二(六〇四・一)
昭和元年	一五八、三三三	九二	八〇二(二・七二)	一五八、四七六(五三八・一)
昭和二年	一六三、一〇八	九五	一、〇〇三(三・三八)	一六三、五九三(五五三・四)
昭和三年	一四三、〇三五	八二	八九二(三・〇三)	一四一、九七三(四八三・一)
昭和四年	一三九、六五四	七五	一、〇〇四(三・四二)	一三九、三七九(四三五・三)
昭和五年	一〇七、三四六	六二	八九五(三・四六)	一〇七、三七七(四一四・七)
昭和六年	七六、三二〇	四九	七二六(三・五四)	七八、三五三(三八七・二)
昭和七年	七三、七三三	三八	七二七(三・八六)	七三、六九八(三五三・五)

〔備考〕—括弧内は鑛夫千人に對する割合。昭和元年以來の數字は鑛山局調に従ひ、労働者數は六月末現在數をとる。帝國統計年鑑及び鑛山局調より計算。

鑛山種別災害死傷數 同じく鑛山局調によれば昭和七年の状況は左の如し。(上表と死亡者數の合致せぬは上表は職員を含む爲なり)

種別	死亡			重傷			輕傷		
	數	割合	數	割合	數	割合			
金屬山	七	一・四	一、六三	四〇・六	四、六二	二六・九〇			
石炭山	六〇八	四・四	一六、六五	一三〇・七	四、六〇	三〇一・五			
石油山	一	〇・〇二	九	二・三	一四九	三六・三			
其の他の非金屬山	二〇	二・四	一六七	四〇・九	四五五	二二・九			
計	六六六	三・六	一八、五八	九九・七	四六、八四	二五三・〇			

〔備考〕—重傷は休業二週間以上の負傷、輕傷は休業三日以上の負傷を指す。その割合は昭和七年六月末現在の當該種鑛山在籍者(鑛夫及び技術職員)人員千人に對する割合である。

更に各種鑛山を通じて坑内外別に見れば左の如し。

種別	死亡		重傷		輕傷	
	數	割合	數	割合	數	割合
坑内	六四	五・三	一六、四四	一三六・五	四一、六二	三四五・七
坑外	四二	〇・六	二、〇九	三・九	五、三六	七九・八
計	六八六	三・六	一八、五八	九九・七	四六、八四	二五三・〇

〔備考〕—同右
災害原因 上の事故回數及び死亡者數を原因別に見れば次の如し。

事由	災害回数		死亡者數	
	回数	總回数に對する割合	死亡者數	總死者に對する割合
落盤	二五、〇七三	三・八一	三五三	四・九三
坑内坑車	七、三三三	一・一〇	四九	〇・六八
機械のため	一、三六三	〇・三二	一〇	〇・二四
瓦斯炭塵爆發	三五	〇・〇二	二八	一・六五
鐵車又は架空索道のため	一、五六四	〇・二四	八	〇・二二

鑛夫總死傷病者 昭和七年中において、その業務上たると否とを問はず、鑛夫の死亡せるもの、負傷又は疾病のために解雇せられたるもの、並に二週間以上休業して醫療を受け治療したる重傷病者の數を、最近四年來の數と比較するに左表の如し。

年	死亡者		解雇者		治療重傷病者	
	數	割合	數	割合	數	割合
昭和三年	一、七四七	一・九六三	一、九六三	二・三六九	二八、三六九	三・三六九
昭和四年	一、九八三	二・一六四	二、一六四	二・九六五	二九、六六五	三・六六五
昭和五年	一、七七一	三、〇六八	三、〇六八	三・三三三	三三、三三三	三・三三三
昭和六年	一、二七四	二、五四四	二、五四四	五九、八八八	五九、八八八	五・八八八
昭和七年	一、二八五	一、四四〇	一、四四〇	四七、二七七	四七、二七七	四・二七七

〔備考〕一昭和四年以前の鑛夫休業治療者は休業三十日以上のもので、二週日以上三十日未満のものを含んでゐない。
右昭和七年各實數の同年六月末現在鑛夫數に對する割合を前年のそれと比較すれば次の如し。

項目	昭和七年	昭和六年	對六年増減
死亡者	六・三八	六・三〇	増 〇・〇八
解雇者	九・五三	一三・七〇	減 三・〇五
治療重傷病者	二四・四〇	二九・九六	減 四・五六

〔備考〕一割合は千人に對するもの。

第六 労働衛生

工場衛生一般 工場の衛生設備に關する進歩改善は、主として工場危害豫防及衛生規則中の猶豫期間満了とともに漸進的に進められつゝありと見るの外ない。昭和七年工場監督年報は「この猶豫期間満了後の法規適用状況を見るに大體圓滿に施行されつゝあり」と云つてゐる。同じく右年報が工場衛生一般について報ずるところを見るに、

「工場及附屬建設物の衛生設備に就ては工場危害豫防及衛生規則に基き労働者の健康保護上不適當のものは隨時改善を命じつゝある處なるが、就中有害瓦斯及粉塵の除去に關する施設の改善は困難なるものにして本年内に於て改善實行されたるもの甚だ少し。作業場の照明に就ては別項記載の如く地方的に稍面目を改めたるものもあるも其の數僅少なり。工場附屬寄宿舎設備については督勵の結果改善を見たるもの尠ならず。職工の健康状態中、職業性疾患の發生状況を明かにすることは労働者の健康保護策確立上必要なるを以て極力其の事例の摘發に努力しつゝある處なるが、未だ満足する状態に達せざるを遺憾とす。職業性疾患の豫防に關する研究は京都府徳原技師が前年來人造絹絲工業の眼疾患並に二硫

化炭素中毒に就て研究を續行し、完結を見たる外、特筆すべきものなし。労働者の結核性疾患は前年報告の如く健康保険組合を有する大規模工場に於て逐年増加する傾向あるのみならず、政府管掌下にある小規模工場に於ける傾向は更に顯著なるものがある。次に同年報の報ずるところによつて、作業場の設備状況、職業性疾患、呼吸器疾患等について今少し詳細に最近（昭和七年）の状態を見よう。尙ほ本年鑑第三部第二篇第一章第三節には労働衛生に關する政府對策を記述せるをもつてその節をも併せ参照せられ度い。

作業場及びその附屬設備の状況 「工場照明に關しては工場危害豫防及衛生規則第三十一條に基き改善を促しつゝ、あり。北海道神奈川、千葉等の道縣内工場に於て多少の改善を見たり。北海道に於ては、機械設備、傳導装置、通路、階段等にして窓より遠く災害豫防上考慮を要するものに窓の移設を命じ、或は周圍の關係上採光不可能の作業場にありては天窗を設けしめ、階下の作業場には電燈の設置を命じ、神奈川縣に於ても同様の改善をなさしめたり。尙ほ千葉縣下醬油醸造工場仕込倉、原料倉その他作業場にては天窗を新設し照明状態著しく良好となりたり」。尙ほ長野縣、神奈川縣における状態については同年報に詳細の報告が掲げられてゐる。

職業性疾患 その發生状況の全般について記述することはできない。左表もまた「職業性疾患の全般を窺ふには遺憾少なからざるもの」であるが、「國內に發生せる事例の全部を網羅するには法規改正の必要を痛感せしめる」状態にある。事例中重要なるもの、發生状況並に滋賀、岡山、廣島、長野、等の諸縣の報告につ

いては昭和七年工場監督年報中に詳記せるものがある。

職業病發生表

病名	工業又は作業名	職名	患者數		府縣名
			總數	死亡	
水銀中毒	檢温器製造	銀詰	一	一	山口縣
鉛中毒	精鍊	詰替	二	一	同
同	同	配合	一	一	同
同	同	刷鉛版	一	一	東京府
砒化水素中毒	精鍊燒	鑛	一	一	山口縣
一酸化炭素毒	造船	船鉸	一	一	岡山縣
同	同	鐵工	一	一	神奈川縣
硫化水素中毒	セロハン	配合	一	一	東京府
二硫化炭素毒	レイヨン	硫化工	一	一	京都府
同	ゴム	和硫	一	一	同
熱中症	鋼管製	鋼	一	一	神奈川縣
同	同	形鐵	二	一	同
同	造船	船鉸	二	一	岡山縣
潜水夫病	同	潜水	一	一	長崎縣
電眼症	同	仕上	一	一	廣島縣
同	發電所	電工	一	一	福岡縣
同	同	渠製	一	一	神奈川縣
同（網膜炎）	セメント	鍛冶	一	一	山口縣
セメント濕疹	同	燒成	一	一	同
石灰窒素	石灰窒素	精品倉庫	一	一	新潟縣
皮膚炎	同	同	一	一	同

爆薬皮膚炎	爆	藥精製	八	一	京都府
同	同	鑄造	二	一	同
同	同	仕上	四	一	同
同	同	装填	二	一	同
同	同	客車技工	一	一	埼玉縣
同	同	塗工(調合)	一	一	同
同	同	雷仕上	一	一	長縣崎

〔備考〕—患者の性は皆男子である、次表も同様。

災害性工業中毒發生表

病名	工業又は 作業名	職名	患者		府縣名
			患 者	死 亡	
一酸化炭素中毒	紡織機製造	鑄物	一	一	大阪府
同	發電	電運轉	一	一	岩手縣
同	同	雇	一	一	同
同	洗鐵製造	運轉	一	一	北海道
同	クロム精鍊	石灰石燒成	二	一	埼玉縣
同	同	人夫(救助)	二	一	同
同	同	大工(救助)	一	一	同
同	製絲	火夫	一	一	同
同	セメント	セメント製造	二	一	同
炭酸瓦斯中毒	毛織	鐵工(井戸ポンプ修理)	一	一	東京府
硫化水素中毒	織布	染工(井戸掃除)	一	一	大阪府
同	同	雑工(井戸掃除)	一	一	同

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

アンモニア	石灰空素	空素作業場	一	新潟縣
同	ダイヤ製造	ダイヤ工	一	福岡縣
同	(冷凍装置)			
クレゾール	染料	クマリン製造工	一	神委川縣
濕疹	料			

結核及び呼吸器疾患 「結核性疾患の病歴を觀察し、作業と結核發病との關係を明かにせんがため、昭和六年中の結核性患者の病歴を全国的に調査中なることは本論記載の通りなるが、京都府に於て、徳原監督官は某金庫工場に於ける職工の結核死亡者の續出に注意し、調査するに、同工場は常時三五名の通勤男工を有する工場なるが、昭和二年一月以降退場せる職工五四名中二名は在場中肺尖カタルに罹りて死亡し、他に肺結核及肺尖カタルの病名の下に治療中退場、死亡の轉歸をとり、更に在職中の三名に於て結核性疾患の既往症を有し、羸瘦せるものあり。旋盤及鑪掛作業に於ける金屬粉塵の飛散甚だしきものあるを以て工場危害豫防及衛生規則第二十六條及第二十八條の規定により作業場の衛生設備を改善せしむること、なせり。(金庫製造工場に於ける肺結核に就て「産業福利」第八卷第二號参照)

作業方法或は運動方法と職工の肋膜炎罹患との關係に就て興味ある事例は千葉縣下野田醬油工場製樽工場に於ける肋膜炎の減少とす。該工場に於ては從來製樽作業を人工的に行ひたるものにして、胸部壓迫のため、肋膜炎患者の發生尠なからざりしが、數年前より該作業の機械化を計り坐業を變じて立業となしたるため肋膜炎患者の發生を殆ど見ざるに至りたるものなり。然るに本年に於て四名の肋膜炎患者を出したるによりその發病原因に就て考究す

もところありたるが、該患者は過度の水浴をなしたるもの、みにて過度の運動が誘因となりたるにあらずやと思考せらるる。」

工場食 その概況を述べれば次の如くである。「工場食の改善については栄養食に関する知識の普及と、工場賄係員の實地指導とを主眼として前年來努めつゝある處なるが、一時的興奮に委せず、眞面目なる改善を促すためには地方廳に充分なる専門的知識と經驗とを有する技術員の常置を必要とするものにして、前年報告の警視廳、愛媛縣、宮城縣、岐阜縣、滋賀縣、鳥根縣、廣島縣の外、本年に於ては埼玉縣は、工業懇談會に一名の技術員を採用し群馬縣及三重縣にては衛生課の技術員をして工場方面の指導に當らしむるに至れり。工場食の改善運動の目標は從來兎角大規模工場に向けられたるも、改善の必要なるは寧ろ中小工場にして、従業員各自の食事に就ても注意を加ふべきこと勿論なりとす。此の點に關し新機軸を示したるは埼玉縣にして、小工場の集團する工場地帯に共同炊事の實施を計畫し、同業組合の事業として實行せしむるに至れり。同縣川口市青木區の機業經營研究會の共同炊事はその嚆矢にして二二工場、四三〇人分の食事を供給しつゝあり。(埼玉縣下に於ける工場栄養食共同炊事に就て、産業福利第八卷第十號参照)。工場食の改善は隨時報告するが如く、従業員の罹病率を減じ、缺勤率を低下し、從て能率の向上をも招來するものにして、而も賄費に著しき増減を見ることなしに行はるゝものなることが實證せらるゝに從ひ著々改善の實を擧げつゝあり。賄係實地指導を主眼とする講習會は各地に行はれたるが、警視廳に於ては五月中十五日間各所に於て實習を主とする講習會を開催し

たり。」

寄宿舎施設 工場における寄宿舎施設は、昭和五年七月一日より寄宿舎規則全條の實施を見て以來漸次改善を見つゝあるものゝ如くである。工場監督年報にもとづいて昭和七年における寄宿舎施設ある工場數及び寄宿職工數を見るに、寄宿舎施設ある工場數は十月一日現在一五、一〇四にして前年より却つて四三一を減少し、その寄宿職工數は五三〇、六二九人にしてこれまた前年に比し四四、四五六人の減少を示してゐる。

寄宿舎施設工場數及び寄宿職工數(業態別)

業態	寄宿舎の設ある工場數		寄宿職工數	
	男	女	男	女
染織工場	六、七〇九	四一、九五六	四三三、八九一	四六五、八四七
機械器具工場	三、三三六	一一、一四三	四三	一一、一八五
化學工場	九一六	七、三九二	八、四〇一	一五、七九三
飲食物工場	一、八六七	二五、五〇十	三三九	二五、八四六
雜工場	一、八六八	八、〇二二	一、〇七八	九、〇九〇
特別工場	三七〇	一、一四〇	七	一、一四七
小計	一五、〇六六	九六、一五〇	四三三、七五八	五二九、九〇八
官營工場	三八	六九一	三〇	七二一
合計	一五、一〇四	九六、八四一	四三三、七六八	五三〇、六二九

寄宿舎施設工場數並に寄宿職工數(民營工場)

業態	寄宿舎の設ある工場數		寄宿職工數	
	男	女	男	女
合計	一四、五五五	二九、三七五	五三三、九九	六三三、二八九

昭和二年

同	三年	一四、〇八四	二六、三五六	四九八、一〇三	六四、三五八
同	四年	一五、〇五七	二九、一九二	五三一、七四四	六五〇、九六五
同	五年	一五、四九三	二二、八二〇	四八八、二二五	五七〇、九四五
同	六年	一五、五〇七	二四、六七三	四六九、五三三	五七四、一九四
同	七年	一五、〇六六	九六、一五〇	四三三、七五八	五三九、九〇八
同		上		(官營工場)	

寄宿舍の
設ある工
場

男
女
計

寄宿職工數

昭	和	二	年	三	一、〇〇一	四	一、〇八五
同	三	年	三	九	九七	八	一、〇三九
同	四	年	九	三	一、〇三三	五	一、〇八八
同	五	年	三	〇	八四	四	八七〇
同	六	年	二	八	八四	七	八九一
同	七	年	三	八	六九	三	九三

尙ほ工場監督年報が昭和七年度の状況についてその施設の不備なる點を列挙指摘せる所は興味がある。左にこれを摘記しておく、

「寄宿舍の衛生に就ては寄宿舍規則に基き監督しつゝある處にして、そのその不良なるものにつき漸次改善せしめつゝあり。北海道に於ては前年より引續き醸造工場、硝子工場の寄宿舍の改善を完了し、本年度に於ては鑄物工場、鐵工場五〇の寄宿舍の調査を遂げその不良なるを認めたるを以て改善すべき點を指摘して命令し次年を俟つて整備すること、なせり。その状況次の如し。

一、照明設備なきを以て新設すること。一、寢室に通ずる階段室に採光窓を設くること。一、浴室腐朽、浴槽破損に付き修理を

なすこと。一、便所に窓なく便房内不潔なり窓を新設すること。

一、寢室位置の關係上窓を有せざるを以て隣室の作業場の窓を垂直に増設し寢室の採光を充分ならしむること。一、寢具は規則第十二條第三項に據らざるもの多し改善すること。一、寢室二室毎に電燈一ヶ所あり共用せざる様各室毎に設くること。一、寄宿舍は四圍の建築物の爲め作業場内を通過せざれば避難不可能なる状態にあり直ちに安全なる場所に避難し得る避難設備を講ずること。

一、寢室を屋根裏に設け(天井高最低三尺、最高六尺五寸)あり不適當なるを以て改造をなすか或は他の部屋に改むること。一、炊事室に窓なき爲天窓を設くること。一、寢室の外窓に窓懸を設くること。一、寢室十疊間に三人收容し、二燭光の豆型電燈を懸吊しあり、少くとも十六燭に改むること。一、屋根の寢室に昇降するに直立の梯子を設けあり、階段に改むること。一、以上の外氏名、定員等或は第十條第二項第二十二條に依る揭示を履行せざるもの多く又第十七條第二項に依り唾壺を備ふるもの少し」

尙ほ警視廳管下、長野縣、三重縣等における地方的状況については七年度同年報を参照され度し。

診療施設 その最近における總括的な報告に接しない。工場に於ける職工の診療は健康保險法により行はるゝものなるも、大規模工場においては自發的に工場醫を専屬とし或ひは囑託して隨時診療に従事せしめてゐる。昭和五年十二月の調査については前年度本年度年鑑に略記した。七年工場監督年報によれば、

「救急施設に就ては工場危害豫防及衛生規則第三十二條の規定により工場の状況に應じ必要な救急用具及材料の整備を督勵しつ

、あるものにして必要な工場には漸次普及しつつあり。但し常に救急用具及材料を補給し機に臨み之を利用し得る状態に保つ點に於ては遺憾の點なしとせず。工場法施行細則を以て工場醫を規定し工業主をして囑託醫を届出せしめ、職工の健康診断、豫防注射衛生施設に関する諮問に應ぜしめつゝあるは長野縣にして、同縣下片倉製絲紡績株式會社松本製絲所にては專任の女醫一名（年手當千圓）工場醫として活動しつつあり。其他の工場に於ては一工場に一名の工場醫を有するもの多きも、一醫師にて數工場を兼任するものもあり。」

第三章 生計状態

第一 生計費

労働者の一般的生計状態については概略これを第一篇第三章に記述した。今、同じく内閣統計局調による昭和六年九月より七年八月に至る家計調査報告に據つて、工場労働者および交通労働者の二部門について家計状態を摘記する。（調査方法その他については前掲第一篇第三章の参照を乞ふ）

1 工場労働者

一、實収入 工場労働者の一世帯（平均四・〇七人）一箇月の平均實収入は八二圓二四錢であつて、内勤勞收入七六圓九九錢（實収入の九三・六二％）、勤勞外收入五圓二五錢（六・三八で％）ある。勤勞收入中世帯主の収入は七四圓一二錢（實収入の九〇・一三％）

世帯主の配偶者収入は一圓六四錢（一・九九％）、家族収入は一圓二三錢（一・五〇％）であつて、勤勞外收入の中では受贈の四圓五四錢（實収入の五・五二％）最も多く、財産収入は二四錢（〇・二九％）、其の他は四七錢（〇・七五％）である。

二、收支過不足 次に收支の過不足状況を見るに、勤勞收入對實支出の關係に於ては五圓〇四錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合六・五五％）、實収入對實支出の關係に於ては一〇圓二九錢の剩餘（剩餘額の實収入に對する割合一二・五一％）である。

三、實支出 工場労働者の一世帯一箇村平均實支出は七一圓九五錢であつて實収入の八七・四九％に該り、交通労働者世帯の夫れに比し稍低率の支出である。

實支出七一圓九五錢中飲食物費は二五圓七九錢（實支出の三五・八五％）、住居費は一二圓四一錢（一七・二五％）、光熱費は三圓三二錢（四・六一％）、被服費は九圓二二錢（一二・八〇％）、其の他の諸費は二二圓二二錢（二九・四九％）である。

以上五大費目中飲食物費に在ては副食物費の九圓五二錢（實支出の一三・二三％）最も多く、米麥費八圓一九錢（一一・三八％）、嗜好品費六圓〇九錢（八・四七％）、出前外出先の食費一圓九九錢（二・七七％）を示して居る。又住居費に在ては家賃の九圓七三錢（實支出の一三・五二％）その大部分を占め、被服費に在ては衣服費六圓七六錢（實支出の九・四〇％）、身の廻り品費二圓四五錢（三・四〇％）である。その他の諸費に在ては文化費の一〇圓三一錢（實支出の一四・三三％）、社會生活費の八圓八三錢（一二・二七％）が主なる支出である。

次に収入階級別に五大費目の状況を見るに次の如し。

階級	平均				
	平均	未滿	未滿	未滿	以上
(収入)	平均	未滿	未滿	未滿	以上
總額	七・九五	四・五〇	五・一〇	五・九〇	六・五〇
飲食物費	二・五九	一・九〇	二・〇七	二・三三	二・四〇
住居費	一・三二	七・一九	九・七〇	一〇・六六	一・三三
光熱費	三・三三	二・五四	二・八〇	二・九二	三・三三
被服費	九・三二	四・五九	六・〇九	七・一三	八・四四
その他	二・三三	二・一八	二・三三	二・五九	二・八四

四、總収入及び總支出 工場労働者の世帯に於ける總収入一四一圓四〇錢中實収入は八二圓二四錢（總収入の五八・一六％）、實収入以外の収入は五九圓一六錢（四一・八四％）であつて、後者の内前月よりの繰越の三七圓一七錢、掛買の一〇圓八四錢を主なるものとし、貯金引出の五圓四四錢、負債の二圓六四錢、無盡取金の一圓二九錢之につき、以下貸金受入九九錢、保険金五二錢、質入二錢、その他二五錢である。

總支出中實支出は七一圓九五錢（總支出の五〇・八八％）、實支出以外の支出は六九圓四五錢（四九・一二％）であつて、後者の内翌日への繰越の三八圓〇五錢、掛買拂の一〇圓九五錢、貯金の一〇一〇錢を主なるものとし、遙かに降つて保険料の三圓三九錢、無盡掛金の二圓七九錢、負債返還の二圓五〇錢に亞ぎ、外に貸金に一圓三四錢、質受金に七錢、其の他に二六錢を算する。次に實支出に對する實収入の剩餘額一〇圓二九錢（實収入の一・五二％）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に四圓六

六錢、保険に二圓八七錢、無盡に一圓五〇錢、貸金に三五錢の夫々支出超過を來して居るのであるが、この總額九圓三八錢（實収入の一・四一％）が一箇月間の蓄積部分となるのであつて、爾餘は繰越に八八錢、掛買に一一錢、質に五錢の支出超過及負債に一四錢の夫々収入超過となつて現はれてゐる。

2 交通労働者

一、實収入 交通労働者の一世帯（平均四・一三人）一箇月の平均實収入は八九圓四一錢であつて、内勤勞收入八二圓九一錢（實収入の九二・七三％）、勤勞外收入六圓五〇錢（七・二七％）である。勤勞收入は更に世帯主の收入八一圓〇八錢（實収入の九〇・六八％）、家族收入一圓四八錢（一・六六％）、世帯主の配偶者收入三五錢（〇・三九％）に分たれ、工場労働者の世帯に比し世帯主の配偶者収入の實額並に割合共に著しく少なきことが特色である。勤勞外收入に在ては受贈の五圓九一錢（實収入の六・六一％）最も多く、財産收入一六錢（〇・一八％）、其の他の四三錢（〇・四八％）である。次に、

二、收支過不足 の状況を見るに、勤勞收入對實支出の關係に在ては四圓〇八錢の剩餘（剩餘額の勤勞收入に對する割合四・九二％）、實収入對實支出の關係に在ては一〇圓五八錢の剩餘（剩餘額の實収入に對する割合一一・八三％）である。

三、實支出 交通労働者の一世帯一箇月の平均實支出は七八圓八三錢であつて實収入の八八・一七％に該る。實支出總額七八圓八三錢中飲食物費は二六圓〇二錢（實支出の

三三・〇一％）、住居費は一四圓〇九錢（一七・八七％）、光熱費は三四六〇錢（四・五七％）、被服費は一〇圓〇八錢（一二・七九％）その他の諸費は二五圓〇四錢（三一・七六％）である。即ち交通勞働者世帯の飲食食物費の實支出中に占むる割合は工場勞働者世帯の夫れに比し稍低く、住居費の割合は稍高い。

五大費目中飲食食物費にあつては副食物費九圓六三錢（實支出の一二・二二％）、米麥費七圓七六錢（九・八四％）、嗜好品費六圓一二錢（七・七六％）であつて、出前外出先の食費は僅かに二圓五一錢（三・一九％）である。住居費にあつては家賃の一一圓〇九錢（實支出の一四・〇七％）、被服費にあつては衣服費の七圓四二錢（實支出の九・四一％）が夫々その大部分を占め、その他の諸費にあつては文化費一二圓七〇錢（實支出の一六・一一％）、社會生活費九圓三四錢（一七・八五％）、その他三圓（三・八〇％）である。

次に収入階級別に五大費目を見るに次の如し。

階級	平均				
	吾圓	六圓	七圓	八圓	九圓以上
總額	七・八三	四・九三	五・二九	五・三九	六・八五
飲食食物費	二・〇三	二・六〇	二・〇三	二・〇三	二・六八
住居費	二・四〇	五・二五	九・三二	一〇・七二	一三・五二
光熱費	三・六〇	三・一七	三・〇三	二・八一	三・二一
被服費	一・〇八	三・八一	五・〇〇	七・〇五	九・四六
その他諸費	二・五〇	五・七五	一三・六一	一六・四九	二五・三九

四、總收入及び總支出 交通勞働者の世帯に於ける總收入一五

八圓一五錢中實収入は八九圓四一錢（總収入の五六・五三％）、實収入以外の収入は六八圓七四錢（四三・四七％）であつて、後者の内前月よりの繰越の四〇圓七八錢首位を占め、掛買の一一圓七五錢、貯金引出の八圓七九錢之に亞ぎ、遙かに降つて負債二圓三八錢、保險金一圓七九錢、無盡取金一圓六七錢、貸金受入一圓二二錢、買入一錢、その他三五錢である。

總支出中實支出は七八圓八三錢（總支出の四九・八五％）、實支出以外の支出は七九圓三二錢（五〇・一五％）であつて、後者の内翌月への繰越の四一圓二二錢を主なるものとし、貯金の一五圓五七錢、掛買拂の一二圓四一錢之に亞ぎ、遙かに降つて保險料の三圓五四錢、負債返還の三圓〇九錢更に之に亞ぎ、外に無盡掛金に一圓八二錢、貸金に一圓三〇錢、質受金に三錢、その他に三四錢を算ずる。

次に實支出に對する實収入の剩餘額一〇圓五八錢（實収入の一・八三％）は實支出以外の支出中に包含せられて貯金に六圓七八錢、保險に一圓七五錢、無盡に一五錢、貸金に八錢の夫々支出超過を示し、この總額八圓七六錢（實収入の九・八〇％）が一箇月間の蓄積部分となるのであつて、爾餘は負債に七一錢、掛買に六六錢、繰越に四四錢、質に二錢の夫々支出超過及その他に一錢の収入超過となつて現はれてゐる。

第二 職工及び鑛夫貯蓄

本項に述べるところは工場主又は鑛山主の管理のもとに行はれる工場貯蓄又は鑛山貯蓄ともいふべきもので職工や、鑛夫の貯蓄金一

般では勿論ない。

1 工場労働者

職工貯蓄の趨勢 工場主管理のもとに行はれる職工貯蓄金は、昭和七年十月一日現在において總額五三、八七七、三〇五圓（内、官設工場におけるもの九、九九九、八一六圓）、これが職工數五六三、九五七人（内、官設工場六九、三五六人）であり、職工一人當り平均貯蓄金額九十五圓五十三錢である。之を前年に比較すれば金額及び職工數ともに減少してゐるが、一人當り平均は却つて増加を示してゐる。これを累年の趨勢に比較すれば左の如くである。

職工貯蓄累年比較

貯金 工場數	貯金 職工數	貯金額	一人 平均	
昭和二年十一月一日現在	五、八四四	七九、五三七	五五、二一五、九三四	六九・〇六
昭和三年十一月一日現在	五、五三九	七九、〇、五三二	六一、四七四、六七八	七七・七六
昭和四年十一月一日現在	五、八九三	七九、〇、二五九	六七、八九四、七二六	八五・九二
昭和五年十一月一日現在	五、五七九	七〇、八、七二二	六五、五四四、三七七	九二・四八
昭和六年十一月一日現在	五、四九一	六四、〇、七二四	五八、九三九、三八一	九一・九九
昭和七年十月一日現在	五、二七五	五三、九、九七七	五三、八七七、三〇五	九五・三三

〔備考〕—右は官設工場をも含む。

管理方法別職工貯蓄 右昭和七年の状況を管理方法別に見ると工場貯金が最も多く貯蓄金總額の八一%にのぼる。しかし、これは前年度の八五%と比すればやゝ減少である。尙ほこれについて工場監

督年報の報ずるところを見るに、

「郵便貯金、銀行預金は工業主が通帳を保管するによるものなるが故に別に問題を生ずることなきも、工場貯金は工場主が現金を預り主として工業主の流動資本に利用せらるゝ關係上、近時不景氣に基く工場經營の不振は動もすれば之等職工貯蓄金の返還に支障を生ぜしむるに至り、昨年度に於ても多數の職工貯蓄金返還不能事件の惹起を見たりしが、本年に於ては關係各府縣は此の點に鑑み工場貯金管理の認可を與ふるに當りては例之資本金一千萬圓以上といふが如き基礎確實なるものに限りその他については之が認可を與へず、又既に認可を與へたるものに付ては、確實なる物的又は人的保證をなさしめ、その管理方法不適當なるときは或はその變更を命じ、或は認可を取消す等の方針を採り以て貯蓄金返還の確實を期したるが、經濟界の不況は尙多數返還不能件數を見たり。尙工場貯金の利子は郵便貯金、銀行預金の利子よりも高きを一般となすも本年に於ては不況の影響を受け利率の引下げを爲すもの多數に上れり。而して各府縣に於ては利率引下げの認可を與ふるに當りては金融界の状況により引上を命ずることあるべき條件の下に認可を與へる等適當の處置を講じたり」と。

郵便貯金	七、五九一、〇三三	一四・〇九%
銀行預金	二、〇六六、〇六六	三・八四%
工場貯金	四三、八三六、六六七	八一・三六%
その他	三三三、五五〇	〇・七一%
計	五三、八七七、三〇五	一〇〇・〇〇%

〔備考〕—官設工場をも含む。

業態別職工貯蓄 同じく右を業態別に見れば次の如し。

業態	工場数	職工数	貯金額	一人平均
染織工場	一、六六九	三三五、〇二六	一七、四五、八六〇	五三・〇七
機械器具工場	六三七	六三、五四四	二、六四五、九四九	一九九・一〇
化学工場	五三〇	五七、七三三	七、四三六、六八一	一三三・五五
飲食物工場	三三一	一〇、八七六	二、八五四、七八二	二六三・四四
雑工場	五八〇	一六、四六四	一、一五六、一七八	七〇・三三
特別工場	一、〇七四	一〇、九四六	二、三四八、〇三九	二二四・五一
計	四、八〇一	四四四、六〇一	四、八七七、四八九	八八・七二
官設工場	三七四	六九、三五六	九、九九九、八二六	一四四・一八
總計	五、一七五	五一三、九五七	五、八七七、三〇五	九五・五五

2 鑛山労働者

昭和七年末における鑛夫の貯蓄金及び積立金は九百二十三萬二千十九圓、その貯蓄人員は十萬一千八百八十人にして前年に比し金額人員ともに減少、一人當貯蓄金は九十六圓にして六圓の増加を見ている。いまこれを鑛山種別に見れば次の如し。(昭和七年鑛山監督状況概要「昭和八年十一月労働時報による」)

鑛山別	人員	金額	一人平均
鑛山別鑛夫貯蓄金			
金 屬 山	二九、二八	四、三〇六、九七〇	一四七・四二
石 炭 山	六八、〇六〇	四、二六九、五九七	六三・五九
石 油 山	三、三二	五七、六三九	一七五・四七

其の他の非金屬山 三、四八一 一〇七、八二三 五〇・九七
 合 計 一〇一、八八〇 九、三三、〇一九 九〇・三三

第三篇 農業労働状態

第一章 農業概況

第一 耕地面積

昭和七年末現在に於ける内地耕地面積は次の如くである。(「第九次農林省統計書」)

種別	面積 (町)	前年に比し
總 數	五、九三三、〇四八	三七、九三三・六(六) 厘) 増
田	三、二九、九五七・一(五割四分)	八、〇四九・四(三) 厘) 増
畑	二、七三三、二七七(七割六分)	二九、八八三・二(二分二厘) 増

最近十ヶ年の趨勢を觀るに田は年々規則正しく増加の傾向を示しているが、畑は昭和四年迄漸減し以後漸増の傾向にある。

次に耕地を自作地、小作地別に別てば

種別	面積 (町)	前年に比し
自作地	三、一六四、一八三(三割三分)	一七、四三二・七(六) 厘) 増
小作地	二、八七、九〇一(四割七分)	二〇、五三三・九(七) 厘) 増

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに自作地は年々漸増の傾向にあつたが昭和四年著しく減少し以後再び漸増の傾向を示すに至つた。小作地も年々減少の傾向にあつたが昭和三年以後漸増の傾向に轉じた。

之を田畑別にみれば

自作地

小作地

田

一、五〇三、八四〇・九(四割七分)

一、七二七、二六三(五割三分)

畑

一、六六一、三三三・三(六割)

二、二〇、七五・四(四割)

田は小作地面積稍大なるに畑は自作地面積遙に大である。(第一部統計第十八表其一参照)

第二 農家戸數

昭和七年末現在に於ける農家戸數は次の如し。(第九次農林省統計書)

總數 五、四〇一、五〇九(總戸數の四割六分) 八、七〇九(二厘)増

最近十ヶ年の趨勢を觀るに農家戸數の總戸數に對する割合は逐年減少の傾向にある。

次に農家戸數を專業・兼業別、自作・小作別耕作耕地廣狹別にみれば

イ、專業・兼業別農家戸數

前年に比し

專業 四、二六、六七(七割三分) 二六、〇九三(六厘)増

兼業 一、三五、八三(三割七分) 一七、三六四(二分二厘)減

最近十ヶ年間の趨勢は大體に於て專業戸數は漸増し、兼業戸數は漸減の傾向にある。

第一部第三篇 農業労働状態

ロ、自作・小作別農家戸數

自作農

一、七五四、三三六(三割二分)

小作農

一、四九八、五九六(三割七分)

自作兼小作農

二、三六九、三三六(四割三分)

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに大體に於て自作農及自作兼小作農は漸増の傾向を示し、小作農は昭和四年迄漸減し以後漸増の傾向を示してゐる。

ハ、耕作耕地廣狹別農家戸數

五段未滿

一、九三六、四一九(三割四分)

五段以上一町未滿

一、九三三、二九(三割四分)

一町以上二町未滿

一、三四三、八六三(三割三分)

二町以上三町未滿

三、三四、二九四(六分)

三町以上五町未滿

三、九、三三三(三分)

五町以上

七、九、二九二(三分)

最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て二町未滿のものは漸増の傾向あるに反し二町以上のものは年々減少の傾向を示してゐる。而して小經營のもの増加し中經營以上のもの減少しつゝあるは注目すべき現象であらう。(第一部統計第十八表其二参照)

次に昭和七年末現在に於ける耕地所有者戸數は左の通りである。

(上掲書)

前年に比し

總數 五、三〇、三三六(戸) 二、四、八九一(五厘)増

之を所有地の廣狹別に觀れば

五 段 未 滿 二、五四六、〇八九(四割九分七厘)
 五段以上一町未満 一、二八六、〇五〇(三割五分)
 一町以上三町未満 九〇三、四二五(一割七分七厘)
 三町以上五町未満 二二三、三七(四分四厘)
 五町以上十町未満 一三三、四四九(二分二厘)
 十町以上五十町未満 四六、二七〇(九厘)
 五十町以上 三、七三八(一厘)

最近十ヶ年に於ける趨勢を觀るに所有者總數は漸増の傾向を示し、所有耕地の廣狹別に於ては三町未満のもの漸増の傾向あるに反し、三町以上のものは大體に於て漸減の傾向を示してゐる。(第一部統計第十八表其三参照)

第三 農作狀況

米 昭和八年に於ける米作付面積は三、一七四、一三一・六町にして、米收穫高は七〇、八四七、一三四石である。

昭和八年に於ける稻作は一部地方に於て旱天持續せるため作付不能又は旱害あつたが他の大部分の地方では概ね稻の生育促進せられ分蘖、伸長共に充分なるを得、病蟲害等の被害も尠く開花、結實期の氣候も適順なりし結果左の收穫高を得たものである。而して昭和八年に於ける米一段歩收穫高は全國平均二・二三二石にて之を水稻陸稻別にみれば次の如くである。

水	稻	粳米	糯米	平均
	石	石	石	石
	二・三〇〇	二・一〇九	二・二八四	

陸 稻 一・〇七六 〇・九〇〇 〇・九八三
 尙參考の爲最近五ヶ年の作付面積及收穫高を示せば次の如くである。

年	作付段別 (町段)	收穫高 (石)
昭和三年	三、一九一、七三六・一	六〇、三〇三、〇八九
同 四年	三、二一〇、六〇四・一	五九、五五七、六九四
同 五年	三、三三九、三三一・六	六六、八七五、五三五
同 六年	三、二四八、七一九・五	五五、二五、二六三
同 七年	三、二五七、〇〇九・四	六〇、三九〇、〇九八
自昭和三年至昭和七年平均	三、三三九、四七八・一	六〇、四六八、三三六
昭和八年	三、一七四、一三一・六	七〇、八四七、一三四

(農林省「昭和八年縣統計書」)

麥 昭和八年に於ける麥作付段別及收穫高は左の如くである。
 (第九次農林省統計書)

作付段別	收穫高
大 麥 三七七、二九〇・四町	前年に比し 三、七八一・八(八分六厘)減
小 麥 六五、八八八・一町	前年に比し 一〇七、一六四・三(三割二分)増
裸 麥 四三七、六五六・五町	前年に比し 四三、〇三三・七(八分八厘)減
大 麥 六、九二六、五一石	前年に比し 六五七、四六八(八分七厘)減
小 麥 八、〇〇六、三六六石	前年に比し 一、五〇八、九二八(三割三分)増
裸 麥 五、三四八、九三九石	前年に比し 一、三〇七、一九九(一割八分)減

最近十ヶ年間に於ける趨勢は、大麥は大體に於て作付段別、收穫

高共に遞減の傾向にあり、小麥は之と反對に兩者とも漸増の傾向にある。裸麥は作付段別は漸減、收穫高は増減常なし。

養蠶 昭和八年に於ける産繭額は次の如くである。(農林省「繭統計書」)

蠶種掃立數量	一八、一九、三〇六瓦
養蠶戸數	二、〇九二、一六戸
内譯	
春 蠶	八二、一九八、四五二瓦
夏 秋 蠶	一〇〇、〇〇〇、八五五瓦
繭産額	一〇一、四七、〇三貫
(價 格)	五〇、六三三圓
内譯	
春 蠶	五〇、一〇三、四九三貫
(價 格)	二九八、八八八圓
夏 秋 蠶	五二、一四四、五三九貫
(價 格)	二〇一、七五三圓
◇……前年との比較	
養蠶戸數	二七、五七戸(一分三厘)増
蠶種掃立數量	一四、三六七、七四瓦(八分六厘)増
内譯	
春 蠶	三、三〇〇、二三瓦(四分三厘)増
夏 秋 蠶	一一、〇八七、五二瓦(二割三分五厘)増
繭産額	一、一六六、六四貫(二割三分二厘)増
	二〇三、八三三圓(六割八分七厘)増

内譯

春 蠶

三、七二一、〇四貫(八分)増

一八六、九〇千圓(七割七分二厘)増

夏 秋 蠶

七、九八五、六八〇貫(二割八分五厘)増

一六、八三三圓(九分二厘)

以上の如く收繭高は春蠶 夏秋蠶を通じ總額一割三分餘の増加を見たのは本年掃立數量の増加と氣候適順にして蠶の發育一般に良好なりしとに因るものである。かくて大正十二年以來逐年漸増の傾向を辿り昭和六年より漸減の傾向に轉じた繭産額は本年再び轉増加に向つた。

第四 田畑賣買價格

昭和八年に於ける田畑賣買價格に關し、日本勸業銀行の調査發表にかゝる「昭和八年度田畑賣買價格及小作料調」の概要を摘記すれば次の如くである。

イ、概要 田畑の賣買價格は最近數年間續落の趨勢を辿つてゐたが、昭和八年に入るや漸く立直りの氣配に轉じ、左表の如く各品等共に前年と略保合の情勢を示すに到つた。今之を普通品等のものに就きて觀れば、田は三百八十七圓にして前年に比し一圓(三厘)騰貴し、畑は二百三十四圓にして前年に於けると同一價格である。

(昭和八年三月現在)

全國平均賣買價格(反當)		騰落比較	
昭和八年	昭和七年	實數	割合
上の中	五二五圓	△八	一・五分
下の中	三三七圓	△一	〇・三
田	二五七圓	△二	〇・八

上の中	三七七	三四〇	△	△	△	〇・九
普通	二三四	二三四	〇	〇	〇	〇
下の中	一四〇	一四〇	〇	〇	〇	〇

〔備考〕—△は低落を示す。以下の諸表に於ても同じ。

斯くの如く田畑の賣買價格が本年に入りて數年來の落調を停止せるは、主として最近に於ける一般物價の昂騰に伴ふ農産物の値上りに因り、耕地の收益増加したのに因るものであるが、金利低下の趨勢に伴ふ低利借替、負債整理、時局匡救事業等の農村經濟更生に關する諸般の對策が徐々に其の効果を擧げたるに加へ、一般財界の好況にも刺戟せられ、農家の購買力に一脈の生氣を見せたことも亦與つて力ありと謂ふ事が出来る。

口、地方別狀況 耕地價格の高低は土地生産力の大小、耕地面積の廣狹、耕地の位置等に支配せられ、又其の騰落は農産物價格の騰落と農家購買力の増減とに至大の關係を有するのみでなく、地方金融の情勢、或は小作問題の消長等各地方に於ける特殊の事情に影響せらるゝ處が尠くない。従つて地方に依りては其の高低騰落の程度に差異あるは言を俟たざる處であつて、今之を地方別に觀察すれば本年度に於ける普通田の賣買價格は近畿區の五百十九圓を最高とし四國區、東海區、中國區、東山區、九州區の各四百圓以上之に次ぎ他の諸區は總て平均價格以下であつて、北海道、沖繩は特に低く各百圓に満たない。又普通畑にありては東海區の三百五十圓を最高とし、東山區、近畿區、關東區、四國區の三百圓前後之に次ぎ、其の他の諸區は總て平均價格に満たず北海道の四十三圓が最低である。更に之を前年の賣買價格に比較すれば、田畑共に騰貴したる地方

と低落したる地方と其の數殆んど相半ばし、又其の騰落割合は兩者共に孰れの地方に於ても概ね小である。

ハ、累年狀況 次に普通品等の田畑に就きて大正二年以降に於ける賣買價格の推移を示せば左表の如し。

大正二年	普通田		普通畑	
	賣買價格	同上指數	賣買價格	同上指數
同三年	二七七	一〇〇	二四八	一〇〇
同四年	二五四	九二	二三八	九三
同五年	二七一	九八	二五〇	一〇一
同六年	三一九	一一五	二八〇	一一三
同七年	四三三	一五六	二四七	一六七
同八年	七〇六	二五五	四三一	二八四
同九年	五九四	二二四	三三九	二二三
同十年	五九五	二二五	三三七	二三四
同十一年	六二〇	二三四	三六四	二四六
同十二年	五八三	二二〇	三四三	二二三
同十三年	五六九	二〇五	三四一	二三〇
同十四年	五六〇	二〇二	三三八	二三八
昭和元年	五七一	二〇六	三五〇	二三六
同二年	五四六	一九七	三三三	二二五
同三年	五三八	一九四	三三〇	二二三
同四年	五三三	一八九	三三〇	二二六
同五年	四九〇	一七七	三〇一	二〇三

同	六年	四二	一四	二五	一七
同	七年	三六	一五	二四	一六
同	八年	三七	一四	二四	一六

〔備考〕—本表の指數は大正三年の價格を一〇〇とす。

本邦に於ける耕地の賣買價格は歐洲大戰勃發以來逐年奔騰を重ね大正八年に於ては普通田は七百六圓、普通畑は四百二十一圓の最高記録を示したが同九年恐慌の襲來するや、耕地の價格も遽に低落の方向に轉じ、田畑共に前年に比し實に百圓方の暴落を演ずるに至つた。爾來耕地價格は一般物價の漸落に伴ふ農産物の値下り、小作爭議の頻發、農村金融の梗塞等の爲、概ね低落の趨勢を持續してゐたが、殊に昭和五年以降金融解禁の影響に加へて、世界的不況の襲來に因り一般物價の低落甚しく、特に農産物の價格が稀有の慘落を演じたる爲、耕地價格の落勢は更に一層助長せられ、昭和七年に於ては田は三百八十六圓、畑は二百三十四圓の安値を示した。然るに最近一般物價の昂騰に伴ひ農産物の價格好轉したるに加へ、種々の好材料に惠まれて耕地價格も亦漸く連年の落調を停止し、今後寧ろ騰勢に轉ぜんとするが如き氣配さへ示すに至つた。

第二章 小作狀態

小作料

日本勸業銀行調査課發表にかゝる昭和八年度に於ける全國平均實收小作料及之が地方別狀況並に累年狀況は次の如くである。(「昭和八年度田畑賣買價格及小作料調」)

イ、概要 昭和八年度に於ける田畑實收小作料の全國平均は、左表の如く前年度に比し田に於ては騰貴し、畑に於ては低落してゐるが、其の程度は兩者共に僅少である。即ち之を普通品等のものに就きて觀れば、田小作料は一石二升にして前年度に比し一升(一分)を騰貴し、畑小作料は十圓九十二錢にして前年度に比し二十九錢(二分六厘)を低落せり。

地目及品等	全國平均實收小作料(反當)		騰落比較	
	昭和八年	昭和七年	實數	割合
田	上の中	一・三五	一・三四	〇・〇二
	普通	一・〇三	一・〇二	〇・〇一
畑	上の中	〇・七四	〇・七四	〇
	普通	一・〇九	一一・三二	二・二六
下の中	六・九三	七・〇七	△〇・一五	二・一

右の如く田小作料が微か乍ら騰勢を示せるは、前年に比し産米の實收高が増加せる上に、農家經濟が幾分好轉の氣配を示せる爲、小作料實納額の増加を來たせるがためであらう。又畑小作料が僅少乍ら低落したのは、本調査に於て畑小作料を物納のものと雖も總て金納として計算し、其の換算穀價として、比較的安値を示せる昭和七年度中の各農産物の平均價格を採用せるに因るものであらう。

ロ、地方別狀況 耕地の小作料は耕地價格と同じく各地方に於ける自然的條件の相違と特殊の事情とに因りて其の高低騰落に差異あ

るを免れない。今年度に於ける普通品等の田畑に就きて其の小作料を地方別に觀察すれば左表の如し。

地方別	普通田實收小作料		騰落(△)比較	
	昭和八年	昭和七年	實數	割合
北海道	〇・三六	〇・三五	石	八・六分
東北區	〇・九七	〇・九六	〇・〇一	一・〇〇
關東區	〇・九五	〇・九三	〇・〇二	二・二〇
北陸區	〇・九八	〇・九八	〇	〇
東山區	一・〇四	一・〇三	〇・〇一	二・〇〇
東海區	〇・九六	〇・九五	〇・〇一	一・一〇
近畿區	一・一一	一・〇九	〇・〇二	一・八〇
中國區	一・二五	一・二四	〇・〇一	〇・九〇
四國區	一・二五	一・一七	〇・〇八	一・七〇
九州區	一・一〇	一・一一	△	〇・九〇
沖繩區	〇・四七	〇・四五	〇・〇二	四・四〇
全國平均	一・〇三	一・〇一	〇・〇二	一・〇〇

地方別	普通畑實收小作料		騰落(△)比較	
	昭和八年	昭和七年	實數	割合
北海道	二・六九	二・三五	圓	四・五五分
東北區	七・三二	七・五七	△	五・九〇
關東區	九・八五	一〇・五二	△	六・三〇

北陸區 九・二八 九・六八 △ 〇・四〇 △ 四・一〇
 東山區 一四・六〇 一五・二三 △ 〇・六三 △ 四・一〇
 東海區 一四・七〇 一四・六九 〇・〇一 〇・一〇
 近畿區 一三・六六 一三・六四 〇・〇二 〇・一〇
 中國區 一一・三一 一一・三六 △ 〇・〇五 △ 〇・四〇
 四國區 一五・〇三 一五・六七 △ 〇・六五 △ 四・一〇
 九州區 九・四五 九・七一 △ 〇・二六 △ 二・七〇
 沖繩區 九・〇〇 七・九〇 一・一〇 一三・九〇
 全國平均 一〇・九二 一一・二一 △ 〇・二九 △ 二・六〇

即ち普通田の實收小作料は中國區、四國區の一石一斗五升を最高とし、近畿、北海道は特に少く、前者は四斗七升、後者は三斗八升到過ぎない。又普通畑にありては四國區の十五圓二錢を最高とし、東海區、東山區の十四圓、近畿區の十三圓、中國區の十一圓順次之に次ぎ、其の他の諸區は總て平均に満たず、北海道の二圓六十九錢を最低とす。

次に田畑の小作料を前年度に比較するに、田小作料は北陸區に於ては騰落なく、四國區、九州區に於ては低落したが、其の他の地方に於ては孰れも騰貴してゐる。而して其の騰貴割合は北海道、沖繩等に於ては比較的大であつたが、其の他の諸區に於ては概ね一、二分に過ぎない。又畑小作料は北海道、東海區、近畿區、沖繩に於ては騰貴してゐるが、其の他の七區に於ては却つて低落してゐる。而して其の割合は騰貴したる地方に於ては北海道、沖繩に於て特に大にして一割四分前後に當り、又低落したる地方に於ては東北區、關東區比較的大にして孰れも六分前後に達し、北陸區、東山區、四國

區之に次ぎ各四分一厘を示してゐる。他の諸區に於ては騰落共に其の割合概ね小である。

ハ、累年狀況 次に普通品等の田畑實收小作料に就きて大正十年以降の推移を示せば左表の如く、大體に於て其の傾向を察知するに足るであらう。

年次	普通田		普通畑	
	實數	同上指數	實數	同上指數
大正十年	一・一七	一〇〇	一八・七五	一〇〇
同 十一年	一・二四	九七	一九・五五	一〇四
同 十二年	一・二四	九七	一九・九六	一〇六
同 十三年	一・二三	九三	一九・九六	一〇六
同 十四年	一・〇九	九二	一九・一六	一〇三
昭和元年	一・〇七	九一	一八・九九	一〇二
同 二年	一・〇三	八七	一八・七六	一〇〇
同 三年	一・〇四	八九	一八・五〇	九九
同 四年	一・〇三	八八	一七・三三	九二
同 五年	一・〇三	八八	一五・九八	八五
同 六年	一・〇三	八七	一三・七四	七三
同 七年	一・〇二	八六	一一・三二	六〇
同 八年	一・〇二	八七	一〇・九二	五六

〔備考〕—本表の指數は大正十年の價格を一〇〇とす。

第二章 農家經濟

第一 農家經濟調査

農林省は大正十年以來全國道府縣農會に委嘱して農家經濟調査を續行しつゝあるが、昭和六年度調査に據り昭和六年三月一日より昭和七年二月末日に至る滿一ヶ年間の農家經濟の概要を左に摘記する（尙本調査年度より調査方法改正せられたる爲、本年度調査は昭和五年度以前の調査とは異なる處あり）【農務時報・昭和九年六・七月號】

1 調査農家戸數

昭和六年度に於て調査を開始せる農家は三四二戸であつたが、記帳中止或は記帳不備等の事由に因り取纏不能に陥れるもの一五戸あり、又その他調査開始後調査農家としては不適當となれるもの三九戸を特殊農家として平均外に置いた。従つて茲に平均に採用せる農家戸數は自作農九八戸、自作農九四戸、小作農八五戸、計二七七戸（北海道及沖繩を除く）である。

2 農業用土地面積

農業用土地（農業經營に使用せらるゝ年度始現在の一切の土地を謂ひ、同一土地にして農業と農業以外とに使用せられる場合は其の使用程度に依り按分しその所屬を定めた）の調査農家平均一戸當面積及各種類間の割合を示せば左の如し。

耕作地	田		畑		小計
	畝歩	割合	畝歩	割合	
自作農	八八・〇八	二八・二九	四二・二五	六七・八五	一三〇・〇三
自、小作農	八七・二五	一四・三三	三六・〇九	七〇・七六	一二四・〇四
小作農	八八・〇三	一四・三三	三二・二四	七〇・四七	一一九・二六
平均	八八・〇三	一八・二八	三六・一九	七〇・六三	一二四・二二
耕作地以外の土地	山林		原野その他		合計
宅地	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	
自作農	三・一八	四三・〇九	四・一三	五一・一〇	一八一・二三
自、小作農	三・〇八	一三・一三	四・〇三	二〇・三三	一四四・二七
小作農	二・二七	八・〇八	〇・一七	一一・三三	一三一・一八
平均	三・〇七	二二・一九	三・〇一	二七・二七	一三五・一八
耕作地に對する割合					
農業用土地面積に對する割合		耕作地に對する割合		同上割合	
自作農	七二・七一	二八・二九	六七・八五	三三・一五	
自、小作農	八五・六七	一四・三三	七〇・七六	二九・二四	
小作農	八五・六七	一四・三三	七〇・四七	二六・五三	
平均	八二・七三	一八・二八	七〇・六三	二九・三八	

3 農家總收入及農家の經費

調査農家二七七戸中平均一戸當りの總收入は九一五圓餘にして、

農家總收入	農業總收入		兼業總收入		家事收入		計	
	圓	割合	圓	割合	圓	割合		
自作農	七八九・五三	一三九・四三	四一・三四	九七〇・三〇				
自、小作農	七五三・〇七	一三六・三七	四〇・二七	九〇九・七一				
小作農	七九〇・〇七	一四・四八	三三・六三	八六七・一八				
平均	七五三・八九	一三三・四三	三八・四一	九一五・七三				
農家總收入に對する割合								
農業總收入		兼業總收入		家事收入		計		
自作農	八一・三七	一四・三七	四・二六	一〇〇%				
自、小作農	八三・七六	一三・八〇	四・四三	一〇〇%				
小作農	八三・九三	一三・三〇	三・八八	一〇〇%				
平均	八三・三四	一三・四七	四・一七	一〇〇%				
次に農家の總經費は一戸當り平均九二三圓餘にて、内農業經營費三六〇圓餘、兼業費一三圓餘、家計費九四九圓餘である。之が自小作別及び割合を示せば次の如くである。								
農家總經費		農業經營費		兼業費		家計費		計
圓	割合	圓	割合	圓	割合	圓	割合	
自作農	三二二・二六	一七・九〇	六五〇・八〇	九五九・九六				
自、小作農	三六一・九〇	二二・七〇	五四六・二二	九三〇・七三				
小作農	四〇六・九四	一一・二七	四七〇・二〇	八八八・四一				
平均	三六〇・〇三	一三・九六	五四九・〇六	九三三・〇四				

内農業總收入は七五三圓、兼業總收入一二三圓、家事收入三八圓餘である。之を各階級別及び割合について示せば左の如くである。

農家總經費に對する割合

種類	農業經營費	兼業費	家計費	計
自作農	三三・四三%	一・八七%	六五・七一%	一〇〇%
自、小作農	三九・三三	一・三六	五九・三〇	一〇〇
小作農	四五・八三	一・二七	五三・九一	一〇〇
平均	三九・〇一	一・五一	五九・四八	一〇〇

4 農家總所得

農家の總所得（農業所得、兼業所得及家事収入の和）の調査農家平均一戸當金額及各種類間の割合を示せば左の如し。

種類	農業所得	兼業所得	家事収入	計
自作農	四七六・三七	二二・五三	四一・四四	六四一・二四
自、小作農	三九一・二七	一〇三・六七	四〇・二七	五三五・二一
小作農	三三二・二三	一〇三・二一	三三・六三	四四八・九七
平均	三九三・八六	一〇九・四七	三八・四一	五四一・七四

家農總所得に對する割合

種類	農業所得	兼業所得	家事収入	計
自作農	七四・六〇%	一八・九五%	六・四五%	一〇〇%

家計費

種類	自作農	自、小作農	小作農	平均
住居費	二四・七三	一九・五七	一六・七五	二〇・三五
飲食費	二四九・八五	二二八・〇〇	二二〇・六三	二二三・八三

種類	自作農	自、小作農	小作農	平均
住居費	三・五九%	三・五九%	三・五六%	三・七二%
飲食費	三九・六一	四一・七〇	四六・九二	四二・九

5 家計費

調査農家一戸當平均家計費は五四九圓餘にして所謂第一生活費及第二生活費の割合平均は六二・六〇%に對する三七・四〇%であり、第一生活費中では飲食費の割合最も高く（四二・三九%）、被服費（七・八三%）、光熱動力費（六・〇五%）之に次ぎ、住居費（三・七一%）、家具什器費（二・六二%）は極く僅少である。第二生活費では交際費（八・五四%）最多く、冠婚葬祭費（六・四七%）之に次ぎ娛樂費（〇・六八%）最少い。

次に之を各階級別に見れば自作農六三〇・八圓にて金額割合とも最多く、自小作農五四六・一圓にて之に次ぎ、小作農四七〇・二圓にて最低位にある。しかし第一生活費及第二生活費の割合についてみれば、第一生活費に於ては小作農最も高く自作農が最低であり、反對に第二生活費に於ては小作農最も低く自作農最高となつてゐる。

家計費の調査農家平均一戸當金額及各種類間の割合を示せば左表の如くである。

光熱動力費	三八・六六	三三・六二	二八・三一	三三・二〇	六二・二	五・九八	六・〇三	六〇・五
被服費	五三・七八	四五・〇八	三〇・〇四	四二・九七	八・五三	八・二六	六・三九	七・八三
家具什器費	一七・二〇	一一・七三	一三・二四	一四・三九	二・七三	二・三三	二・八二	二・六二
計	三八四・三三	三三八・〇〇	三〇八・九七	三三三・七四	六〇・九一	六一・八六	六五・七一	六二・六〇
教育費	一一・三八	一〇・〇四	四・八七	八・七六	一・八〇	一・八四	一・〇四	一・六〇
修養費	九・〇〇	五・九一	四・七三	六・五四	一・四三	一・〇八	一・〇一	一・一九
交際費	五八・九五	四四・九四	三六・六八	四六・八六	九・三五	八・二四	七・八〇	八・五四
嗜好費	三三・四三	二七・九〇	二二・三五	二七・二三	五・一四	五・一一	四・五四	四・六九
娛樂費	五・八九	三・〇六	二・三九	三・七八	〇・九三	〇・五六	〇・五一	〇・六八
衛生費	四〇・〇三	二七・六五	二六・一〇	三一・二六	六・三四	五・〇七	五・五五	五・六九
冠婚葬祭費	三六・五三	四一・四五	二八・四九	三五・四九	五・七九	七・六〇	六・〇六	六・四七
諸負擔	一五・二五	九・九三	六・三三	一〇・五〇	二・四二	一・八二	一・三五	一・九一
其他	三七・一四	三七・二四	三〇・二九	三四・八九	五・八九	六・八二	六・四三	六・三六
計	二四六・五六	二〇八・三三	一七一・三三	二〇五・三三	五九・〇九	三八・一四	三四・二九	三七・四〇
合計	六三〇・八〇	五四六・三三	四四〇・一〇	五四九・四五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
(内 計)								
現金	三六八・一八	三一一・九七	二五八・四六	三二二・八七	五八・三七	五七・一七	五四・九七	五七・〇〇
現物	二四七・三七	二二三・五六	二〇二・七四	二二四・五六	三九・三三	四〇・八九	四三・二二	四三〇・八八
減價額	一五・二五	一〇・五九	九・〇〇	一一・六二	二・四一	一・九四	一九・九一	二・二二

6 農家の總所得と家計費との比較

農家總所得と家計費との比較は農家の過不足状態を明にするものであるが、調査農家平均一戸當金額を比較すれば左の如くである。

農家の總所得	自作農	自、小作農	小作農	平均
家計費	六三〇・八〇	五四六・二三	四七〇・二〇	五四九・〇五
差引過不足	一〇・三四	△一一・〇一	△二二・三三	△七・三一

農家の總所得と家計費との比較に付剩餘ある農家と不足せる農家の戸數を二百圓未満、二百圓以上五百圓以下、五百圓以上に分つて見れば左表の如くである。

足 小 計	不 自、 小作農	自 作農	剩 小 計	過 自、 小作農	自 作農	二百圓	自二百圓	五百圓	計
						未 滿	至 五百圓	以 上	
						戸	戸	戸	
三三	三六	四〇	一〇六	三六	三九	二	四	一三三	
三三	三七	三八	二二	三八	三三	二	二	二	
二	一	一	二	一	二	一	一	一	
一四六	四四	四六	一三三	四四	四四	二	二	一四六	

第二 生産費調査

米生産費調査

帝國農會の昭和八年度調査として發表せる北海道及沖繩を除く内地自作農反當米穀生産費は次の如くである。(帝國農會「米穀生産費の分析的考察」昭和九年六月一に據る)

最近三ヶ年の石當生産費並に調査戸數

米作面積	戸數	昭和八年	戸數	昭和七年	戸數	昭和六年
		石當		石當		石當
		生産費		生産費		生産費
五反歩未滿	四戸	三三・三〇	四戸	三三・三二	七戸	三三・九四

五反歩—一町歩	二九三	三・四七	二五一	二・三三	一三五	二五・七四
一町歩—一町五反歩	二七四	三・三六	二四八	二・六三	一三二	二三・八四
一町五反歩—二町歩	一六三	二・九五	一六三	二・一一	六二	二二・〇二
二町歩—三町歩	四四	二・〇九	六六	二・一五	五〇	二一・一七
三町歩—四町歩	三三	一・九四	三三	一・八九	二四	一八・四七
四町歩—五町歩	二二	一・八九	二二	一・八三	五	一七・〇〇
總平均	九九	三・二九	八四七	二・二二	四一五	二三・七五
一、直接生産費						
(二) 種苗費(直接生産費)						
規 模		自給部分	購入部分		合計	
五反歩未滿		四・四五	四・〇四	四・〇四	四・〇四	四・〇四
五反歩—一町歩		四・三三	四・〇四	四・〇五	四・〇五	四・〇八
一町歩—一町五反歩		四・四	四・〇五	四・〇七	四・〇七	四・〇九
一町五反歩—二町歩		四・四六	四・〇六	四・〇五	四・〇五	四・一
二町歩—二町五反歩		四・三	四・〇三	四・〇二	四・〇二	四・〇四
二町五反歩—三町歩		四・三三	四・〇三	四・〇四	四・〇四	四・〇七
三町歩—三町五反歩		四・三三	四・〇三	四・〇四	四・〇四	四・〇七
三町五反歩—四町歩		四・三三	四・〇三	四・〇五	四・〇五	四・〇六
四町歩—五町歩		四・三三	四・〇三	四・〇六	四・〇六	四・〇七
五町歩以上		四・七六		四・七六	四・七六	四・七六
(三) 肥料費(直接生産費)						
規 模		自給部分	購入部分	合計	五反歩未滿を百とする指數部分	五反歩未滿を百とする對
五反歩未滿		五・四六	五・九六	一一・四二	一〇〇・〇	五三・三

規 模	家族	雇人	合計	五反歩未 満を百と して雇人 に対する 指數部分	合計に對 する雇人 の指數
五反歩—一町歩	四・三三	五・五〇	九・八三	八六・一	五六・〇
一町歩—一町五反歩	四・七七	五・五〇	一〇・二七	九〇・〇	五三・六
一町五反歩—二町歩	四・三三	五・六一	九・九四	八七・一	五六・四
二町歩—二町五反歩	四・五二	六・一七	一〇・六九	九三・六	五七・七
二町五反歩—三町歩	五・一七	六・二二	一一・三九	九八・九	五四・二
三町歩—三町五反歩	四・九五	五・四一	一〇・三六	九〇・八	五三・二
三町五反歩—四町歩	七・六三	五・七五	一三・三八	一二七・二	四三・〇
四町歩—五町歩	六・〇一	五・九〇	一一・九一	一〇四・三	四九・五
五町歩以上	五・七六	四・八三	一〇・五九	九二・八	四五・六

(三) 労働日數並勞賃(直接生産費)

(労働日數)

規 模	家族	雇人	合計	五反歩未 満を百と して雇人 に対する 指數部分	合計に對 する雇人 の指數
五反歩 未 満	二・四日	四・六日	二六・〇日	一〇〇・〇	一七・七%
五反歩—一町歩	一九・〇日	二・七日	二一・七日	八三・五	一一・四
一町歩—一町五反歩	一八・三日	三・〇日	二一・三日	八一・九	一四・一
一町五反歩—二町歩	一七・二日	二・九日	二〇・一日	七七・三	一四・四
二町歩—二町五反歩	一四・七日	四・三日	一九・二日	七三・八	二二・三
二町五反歩—三町歩	一四・六日	四・三日	一八・九日	六二・七	二二・八
三町歩—三町五反歩	一一・六日	六・〇日	一七・六日	六七・七	三四・一
三町五反歩—四町歩	一一・一日	七・四日	二二・五日	八六・五	三三・九
四町歩—五町歩	一一・七日	七・九日	一九・六日	七五・四	四〇・三
五町歩以上	九・七日	九・五日	一九・二日	七三・八	四九・九

(勞 賃)

規 模

家族

雇人

合計

五反歩未
満を百と
する雇人
に対する
指數部分

五反歩 未 満	一八・三六	三・七六	二二・一三	一〇〇・〇	一七・〇%
五反歩—一町歩	一七・五六	三・四八	二〇・〇二	九〇・五	一一・四
一町歩—一町五反歩	一六・七九	二・六八	一九・四七	八八・〇	一三・八
一町五反歩—二町歩	一六・二九	二・五六	一八・八五	八五・三	一三・六
二町歩—二町五反歩	一三・四七	三・五六	一七・〇三	七七・〇	二〇・九
二町五反歩—三町歩	一三・五四	三・八〇	一七・三四	七八・四	二一・九
三町歩—三町五反歩	一〇・八一	四・九一	一五・七三	七一・一	三二・二
三町五反歩—四町歩	二・九六	六・〇四	一八・〇二	八一・四	三三・五
四町歩—五町歩	八・五六	五・九二	一四・四八	六五・四	四〇・九
五町歩以上	七・二六	七・四八	一四・七四	六六・六	五〇・七

註—家族勞賃はその労働日數に夫々の地方の一般の日雇勞賃を
乗じて算定し、雇人勞賃は雇人に對して現實に支拂ひたる
勞賃を意味す。

(四) 諸材料費(直接生産費)

規 模

自給
部分

購入
部分

合計

五反歩未
満を百と
する雇人
に対する
指數部分

五反歩 未 満	四・八二	四・八四	一・六六	一〇〇・〇	五〇・六%
五反歩—一町歩	〇・九五	〇・四九	一・四四	八六・七	三四・〇
一町歩—一町五反歩	一・〇六	〇・四五	一・五一	九一・〇	二九・八
一町五反歩—二町歩	一・〇四	〇・四四	一・四八	八九・二	二九・七

二町歩—二町五反歩	・八五	・三三	一・四八	八九・二	四三・五
二町五反歩—三町歩	一・〇八	・四一	一・四九	八九・八	二七・五
三町歩—三町五反歩	・九一	・四三	一・三四	八〇・七	三三・一
三町五反歩—四町歩	・九五	・三四	一・一九	七二・七	二〇・一
四町歩—五町歩	・八七	・四三	一・三〇	七八・三	三三・一
五町歩以上	・六九	・二九	・九六	五九・〇	二九・六

(五) 畜力費(直接生産費)

規模	自給畜力	借入畜力	合計	合計に對する借入部分の割合	畜力費
	日	日	日	%	圓
五反歩未滿	一・〇〇	〇・三〇	一・三〇	一六・七	一・五六
五反歩—一町歩	一・四〇	〇・一〇	一・五〇	六・七	二・二五
一町歩—一町五反歩	一・四〇	〇・一〇	一・五〇	六・七	二・二七
一町五反歩—二町歩	一・三二	〇・二二	一・五四	一四・三	一・九八
二町歩—二町五反歩	一・四〇	〇・一〇	一・五〇	六・七	二・二八
二町五反歩—三町歩	一・六〇	〇・一〇	一・七〇	五・八	二・六八
三町歩—三町五反歩	一・四〇	—	一・四〇	—	二・五六
三町五反歩—四町歩	一・四〇	—	一・四〇	—	二・〇〇
四町歩—五町歩	一・五〇	—	一・五〇	—	二・二八
五町歩以上	一・五〇	—	一・五〇	—	二・二〇

註—畜力費は所有する役畜を使用した場合に於ては地方の一般的賃借料を以て評價し、借入畜力に對しては現實に支拂ひたる賃借料を以てする。

(六) 直接生産費—以上各費目の合計

直接的生産費
五反歩未滿を百とする指數

五反歩未滿	三三・二六	一〇〇・〇
五反歩—一町歩	三四・〇三	九一・三
一町歩—一町五反歩	三四・〇一	九一・三
一町五反歩—二町歩	三二・七四	八七・九
二町歩—二町五反歩	三一・九九	八九・五
二町五反歩—三町歩	三三・三四	八九・五
三町歩—三町五反歩	三〇・五七	八三・〇
三町五反歩—四町歩	三五・三七	九四・九
四町歩—五町歩	三〇・六八	八二・三
五町歩以上	二九・一七	七八・三

二、間接生産費

(一) 設備費(間接生産費)

(土地改良、農具、建物費)

規模	土地改良費	農具費	建物費	合計
	圓	圓	圓	圓
五反歩未滿	・〇七	一・九一	二・〇九	四・〇七
五反歩—一町歩	・〇五	一・八七	一・六五	三・五七
一町歩—一町五反歩	・〇七	一・七一	一・四三	三・二一
一町五反歩—二町歩	・〇九	一・六三	一・三七	三・〇九
二町歩—二町五反歩	・〇二	一・七七	一・二七	二・〇六

同上五反歩未滿を百とする指數

(一) 租税諸負擔及土地資本利子(間接生産費)

二町五反歩—三町歩	・〇四	一・八四	九六・三	一・二六	六〇・四	三・一四	七七・一
三町歩—三町五反歩	・〇七	一・五六	八一・七	一・〇七	五一・二	二・七〇	六六・三
三町五反歩—四町歩	—	一・四七	七七・〇	・九	四七・四	二・四六	六〇・四
四町歩—五町歩	・〇四	一・六〇	八三・七	・九	四三・五	二・五五	六三・七
五町歩以上	・〇二	一・二九	六七・五	・五	二四・九	一・八二	四四・七

規 模 諸負擔 五反歩未滿を百とする指數 土地資本利子 五反歩未滿を百とする指數

五反歩—一町歩	七・七四	一〇〇・〇	二一・五五	一〇〇・〇
五反歩—一町五反歩	七・七四	一〇六・五	二二・〇二	一〇三・二
一町歩—一町五反歩	七・二四	九八・二	二一・一六	九八・二
一町五反歩—二町歩	七・二〇	九九・〇	一九・四三	九〇・二
二町歩—二町五反歩	六・九四	九五・五	一七・八三	八二・七
二町五反歩—三町歩	六・八五	九四・二	一七・〇四	七九・一
三町歩—三町五反歩	六・〇五	八三・二	一五・一七	七〇・四
三町五反歩—四町歩	六・五三	九〇・〇	一三・七七	六三・九
四町歩—五町歩	五・六八	七八・一	一二・〇七	五六・〇
五町歩以上	五・八二	八〇・〇	一一・三七	五三・八

(二) 間接生産費—以上費目の合計

規 模 間接生産費 割合

五反歩—未滿	三三・八九	一〇〇・〇
五反歩—一町歩	三三・三三	一〇一・三
一町歩—一町五反歩	三二・五二	九五・八

三、反當全生産費(直接、間接、各生産費の合計)

一町五反歩—二町歩	二九・七三	九〇・四
二町歩—二町五反歩	二七・八二	八四・六
二町五反歩—三町歩	二三・九三	七七・七
三町歩—三町五反歩	二三・九二	七七・七
三町五反歩—四町歩	二三・七五	六九・二
四町歩—五町歩	二〇・三〇	六一・七
五町歩以上	一九・〇一	五七・八

規 模 全生産費 五反歩未滿を百とする指數

五反歩—未滿	七〇・一五	一〇〇・〇
五反歩—一町歩	六七・三五	九六・〇
一町歩—一町五反歩	六五・五二	九三・四
一町五反歩—二町歩	六二・四六	八九・〇
二町歩—二町五反歩	五九・八一	八五・三
二町五反歩—三町歩	六〇・三七	八六・一
三町歩—三町五反歩	五四・四九	七七・七
三町五反歩—四町歩	五八・二二	八二・九
四町歩—五町歩	五〇・九八	七三・七
五町歩以上	四八・一八	六八・七

四、反當生産額

五反歩—未滿	二・八五〇	一〇〇・〇	六四・六四
規 模 反當支米收量	石	五反歩未滿を百とする指數	反當總收入

五反歩―一町歩	二・七五三	九六・六	六三・九一
一町歩―一町五反歩	二・六九七	九五・〇	六一・〇二
一町五反歩―二町歩	二・六五三	九三・一	五九・四〇
二町歩―二町五反歩	二・六七六	九三・九	五八・六五
二町五反歩―三町歩	二・六七二	九三・七	五七・六二
三町歩―三町五反歩	二・五三〇	八八・四	五四・三一
三町五反歩―四町歩	二・八〇三	九八・四	六一・〇九
四町歩―五町歩	二・四四八	八六・二	五三・二四
五町歩以上	二・三六七	八三・一	五五・二二

註―反當總收入には玄米の時價に依る評價額（平均庭先相場は二十圓七十四錢）の外に藁、糞、糶穀の副収入をも含む。

五、玄米一石當生産費

規 模	生産費	五反歩未滿を 百とする指數
五反歩未滿	二・三三〇	一〇〇・〇
五反歩―一町歩	二・三〇七	九六・四
一町歩―一町五反歩	二・三〇六	九七・三
一町五反歩―二町歩	二・二九五	九四・二
二町歩―二町五反歩	二・二〇九	九〇・五
二町五反歩―三町歩	二・二〇八	九〇・五
三町歩―三町五反歩	一九・六一	八四・二
三町五反歩―四町歩	一九・〇九	八二・〇
四町歩―五町歩	一九・二七	八二・七
五町歩以上	一八・四六	七九・二

第一部第四篇 其他の労働者の状態

註―一石當生産費は反當全生産費より反當副収入を差引き之を反當玄米收量にて除算したものである。尙經營規模の異なるもの、生産費が第一表の數字と異なるのは二町歩以上を六階級に分割したことによる。

第四篇 其他の労働者の状態

第一章 林業労働者状態

林業労働者數 我が林業労働者數の調査としては國勢調査によるものと山林局調査によるものがある。

一、國勢調査による數。昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに、林業に従事するもの、數は總數一七三、〇〇〇人で、これは總人口の〇・五九%に當る。このうちその産業上の地位が「使用者」たる部類に屬するもの、従つて大ざつばに林業労働者と目し得るものは一一〇、〇一〇で林業に従事するもの、六三・六%である。この林業労働者とも目し得べきもの、うち男子は八三、〇一〇で林業労働者の約七五・五%に當る。いま林業従事者を産業上の地位別男女別に示せば次の如くである。

産業上の地位	男		女		計
	雇主	単獨	雇主	單獨	
總數	一四、〇一〇	二九、〇〇〇	一、〇〇〇	二七、〇〇〇	一七三、〇一〇

以上は謂はゞ正業として林業に従事するものゝ數であるが副業としては林業に従事するものは總數二一四、〇二〇人で、うち男子一七八、〇二〇人、女子三六、〇〇〇人である。有副業者總數七、六〇五、一一〇に對し副業として休業を営むものゝ割合は二・八%に達するわけである。

二、山林局調による數。「山林要覽」(第五次、昭和九年發行)による最近の林業労働者總數は次掲のごとく一、六六四、三二八人で、うち男子は一、三三八、一九五人であり、總數を年齢別に見れば十六歳以上は一、四八九、七六七人で總數の八九・五%に當る。但し、右總數は林野別に調査年度を異にしてゐること次表に記入せる通りであつて、これを明確に昭和六年現在とも七年現在とも確定するわけには行かぬ。しかし、之を昭和五年現在數(一、五〇二、一六二人)に比すれば、その後一二年間に相當の増加を見たものと云はねばなるまい。(前年度本年鑑参照)

林業労働者數(山林局調)

〔内地〕	林野別		總數
	男	女	
御料林(昭和六年度)	—	—	—
國有林(昭和七年度)	三四五、四七四	七九、三五八	四二四、八三三
公有林野(昭和七年度)	一三四、〇〇八	四〇、六九六	一七四、七〇四
官行造林	七五二、三〇三	一八六、一七一	九三七、四七三
官有林	—	—	—
計	一、二八〇、七八四	三〇六、二三五	一、五八七、〇〇九
〔北海道〕	—	—	—
御料林(昭和六年度)	—	—	—

國有林(昭和六年度)	三七、三三三	四、四一五	四一、七三三
民有林(昭和五年度)	三七、八三三	一五、四九三	八五、五二二
〔全國計〕	一〇七、四一一	一九、九〇八	一二七、三一九

總計	右割合		總數
	計	合	
御料林	—	—	—
國有林	三三二、七九六	八三、七七三	四一六、五六九
公有林野官行造林	一三四、〇〇八	四〇、六九六	一七四、七〇四
民有林	八三二、三九二	二〇一、六六四	一、〇三三、〇五五
計	一、三三八、一五五	三三六、一三三	一、六六四、三三八
右割合	八〇・四	一五・六	一〇〇・〇

右の總數を年齢別に見れば次の如くである。

林野別	十六歳以上		十六歳未満		總數
	六十歳未満	六十歳以上	六十歳未満	六十歳以上	
御料林	—	—	—	—	—
國有林	四五五、八九五	一〇、六七四	四六六、五六九	—	—
公有林野官行造林	一六九、六四〇	五、〇六四	一七四、七〇四	—	—
民有林	八六四、二三三	一五八、八三三	一、〇二三、〇五五	—	—
計	一、四八九、七六七	一七四、五六一	一、六六四、三三八	—	—
右割合	八九・五	一〇・五	—	—	一〇〇・〇

同じく右山林局調により林業労働者の府縣別分布を見るに、五萬人以上を擁する縣は左の如し。

北海道	一三七、三三九	福島	五四、二六九
青森	七三、五三二	岐阜	五〇、六五一
岩手	八七、一四三	高知	五三、一八三
秋田	一〇一、二八〇	長崎	五三、六〇六
山形	五三、二七四	—	—

第二章 漁業労働者状態

漁業労働者数 昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに「漁業に従事するもの」の總數は五六八、〇四〇人で、このうち労働者に該當する「使用人」は三四〇、〇三〇人で總數の約六〇%に當る。その男女別數は左表の如くである。

總數	男		女	
	總數	計	總數	計
總數	五二一、〇四〇	五六八、〇四〇	四七、〇〇〇	五六八、〇四〇
雇用主	一一、〇〇〇	一一三、〇〇〇	二、〇〇〇	一一三、〇〇〇
単獨	一一三、〇〇〇	一一三、〇〇〇	三、〇〇〇	一一三、〇〇〇
使用人	二九八、〇三〇	三三〇、〇三〇	四二、〇〇〇	三三〇、〇三〇

次に、農林省調査によれば、昭和七年末現在における水産業者の總數は、一、四九九、〇四〇人にして前年に比し一六、六三七人の増加を示してゐる。これは、從來の減少乃至停滞傾向に對して注目し價する増加である。男女別に見れば男子は一、二二七、六九四人にして總數の八一・二%に當り、女子は一八・八%である。總數中被傭者は八五八、七二二人で總數の五七・三%、この割合は前年と大差なきも、實數は前年よりはるかに増加してゐる。これを業務別に見れば次の如し。

業本	業主		被傭者		計
	計	百分率	計	百分率	
漁撈	二二一、六九六	二二・一	四二二、〇二〇	四二・二	六四三、七一九
養殖	六、八九〇	〇・七	一七、〇五九	一・五	二三、九四九
製造	二四、一八五	二・四	八九、七七四	八・九	一一三、九五九
計	二四七、九七〇	二四・二	五二八、八五三	五二・六	七七六、八二三
計	三三・六	三・三	六六、六	六・六	一〇〇・〇

第一部第四篇 其他の労働者の状態

業副	漁撈		養殖		製造	
	計	百分率	計	百分率	計	百分率
漁撈	二五九、二二二	二五・二	八〇、二八八	七・九	三三、〇四〇	三・二
養殖	二〇三、九一九	一九・九	三七、一五七	三・五	九八、七九五	九・六
製造	三三九、八六九	三三・八	一三六、八三七	一三・六	三三、〇四〇	三・二
計	三三、〇四〇	三・二	一〇〇、〇〇〇	九・九	一〇〇、〇〇〇	九・九
計	五二・六	五・二	四七・七	四・七	一〇〇・〇	九・九

本業、副業合計 四〇、三六一 八八、七三三 一、四九、〇四〇
 尚ほこの水産業者總數の地理的分布を見れば、北海道の一八八、七六九人が首位を占め、これに次で長崎縣の八一、〇三六、千葉縣の六八、九二九人の順序で、以下五萬人を超えるものは静岡縣、三重縣である。

遭難漁船及び乗組員數 昭和七年中の遭難漁船數は約三千隻で前年に比し倍加してゐるが、前々年に比すれば尙ほ少い。この遭難船を種類別に見れば、動力を有せざる漁船二、二三九隻、動力を有する漁船七七〇隻である。動力を有せざる漁船のうちでは依然五噸（五十石）未滿の小型船が大部分を占め、二、一八五隻に達してゐる。次に、遭難者數二、二二一人を遭難種別によつて見れば、その乗組員數の最も多きものは破壊七七四人（遭難乗組員の三四・八%に當る）で、これに次で沈没四五三人（二〇・四%）、坐礁又は坐洲三三二人（一五・〇%）、行衛不明一五一人（六・八%）その他は五一人（二二・〇%）である。

昭和	遭難漁船數		乗組員數		死亡又は行衛不明者數	
	計	百分率	計	百分率	計	百分率
二年	二、二二〇	二二・二	四、二四三	四二・四	五三〇	五・三
三年	二、二二七	二二・二	三、三三二	三三・三	四七二	四・七
四年	一、五〇三	一五・〇	三、一九三	三九・三	四一九	四・九

同	五年	三、一九七	三、三五〇	四七九
同	六年	一、五六六	四、〇一四	一、一七四
同	七年	三、〇〇九	二、三三三	五五九

生活状態 漁業労働者の生活状態については一般的な調査を欠くのであるが、前年度本年鑑には東京帝大農学部農政學研究室調「漁村經濟の研究」によつて地方的狀況の一端を紹介した。左にはこれ又著しく地方的特殊のものにすぎないが「三重縣志摩半島海女労働事情」(名古屋地方職業紹介事務局)によつて志摩半島における海女並にその家族の生活状態の一端を簡単に紹介することとする。

志摩半島海女生活状態

一、労働季節 海女の潜水季節は三重縣漁業取締規則並びに漁業組合の申合せに依り制限を受けてゐるが、各村共大體に於て四月から十月末までと云ふことが出来る。漁期以外の秋、冬期には夏季の激しい労働の疲勞を回復し、又次の年に備へるのである。

この所謂休養期間中は農業に従事し(尤も海女は暇な時には年中従事してゐるが)又各種の副業に従事し、漁業の手傳ひをなし、又農業の手傳ひとして出稼に行く。

二、海女の收入 志摩郡には漁業組合四十三あり、そして漁業の採捕権はこれ等の漁業組合に屬してをり、濫りに採捕し任意にこれか他に賣却することは禁止せられてゐる。海女の採捕物は漁業組合の手を経て販賣される。その形式は魚市場に於て海女、漁業組合、仲買人の三者によつて取引されるもので海女と漁業組合の關係は採捕物の共同販賣委託の形式となる。仲買人との間に販賣價額が成立すれば、海女はその販賣價額の約五分から一割位の

手数料を漁業組合に收める。更に眞捕養殖場に働く海女は眞珠介の採捕高一貫につき所定の採捕料(例へば濱島町に於ては一貫匁につき二十錢)を得るのみである。又出稼ぎに他地方へ雇はれて行く海女の収入は歩合制度、或は定給制度である。

かくて海女の實収入は工場労働者の如く年中作業を繼續してゐるものでないから大體の収入しか知る事が出来ない。採捕物別に依る一人一日の收穫高の標準を示せば次の如くである。

	(最多)	(最少)	(價格)
眞珠介	手貫	三、三貫	一貫匁 約一圓手錢位
伊勢蝦	一貫三、三匁	七、八匁	約五圓二、三錢
テングサ	七、八貫	三貫	約三圓
ヒラガサ	七、八貫	四、五貫	約八十錢位
鮑	十三、四貫	三、四貫	約一圓手錢
菜螺	七、八貫	四、五貫	約三三錢—三六錢

海女の漁期中に於ける収入は幾何かと云へば、四月から十月迄の採捕期間中平均潜水回数は、百回と見られてをり、この期間に於ける海女一人の収入は各村に於ては多少異なるも、平均七〇圓から一〇〇圓位と推察し得るのである。

三、生計状態 志摩郡中比較的海女の多い村は、大平洋に臨む波切町より御座村に至る所謂崎島地方の各村である。今これら各村の海女の生計状態を見るに、海女家庭の本業は主として漁業であり、農業は副業的に營んでゐるに過ぎない。漁業に従事する家庭に於ては男子は遠洋漁業、沿岸漁業に、婦女は潜水に従事し、農業はたゞ自家用の食糧を作るに過ぎない。

志摩郡における海女の一ヶ年の總收穫高は約五十萬圓にして、海女一人の漁期中に於ける収入は前述の如く平均七〇圓から百圓位であるが、海女の家庭の収入としてはこれ以外に男子の魚類販賣に依る収入がある。漁業は年中従事してなり約二百萬圓位の収入と見られる。其他の雜収入を合せて三百圓から五百圓位が全収入となる、これが家計の全額と推察し得る。然し村によつては一戸の内に數人の海女が居住してゐる所がある。長岡村國崎の海女の生計状態を實地調査した所に依れば、此地は平均一戸に二、三人の海女が居り、それらが一年間に水揚げする採捕額は約二〇〇圓見當と漁業組合は語つてゐると。しかし海女の家計収入は之のみでなく其他の漁業（男子は主として洋漁業に従事してゐる）農業の副業に依る収入共に合せて平均三〇〇圓位が一年の家計と云ふことが出来る。他の村も殆ど之位の家計状態にある事は容易に推知し得る。これら僅少な一年間の収入を以て生計を營む志摩の海女達は、文字通り素衣素食、その生活程度は都會の労働者のそれに比すれば斷然低い。

第三章 商業使用人状態

商業使用人数 昭和五年國勢調査の抽出調査による結果を見るに商業における「使用人」の数は二、二六三、〇二〇人出であり、このうち男子は一、三二〇、〇二〇人で使用人数の五八・三に當る。いまこれを商業における雇主および單獨に對比するに次の如くである。

	男	女	計	同上割合%
總數	三、〇六、二一〇	一、四七、〇〇〇	四、四三、二一〇	一〇〇・〇
雇主	八三、〇五〇	一〇八、〇〇〇	一九一、〇五〇	三〇・九
單獨	八三、〇四〇	三六、〇〇〇	一二九、〇四〇	二八・四
使用人	一、三二〇、〇二〇	九四三、〇〇〇	二、二六三、〇二〇	五〇・七

次に同じく右調査の中分類により商業を三つの部分に分つて使用人数の割合を見れば次の如し。

	使用人数	同上割合%
商業的職業	一、四七、〇三〇	六四・四
金融保險に従事する者	四二、〇〇〇	一・八
接客業に従事する者	七四、九九〇	三三・八
計	二、六三、〇二〇	一〇〇・〇

労働條件 商業使用人労働條件については一般的調査を缺く次第であるが、労働時間については、一昨年度本年鑑において、社會局調による「大商店における就業時間休日に関する調査概要」を紹介した。尙ほ「商店法に関する調査」（昭和八年一月刊、全國産業團體聯合會事務局）等も労働時間の問題に關し多少の參考資料たりうるであらう。

第四章 自由労働者状態

日傭労働者數 自由労働者といつた名目に該當する労働者の數は判然しない。日傭業者といふものも所謂自由労働者とは異なるであらう。第一回國勢調査（大正九年）の結果によれば「日傭業」を本業とする者の數は四四一、四四八人（内、女子は三七・二%を占む）である。

が、第二回國勢調査の抽出調査にはこの項目があらはれてゐない。社會調によれば、日傭労働者の数は昭和八年六月末現在において二、〇〇八、五三八人、その男女別並に前年との比較を示せば次の如くである。

	男	女	計
昭和七年六月末	一、四八九、九八七	四五三、三五六	一、九四三、三四三
昭和八年六月末	一、五三四、六九六	四七三、八四二	二、〇〇八、五三八
右 比 率	七六・四	二三・六	一〇〇・〇

失業状態 日傭労働者の失業状態については適確なる資料を缺くのであるが、社會局發表の「失業状況推定月報」によれば、最近の失業者数および失業率は左の如くである。

	失業者数		失業率	
	昭和八年	七年	八年	七年
一 月	一八八、〇八六	一九三、一九二	一〇・五三	一一・五九
二 月	一八四、九二〇	一九一、九二九	一〇・三八	一一・五二
三 月	一八一、三二一	一八九、三五〇	一〇・二七	一一・四五
四 月	一八三、二〇三	一九〇、四八四	一〇・二九	一一・四六
五 月	二〇一、四八八	一九二、六三三	一一・三六	一一・五三
六 月	一九九、五七七	一八八、五三九	一一・二五	一一・三三
七 月	一九七、七八八	二〇〇、〇七六	一一・二二	一一・四三
八 月	一九五、九〇五	二〇八、二〇七	一一・〇二	一一・〇八
九 月	一九一、〇一五	二〇九、一一〇	一〇・七四	一一・〇〇
十 月	一八八、六〇五	二〇七、七〇〇	一〇・五六	一一・八一
十 一 月	一八四、二四四	二〇〇、八三四	一〇・三〇	一一・一九

十二 月 一八三、三五二 一九三、八二三 一〇・二四 一〇・八

労働条件 その全般的な状態は知り難い。いま地方的且つ特殊的な一例として、「名古屋港における仲仕の労働状態」について名古屋地方職業紹介事務局の調査（昭和八年八月調）によつて左にその概要を紹介することとする。

調査方法 としては市内各警察署、名古屋商工會議所、名古屋税關支署、名古屋港務所、名古屋石炭協會につき問合せ、築港における各請負業、各商事社、運送業者、回漕業者につき訪問調査をしたものである。参考として用ひたる統計は名古屋港貿易年報（名古屋港務所發行昭和七年度）統計年報（名古屋商工會議所發行昭和七年度）に據る。調査期間は昭和八年八月十六日より約一ヶ月間である。

就業時間 仲仕の就業時間は原則として日の出より、日没迄と慣習的に定められてゐる。仲仕の仕事の特殊性は一定量の仕事を親方が請負ふ所の請負仕事であるから、工場労働者の如く一定の工場内に於ける時間的規律を以て終始する事は不可能である。沖および陸の兩種の仲仕に就いてみるも、兩者の仕事の性質上就業時間は區々である。

沖仲仕の仕事は概ね共働作業であるから勝手に休憩したり場をはずしたりする事は出来ない。船舶の都合上午前に終らなければならぬ場合もあり、時としては夜間作業をする場合もある。又季節的にみれば、冬期は一般に荷動きも少く（石炭の如き増加するものもあるが）閑散であるが、春から夏にかけて概して多忙となるやうである。

陸仲仕の就業時間も、石炭仲仕、驛仲仕、倉庫等、その種類に依つて又仕事量の多少に依つて區々であり、正確に一定する事は出来ない。仕事の上より見れば陸仲仕の作業は、沖仲仕のそれと異なり一律で變化がなく、日の出に仕事現場に集り大概日没に仕事を終了する。かくて沖、陸仲仕とも其の就業時間は正確に定め得ないが、平均的には一〇—一二時間位と見て差支ない。

休憩時間は晝頃約三四、十分休むを普通とする。又肩擔ひの如き過激な労働に従事するものは、時々仕事の途中に二、三分水を飲んでリタバコを吸つたりする爲に交替に休憩するのを常とする。

労働賃銀 名港仲仕請負業組合に屬するものは、その協定賃率に依つて一率である。即ち沖仲仕の中、石炭仲仕が一番低く二圓三十錢であり、木材仲仕が二圓七十錢で高賃銀を得てゐる。然し之を各會社直備の仲仕賃銀に比較すれば格段の相異がある。會社直備の仲仕にはいはゆる頭刎れが少いからである。次に沖・濱・陸の三仲仕について示せば、沖仲仕が最も高き賃銀を得てゐる。此處に注意すべき事は右の賃銀は一年間の大約の平均賃銀にして且つ頭刎れを何等考慮せざる請負業組合或は會社なりの支拂賃銀であり、仲仕が現實に取得する實際の賃銀ではない事である。仲仕が賃銀として取得する迄には幾多の手順を経てから後始めて彼等の手に入るのである。即ち現實に仲仕労働賃銀となる迄には次の如き過程を辿る。

荷役總賃銀—請負業者の利益控除—親方の頭刎—用具費・部屋代差引—實質労働賃銀。

以上は常備仲仕の賃銀であるが、臨時仲仕の労働賃銀は、一定

の契約に依り定められて居り、其の契約額だけが支拂はれる。臨時仲仕として他の組合に雇傭された場合は、親方がその仕事に應じて他組合との契約總額を受取り、それを頭刎れして仲仕に分配する。此の場合には他の仕事を助ける意味に於て高賃銀となるのは當然である。浮浪仲仕等を臨時に雇入れた場合は一日一圓一〇錢位となり、最初より一定して其の額だけ支拂ふ。

第五篇 中間階級者・婦人労働

者・職業婦人並に少年労働者状態

第一章 中間階級者状態

中間階級者が如何なる範圍を指すかを明確にすることは困難である。假にこれを筋肉労働以外のものでその生活の根底が自己の勞務に依存せるものと規定すれば、具體的には俸給生活者（労働者以外の使用人階級）の大部分、自由職業者、小中商工業者の大部分、自作農、恩給生活者等を指すことが出来よう。これを單に収入額から規定すれば、現在では大約月收六十圓以上三百圓以下のものを包括すると見て、常識的にさしたる不都合はあるまい。（例へば大正十年東京府の中間階級生計費調査は大體この見解をとつてゐる）

中間階級者の數は従つてこれを完全に捕捉することは困難で、ただ種々の觀點から一面的に捉へた數字をもつて参考に資しうるに止

まる。いまその二三を試みれば左の如くである。

昭和五年の國勢調査の結果によれば、無職業を除き各職業を通じての有業者二九、二二〇、五五〇人中雇主たるもの、六、一三七、一五〇人、單獨三、三七五、一二〇人、使用人一九、七〇八、二八〇人となつてゐる。この單獨の大部分は中産階級の主なる構成要素の一つと見ることが出来る。

所得税表（主税局第五十九回統計年報書）に依れば、昭和七年度において年收三千圓乃至千二百圓の第三種所得税納税者は四九一、五二五人である。勿論中間階級者たる觀念に適合するものは、寧ろ免税點以下において莫大な數にのぼるであらう。尙營業稅表（上掲年報書）に依れば、昭和七年度の各營業者を通じて納稅額二百圓未満の個人は六六七、七八〇人である。

以下中産階級者の一典型として俸給生活者状態につき記述する。

第一 俸給生活者數

俸給生活者は中間階級者の主要なる部分をなすが、その全數幾何に達するやは明確に知り難い。こゝでは俸給生活者中特に官公吏教員について述べる。

一 官公吏數

國庫金を以て俸給を支給する官吏は昭和七年現在において五三一、六二五人、府縣吏員及市町村吏員は昭和六年現在一〇九、三二一人である。之を種類別に見れば次の如くである。（内譯は第一部統計第二十表参照）

官吏（昭和七年）

文官	武官	宮内官	計
四五、七九八	四一、三〇九	四、五八八	五三、六九五
〔備考〕—武官中には陸軍準士官、下士官は含まず。			
公吏（昭和六年末）			
府縣吏員	市吏員	町村吏員	計
二五、〇九六	三三、二〇七	六三、〇一八	一〇九、三二一

（第五二回帝國統計年鑑）

二 教員數

昭和六年度に於ける官公立學校教員數は總數三三八、三三四人にて前號に比し八三六人の増加である。その主なる内譯を示せば次の如くである。

（括弧内數字は昭和五年度との比較）

幼稚園	五、〇二二	（三五増）
小學校	二三、八六三	（九七減）
實業補習學校	二〇、三五一	（一、二七三増）
高等女學校	一五、二五七	（四増）
中學校及師範學校	一六、三七〇	（二三減）
實業學校（甲、乙種）	一五、二二三	（六三増）
高等學校	一、四四一	（二三増）
高師・教員養成所	六五	（五三減）
各種專門學校	七、二二	（二七増）
大學	五、九四	（六三増）
其他各種學校	一七、二二	（二九七減）
合計	三八、三三四	（八三六増）

（昭和八年「文部時報」に據り計算）

第二 俸 給

公官吏 昭和七年における官公吏の平均俸給額は左の如くである
 (一人一年平均の俸給額)

官 吏 (昭和七年)

文 官 武 官 宮内官

七三圓 *二八三圓 九三九圓

公 吏 (昭和六年末)

府縣吏員 市吏員 町村吏員

五九九圓 八六九圓 四七〇圓

* 昭和七年度陸軍武官(準士官、下士官を含まず)一人平均俸給額。(「第五二回帝國統計年鑑」)

教 員 平均月俸額左の如し。

昭和七年 昭和六年 昭和五年

小學校本科正教員 六〇・三三圓 六二・〇九圓 六三・四九圓

中 等 教 員 一〇〇・三五圓 一二七・三五圓 一二八・三五圓

(第一部統計書第二十一表其八参照)

學校卒業生初任給 中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用狀況調査」(昭和七年五月一日現在)に據れば、全國に於ける資本金一千萬圓以上の會社銀行四三五(内採用ありたる所一九七)の被採用者三、三八二人の學歷別による初任給並に手當の月平均額は次の如くで、昭和六年度に比し平均約二%の低下にて、連續低下の傾向にある。

大學出 專門學 校出 中等學 校出 平均

昭和七年 初任給並 手當合計 事務者 六二・〇七圓 五三・六〇圓 三三・〇三圓 四八・九〇圓
 技術者 七四・三四圓 五四・八二圓 三五・四一圓 五四・八五圓

同 六年 事務者 六三・八二圓 五二・九五圓 三五・五六圓 五〇・七八圓
 技術者 七六・二三圓 五九・九六圓 三六・六五圓 五七・五六圓

同 五年 事務者 六九・四五圓 五八・八九圓 三七・〇一圓 五五・二三圓
 技術者 七七・七五圓 六四・八五圓 三八・八六圓 六〇・四九圓

第三 生 計 費

昭和八年七月内閣統計局の發表せる昭和六年九月より同七年八月に至る滿一ヶ年の家計調査報告に據れば、同期間に於ける給料生活者五二五世帯(調査地域—札幌、仙臺、東京市及其の附近、金澤、名古屋、大阪、廣島、徳島、八幡、長崎の十都市)の生計費は次の如くである。(内閣統計局「家計調査報告」)

1 實 收 入

給料生活者五二五世帯(總人員二、〇三四、六四人、一世帯平均三、八八八)の一世帯平均實収入は九二圓二三錢にて、うち勤勞收入八三圓三二錢(實収入の九〇・三四%)、勤勞外收入八圓九一錢(九・六六%)である。前調査(大正十五年乃至昭和二年の調査)に於ける給料生活者の勤勞收入割合八八・二三%に比すれば今次調査の割合稍高率である。上記二収入の細別並にその各項目が實収入中占むる割合を前調査のそれと比較すれば次の如くである。

世帯總數	今次の調査	大正五年 乃至昭和 二年調査	今次の調査	大正五年 乃至昭和 二年調査	二、勤勞外収入(全額)			
					1 貸間収入	2 財産収入	3 受贈	4 其他
55	調査	30	調査	30	892	1133	966	1177
36	100%	100%	100%	100%	—	0.5	—	0.3
45	100%	100%	100%	100%	0.37	0.37	0.40	1.33
34	—	—	—	—	7.24	7.94	7.74	8.40
100	—	—	—	—	1.40	1.35	1.35	1.33

一、勤勞收入(全額)		實収入(總額)	
1 世帯主收入	81.7	50.0	60.0
2 世帯主の配偶者收入	0.6	未滿	未滿
3 家族收入	0.8	0.9	0.9
總額	83.1	50.9	60.9

一、勤勞收入(總額)		二、勤勞外収入(總額)	
1 世帯主收入	81.7	1.6	4.7
2 世帯主の配偶者收入	0.6	—	0.7
3 家族收入	0.8	—	0.8
總額	83.1	1.6	4.7

2 實支出	
1 財産収入	0.7
2 受贈	3.8
3 其他	0.5
總額	5.0

給料生活者の一世帯一箇月平均實支出は八二圓四六錢であつて實収入の八九・四一％に該る。實支出中飲食物費は二六圓三四錢(實支出の三一・八四％)、住居費は一五圓六〇錢一八・九二％、光熱費は三圓九五錢(四・七九％)、被服費は一〇圓八六錢(一三・一七％)

次に實収入を収入階級別に見れば左表の如く六〇圓未滿級の五八圓一〇より一階級を昇る毎に平均一〇圓七七錢を遞増して一〇〇圓以上級の一一一圓八八錢に及んで居る。

その他の諸費二五圓七二錢(三一・一八％)に上つてゐる。之を前調査のそれと比較すれば、今次調査は飲食物費割合に於いて四・二四％の低下を示してゐるが、其他諸費割合が四・五九％だけ高率となつて居り、住居、光熱及被服の諸費割合は殆んど變りがない。之を詳細に示せば左表の如くである。

今次の調査 大正五年乃至昭和二年調査 今次の調査 大正五年乃至昭和二年調査

總額	八二・四	八九・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	二五・七	三三・八	三一・八	二六・五
一、飲食物費	二六・三	三三・四	三三・四	三六・八	八二圓八一錢に至り、更に一〇〇圓以上級に於て急に一七圓一〇錢を激増して九九圓九一錢を示してゐる。而して一〇〇圓未滿級の實支出八二圓八一錢が調査給料生活者世帯の實支出を代表するものと	九〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓
二、住居費	一五・六	一六・六	一八・九	一八・五	未滿	未滿	以	平均
三、光熱費	三・五	四・六	四・七	五・〇	未滿	未滿	上	二六・三
四、被服費	一〇・八	一二・二	一三・七	一三・三	未滿	未滿	上	二六・三
五、其他の諸費	一〇・四	一三・九	一三・七	一七・〇	未滿	未滿	上	二五・七

實支出(總額)

一、飲食物費	一五・八	二〇・六	二〇・九	二二・九	三三・九	二四・九	二六・五	二六・三
二、住居費	一六・七	一〇・八	一〇・八	一〇・〇	一三・九	一五・一	一五・〇	一五・六
三、光熱費	三・九	二・八	二・八	三・三	三・八	三・八	三・九	三・九
四、被服費	二・七	七・三	七・三	七・九	八・六	九・三	一一・七	一〇・八
五、其他の諸費	一〇・四	一三・九	一三・七	一七・〇	一九・七	二三・四	二六・四	二五・七

收支過不足

次に勤勞收入對實支出及び實收入對實支出の兩關係について收支過不足の狀況を見れば、勤勞收入八三圓三二錢は實支出八二圓四六錢に對し八六錢(一・〇三%)の剩餘であり。實收入總額九二圓二三錢は實支出に對し九圓七七錢(一〇・五九%)の剩餘を示してゐる。之を前調査のそれと比較すれば今調査にあつては上記の如く勤勞收入、實收入とも實支出に對し剩餘を示すに反し、前調査に在ては前者の關係では六圓二三錢(七・七四%)の不足を示し、後

者の關係に於て始めて四圓九十錢の剩餘を示してゐるが、その實收入に對する割合は五一・八%で今調査の剩餘割合に比し遙かに少である。收支過不足狀態並に前調査のそれとの比較及今調査に於ける收入階級別收支過不足狀況は左表の如くである。

實收入	總額	九三・三	九三・三
内勤勞收入	八三・三	八三・三	

項目	平均		未満		未満		未満		未満		未満		未満		未満	
	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足
實支出	八三・四	八九・五	一〇・三	七・四	一〇・五	七・四	一〇・三	七・四	一〇・五	七・四	一〇・三	七・四	一〇・五	七・四	一〇・三	七・四
勤勞收入	〇・六	六三・三	一〇・五	五・八	一〇・五	五・八	一〇・五	五・八	一〇・五	五・八	一〇・五	五・八	一〇・五	五・八	一〇・五	五・八
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實收入	九・七	四・九	一〇・五	四・九	一〇・五	四・九	一〇・五	四・九	一〇・五	四・九	一〇・五	四・九	一〇・五	四・九	一〇・五	四・九
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均	五〇圓	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓
實收入	九三・三	四・九	五・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤勞收入	〇・六	四・三	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實收入	九・七	二・九	二・六	四・八	六・四	九・六	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七	一一・七
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤勞收入	一・〇	九・九	四・七	〇・八	二・四	三・五	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
實收入	一〇・五	六・七	三・九	七・三	八・五	一一・三	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四
對實支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4 總收入及び總支出

總收入 給料生活者の一世帯一ヶ月平均總收入は一五八圓八四錢であつて、内實收入は九二圓二三錢（總收入の五八・〇六％）、實收入以外の収入は六六圓六一錢（四一・九四％）である。實收入以外の収入中前月よりの繰越の四一圓四二錢（二六・〇八％）最多く、

掛買ひの一圓二六錢（七・〇九％）、貯金引出の一〇圓四三錢（六・五七％）之につき、遙に下つて負債に一圓五二錢、貸金受入に七二錢、無盡取金に五八錢、保険金に二四錢、質入に一錢、その他四三錢となつてゐる。収入階級別總支出は左表の如くである。

總 收 入 (總 額)	五〇圓	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	平均
未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	以 上	平均
一、實 收 入 (總 額)	八三・三〇	六六・九五	二八・八一	三三・〇三	一四・三〇	一三〇・〇七	一九二・三五	一五八・八四
二、實 收 入 以 外 の 收 入 (同 右)	三三・九二	三六・九四	三三・〇一	三三・〇三	三三・〇一	三三・〇一	三三・〇一	三三・〇一
1 繰 越	一七・二一	二四・二七	三三・八七	三三・六六	四〇・六五	四一・八五	四七・六〇	四二・四二
2 貯 金 引 出	四・五四	四・七四	六・六八	七・二六	八・〇七	八・六九	一五・七〇	一〇・四三
3 無 盡 取 金	—	—	〇・四四	〇・〇〇	〇・四三	〇・六七	〇・八八	〇・五八
4 保 險 金	—	〇・二七	〇・三九	〇・二〇	〇・三三	〇・二四	〇・二〇	〇・二四
5 貸 金 受 入	一・七四	〇・二五	〇・三三	〇・四九	〇・九二	〇・八三	〇・七六	〇・七二
6 質 入	—	—	〇・〇一	〇・〇〇	—	—	〇・〇三	〇・〇一
7 負 債	四・九九	一・〇三	一・五・六	二・二八	一・二〇	一・二五	一・五九	一・五三
8 掛 買	七・九二	七・七七	一〇・〇九	一〇・四四	一一・三八	一一・四九	一一・九二	一一・二六
9 其 他	—	〇・六一	〇・四五	〇・一六	〇・一四	〇・四五	〇・六九	〇・四三

總支出 一世帯一ヶ月の平均總支出は總收入と同額の一五八圓八
 四錢であつて、内實支出は八二圓四六錢（總支出の五一・九一％）、
 實支出以外の支出は七六圓三八錢（四八・〇九％）最多く、貯金の
 一五圓三六錢（九・六七％）、掛買拂の一圓三八錢（七・一七％）
 がある。

之につき、下つて保険料に三圓七三錢、負債返還に一圓五六錢、
 貸金に一圓〇八錢、無盡掛金に九一錢、質受金に三錢、その他に
 七三錢を示してゐる。總支出を收入階級別に表示すれば次の通りで

總 支 出 (總 額)	五〇圓	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓	平均
未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	未 滿	以 上	平均
一、實 支 出 (總 額)	八三・三〇	六六・九五	二八・八一	三三・〇三	一四・三〇	一三〇・〇七	一九二・三五	一五八・八四
二、實 支 出 以 外 の 支 出 (總 額)	三三・九二	三六・九四	三三・〇一	三三・〇三	三三・〇一	三三・〇一	三三・〇一	三三・〇一
1、繰 越	一八・四〇	二四・八二	三三・一八	三三・八六	四一・二七	四二・〇二	四七・四八	四二・六〇

2、貯金	二、五〇	三、八四	九、五七	一〇、〇四	二、五五	一五、一六	二一、七二	一五、三六
3、無盡掛金	〇、一七	—	一、〇一	〇、四六	〇、九六	〇、九六	一、〇五	〇、九一
4、保険金	二、一九	二、二五	一、五五	二、四二	二、九六	三、六八	五、五四	三、七三
5、貸金	〇、八〇	〇、七二	〇、三三	〇、五〇	一、三三	一、二五	一、三五	一、〇八
6、質受金	—	—	〇、〇四	〇、〇六	〇、〇三	〇、〇一	〇、〇四	〇、〇三
7、負債返済金	〇、四二	〇、六八	一、一一	二、〇〇	一、六四	一、八五	一、四七	一、五六
8、掛買拂	八、八四	八、三一	一〇、二七	一〇、三五	一一、五五	一一、八二	一一、九四	一一、三八
9、其他	—	〇、六〇	〇、四六	一、一七	〇、七七	〇、四九	〇、七五	〇、七三

第四 失業状況

俸給生活者の失業は恐慌の激化につれ連年深刻化しつゝあつたが本年に入つて圓安による輸出激増、軍需工業の好況等によつて之等の方面に於ける産業が活況を呈し來つた影響を受け俸給生活者の失業も稍緩和されるに至つた模様である。もとよりその正確なる數字を得ることは困難であるが、社會局調（「失業状況推定月報」）によれば、今年に於ける給料生活者の月別失業状態は次の如くである。

昭和七年九月	一、九三、二六七	八二、八〇一	四、八四
昭和八年一月	一、六九二、五四五	八〇、五一九	四、七六
二 月	一、六九四、四五四	七八、八四七	四、六五
三 月	一、六九四、九五四	七六、六六九	四、二九
四 月	一、六九八、五三四	七三、〇六三	四、二四
五 月	一、六九九、四五四	六九、六二四	四、一〇

調査人口 失業者推定數 失業率

次に給料生活者の失業状態を裏面より談る一資料として學校卒業生就職の趨勢を見るに、中央職業紹介所の調査「大學専門學校及甲種實業學校卒業生就職状況調」（昭和八）年に據れば次の如くである

卒業生總數	大學		専門學校		甲種實業	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
二、一六三	一〇〇、〇%	一九、四九六	一〇〇、〇%	二〇、九一一	一〇〇、〇%	
就職者數（自營を含む）	五、三九〇	四四、三%	九、八二一	五〇、四%	一五、一六〇	七三、二%
上級學校入學	一、六九一	一三、九%	一、七五六	九、〇%	一、九七四	九、四%

未就職者其の他 五、〇八二 四一・八 九、九一九 四〇・六 三、八五七 一八・四
 今之を前年度の状況と比較すれば、就職者割合は大學卒業生に於て四・七％、専門學校卒業生に於て三・一％、甲種實業學校卒業生に於て四・〇％の何れも増大であり、昨年迄連年低下を續けてゐた各學校卒業生就職率は本年に入つて一齊に上昇してゐる。(中央職業紹介事務局「會社銀行定期採用状況調査」)

第二章 婦人労働者及び職業

婦人状態

第一女工

1 女工數

女工總數 社會局調に依る昭和八年末における工場・鑛山・交通・日傭・其他の労働に従事せる女子労働者の數は合計一、五三三、八二〇人にして、昭和七年同期におけるそれに比較すれば、二八、七八一人の増加である。昭和五、六兩年減少を續けたが、昨昭和七年及び今年は僅少の増加を示してゐる。たゞ本年の増加率は〇・〇一％で昨年のそれに比し、稍低率である。而してこの女工總數の労働者總數に對する割合は二九・九一％で、前年同期より僅に減少してゐる。これを各種の労働別に見れば次の如くである。

工場労働者	九六、三五	四	四	五
女工數	男女工中	同上昭	女工	同上昭
	女の占	和七年	百中	和七年
	むる割合	%		

鑛山労働者	二五、二六	二	一〇	二
運輸・交通・通信労働者	六〇、六六	二	一〇	四
日傭労働者	四六、六七	三	三	三
其の他の労働者	一、五三三、八二〇	三〇	三	一〇〇
合計				

工場女工數 工場労働に従事せる女工の數は同じく右社會局調査によれば九八六、三八五人で昭和七年同期のものに比し一三、〇六七人増加してゐる。その男女工總數中に占むる割合は四四・一五％で前年より更に二％餘の減少となつてゐる。

之を官・公營と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

官 公 營	二九、三八一	三六、九三〇	一九・一	一七・九
私 營	八三三、九三三	八六、二七八	五三・四	五三・一
非 適用	一三三、八三三	一三〇、二三〇	三三・一	三三・五
合 計	九五七、一〇四	九四六、三九六	四八・二	四八・五

業態別工場女工數 昭和七年末現在における各種工場における女工數及びその割合は左の如くである。(昭和七年「工場統計表」により計算)

紡績工業	七二〇、〇五一	八二・三	八二・七
金屬工業	七、六二七	〇・九	七・八
女工數	對する割合	男女工中女の占	むる割合

機械器具工業	一五、六八三	一・八	八〇
窯業	一〇、七八三	一・二	一七・四
化学工業	三七、三四一	五・三	三四・八
製材及木製品工業	四、六〇一	〇・五	七・六
印刷及製本業	五、九二〇	〇・六	一一・三
食料品工業	二一、〇三一	二・四	一五・三
瓦斯及電気業	五八	〇・〇	〇・八
其の他の工業	五四、一〇九	六・一	五三・一
計	八七、二〇四	一〇〇・〇	五三・二

年齢別工場女工数 同じく工場統計表によつて昭和七年に於ける工場女工の年齢別数並にその割合を算出すれば次の如くである。

十六歳未満	一四六、八五六	七三、〇三九	九、三〇九	八七、二〇四
十六歳以上	一六・六	八二・四	一・〇	一〇〇・〇
合計				

(之を主要工業部門について見れば)

紡績工業	一三三、九六七	五八〇、八〇一	五、二八三	七三〇、〇五一
化学工業	三、六七四	四三、六四五	一、〇三三	四七、三四一
食料品工業	一、二三四	一九、二〇四	六九三	二一、〇三三
雑工業	四、七六八	四八、四〇五	九三六	五四、一〇九

鑛山女子労働者数 昭和七年末現在における女鑛夫の鑛山別数並に年齢別、坑内外別によるその割合は第二篇第一章第二並に第三に之を記述した。茲には女鑛夫の年齢別並に鑛山種別實數のみを掲げて置く。

金蔵山	七人	石炭山	一人	石油山	一人	其の他の非金蔵山	八人	計	二九三人
十六歳未満	三、四二九	一五、九八五	一八六	三九一	一九、九九一				
十六歳以上	二八九	四三六	一八	一四	六四三				
合計	三、六一八	一六、四二一	二〇四	四〇五	二〇、六三四				

2 賃 銀

工場女工賃銀 工場女工の一日平均賃銀額並にその各種業態別に關する數字は第二篇第二章第三賃銀の項に記述した。茲には女工の大部分を占むる繊維工業につき内閣統計局調に據り昭和八年六月における女工實收賃銀を掲げるに止める。

同上賃銀を年齢別に見れば次の如くであつて、前年同月に比し實に五・五%の低落を示してゐる。

平均	十六歳未満	十六歳以上
賃銀	六四・七	四五・六
賃銀	六八・五	四九・〇

これを地方別平均賃銀についてみれば

北海道	八〇・七	五二・四	八六・四	六〇・九	七九・七	六五・六	八〇・九
東北	九二・五	四二・二	六七・七	六〇・九	七九・六	六五・三	五三・七
関東							
北陸							
近畿							
中國							
地方							
九州							

昭和八年六月

同 七年六月

女鑛夫賃銀 内閣統計局調によつて昭和八年六月における女鑛夫賃銀と前年同年のそれとを比較するに、こゝでは〇・六%の低落で

ある。

女鑛夫賃銀累年表 (労働統計要覽及賃銀)
(物價統計月報による)

昭和三年	總平均			
	金屬山	石炭山	石油山	其他
昭和三年	錢 一三三・三	錢 七三・六	錢 一三一・五	錢 八一・七
同四上半期	錢 二一九・六	錢 七三・五	錢 一二七・五	錢 八三・八
同五年六月	錢 一〇四・八	錢 七〇・五	錢 一二一・一	錢 八三・五
同六年六月	錢 七六・五	錢 六七・八	錢 七九・四	錢 八二・四
同七年六月	錢 六八・二	錢 六三・八	錢 六九・九	錢 八一・六
同八年六月	錢 六七・八	錢 六三・九	錢 六九・二	錢 八三・二

鑛山種別、年齢別鑛夫賃銀 (昭和八年六月)

總數	平均	
	十六歳未満	十六歳以上
金 屬 山	六三・九	三九・九
石 炭 山	六九・二	四六・七
石 油 山	八三・二	六〇・〇
其他の鑛山	六四・四	五・四一

3 労働時間

就業時間・休憩時間・休日 については第二篇第二章第四に労働者の一般的状態として記述した。

こゝには女子労働者がその大部分を占むる紡績工業における労働

時間を内閣統計局調によつて見る。

昭和八年一月	工場數	作業時間	内休憩時間	作業日數
昭和八年一月	二五八	一〇・二五	〇・五	二四・五
二月	二五八	一〇・二五	〇・五	二五・八
三月	二六九	一〇・二四	〇・五四	二六・二
四月	二七三	一〇・二七	〇・五三	二七・一
五月	二六九	一〇・二五	〇・五三	二六・九
六月	二七三	一〇・二七	〇・五四	二六・一
七月	二七四	一〇・二九	〇・五五	二七・四
八月	二七四	一〇・二九	〇・五六	二七・三
九月	二七三	一〇・二九	〇・五四	二七・三
十月	二七二	一〇・二八	〇・五四	二七・六
十一月	二七二	一〇・二九	〇・五四	二七・七
十二月	二七〇	一〇・二七	〇・五四	二七・五
昭和八年平均	二七〇	一〇・二七	〇・五四	二六・八
昭和七年平均	二七一	一〇・一九	〇・五二	二六・五
昭和六年平均	二九二	一〇・二二	〇・五三	二六・六
昭和五年平均	二〇〇	一〇・二七	〇・五五	二六・七
昭和四年平均	二〇三	一〇・四八	〇・五六	二七・一

紡績工業に於ける平均作業時間は深夜業の廢止せられた昭和四年に著しく低減して以來、昨年迄引續き僅少ではあるが短縮の傾向を辿りつゝあつたが、本年初めて八分の延長を見るに至つた。休憩時間は従來作業時間の短縮に正比例して年々減少しつゝあつたが、本

年は作業時間の延長につれ之また二分の延長を示してゐる。

就業時間の延長 昭和七年の状況は次の如くである。(昭和七年「工場監督年報」)

法第四條但書に依る許可(保護工をして午後十一時迄就業せしむるもの)は、本年中六百九十四件にして之を業務別に見るとき織物業の五百十三件を最多とし、之に亞ぐものは紡績業の百十一件、次に窯業の三十件、組物編物業の十二件にして他は何れも十件以内である。(前年より繼續のものを含む)

法第七條第二項に依る一齊休憩方法不採擇の許可は、本年中に之が許可を與へたるものは九十件にして、之を業種別に見るときは織物業の四十八件が其の首位を占め、次が紡績業の三十六件其の他は凡て一件乃至三件である。而して此種許可を受けるものは凡て交替制就業制度を採るもののみである。

法第七條第三項に依る許可。夏季に於て一時間を超ゆる休憩時間の設與に伴ひ、其の一時間を超ゆる限度に於て其の就業時間を延長するの許可を受けたものは九百六十三件にして、之を業種別に見れば製絲業の五百八件が首位にして、之に亞ぐものが織物業の四百二件、それ以下は窯業二十一件、擦絲業十九件等之に次ぐ而して本項の許可件数の最も多き府縣は石川縣の二百五十三件長野縣の二百二十二件、山梨縣の百四十一件、群馬縣の百三十六件と云ふ順序にして、之の四縣にて全許可件数の七割七分を占め居る。

法第八條第二項に依る許可。避くべからざる事由に因り臨時必要ありて許可を受け、保護職工の就業時間を法定以上に延長し、

深夜業に就かしめ又は休日を廢したるものは本年度十件にして、昨年度の五件に比して倍加してゐる。

法第八條第三項に依る届出。臨時必要ある場合其の都度豫め届出に依り一ヶ月に付七日を超えざる期間保護職工の就業時間を二時間以内延長したるもの總件數八千六百五十一件なり。

之を業務別に見るときは染織工場が六千四百十五件にして全體の七割四分を占め、次が雑工場の八百七十八件で全體の一割、それより機械及器具工場、飲食物工場、化學工場の順序となつてゐる。染織工場中の織物業は全體の五割四分即ち四千六百八十六件を占め、例年の如くその首位にある。

法第八條第四項に依る認可。季節に依り繁忙な事業にして一定の期間を限り、豫め認可を受け其の期間中一年に付百二十日の割合を超えざる範圍内に於て、保護職工の就業時間を一時間以内延長したるものは、總計一千七百四十五件にして、之を業務別に見れば織物業の一千五百八十二件が最高にして擦絲業の七十六件、雑工場、雑業の三十件、染織雑業の十五件の順序にして其他は十件以下である。地方別に見るときは栃木縣六百十三件が其の首位を占め、愛知縣の四百六十八件、群馬縣の三百五十六件、大阪府の百七十七件と云ふ順序となつてゐる。

4 労働災害

工場労働者乃至一般労働者の労働災害については之を第二篇第三章第六に述べた。茲には特に女工に關する工場災害の趨勢を略記する。

昭和六年並に昭和七年に於ける工場法適用工場（官營を除く）において發生したる女工の死亡、重傷、輕傷の數は次の如くである。（「工場監督年報」に據る）

	昭和六年		昭和七年	
	死亡	重傷	死亡	重傷
死	一〇		八	
重傷	六四		七〇	
輕傷	二、四四		二、五四	
右昭和七年の狀況を業態別に見れば次の如くである。				
死亡				
重傷				
輕傷				

業態	死亡	重傷	輕傷
染織工場	三	五九	二、〇六
機械及器具工場	二	五	一七三
化學工場	三	五	一五
飲食物工場	一	二	〇
雜工場	一	六	七
特別工場	一	五	三
計	八	七〇	二、五四
官設工場	一	三	八
合計	九	七三	二、六三

第二 職業婦人

1 數

昭和五年國勢調査の結果によれば昭和五年十月一日現在において我國女子有業者の總數は一〇、一三一、〇三〇人であり、このうち雇主三五三、〇〇〇人、單獨八二〇、〇〇〇人、使用人八、九五八、

〇三〇人となつてゐる。所謂職業婦人と稱せられるものが、そのうち幾何を占むるやは判然しない。たゞその輪廓を知り得る一助として、此種婦人の大部分を占めると思はれる商業、交通業及び公務自由業における單獨及使用人の數を掲げて置く。

全國女子有業者（昭和五年十月一日現在）

業態	總數	女子有業者數	女百に付男	職業別割合
總數	一〇、一三一、〇三〇		一八・四三	一〇〇・〇
農業	六、三六五、〇〇〇		三三・四〇	六二・八
水産業	四七、〇〇〇		一、一〇八・六〇	〇・五
礦業	三八、〇〇〇		五二・五三	〇・四
工業	一、〇〇四、〇〇〇		四三六・九五	九・九
商業	一、四三七、〇〇〇		二二〇・五九	一四・二
交通業	八一、〇〇〇		一、二六八・五九	〇・八
公務自由業	三六六、〇一〇		四八七・〇〇	三・四
家事使用人	七九、〇〇〇		二二・一〇	七・一
其他の有業者	九四、〇三〇		四九六・六八	〇・九
商業、交通業及公務自由業に於ける女子有業者の産業上の地位				
總數				
雇主				
單獨				
使用人				

業態	總數	雇主	單獨	使用人
商業	一、四三七、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	三六六、〇〇〇	九四三、〇〇〇
交通業	八一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七九、〇〇〇
公務自由業	三六六、〇一〇	八、〇〇〇	四四、〇〇〇	二八四、〇一〇
計	一、八六四、〇一〇	一二七、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	一、三二六、〇一〇

更に職業婦人數が近年急速に増大しつゝある事は明であるが、そ

の明確なる數字を知る事は出来ない。僅かに左の數種の職業についてその數の近年に於ける消長を窺ひ得るのみである。

昭和三年 昭和四年 昭和五年 昭和六年 昭和七年

- 一、醫、藥劑師 二、〇三〇 三、〇七二 三、五九 三、九八六 四、七〇〇
- 二、產婆、看護婦 一、二七、四九四 一、三三、七四九 一、三八、七四四 一、四一、一五三 一、六三、二八四
- 鍼灸、按摩師 九六、〇二八 八八、五二一 一〇一、〇二八 九九、六二一 ※九四、三〇九
- 三、學校 教員 二三四、四九七 二〇四、一三六 二〇七、三七七 二〇〇、四三四 二二二、五〇七
- 四、藝娼妓、酌婦 五、カフエー、バー 給 一 五一、五五九 六六、八四〇 七七、三六一 八九、五四九

備考 一、二は昭和七年衛生局年報、三は文部時報、六、七は第九回警察統計報告に據る。※は實業補習を含まず。

尙昭和八年大阪市社會部勞働課の調査にかゝる『職業婦人の社會

的進出について』に據つて大阪市に於ける最近四ヶ年の職業婦人數の増加狀況を見るに、大阪市内の主なる銀行、會社、百貨店、官公署及び病院等一三〇ヶ所に雇傭されてゐる職業婦人の數は昭和五年末一〇、六二〇人、同六年末一〇、八二四人、同七年末一一、二四一人、八年八月末一二、〇一七人であつて、四ヶ年間に一、三九七人、一三人の増加を示してゐる。年次的には六年末は前年度末より二〇四人、七年末は前年度末より四二〇人、八年八月末は七年末より七七三人の増加であり、使用人總數中職業婦人が占むる割合は、五年末二二・三％、六年末は二二・五％、七年末二二・八％、八年八月末二三・四％と何れも規則正しく増加してゐる。職業婦人の増加の狀況を採用主體別並に職業別に見れば左表の如くである。

昭和五年末現在數

昭和六年末現在數

昭和七年末現在數

昭和八年末現在數

職業	昭和五年末現在數		昭和六年末現在數		昭和七年末現在數		昭和八年末現在數	
	使用人總數	女子數に對する百分率	使用人總數	女子數に對する百分率	使用人總數	女子數に對する百分率	使用人總數	女子數に對する百分率
官署	五、六三三	二〇、〇四一	五、六三三	一九、九五六	五、七九五	二〇、五九六	五、八三二	二一、一三三
金融會社	八六五	七、〇六四	九一四	七、〇六一	一、〇五三	七、二〇七	一、一九七	七、四三八
保險會社	五七二	二、三九八	六〇五	二、五九六	六五四	二、八〇八	六七二	三、〇四三
運輸倉庫會社	二五四	一、七二五	二四〇	一、六五八	二六二	一、六五〇	二八五	一、六六八
新聞通信社	八三	一、八八三	八五	一、九三三	八四	一、九四七	八四	一、九七一
百貨店	一、三三六	四、〇五九	一、二六七	四、一六六	一、二二七	四、〇五三	一、五五五	四、四六九
商會	一九九	一、〇五八	二〇六	一、〇六二	二二九	一、一〇五	二六七	一、二二一

製造會社	一八五	二、〇五三	九・〇	一七二	二、〇七九	八・三	一七四	二、〇五七	八・五	二〇三	二、一六〇	九・四
問屋	一三〇	一、九二三	六・七	一三六	一、九九九	六・八	一四一	一、九六三	七・二	一七九	二、二二三	八・一
取引所證券業	八二	六三三	一三・二	八四	六二六	一三・四	一〇〇	六八二	一四・七	一二二	七三四	一五・三
土地及土木建築會社	五七	六六四	八・六	七二	七六三	九・四	七三	六八二	一〇・六	七二	五九七	一一・九
團體	八三	四三八	一九・〇	八八	四七六	一八・五	一九	五三八	二〇・六	一二八	六〇三	二二・二
病院	一、一三五	二、三七九	四五・八	一、一九六	二、四四〇	四五・〇	一、二三八	二、七六八	四四・三	一、二九八	二、八八八	四三・八
其他	一三六	一、三三九	九・四	一三二	一、三六五	九・三	一三六	一、三八〇	九・九	一四五	一、二八五	一一・三
計	一〇、六二〇	四七、六三七	三三・三	一〇、八二四	四八、一三〇	三三・五	二、二四四	四九、四三六	三三・八	二、一〇七	五二、三九一	三三・四

昭和五年末現在人數	二、〇〇九	一、九六一	二、一三六	二、二五七	七二〇	七六六	七八八	七九八
昭和六年末現在人數	二、三四	二、五五	二、二九七	二、二七一	一一七	一二二	一〇七	一一〇
昭和七年末現在人數	一、〇一七	一、〇二五	八九六	九〇四	一八	一九	一九	一九
昭和八年末現在人數	二〇	八五	一六〇	三六六	三三	三三	三三	三三
書記	四八三	四七〇	五二二	六二四	三	三	三	三
事務員	二、〇〇九	一、九六一	二、一三六	二、二五七	七二〇	七六六	七八八	七九八
事務見習又助手	二三四	二五五	二九七	二七一	一一七	一二二	一〇七	一一〇
店員賣子	一、〇一七	一、〇二五	八九六	九〇四	一八	一九	一九	一九
店員賣子見習	六五	八五	一六〇	三六六	三三	三三	三三	三三
店員	二〇	八五	一六〇	三六六	三三	三三	三三	三三
タイピスト	三三七	三四四	三六八	三九七	一	一	一	一
電話交換手	四、一五九	四、一五四	四、二七三	四、二八八	三	三	三	三
給仕	四二一	四五九	四七五	六七一	二	二	二	二
受付	一三	一八	二二	三三	四	四	四	四
昇降機手	九	三	三	三	一	一	一	一
集金人	一	一九	一五	一五	一	一	一	一
外交員	〇	〇	〇	二	三	三	三	三
記者	〇	〇	〇	二	三	三	三	三
速記	〇	〇	〇	一	一	一	一	一
筆工	〇	〇	〇	一	一	一	一	一
文化研究員	〇	〇	〇	一	一	一	一	一
技術員	〇	〇	〇	二	二	二	二	二
衛生技手	〇	〇	〇	三	三	三	三	三
患者世話人	〇	〇	〇	四	四	四	四	四
補助婦・榮養婦	〇	〇	〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
保母	〇	〇	〇	三三	三三	三三	三三	三三
產婆	〇	〇	〇	一八	一八	一八	一八	一八
省護婦見習	〇	〇	〇	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七
看護婦	〇	〇	〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇
再製手	〇	〇	〇	三	三	三	三	三
藥劑員	〇	〇	〇	三	三	三	三	三
醫員	〇	〇	〇	一四	一四	一四	一四	一四

第一部第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態

美粧員	五	五	五	六
美粧員助手	六	二	二	二
女工世話係	八	七	五	五
女工教師	二	二	二	二
女工給仕監督	一	一	一	二
裁縫手	九	九	九	三
食堂給仕	七	三〇	四	六
賣店賣子	八	一〇	二	三
雑艾	二七三	三九	三六六	三八七
使丁・小使	一四六	一四二	一四八	一四八
其他	三九六	四九	四三七	四三五
計	一〇、六三〇	一〇、八三四	一一、二四四	三、〇七

(大阪市社会部労働課「職業婦人の社会的進出について」)

2 生活状態

職業婦人の生活状態に關しては昭和七、八年度版本年鑑に昭和六年東京市統計課調査にかゝる東京市内に於ける職業婦人の給料、總收入、支出、就業時間等に關する統計を掲げた。今茲には職業婦人の生活状態を窺ふ一助に、上掲大阪市社会部労働課調査に據り大阪市に於ける職業婦人の地位を掲げるに止める。

同調査に據れば職業婦人の階級を(A)(B)(C)(D)の四階級に別ち、(A)階級は大體官房に於ける高等官及同待遇者、(B)階級一判任官及同待遇者、(C)階級一雇員及同待遇者、(D)階級一雜役及同待遇者を指し、行員、社員の有資格者は(A)若しく

は(B)に、準行員準社員と見做すべき見習店員、見習書記、交換手、タイピスト等は(C)に、雜役給仕その他(A)(B)(C)の何れにも該當せぬものは(D)に屬するものとす。かゝる標準に従つて各階級に屬する人員數及びその割合を見れば左表の如くである

階級	人員數				百分比			
	昭和五年末	昭和六年末	昭和七年末	昭和八年末	昭和五年末	昭和六年末	昭和七年末	昭和八年末
A	—	—	—	—	—	—	—	—
B	一、二四五	一、一九三	一、三三八	一、四三三	一〇・八	一一・〇	一二・八	一二・八
C	八、一三三	八、二七六	八、四九六	八、九三三	七六・六	七六・四	七五・五	七四・三
D	一、三三二	一、三五五	一、四一八	一、六六二	一二・六	一二・六	一二・七	一三・九
計	一〇、六三〇	一〇、八三四	一一、二四四	三、〇七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第三 藝娼妓酌婦

一、藝妓

藝妓數と藝妓置屋數(第九回警察統計報告に據る)

年	藝妓置屋數	藝妓數
昭和四年末	三、七〇八	八〇、七七
昭和五年末	三、五三〇	八〇、〇七五
昭和六年末	二、三三三	七七、三三一
昭和七年末	三、〇四〇	七四、九九

藝妓數は昭和四年以來漸減の傾向にあるが、昭和七年も此傾向を辿り前年に比し三〇三人の減少となつてゐる。

藝妓年齢（第九回警察統計報告に據る）

一四歳 一四一 一七―二〇―二五―三〇歳 計
未 満 一七歳 二〇歳 二五歳 三〇歳 以上

昭和七年末	一、四〇六	二、〇三九	一九、〇五四	二、二八三	二、六四四	九、五七三	七四、九九九
藝妓百人中の割合	一・九	二六・〇	二五・四	二八・四	一五・五	二二・八	一〇〇・〇
同前年の割合	一・九	二七・〇	二五・六	二八・七	一五・〇	二二・八	一〇〇・〇

二、娼妓

娼妓、貸座敷営業者及び遊客數

（第九回警察統計報告 但し一日平均人員は）
（第四十五回内務省統計報告に據る）

昭和三三年末	昭和四年年末	昭和五年年末	昭和六年年末	昭和七年年末	昭和三三年末	昭和四年年末	昭和五年年末	昭和六年年末	昭和七年年末	娼妓一日平均人員
貸座敷営業者數	一一、二五五	一一、〇八一	一〇、八六一	九、七九九	一〇、五〇〇	一一、二五五	一一、〇八一	一〇、八六一	九、七九九	娼妓一日平均人員
娼妓數	四九、〇五六	四九、四七七	五三、一二七	五三、〇六四	五二、五七七	四九、〇五六	四九、四七七	五三、一二七	五三、〇六四	娼妓一日平均人員
遊客數	三三、七四四、三三二	三三、三六〇、一七〇	三二、八二七、七三〇	三三、三九三、八七〇	三三、七三六、三四一	三三、七四四、三三二	三三、三六〇、一七〇	三二、八二七、七三〇	三三、三九三、八七〇	娼妓一日平均人員
娼妓數	四八、〇九六	四八、一八〇	四八、八九五	五〇、六六三	五〇、六六三	四八、〇九六	四八、一八〇	四八、八九五	五〇、六六三	娼妓一日平均人員

酌婦數（第九回警察統計報告に據る）

昭和七年年末	八五、九五二	八二、〇一九	七五、五三三
昭和三三年末	八五、九五二	八二、〇一九	七五、五三三
昭和六年年末	八五、九五二	八二、〇一九	七五、五三三
昭和三三年末	八五、九五二	八二、〇一九	七五、五三三

（尙藝、娼妓、酌婦數の府縣別については第一部統計二二表其三参照）

第二章 少年労働者状態

1 少年労働者並に徒弟數

一、工場少年労働者

工場法適用工場における少年労働者の數については既に第二篇第一章第三に之を概説した。「工場統計表」によれば、工場調査規則に基き五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場における昭和七年年末現在の十六歳未満の少年労働者は一六七、五六六人、總職工數の九・七％に當り、前年に比すれば絶對數に於いて一三、一一四人比率において七・三の減少を示してゐる。この少年労働者を男女別に見れば男工二〇、七一〇人、女工一四六、八五六人で、少年工の大部分が女工であることを知る。男女工の各總數に對する少年工の割合は、男工は二・四％、女工は一六・六％、之れを前年度に比較すれば、男工は一、四八一人（七・七％）増加し女、工は一四、五九五（九・〇％）減少してゐる。次に少年労働者數の割合を業態別に見れば次の如くである。

工場少年労働者數及業態別割合

（昭和七年工場統計表により計算）

男子	女子	各業態の労働者總數に對する少年工の割合
男子總數に對する割合	女子總數に對する割合	

紡織工業	六、五二〇	三・四％	一三、九六七	九・二％	一五・九％
------	-------	------	--------	------	-------

金 屬 工 業	一、四三五	六・九	四〇五	〇・三	一・九
機 械 器 具 工 業	四、六九九	三・七	一、五二六	一・〇	三・二
窯 業	一、四九四	七・二	六四五	〇・四	三・五
化 學 工 業	六九六	三・三	三、六七四	二・五	三・二
製 材 及 木 製 品 工 業	一、二七六	五・七	二〇七	〇・一	二・三
印 刷 及 製 本 業	一、五九三	七・七	五四〇	〇・四	四・一
食 料 品 工 業	九八七	四・八	一、二三四	〇・八	一・五
瓦 斯 及 電 氣 業	—	〇・〇	—	—	—
其 他 の 工 業	二、二二九	一・〇	四、七六八	三・三	六・六
計	二〇、七二〇	一〇〇・〇	一四六、八五六	一〇〇・〇	九・七

二、鑛山少年労働者

鑛山局調によれば昭和七年六月末現在における鑛山少年労働者（十六歳未満）は一、〇五二人にして鑛夫總數の〇・六％に當り、そのうち男子七五九人、女子三八二人にして前年同期に比すれば男女とも減少してゐる。（尙鑛山労働者の鑛山別、坑内外別數については第二篇第一章第三參照）

三、徒 弟

昭和七年中工場法施行令の規定に基き新に地方長官の認可を受けた規定に依り徒弟を收容するに至つた工場は埼玉縣一件（男）十名滋賀縣一件（男）二十名計二件三十名であつて、其の收容を休止せるものは静岡縣に二件、廢止せるものは兵庫縣に一件（七名）である。結局工場數は前年より四減じ十工場となつたが、收容徒弟數は前年より一八名の増加を來してゐる。

累年の狀況左の如し。（昭和七年「工場監督年報」）

	昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	昭 和 六 年	昭 和 七 年
收容工場數	一六	一三	三	三	一四	一〇
徒弟數	八〇九	六四一	六八〇	六一〇	四九八	五二六

2 賃 銀

一、工場少年労働者

「昭和二年労働統計實地調査報告」に依つて少年労働者の一日平均賃銀を男女別に見るに次の如くである。

總 數	十四歳未満	〇・五三	〇・四六
	十四—十五歳	〇・六六	〇・六三
織 維 工 業	十六—十七歳	〇・九三	〇・八〇
	十四歳未満	〇・五三	〇・四六
男	十四—十五歳	〇・六六	〇・六三
	十六—十七歳	〇・九三	〇・八〇
女	十四歳未満	〇・五三	〇・四六
	十四—十五歳	〇・六六	〇・六三
男	十四歳未満	〇・五三	〇・四六
	十四—十五歳	〇・六六	〇・六三
女	十四歳未満	〇・五三	〇・四六
	十四—十五歳	〇・六六	〇・六三

次に内閣統計局調により昭和八年六月の平均についてみれば、十六歳未満職工男子一日平均賃銀諸手当賞與額は六十錢九厘、女子四十七錢一厘である。これを少年労働者の多い繊維工業についてみれば男子四十八錢、女子四十五錢六厘にてその何れも昨年同期に比し著しい低落である。

二、鑛山少年労働者

上掲「調査」によれば鑛山における少年労働者の一日平均賃銀は

次の如くである。

年齢	總數		石炭鑛業	
	男	女	男	女
十四歳未満	四〇八	四〇七	四〇三	四〇三
十四—十五歳	〇・六	〇・九	一・三〇	〇・九
十六—十七歳	一・三	一・八	一・三〇	一・三

内閣統計局調により昭和八年六月の平均についてみれば十六歳未満男女職工の一日平均賃銀諸手當與額は次の如くである。

性別	總數			
	金屬鑛山	石炭鑛山	石油鑛山	其の他の鑛山
男	〇・五六二	〇・五三五	〇・六〇一	〇・五八八
女	〇・四三二	〇・三九九	〇・四六七	〇・六〇〇

第六篇 労働移民状態

第一章 海外移民状態

第一 一般状態

海外在留本邦人總數 昭和五年第二回国勢調査と同時に進行はれた在外本邦人國勢調査に據れば、昭和五年十月一日現在海外在留本邦人（朝鮮人、臺灣人をふくむ）は五一八、八六五人（内、女二一七、四九七人、即ち女子は總數の四一・九%に當る）にして、これを第一回国勢調査の結果たる四六四、五一八人に比較すれば五四、三四

第一部第六篇 労働移民状態

七人の増加を示してゐる。しかしこれら國勢調査による數字と毎年外務省より發表される海外在留本邦内地人の數とは著しい開きがある。後者による昭和七年十月一日現在數は八二五、一〇〇人で、うち女子は三五七、九三二人である。今この外務省調にもとづき在留國別職業別、民籍別に見、併せてその割合を算出すれば左の如くである。

在留地別本邦内地人 一萬人以上の本邦人在留國を擧ぐれば左の如し。（昭和七年十月一日現在、外務省調）

在留地	男		女		計	總數に對する割合
	男	女	男	女		
海外在留本邦内地人總數	四六七、一六六	三五七、九三三	八二五、一〇〇	一〇〇・〇〇		
關東州	六四、六六八	六〇、一六七	一二四、八三五	一五・一三		
南洋委任統治地域	一七、一九五	一〇、八二四	二八、〇一九	三・三九		
滿洲國	七三、八九九	六三、六二六	一三五、五二五	一六・四二		
中華民國	二九、〇三七	二四、三三七	五三、三七四	六・四七		
比律賓群島及 ゲアム島	一四、七四〇	五、五七六	二〇、三二六	二・四六		
北米合衆國	六二、四八一	四一、四二四	一〇三、八九五	一二・四七		
英領カナダ	一一、五二四	八、二二二	一九、七四六	二・三九		
ハルビン國	一三、三八一	七、七六〇	二一、一四一	二・五六		
ブラジル國	七六、八〇二	五五、八九八	一三二、六九〇	一六・〇八		
職業別海外在留本邦内地人	同じく外務省調による昭和七年十月一日現在左の如し。					
關東州	南洋委任統治	海外各地	總數	同上		
二四、八三五	二六、〇〇九	六七三、三六六	八二五、一〇〇	一〇〇・〇〇%		

一、農 業	一、六五三	八、四三三	七六、四三六	八六、四九一	一〇・五
二、水産 業	一、一八七	一、三三〇	七、四三四	九、九八一	一・二
三、鑛 業	二八八	三三	三、一三三	三、四三三	〇・四
四、工 業	二八、六五六	二、三三〇	二七、三六一	五八、三三九	七・一
五、商 業	二五、七六六	一、八五二	六六、七四一	九四、三三一	二一・四
六、交 通 業	二〇、六七九	四三一	一五、〇三二	三六、一三二	四・四
七、公務自由業	三一、一五九	七五九	二二、四六七	五三、三八五	六・五
八、家事使用人	一、四三二	二二五	一〇、一〇七	一八、四一九	二・二
九、其他有業者	八、〇九七	一、四一〇	一〇、三八四	一三、二三六	一・六
十、無 業	五、九五五	一一、三三七	四三四、二二三	四五二、三七四	五四・七

国籍別海外在留本邦人 同じく右外務省調にもとづき海外在留本邦人をその国籍によつて分てば左の如し。

總 數	七九二、七四〇	六三三、七六七	一、四二五、五三七	一〇〇・〇〇
内地 人	四六七、一六八	三五七、九三三	八二五、一〇〇	五八・二九
朝鮮 人	三三八、五五九	二六〇、二七七	五七八、八三六	四〇・八九
臺灣 人	七、〇三三	四、五七七	一一、五九一	〇・八二

海外移民數 昭和七年中におけるわが海外移民數(渡航許可員數)は一九、〇三三人(男子一一、四〇八人、女子七、六二五人)、これを近年になき減少を示した前年の一〇、三八四人に比すれば流石に大きく約倍加してゐるわけであるが、しかしその前々年に比すれば尙ほ少い。在外本邦人の送金額は同七年において二〇、〇六五、七二五圓で、これまた前年より増加してゐるが、それ以前に比して減少してゐる。移民は昭和七年においては尙ほ不振の状態にあつたと云は

ねばならぬ。いま最近數ヶ年の趨勢を見るに次の如くである。

昭和二年	男	一、七三五	六、三〇六	一八、〇四一	一四、七三五
	女	一、二五〇	七、三四八	一九、八五〇	一五、〇〇四
同 三年	男	一、六三三	九、三三三	二五、七〇四	一四、〇七三
同 四年	男	一、四一〇	七、六九九	二二、八二九	一四、五四六
同 五年	男	七、〇五二	三、三三三	一〇、三八四	一三、九六五
同 六年	男	一一、四〇八	七、六二五	一九、〇三三	一三、一七〇

〔備考〕—第五十二回帝國統計年鑑による。

移民地別移民數累年表

ア ラ シ ャ	一五、五九七	一三、七四一	五、五六五	一五、〇九二	七九・二九
フ イ リ ッ ピ ン 群 島	四、五三五	二、六八五	一、一〇九	七四七	三・九二
パ ル ー	一、五八五	八三一	二九九	三六九	一・九四
英 領 カ ナ ダ	四三〇	一三七	一〇六	九八	〇・五二
ソ ヴ ェ ッ ト 聯 邦	八八八	一、五二二	一、二三六	一、〇九六	五・七六
馬 來 半 島	五三三	八三五	五四九	三五六	一・八七
北 米 合 衆 國	二二六	—	—	—	—
布 哇	一一九	—	—	—	—
ア ル セ ン チ ン	四三〇	四八九	三六二	二二九	一・二六
蘭 領 東 印 度	五〇七	五五八	四四七	五三三	二・八〇
メ キ シ コ	二四九	四三四	二八三	一四九	〇・七八
濠 洲	二七七	七五	三四	九二	〇・四八

昭和四年 同五年 同六年 同七年 割合

其の他	三八	五三	三九三	二六三	一・六
計	二五、七〇四	二二、八二九	一〇、三六四	一九、〇三三	一〇〇・〇〇

〔備考〕―同右。

第二 北米合衆國及び加奈陀

移民問題 昭和八年の北米合衆國における我が移民事情並に我が移民に對する米當局の態度には積極的な變化はなかつた。併し、官民の間における移民排斥と移民制限緩和との聲は、例によつて賑かに太平洋の對岸にまで放送せられた。例へば、内部問題では、最近鐵道に雇傭されてゐるニグロのポーターが日本人並にフィリッピン人の競争によつて職を逐はれる傾向が顯著だといふので、本年二月民主黨上院議員デイルは、ポーターを米國人に限り日比人を排斥せんとする法案を上院に提出したと傳へられた。しかし他方においては、米國合同通信社會長ロイ・ハワード氏は、日滿支視察旅行を終つて歸國早々、アメリカ移民法を緩和して日本にも割當制を賦與すべしと論じ、その主張はさらに一部における日米親善論擡頭の波にのり、米國商業會議所は之が音頭取りの役を演じ排日移民法撤廢に對して可成りの輿論を喚起すると共に、反對方面にも多大のセンセーションを起した。即ち、一方では加洲商業會議所が移民法修正決議に乗り出し、また前内務長官現スタンプオード大學總長ウイルバ―博士は移民法撤廢に關し激勵公開狀を發表したが、他方では加洲の在郷軍人團體と米國勞働總同盟の如きが移民法緩和に對して正面から反對を決議表明した。要するに、對日政治問題の切迫とともにアメリカ内における對日移民問題も微妙なる經緯を生みつゝある。

北米への移民數 昭和八年度のそれはまだ明かでない。七年度における北米合衆國、カナダ、ハワイへの我が移民數、歸國移民數、並に在留本邦人の送金額は左の如くである。

カ ナ ダ	北米合衆國	ハ ワ イ	渡航許可員數	歸國移民數	送金額
九六(内、女四〇)	―	―	人	人	圓
一、五〇三(内、女 五五)	六、六二(内、女三、四六七)	三、八二五(内、女二、六七四)	―	―	一、一〇五、二五三
―	―	―	―	―	一〇、七二四、一七七
―	―	―	―	―	四、六六〇、六三九

〔備考〕―第五十二回日本帝國統計年鑑。

在留本邦人數 昭和七年十月一日現在において北米合衆國並に加奈陀において本邦人の多數在留せる地方を擧ぐれば左の如し。

北米合衆國本土總數	在紐育總領事館管内	在シカゴ領事館管内	在ニューオルレアンス領事館管内	在ポートランド領事館管内	在シアトル領事館管内	在桑港總領事館管内	在ロス・アンゼルス領事館管内	布哇(在ホノルル總領事館管内)	英 領
六、四八一	二、六八二	七三八	四八〇	三、六二四	一〇、一九三	二五、一六〇	一八、六二五	七七、七三四	カ ナ ダ
四、四二四	一、〇六八	四二二	二九八	二、四七一	七、一三七	一七、五五六	一三、四七三	六九、〇三〇	ナ ダ
一〇、八九五	三、七六〇	一、二五〇	七七八	六、〇八五	一七、三三九	四三、七〇六	三一、〇八七	一四六、七六四	英 領
―	―	―	―	―	―	―	―	一九、六二六	カ ナ ダ
―	―	―	―	―	―	―	―	―	ナ ダ

〔備考〕―外務省通商局、海外各地在留本邦人口表。

在留本邦人職業別數 同じく昭和七年十月一日現在における北米合衆國および加奈陀における本邦人の職業別數左の如し。

	北米合衆國		英領カナダ
	本土	布哇	
一、農業	二〇、三五七	一七、〇〇九	三七、三六六
二、水産業	八三一	一、〇八五	一、九〇六
三、鑛業	四六七	—	四六七
四、工業	三、九四七	六、三三五	一〇、二六二
五、商業	一〇、六〇〇	七、二六〇	一七、八六〇
六、交通業	一、五九〇	一、七二四	三、三三四
七、公務自由業	二、二〇五	一、五四七	三、七五二
八、家事使用人	二、二七三	三、四七七	五、七五〇
九、その他の有業者	一、四四四	四、二八一	五、七三五
一〇、無業	五九、一九一	一〇四、〇六六	一六三、二五七
			二三、二〇五

第三 南 米

南米は、現在に在住する本邦人数からいつても固より主要なる地方であるが、毎年我が移民の向ふ地方としては何といつてもこの地が第一である。而して南米在留邦人の殆んど大部分がブラジルおよびペルーに住んでゐる。

ブラジル 昭和七年度のわがブラジル移民は一五、〇九二人で、これを特に著しい減少を示した前年の五、五六五人に比すれば飛躍的に多いのみならず、前々年に比しても尙ほ増加してをり、わが拓務省開設以来のレコードを示してゐる。他方、わが國海外移民の全数は比較的伸びないのであるから、このブラジル向け移民のわが海外移民總数中に占むる割合は本年度においては實に七九・三%に達

してゐる。近年この地に兎角の問題が起きつゝあるは、わが移民地としてのこの地の重要性を顧るとき全く遺憾といはねばならぬ。次に拓務省調査にもとづきブラジルにおける本邦人の分布状態並に職業状態を摘記してみよう。

邦人の分布状況を観ると總数の九割三分はサンパウロ州に在留して居る。サンパウロ州は伯刺西爾の東南に位し文化の最も發展した同國の中心地であり大珈琲産地であつて、邦人の大部分が珈琲園に労働し或は珈琲園を經營して居る爲同州に斯く多數が在留して居るのである。サンパウロ州の十二萬七千八百十二人に比較すればミナス・ジエラエス其他南部三州の約四千人、パラリ、リオ・デ・シヤネイロ、アマゾーナスの諸州並に其の他の千八百八十七人等は言ふに足らぬ少數である。

在留者を職業別に観ると伯刺西爾が大農業國であること、我が移民が殆ど全部農業の目的を以て渡航したこと等から農業に従事する者が最も多數を占めその見込數約十二萬三千餘に及ぶ。その他には商業の一萬八百二十七人、工業の九百七十九人、公務自由業の六百七十二人、家事使用人の二百二十人等が之に次いで居る。

ペルー 昭和七年中におけるペルーへの我が移民數は三六九人で前年の二九九人よりは増加せるも、その前年の八六一には比すべくもない。最近におけるペルー本邦人の状況について拓務省の調査発表するところを摘記すれば左の如くである。

在秘邦人總數は昭和七年十月一日現在に於て二萬一千四百四十一人であつて、リマに約一萬七千人、その他は各地に散在して居る。在留邦人は都會集中の傾向を有し、リマ市、カヤオ市及其の附近

に集團して居る。在留邦人を職業別に観ると、商業五千四百十一人、農業一千九百五十五人、工業五百二十一人、公務自由業百二十四人である。リマ及カヤオ兩市に集中せる邦人は殆ど商業に従事せる者であつてその數一萬二百餘人に達する。尙地方に於て商業に従事する者を合せると一萬七千二百餘人となる。かくの如き都會集中の傾向は動もすれば排日の氣運を醸成する原因となるので、同地中央日本人會が母體となり昭和六年秘露拓殖組合を設立し、奥地森林地帯に邦人を分散移住せしむることとなつた。プニサス植民地が即ち之である。現在十八家族の入植者があり目下事業進捗中である。尙同國に於ける邦人農業者は主として棉花の栽培に従事して居るが、既に土地を購入してその栽培を爲せる者もあり、本邦の會社も二、三棉花栽培事業に着手した。同國では更に甘蔗の栽培、林業及牧畜等に發展の餘地ありとされて居る。

第四 其他

フィリッピン 昭和七年におけるフィリッピン群島への我が移民は七四七人（内、女子二六六人）、前年の一、一〇九人に比しても激減であるが、前々年に比すれば更にひどい減少である。

フィリッピン移民數

	男	女	計
昭和五年	二、一八	四七	二、六五
昭和六年	八四	二四	一、〇九
昭和七年	四一	二六	六七

最近の減少は益々顯著であるといはねばならぬ。最近における同

地の移民事情を拓務省調によつて見るに大要左の如くである。

「比律賓群島在留の邦人總數は昭和七年十月一日現在調では一萬九千九百九十三人である。此等の邦人はマニラ市に四千七百七十九人、ルソン島（マニラ市を除く）に一千三百七十八人、ダバオ、ゴダバト州に一萬三千九十八人でダバオに最も多數在住して居るが、之は後述の如く同地に邦人の麻栽培業者が多く又移民の大多數が此の麻耕地に勞働して居る爲である。在留邦人の従事する職業についてみるに、農業者が最も多く殆んど全部がダバオ、ゴダバト二州に住居し、その數六千人である邦人の栽培する農作物の最も重要なものは前述の如くマニラ麻である。元來麻はダバオに於て邦人の手で始められ又發達せるものであつて現在の植付面積は四千餘英加に達する。移民は入島後は主として邦人麻栽培會社に雇はれその耕地で勞働に従事するのである。農業者中には椰子の栽培に従事する者、護謨、砂糖を栽培する者もあるが極めて少數である。比律賓には漁業移住者が相當ある。ダバオ、マニラ等に在住し、表南洋で漁獵するのであるが相當の成績を擧げて居る。その他には大工、左官の手先の職業と銀行、會社、その他小商業に従事する者が多い」

滿洲國 昭和七年三月滿洲國の創始を見、その内政の整備と産業の發展が着々として進められるに伴ひ、この地における本邦人の狀況が萬端多大の變化を見ると同時に、移民としてこの地に渡航する本邦人の數も激増を見たものと推察されるが、その移民數の總括的な數字を未だ手にすることを得ない。兎も角、他の殖民地への移民の減少が幾分この地への集中をもつて補はれてゐるものであらうと

いふ想像はつく。いま關東應調査課の發表により、在滿邦人の狀況の一端を窺ふに、昭和七年十二月末における關東洲及び南滿鐵道附屬地における現住人口總數は一、三三三、八六四人で、これを六年末に比すれば四八、六七九人の増加を示してゐる。即ち、

	總人口	
	男	女
昭和五年末	一、二九一、三二二	—
昭和六年末	一、二七五、一八五	—
昭和七年末	一、三三三、八六四	七七九、三九七

これを内地人、滿洲人、朝鮮人、外國人に別つて見れば、

	人口	%
總人口	一、三三三、八六四	一〇〇.〇
滿洲人	一、〇四九、三五五	七九.三
内地人	二四三、五〇四	一八.三
朝鮮人	二九、九五六	二.二
外國人	二、〇五七	〇.六

同じく之を主要都市について見るに次の如くである。

	總人口	内地人	朝鮮人	滿洲人	外國人
旅順市	二九、四三〇	二、五九八	一、四〇〇	一七、七五三	二四
大連市	三八五、一六四	一〇五、三六六	一、四〇〇	一七、七五四	六三四
奉天市街地	四九、八〇八	二九、三一九	一、〇〇八	一八、六八八	八三三
新京市街地	四〇、七三七	—	—	—	—

各種の移民團の渡滿は依然行はれてゐるが、拓務省は第二次自衛移民團として昭和八年七月、四百五十五名を送つた。しかし佳木斯の移民中には氣候風土の激變から病を得て脱退するものもまた可成に

達すると傳へられてゐる。拓務省は佳木斯移民の狀況について次の如く報告（八年一月廿四日）してゐる。

移民團は昨年十月三日東京出發、神戸、大連、奉天、ハルビンを経て松花江を下航、十月十四日佳木斯に到着し、翌十五日上陸屯營に入つたが、總人員幹部以下五百一名にして上陸後直ちに各種の研究、擔任服務等を決定し、營舎の設備、教育の充實等に専念し、作業狀況は一般に良好で衛生狀況を見るに宿營舎は移民團到着前吉林軍司令部において改造し、概ね完成しあるも、なほこれを改造し、十月末完成し、日本軍各營兵舎に比し良好にして暖房その他の室内衛生状態もまた可良なり。井戸は三眼あり、二眼は從來よりあり、一眼は新設なるも何れも透明無臭軟性にして飲料に適す。但し生水の飲用は絶対に禁止しなれり。氣温は概して暖かて食事も内地農民の食事に比し遜色なく、疾病は十一月末迄一日平均新患者三名、治療患者約二十五名にして重症患者無く衛生部員の診療に依り治療しつゝあり、軍醫一名を囑託とし、移民團の衛生及び醫務に従事せしめつゝあり、移民團の組織は之を四ヶ中隊の集團とし、各中隊に集團指揮者を配屬し、一中隊は三小隊より成り各小隊は各固有の縣より組織す。

第二章 移入民状態

第一 移入鮮人

1 移入鮮人數

内地臺灣および樺太に在留する朝鮮人の數は昭和六年十二月現在

において三一八、二二一と報ぜられてゐる。次に慶尚南道警察部において調査せるところによれば、昭和七年一ヶ年間に於ける釜山經由の内地渡航鮮人数は計六九、四八八人で一ヶ月平均五、七九一人に當る。渡航者は、労働を目的とせるものは、三、四の兩月に多く、學生は四月が最も多數を示してゐる。在留鮮人一萬人以上の府縣を擧ぐれば左の如し。(昭和六年十二月末現在)

	男	女	合計
大阪	五、〇八九	二七、四七六	八五、五六七
東京	二五、三三六	五、六七六	三二、〇一二
愛知	一七、六八五	九、二一五	二六、九〇〇
福岡	一八、二三八	六、九九八	二五、二三六
兵庫	一四、二三三	七、〇五四	二二、二八七
京都	一四、〇三七	四、七六九	一八、七九六
山口	八、四六〇	三、五三六	一二、〇〇八

尙、當局の發表するところにより、鮮人の渡航および歸還の最近年の趨勢を見れば次の如し。

昭和元年	渡航人	歸還人	差引人
二年	一三八、〇二六	九三、九九一	四四、〇三五
三年	一六六、二八六	二七、五三三	四八、七六四
四年	一五三、五七〇	九八、二七五	五五、二九五
五年	九五、四九一	一〇七、七一一	△ 一三、三三〇
六年	九三、六九九	七七、五七八	一六、三三一
七年	一〇一、八八七	六九、四八八	三三、三九九

2 移入鮮人生活状態

移入鮮人の生活は多少とも内地人の生活と同一化されつゝあるが依然としてその大部分が下積みの生活で、著しい改善の跡は見出し難いであらう。内地鮮人の生活状態について前年度本年鑑に大阪府社會部調「本市に於ける朝鮮人の生活」(昭和六年七月發行)が紹介してある。その後この問題について掲載すべきほどの新資料を見出し得ないので、右紹介の参照を乞ふこととする。

3 移入鮮人に関する事件

移入鮮人に関する事件としては日鮮人間の衝突があり、鮮人同志の衝突がある。日鮮人間の衝突としては、賃銀不拂その他雇傭關係に由来するものが多く、單なる民族的感情にもとづく騷擾は著しく減少しつゝあるやうである。また鮮人同志の衝突としては思想的な左右對立に起因するものが多かつたが、本年はかゝる衝突も減少したものと如くである。少くとも、その報導せられたものは著しく少い。いま本年中依然多數の事例を見た雇傭關係にもとづく日鮮人間の衝突について一般に報導せられた主なるものを拾へば左の如くである。

▲東京府下北多摩郡砧村大藏砂利採掘業鮮人某人夫部屋に全協土建鮮人五十餘名殴り込む。原因は被害者達が加害者達の職場に入り込みながら渡りをつけなかつたため(一月)。福井縣丹生郡四箇浦村縣道梅津米ノ間の産業開發道路工事に從事中の鮮人十六名の解雇に對して鮮人これに應ぜず紛糾。結局、旅費百五十圓、休業

中の食費四十圓五十錢、人夫賃九十八圓を支給して解決(二月)。

▲岡山市旭川竹田河原内務省旭川改修事務所直營砂利取作業中の鮮人二十一名と岡山市役所北方工營所側人夫六名が大喧嘩。原因は前記鮮人の一團が境界線を犯したので工營所側が砂利取地區を沒收したため(二月)。

▲豊橋合同労働組合員毆打事件から相愛會事務所を襲撃した容疑者合同労働組合員十四名、騷擾罪として岡崎支部検事局へ(二月)。

▲岩手縣氣仙郡矢作村大船渡線鐵道工事請負有田組土工日鮮人が昨年五月大亂闘を演じて檢舉された百二十餘名中五十三名は殺人、殺人未遂、傷害、傷害未遂、騷擾罪で起訴、盛岡地方裁判所で求刑(二月)。

▲福井市に在住する失業鮮人二百餘名、突如市役所に押寄せ、市當局に對し生命保護の責任ありとして救濟方を申請す(二月)。

▲愛知縣西加茂郡舉母町大字長興寺の鮮人土工仕事關係の遺恨で大亂闘(四月)。

▲在名古屋朝鮮人失業對策期成同盟會代表李英燧外四名、市役所に大岩市長を訪れ労働手帳交付に際し日本語試験の撤廢その他につき陳情(五月)。

▲大津市石山東洋レイヨン會社の工場増設工事を請負へる清水組の鮮人労働者とその家族三百名、工事終了により解雇され地主から會社裏側にあるバラック住宅の立退きを強制されたのに反對し、瀬田町昭和俱樂部に演說會を開き、湖南地方土木建築労働者生活擁護闘争委員會を結成(六月)。

▲群馬縣利根郡水上村道路一里半の救農土木工事鮮人土工七十一名、不拂賃銀一千五百圓に達し、五十餘名は休業を斷行しハママーを携へて請負人の家に押しかく(八月)。

▲奈良縣吉野郡迫川村大字池津川で道路改修工事に従事の鮮人人夫頭と人夫、請負契約ならびに賃銀問題に關し

て争ひ、大争闘を演ず(八月)。

▲室蘭線社壺村某氏牧場内に開墾作業に従事中の鮮人十七、八名は請負の五十町歩開墾作業を終了したるも支拂ひの精算をなさず米増も給せぬので、同氏の住宅に押かけて暴行(十月)。

4 移入鮮人の運動

近年における移入鮮人の運動としては、内鮮人間の融和、鮮人同志の相互救済を目的とする相愛會、階級的運動、排日的運動、等に大別し得るのであるが、このうち排日運動は時に兇激なる行動となつて現はれることあるも、概して表面化するものは稀であり、且つ次第に減少の傾向にあつて、本年度の如きは殆んどかゝる事例を見なかつた。階級的運動は鮮人獨自のものは尠く、概して内地人の一般的な労働運動のなかに包括されて進められてゐる。相愛會風の融和運動は比較的盛んであるが、最近は内地人有志乃至は地方當局の援助を仰いで共同的に行はれるものが益々多い。従つてこゝに特記すべきほどの移入鮮人獨自の運動は極めて微弱であり、またその必要も次第に減少しつゝあるのであらう。いま内地人または地方當局の助勢のもとに行はれつゝある相愛會風の運動の本年度における状況を示す一端として、主なる事例を拾ひ上げれば次の如くである。(尙ほ右のうちには内地當局側の積極的活動にまつものをも含む)

▲相愛會名古屋本部が發展のための座談會を名古屋ホテルで開會(二月)。

▲東亞聯盟協會發會式を大阪大槻會館で舉行(二月)。

▲相愛會大阪本部は朝鮮會館を建設することに決定(二月)。

▲戸畑市内在住の内鮮有志約一千五百名を以て生れた内鮮同胞會發會

式を十九日戸畑市公會堂で開催(三月)。▲沼津市内在住の朝鮮人のために同市の有志が内鮮融和協會を創設、同市尙武館において廿一日發會式を舉行(三月)。△鹿兒島縣在住朝鮮人二千餘名のために内鮮協親會を組織、十五日市公會堂で發會式を舉行(四月)。▲内鮮人相互の實生活上の問題を解決する目的で「錦麗親交會」の發會式を大阪東淀川區山口町啓發第一小學校において舉行(五月)。▲鳥根縣協和會へ米子の日新會から合同を申込む(六月)。▲廣島市社會課では廣島市及び附近在住鮮人の指導保護機關を新設するため近く基本調査を行ふことに決定(六月)。▲福井を中心に附近に居住する二千人の鮮人のために福井署が發起した昭和協親會發會式を二十四日福井加賀屋座で舉行(六月)。胞相愛會大阪本部會館落成(八月)。▲東京市で在京朝鮮同胞内地語教授特別施設を計畫(八月)。▲大垣市在住の内鮮有志の發起をもつて内鮮融和團體「同和會」を組織することになり、十五日發會式を舉行(十二月)。

第二 移入中華民國人

本邦内地在留中華民國人は昭和七年末現在一七、八一九人、うち女四、〇三八人(日本帝國統計年鑑第五十二回による)にして、これを前年の一九、一三五人に比するも可成りの減少であるが、更に前々年の三〇、八三六人に比すれば實に半減に近い。右昭和七年末數を内地在留外國人總數二六、八八五人に對比すれば六六・四%であり、これまた前年の六七・六%より聊か減少してゐる。謂ゆる移入中國人が毎年幾何にのぼるかは分明でない。

第一部 (労働者状態) 統計表

第一表 (其一) 國勢調査(抽出調査)に依る職業別人口 (昭和五年十月一日)

職業	總數	産業上ノ地位		使用人	
		雇主	單獨	男	女
1 總數	40,074,000	6,377,100	3,375,130	10,770,200	8,958,000
1 農	14,151,000	4,220,000	7,300,000	3,121,210	5,921,000
農耕ニ従事スル者	13,574,170	4,190,000	6,720,000	2,872,050	5,698,000
畜産ニ従事スル者	98,850	14,000	14,000	70,850	10,000
蠶業ニ従事スル者	310,000	45,000	7,000	258,000	226,000
林業ニ従事スル者	173,010	31,000	3,000	110,010	117,000
2 水産	568,000	133,000	115,010	350,000	298,000
漁業ニ従事スル者	568,000	133,000	115,010	350,000	298,000
3 鑛業	336,100	6,000	7,000	231,100	274,000
探炭ニ従事スル者	176,000	—	—	176,000	176,000
探鑛ニ従事スル者	160,100	1,000	1,000	155,100	158,000
石油鑛業ニ従事スル者	1,000	—	—	1,000	—
土石採取ニ従事スル者	28,100	5,000	6,000	21,100	23,000
4 工業	25,290,500	6,661,010	9,510,000	33,639,010	21,211,000
窯業土石加工ニ従事スル者	228,000	29,000	6,000	183,000	160,000

金屬工業機械器具製造造船 運搬用具製造ニ従事スル者	六六九、九六〇	七三、〇〇〇	七七、〇一〇	五一九、五九〇	四九六、九五〇	二三、〇〇〇
精巧工業ニ従事スル者	五〇、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	三七、〇〇〇	三六、〇〇〇	一、〇〇〇
化學製品ノ製造ニ従事スル者	一二七、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	九一、〇〇〇	一九、〇〇〇
紡織工業ニ従事スル者	一、〇一三、四五〇	九一、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	八一五、四五〇	三四一、四五〇	四七四、〇〇〇
被服身裝品製造ニ従事スル者	四六〇、三九〇	六七、〇〇〇	一四六、〇〇〇	二四七、三九〇	一六七、三九〇	八〇、〇〇〇
紙工業印刷ニ従事スル者	二五九、八七〇	三九、〇〇〇	二六、〇〇〇	一九四、八七〇	一七〇、八七〇	二四、〇〇〇
皮革骨羽毛品類製造ニ従事スル者	二七、〇二〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	一七、〇二〇	一三、〇二〇	四、〇〇〇
木竹草葛類ニ關スル製造ニ 従事スル者	六八四、八七〇	一一四、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	三九〇、八七〇	三五七、八七〇	三三、〇〇〇
製鹽ニ従事スル者	二四、〇〇〇	三、〇〇〇	—	二一、〇〇〇	一六、〇〇〇	五、〇〇〇
飲食嗜好品製造ニ従事スル者	四八一、〇五〇	一一九、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三九、〇五〇	二四〇、〇五〇	八九、〇〇〇
土木建築ニ従事スル者	九二二、一四〇	一一六、〇一〇	三〇一、〇一〇	四九五、一一〇	四九一、一一〇	四、〇〇〇
瓦斯電氣水道業ニ従事スル者	一五八、〇三〇	—	一、〇〇〇	一五七、〇三〇	一五六、〇三〇	一、〇〇〇
其ノ他ノ工業的職業	二〇四、七三〇	一七、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七一、七三〇	一五四、七三〇	二六、〇〇〇
5 商 業	四、四三三、一一〇	九三、〇三〇	一、一三三、〇三〇	二、一三三、〇一〇	一、三三〇、〇一〇	九三、〇〇〇
商 業 的 職 業	三、二六三、〇九〇	六六八、〇一〇	一、一三八、〇四〇	一、四七〇、〇三〇	一、〇四〇、〇三〇	四一七、〇〇〇
金融保險ニ従事スル者	五七、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	三八、〇〇〇	三、〇〇〇
接客業ニ従事スル者	一、一四三、〇二〇	二五七、〇三〇	三三二、〇〇〇	七六四、九三〇	二四一、九三〇	五三三、〇〇〇
6 交 通 業	一、一〇八、三三〇	六三、〇一〇	三三〇、〇〇〇	九一四、三三〇	二三三、〇三〇	六九、〇〇〇
運輸ニ従事スル者	九三九、五四〇	六九、〇一〇	一二四、〇〇〇	七四六、五三〇	七八、五三〇	二八、〇〇〇
通信ニ従事スル者	一六九、〇二〇	—	—	一六九、〇二〇	一八、〇二〇	一、〇〇〇
7 公 務 自 由 業	二、〇三三、〇四〇	四一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五七三、〇四〇	一、三三三、〇四〇	二、〇三三、〇一〇
官吏公吏雇傭員	四二七、一六〇	—	—	四二七、一六〇	三九七、一六〇	三〇、〇〇〇
陸海軍現役軍人	二五三、六三〇	—	—	二五三、六三〇	二五三、六三〇	—

第一部統計表

法務ニ従事スル者	5,000	2,000	1,000	2,000	2,000	1
教育ニ従事スル者	335,040	1	1	335,040	219,040	106,000
宗教	169,010	1	11,000	158,010	134,010	24,000
醫療ニ従事スル者	241,160	36,000	23,000	92,160	30,150	62,010
書記的職業	434,050	1	1	434,050	396,050	38,000
記者著述家	135,000	4,000	47,000	74,000	60,000	14,000
藝術家遊藝家	51,010	9,000	13,000	30,010	30,010	1
其ノ他ノ自由業	806,000	1	1	806,000	87,000	719,000
家事使用人	51,000	1,000	33,000	54,000	436,980	87,010
其ノ他ノ有業者	561,000	1,000	36,000	554,000	436,980	87,030
其ノ他ノ有業者	34,846,500	1	1	34,846,500	1	1
無収入ニ依ル者	193,010	1	1	193,010	1	1
其ノ他ノ無業者	34,653,490	1	1	34,653,490	1	1

第一表(其二) 工場鑛山等に於ける労働者數 昭和八年十二月末現在、社會局調

(1)

	官營				公營				民營				計		鑛山労働者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北海道	1,371	76	82	5	28,566	8,987	29,969	9,070	39,039	25,948	15,597	27,545				
東京	11,409	7,431	3,806	487	241,158	71,233	256,373	79,150	335,523	175	1	175				
京都	4,729	1,096	752	74	42,925	35,300	48,396	36,470	84,866	540	12	552				

第一部統計表

秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟	長崎	兵庫	神奈川	大阪
六六二	八四六	三八	四三四	六七〇	五三六	六五六	—	一五〇	四八	一、二二八	一、五四六	三三	—	三八五	四八四	五	三八二	三、二八一	一四九	八、二八五	一、一八四	三、〇二七	九、一九三
五三	五五七	—	二二三	八九〇	九八三	七	—	二六五	—	四〇八	七六八	—	—	六九一	五五四	—	九一	七二	一三八	二七五	一三四	四六五	一、六三三
八	四五	—	七五	—	一八三	三三三	六六	三四	五	三〇	三三八	八	—	一四	—	一九	一九	二九	四四	五八	五二〇	六九〇	二、二六九
—	—	—	二九四	—	一四七	一、〇四一	四三	一九六	—	—	四七五	七三	—	—	—	—	—	—	二七	—	—	一〇五	四七一
六、七八三	六、五四七	四、〇二二	三、一九八	一〇、一九三	五、九九三	一〇、七九二	一八、〇七二	一〇、九四〇	五、一二一	二六、一四八	七四、六六七	一三、五二七	五、五五一	一〇、〇六四	八、八九九	一〇、二八九	一三、三〇〇	一七、五九五	一五、五七〇	一二、八四〇	八九、三四六	三六、〇三四	一七七、四八七
九四六	一三、一六〇	九二八	二、九三二	一三、四五二	五、一九二	四九、七六一	三四、三三三	一八、五四五	一六、八三二	三三、二〇九	一〇二、五二七	二二、九八五	五、三〇二	一一、四六八	六、〇一〇	三、一八六	三七、二一七	二〇、九〇四	一七、六五四	四、八六五	六三、八二四	一四、九〇〇	一〇六、三八一
七、四五三	七、四三八	四、〇五〇	三、六九七	一〇、八六二	六、七〇二	一一、六八二	一八、一三八	一一、一三四	五、一七四	二七、三九六	七六、五五一	一三、五六七	五、五五一	一〇、四六三	九、三八二	一〇、三三三	一三、七〇一	二〇、九〇五	一五、七六三	二一、一八三	九一、〇四〇	三九、七四一	一八八、九四九
九九九	一三、七二九	九二八	三、四五八	一四、三四三	六、三三二	五〇、八〇九	三四、三六五	一九、〇〇六	一六、八三二	三三、六一八	一〇三、七六〇	二二、〇五七	五、三〇二	一一、一五九	六、五六四	三、一九九	三七、三〇八	二〇、九七六	一七、八一九	五、一四〇	六四、〇七三	一五、四七〇	一〇八、四八五
八、四五二	二、一六七	四、九七八	七、一五五	二五、二〇四	一三、〇三四	六二、四九一	五二、五〇三	三〇、一三〇	二一、九九六	六一、〇二四	一八〇、三一一	三六、六二四	一〇、八五三	三二、六三二	一五、九四六	一三、五二三	五一、〇〇九	四一、八八一	三三、五八三	二六、三三三	一五五、一三三	五五、二一一	二九七、四三四
八、一一九	九三〇	一一七	四、六一九	八、九九九	一、三三三	三四三	一、三六二	六三	三五〇	一、四八六	八三三	一〇一	八八	五、二〇五	—	九八一	—	二、八三〇	—	—	—	—	—
八七四	一七五	一一	六三三	二、一八五	二二二	四三	六〇	一一	二六	一〇六	四六	三〇	五	三三七	〇〇七	八五	—	三三九	—	二、四二二	—	—	—
八、九九三	一、一〇五	一一八	五、二四二	一一、一八四	一、五三五	三八六	一、四三三	七四	三七六	一、五九二	八六八	一三一	九三	五、五三二	五、四七九	一、〇六六	—	三、一六九	—	一七、一三一	—	—	—

福井	50	35	56	13	9,847	31,776	9,953	31,823	41,776	128	1	129
石川	553	577	106	7	11,160	32,208	11,819	33,792	35,611	810	107	917
富山	—	—	11	17	7,967	9,833	8,078	9,850	17,928	10	—	10
鳥取	273	153	—	—	2,430	6,032	2,703	6,175	8,878	603	58	661
島根	115	31	26	—	4,696	7,342	4,827	7,373	11,200	119	36	155
岡山	138	423	—	—	24,037	25,261	24,175	25,684	49,859	1,014	369	1,383
廣島	29,103	2,061	46	5	24,507	14,472	53,656	16,538	70,194	237	30	267
山口	2,284	494	247	10	11,926	5,523	15,457	6,027	21,484	23,009	2,027	24,036
和歌山	7	—	—	—	13,541	16,233	13,548	16,234	29,772	517	100	617
德島	278	546	10	4	7,397	8,495	7,685	9,095	16,780	524	68	592
香川	176	283	—	—	7,940	5,092	8,116	5,375	13,491	—	—	—
愛媛	175	203	50	81	11,821	20,652	13,046	20,936	33,982	4,125	404	4,529
高知	277	65	80	365	5,606	6,433	5,963	6,863	11,826	890	182	1,072
福岡	27,979	1,488	328	13	46,140	33,608	74,347	24,109	98,456	77,358	10,015	87,373
大分	—	—	16	—	2,875	4,156	2,891	4,156	7,047	2,925	455	3,380
佐賀	—	—	—	—	5,696	3,809	5,696	3,809	9,505	6,034	796	6,830
熊本	356	899	—	—	5,590	9,456	5,946	10,335	16,301	4,289	—	4,289
宮崎	—	—	8	—	5,786	6,971	5,794	6,971	11,765	982	70	1,052
鹿兒島	445	1,056	66	4	5,611	8,539	6,122	9,599	15,721	3,085	244	3,329
沖繩	—	—	—	—	1,259	232	1,259	232	1,491	92	42	954
計	123,911	25,137	10,356	4,144	1,124,377	957,104	1,124,644	986,385	2,234,039	202,862	25,126	227,988

(2)

運輸交通通信労働者

日傭労働者其他

(1)・(2) 合計

道	運輸交通通信労働者		日傭労働者其他		合計		
	男	女	男	女	男	女	
北海道	二六、六七七	二、〇二八	一〇三、八八四	二一、九五四	一八六、四七八	三四、六四九	二二一、一三七
東北	七〇、一一三	八、八六七	一一七、三三四	一九、五四九	一三六、八八三	一〇七、五六六	五五、一五一
東京	一四、九三三	二、二二七	四四、一四〇	一一、〇一五	五五、一五五	四九、六三五	一五七、六三三
大阪	五五、二三五	八、五七八	九三、九三四	二一、一六二	一一五、〇九六	三三八、一〇八	一三八、三三五
神奈川	一七、六二五	二、六三八	五四、〇八四	四、二〇七	五八、二九一	一一一、四四〇	一二三、七五五
兵庫	二一、八三四	三、五八九	五三、三九〇	一一、六三七	六六、〇二七	一六八、六七一	八〇、五三三
長崎	五、二〇七	四五七	二一、三九一	七、二九四	二八、六八五	六二、五〇〇	一五、三〇三
新潟	八、四六〇	一、三四〇	三三、七六四	一一、九五〇	四五、七一四	五九、八一七	三三、四四八
埼玉	八、八八七	七四七	二八、六三九	六、七七一	三五、四一〇	五八、四三四	二八、四九四
群馬	五、九四一	七〇二	二一、〇三八	五、六九九	二六、七三七	四一、六六一	四三、七九四
千葉	八、七三八	六五五	一五、七六三	六、三六二	二二、一二五	三四、八一四	一〇、二二六
茨城	四、七九〇	七八〇	二〇、九二〇	八、二〇八	二九、一一八	三九、八六四	一六、二五九
栃木	五、七六〇	五九五	二一、一八四	五、六〇九	二六、七九三	四三、六二二	一八、六九〇
奈良	四、一四五	五〇三	二四、七五八	五、六八〇	三〇、四三八	三四、五四三	一一、四九〇
三重	八、一四九	一、〇一七	五〇、八四一	一八、一六〇	六九、〇〇一	七三、六五八	四三、二六四
愛知	一九、五二九	三、一四四	五三、三二七	一四、二九四	六七、六二一	一五〇、二二九	一一一、二二四
静岡	一一、〇八七	九六四	四九、七七三	一四、〇七七	六三、八五〇	八九、七四二	四八、七六五
山梨	三、二七六	一九八	一一、八八五	二、一九四	一四、〇七九	二〇、六八五	一九、二四〇
滋賀	二、〇八六	一一〇	一三、六三三	四、五〇六	一八、一三九	二六、八九五	二二、六三四
岐阜	八、四五六	九三六	三一、九五〇	七、五三五	三九、四八五	五九、九〇六	四三、八九六
長野	九、九三四	一、〇九二	三五、三六八	一〇、四一四	四五、七八二	五七、三三七	六二、三五八
宮城	一〇、三六〇	二、〇〇三	三四、四〇五	一三、〇一六	四七、四二一	五三、七八〇	二二、五五三

福島	四、一八一	五二三	四、六九四	二九、五一七	一三、四三六	四二、九五三	五三、五五九	三〇、四七六	八四、〇三五
岩手	四、五七〇	二四五	四、八一五	三〇、五二八	八、一八七	三八、七一五	四三、四一四	一一、五一三	五三、九二七
青森	八、三四一	七七八	九、一一九	二五、八六三	八、三一	三四、一七四	三八、三七一	一〇、〇三八	四八、三九九
山形	五、三〇八	七五三	六、〇六一	四一、六六一	一六、一九五	五七、八五六	五五、三三七	三〇、八五三	八六、一八九
秋田	四、四二六	七七八	五、一四四	四九、八一	二〇、三二四	七〇、二五	六九、八〇九	二二、九〇五	九二、七二四
福島	四、一〇六	四九一	四、五九七	一六、九八一	五、七八一	二二、七六二	三一、一五八	三八、〇九六	六九、二五四
石川	四、二一九	四三二	四、六五一	一五、九八〇	六、七三五	二二、七〇五	三三、八二八	三〇、〇五六	六三、八八四
富山	五、一五	六五一	五、七六六	一八、三六〇	四、五七一	二二、九三一	三一、五六三	一五、〇七三	四六、六三五
鳥取	四、二六五	五三一	四、七八六	一八、四五	七、八三九	二六、二九〇	二六、〇二二	一四、五九三	四〇、六一五
島根	四、四九六	二七七	四、七七三	一八、〇二二	七、三〇八	二五、三二〇	二七、四五四	一四、九九四	四二、四四八
岡山	八、六九六	一、〇五五	九、七五一	三四、二四四	四四五	三四、六八九	六八、二二九	二七、五五三	九五、六八二
廣島	一一、三三三	一、四六四	一二、七八六	五〇、三四七	一四、八八九	六五、一三六	一一五、四六二	三二、九二一	一四八、三八三
山口	六、一七九	五五三	六、七三一	三〇、二二九	九、七六一	三九、九九〇	六三、八七四	一八、三六七	八二、二四一
和歌山	四、六八三	四五八	五、一四一	四四、三九八	一三、九〇〇	五八、二九八	六三、一四六	三〇、六八二	九三、八二八
徳島	三、一四四	五三六	三、六八〇	二〇、五四〇	六、三七五	二六、九一五	三一、八九三	一六、〇七四	四七、九六七
香川	四、一〇二	四五	四、五五三	一八、三九三	七、四七三	二五、八六六	三〇、六一	一三、二九九	四三、九一〇
愛媛	五、七三	六五二	六、四〇五	三六、七〇〇	一〇、三〇七	四七、〇〇七	五九、六三四	三二、二九九	九一、九二三
高知	五、一七四	八一七	五、九九一	四一、四一六	二二、〇五八	五三、四七四	五三、四四三	一九、九二〇	七三、三六三
福岡	三一、一九四	三、〇一六	三四、二一〇	七五、八九四	一九、二九七	九五、一九一	二五八、七九三	五六、四三七	三一五、二三〇
大分	四、〇八九	六一三	四、七〇二	一一、三六八	三、九九六	一五、三六四	二一、二七三	九、二二〇	三〇、四九三
佐賀	五、一三七	七二〇	五、八五七	一八、三五	六、一七七	二四、五二八	三五、二二八	一一、五〇二	四六、七三〇
熊本	四、八〇三	五六五	五、三六八	一四、五八〇	五、三四二	一九、九二二	二九、六一八	一六、二六二	四五、八八〇
宮崎	五、四五〇	五三〇	五、九八〇	一四、九一六	五、一七三	二〇、〇八九	二七、一四二	一一、七四四	三九、八八六
鹿児島	一一、三三九	七四一	一三、〇七〇	三〇、二〇一	一三、五四〇	四三、七四一	五一、七三七	二四、二二四	七五、八六一

沖繩	四、〇三〇	四七	四、〇七七	五、〇七四	九八〇	六、〇五四	一一、二七五	一、三〇一	一三、五七六
計	四九六、二九三	六〇、六三六	五五六、九二九	一、六四六、一〇〇	四六一、六七三	二、一〇七、七七三	三、五九二、八九九	一、五三三、八二〇	五、二六六、七一九

第二表(其一) 工場法適用工場及職工數(昭和七年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル、以下同斷)

	常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場			事業ノ性質危險又ハ衛生上有害ノ虞アルモノニシテ常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場			小計			備考																				
	工場數	職男	職女	工場數	職男	職女	工場數	職男	職女																					
染織工場	一一、八七九	一五二、七四八	一五二、七四八	三、〇二七	五、〇九一	一、九三三	二九、一八八	一七〇、一五八	七五八、二二〇	染織工場ノ「小計」ニハ工場法一部適用工場(織物業—工場二、六五三、男工八、七三二、女工四八、九九四、撚糸業—工場三、六四〇、男工三、五八八女工五、四九九)ヲ含ム																				
機械及器具工場	五、一九五	二二九、九九九	一九、七五一	八、四八一	二六、三三二	一、〇七七	一三、六七六	二四六、三六一	二〇、八三八																					
化學工場	三、六五二	一二三、四六四	六三、三八五	三、三三二	九、四八五	一、四二〇	七、〇〇四	一三三、九九九	六四、七九五																					
飲食物工場	三、二七九	六〇、六三三	一六、二二九	六〇九	二、三三七	三〇	三、八八八	六三、〇二〇	一六、二五九																					
雜工場	五、二七六	一〇〇、九五四	三六、六二二	一、八九九	三三、三二一	一、八四四	一八、二三五	一三三、二六五	三八、四五六																					
特別工場	四〇九	一二、五四〇	二七一	三、〇三〇	一一、四七一	三九	三、四三九	二四、〇一一	三一〇																					
計	二九、六九〇	六七〇、三二八	八五五、九二二	二四、〇二二	八七、一二七	六、三九三	七五、四三〇	七六九、七六四	八九六、七六八																					
備考	染織工場ノ「小計」ニハ工場法一部適用工場(織物業—工場二、六五三、男工八、七三二、女工四八、九九四、撚糸業—工場三、六四〇、男工三、五八八女工五、四九九)ヲ含ム																													
	内閣			内務省			大藏省			陸軍省			海軍省			農林省			商工省			遞信省			鐵道省			計		
官設工場	二	一、四七六	一、三三五	一七	六四六	一	四九	七、六八九	一八、〇三〇	一八、〇三〇	三六、九四六	一一	二五七	一六、二三〇	一九〇	一、三七一	九五、二三五	三	二〇四	二四	五六七	二四	二四	二四	二四	二四	二四	三三九		
職男	二	一、四七六	一、三三五	一七	六四六	一	四九	七、六八九	一八、〇三〇	一八、〇三〇	三六、九四六	一一	二五七	一六、二三〇	一九〇	一、三七一	九五、二三五	三	二〇四	二四	五六七	二四	二四	二四	二四	二四	三三九			
職女	二	一、四七六	一、三三五	一七	六四六	一	四九	七、六八九	一八、〇三〇	一八、〇三〇	三六、九四六	一一	二五七	一六、二三〇	一九〇	一、三七一	九五、二三五	三	二〇四	二四	五六七	二四	二四	二四	二四	二四	三三九			
計	二、八二二	二、八二二	二、八二二	六四七	六四七	一	六四七	二三、二四七	二二、八四七	二二、八四七	三七、三二一	三三二	三三二	一六、五七九	二二四	二二四	一四、三三八	二	二二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	一、一七、三三六			

合	計	女	男
計	八五三、四三三	六九九、六七四	一五三、七四八
	二二九、七三〇	一九、七五一	二二九、九七九
	一八六、八四九	六三、三八五	一二三、四六四
	七六、八六二	一六、三三九	六〇、六三三
	二二七、五六六	三六、六二二	一〇〇、九五四
	二二、八二一	二七一	二一、五五〇
	一、五〇六、二四〇	八三五、九三三	六七〇、三一八
	一一七、三三六	二二、一〇一	九五、二三五
	一、六三三、五七六	八五八、〇三三	七六五、五五三

第二表 (其四) 寄宿舍ノ設アル工場及寄宿職工業務別表 (昭和七年十月一日現在)

寄宿職工收容人員區分	染織工場	機械器具工場	化學工場	飲食物工場	雜工場	特別工場	計	官設工場	總計
一〇人未滿工場	工場	二、四〇九	三、一七五	七七八	七九一	一、六六七	九、一七七	一五	九、一九二
	職男	五、〇六九	九、五八六	二、五〇九	三、四九八	四、九七〇	二六、五八三	四三	二六、六二六
	職女	六、〇六四	三五	九三五	五一	二三四	七、三四四	一	七、三五五
一〇一—四九人工場	工場	二、六九〇	一五七	一一一	一、〇三〇	一九三	四、二〇四	一三	四、二一七
	職男	一〇、八一五	二、三七七	一、九七九	一八、二〇九	二、六八三	三六、一九二	一一七	三六、三〇九
	職女	四六、五六八	七	一五六	一六三	五〇六	四七、四〇二	二九	四七、四三一
五〇—九九人工場	工場	六二二	四	六	三七	五	六七四	七	六八一
	職男	四、六六六	二四〇	三〇五	二、四二七	二五八	七、八八六	二六六	八、一五二
	職女	二八、九七二	—	四〇	二四	五九	三九、一八五	—	三九、一八五
一〇〇—四九人工場	工場	七七四	—	五	九	三	七九一	三	七九四
	職男	一一、六二三	—	三〇二	一、三八三	一〇一	一三、四〇九	二六五	一三、六七四
	職女	一五九、一九三	—	九五八	一一	二七九	一六〇、四四一	—	一六〇、四四一
五〇〇人以上工場	工場	二二四	—	六	—	—	二三〇	—	二三〇
	職男	九、七八三	—	二、二九七	—	—	一一、〇八〇	—	一一、〇八〇
	職女	一七三、〇九四	—	六、三二二	—	—	一七九、四一六	—	一七九、四一六

合	計		工場	六、七〇九	三、三三六	九一六	一、八六七	一、八六八	三七〇	一五、〇六六	三八	一五、一〇四										
	職	工											男	四、九五六	二、一四三	七、三九二	二五、五〇七	八、〇二二	一、一四〇	九六、一五〇	六九一	九六、八四一
工	計	四六五、八四七	計	四六五、八四七	二、一八五	一五、七九三	二五、八四六	九、〇九〇	一、一四七	五三九、九〇八	七二	五三〇、六二九										

第三表(其一) 鑛夫數累年表(昭和七年本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同斷)

年	金屬山	石油山	其他ノ非金屬山	砂鑛	計
大正十二年	四一、九七一	七、四八五	四、一六〇	二四九	三三、六三六
同十三年	四二、三六一	六、九四〇	四、八八二	三九六	三〇五、六四八
同十四年	四四、八六一	七、三三〇	五、三四七	五四二	三二〇、九六八
昭和元年	四六、九二三	六、四〇六	五、一八九	四三二	二九三、九八四
同二年	四五、六五六	五、八八九	四、九一七	三〇三	二九五、九三二
同三年	四四、六四六	五、八一六	四、八二〇	二七六	二九三、四四八
同四年	四四、八六一	五、九〇〇	四、二九四	二六五	二八七、二九九
同五年	四五、〇二五	四、九七三	三、九四五	三三三	二五八、八三二
同六年	三九、五九六	四、二五四	四、一〇七	三四八	二〇二、七〇三
同七年	三九、六九八	四、一〇三	四、〇六四	—	二八五、八四〇

備考 砂鑛ハ年末、他ハ六月末現在ヲ示ス

第三表(其二) 業態別鑛夫數(昭和七年六月末現在)

業態	男	女	計
採鑛夫	七、三五四	—	七、三五四
支柱夫	二、〇〇六	—	二、〇〇六
坑手	—	—	—
運搬夫	—	—	—
內機	—	—	—
子	—	—	—
搬夫	—	—	—
機夫	—	—	—
計	—	—	—

(2)

山屬金(1)

第一部
統計表

内坑	合																					
	内坑					外坑																
工機運後支採	雜工機運製					雜工機運選採					雜工											
作械搬柱炭	計					計					計											
夫夫夫山夫夫	夫夫夫夫夫					夫夫夫夫夫					夫夫											
二、八四〇	五、一五四	六、七〇六	一一、〇一七	一五、〇〇二	四五、五六〇	三六、〇〇六	六、二六一	九九五	四一三	七〇一	九七九	三、一七三	一一、〇一五	四、〇三三	一、八一	一、九四七	一、二四二	一、八三四	一四八	一八、七三〇	二、三二一	四九
		三八	六、九七七			三、六九三	五四一	二七〇			六八	二〇三	二、九三〇	七六四	三		五	二、二二		三二	七九	
二、八四〇	五、一五四	六、七四四	一七、九九四	一五、〇〇二	四五、五六〇	三九、六九八	六、八〇二	一、二六五	四一三	七〇一	一、〇四七	三、三七六	一三、九四五	四、七七七	一、八一四	一、九四七	一、二九四	三、九四五	一四八	一八、九五	二、三〇〇	四九

山油石(3)

山炭石

合	製精					(除製精)外坑					合	外坑					雜						
	雜工機運製	精				雜工機運汲鑿	外坑					雜工機運選採	雜										
計	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	作械搬油	
計	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	
三、八九九	七三九	二〇七	七九	六六		三三四	三、一六〇	四二八	二〇五	二九七	九〇	一、四五二	六八八	二二、三五三	二八、九四九	七、六九八	六、七九九	五、九九九	六、四三五	一、八一七	二〇一	九二、四〇四	六、二二五
二〇四	八三	六四	一七			一三三	七二			一四	三四		一六、六三三	九、四三〇	一、九九四			二四〇	七、一八六		七、二〇一	一八七	
四、一〇三	八二一	三三四	九六	六六		三三五	三、二八二	五〇二	二〇五	二九七	一〇四	一、四八六	六八八	一三七、九七五	三八、三六九	九、六九二	六、七九九	五、九九九	六、六七五	九、〇〇三	二〇一	九九、六〇六	六、三二二

一一三

(2) 國有鐵道從業員職場別表 (勞働統計要覽ニ據ル)

	昭和元年度末		二年度末		三年度末		四年度末		五年度末		六年度末	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
同	一	八五六	一	九三三	二	九四八	二	九九九	二	九七〇	一	九〇〇
同	一〇	一〇、七二六	一一	一一、五四四	一一	一一、〇七九	一一	一二、五八三	一一	一二、六五七	一〇	一二、四五四
同	二	六、〇三二	二	六、六二六	二	七、〇九五	三	七、四三八	二	七、五二二	二	七、三七三
同	一	二七	一	一三六	一	一四六	一	一五一	一	一五八	一	一五九
同	三	一、七七三	三	一、八〇五	三	二、一八三	三	二、五五〇	三	三、二〇八	四	三、八五九
同	三	六五、三三七	三	四、二四六	三	七四、三八六	三	七六、二四五	三	七五、六七二	四	七五、〇九〇
同	三	二〇五、九一六	三	一〇五、三五九	三	一〇三、六二一	三	一〇〇、四二五	三	九四、九三五	三	九〇、二七七
同	三	八、九〇五	三	四、七五七	三	四、六三一	三	四、四〇一	三	四、三六七	三	三、九七七
同	二	一九〇、六三三	二	一九六、一五一	二	二〇〇、三二二	二	二〇〇、二四〇	二	一九四、九六四	二	一九〇、一一二
同	二	二〇五、三三四	二	九、一八三	二	九、四五二	二	九、〇九二	二	八、四六六	二	七、六四六
同	二	一九九、五三八	二	二〇九、七六四	二	二〇九、三三二	二	二〇三、四三〇	二	一九七、七五八	二	一九七、七五八

昭和六年(年末)

昭和七年(年末)

	鐵道手		雇及傭人		計		鐵道手		雇及傭人		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
驛	一、三三三	四	五、八二一	一、八二五	五八、一三四	一、八二九	一、六三七	四	五、〇六五	一、八七三	五七、七〇二	一、八七六
列車	一六三	一	一〇、一九四	九	一〇、三五七	九	一八九	一	一〇、〇五三	八	一〇、二四二	八
機關庫	九七六	一	二七、八七一	五〇	二八、八四七	五〇	一、一九四	一	二七、四六六	四	二八、六六〇	四
檢車所	二二八	一	五、四一九	四三〇	五、六三七	四三〇	二六四	一	五、三九五	三九六	五、六六〇	三九六
自動車庫	一	一	一三七	一	一三七	一	一	一	一三七	一	一三七	一
自動車所	一	一	充	一	充	一	一	一	充	一	充	一

第一部統計表

電車庫	二七	一	一、五四九	二二	一、五七六	二二	三七	一、七二四	一八	一、七六一	一八
電力區	二六	一	一、九六二	一	一、九九〇	一	三七	二、〇〇三	一	二、〇三九	一
發電所	四	一	二七〇	一	二七四	一	六	二六八	一	二七四	一
變電所	二〇	一	三六六	一	三七六	一	九	四〇八	一	四一七	一
開閉所	六	一	七六	一	八二	一	四	五五	一	五九	一
車電所	二七	一	一、六一一	三	一、六三八	三	三七	一、六二五	一〇	一、六六二	一〇
瓦斯發生所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
船舶	元	一	一、八五三	一	一、八九二	一	四三	一、八一〇	一	一、八五三	一
棧橋	一〇	一	三〇四	一	三二四	一	二	二七八	一	二、〇	一
保線區	四六五	一	二四、三四三	一、五〇八	二四、八〇八	一、五〇八	五九二	二四、六三三	一、四三五	二五、三三五	一、四三五
通信區	六四	一	三、九三三	二	三、九八七	二	八二	三、九四五	二	四、〇二七	二
營業所	四	一	一〇四	一	一〇八	一	五	一〇三	一	一〇七	一
無線通信所	一	一	一四	一	一四	一	一	一五	一	一五	一
工場現場	二九三	一	一三、〇六六	二七	一三、三五九	二七	三三六	一一、六七一	三二七	一一、九九七	三二七
計	三、六五七	四	一四八、九四二	四、〇六二	一五一、五九九	四、〇六八	四、四七六	一四七、七五六	四、〇二二	一五二、三三二	四、〇一六

備考 判任以上ヲ除ク

第四表 (其二) (1) 地方鐵道職員數 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

昭和	二	重役	二、二九一	庶務會計倉庫係	二、六五九	建設及保線係	三三、〇四九	運輸係	三六、八九九	計	三六、八九九
同	三		二、二四五		二、九五六		三四、五二〇		三九、七二一		三九、七二一
同	四		二、二四七		三、〇三三		三七、三八七		四二、八五七		四二、八五七
同	五		二、四二七		三、二六〇		三七、一六五		四三、八五三		四三、八五三
同	六		二、四一八		二、九二八		三六、九八六		四三、三三三		四三、三三三

(2) 地方鐵道從業員（鐵道省調、勞働統計要覽ニ據ル）

第一部 統計表	昭和三年 (三月末)				昭和四年				昭和五年				昭和六年				總數
	運建		保電		運建		保電		運建		保電		運建		保電		
	輪設	線氣	輪設	線氣	輪設	線氣	輪設	線氣	輪設	線氣	輪設	線氣	輪設	線氣	輪設	線氣	
蒸氣鐵道	240	8,004	3,184	11,440	256	6,057	2,294	8,633	222	5,321	1,895	7,253	201	3,577	1,343	5,148	
併用鐵道 蒸氣瓦斯倫	—	—	—	—	55	1,510	634	2,189	127	2,377	922	3,433	135	3,528	1,339	4,992	
鐵道 瓦斯倫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電氣鐵道	381	6,939	2,205	11,830	438	8,652	2,590	14,288	417	9,758	3,786	17,263	400	11,995	4,422	20,696	
併用鐵道 蒸氣電氣	287	5,338	1,781	8,779	321	5,501	1,991	9,401	41	5,551	2,088	9,347	75	3,571	1,464	6,277	
總數	908	20,271	7,170	33,049	1,070	21,730	7,508	34,530	787	23,861	8,739	37,387	822	23,729	8,600	37,165	

昭和七年		昭和七年		昭和七年		昭和七年		昭和七年		昭和七年	
建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸
七二	一〇一	一九七	四二	四一五	二、六九二	四、一三三	一一、八三八	三、六六二	二二、四〇一	一、〇〇一	一、五九三
二、六九二	四、一三三	一一、八三八	三、六六二	二二、四〇一	一、〇〇一	一、五九三	四、九五六	一、四八七	九、〇八〇	一	一四
三、七六六	五、八三〇	二一、〇七三	六、一七五	三六、九八六	三、七六六	五、八三〇	二一、〇七三	六、一七五	三六、九八六	三、七六六	五、八三〇

第四表(其三) 軌道從業員(勞働統計要覽ニ據ル)

昭和三年(三月末)						昭和四年					
建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸	保線	電氣	總數	建設	運輸
一、三三三	二六、三六五	五、四二九	一五、四〇六	四八、五二二	一、三三三	二六、三六五	五、四二九	一五、四〇六	四八、五二二	一、三三三	二六、三六五
四三	七〇二	一七六	四七	九六八	四三	七〇二	一七六	四七	九六八	四三	七〇二
七	二〇九	六四	一	二八〇	七	二〇九	六四	一	二八〇	七	二〇九
一三	一五九	五九	一三	二四三	一三	一五九	五九	一三	二四三	一三	一五九
二	二八三	二六	一	三一一	二	二八三	二六	一	三一一	二	二八三
一、三七七	二七、七一八	五、七五四	一五、四六五	五〇、三二四	一、三七七	二七、七一八	五、七五四	一五、四六五	五〇、三二四	一、三七七	二七、七一八
一、三三〇	三〇、二九三	五、六五七	一〇、八二八	四八、〇九八	一、三三〇	三〇、二九三	五、六五七	一〇、八二八	四八、〇九八	一、三三〇	三〇、二九三
二八	五五四	一四八	三四	七六四	二八	五五四	一四八	三四	七六四	二八	五五四
一〇	三三八	六三	三	四〇四	一〇	三三八	六三	三	四〇四	一〇	三三八
一〇	九四	二七	三	一三四	一〇	九四	二七	三	一三四	一〇	九四
三	一八二	一七	一	二〇二	三	一八二	一七	一	二〇二	三	一八二
一、三八一	三一、四五二	五、九二二	一〇、八五八	四九、六〇二	一、三八一	三一、四五二	五、九二二	一〇、八五八	四九、六〇二	一、三八一	三一、四五二
二、〇四八	三三、七七六	五、五九八	八、四〇五	四九、八二七	二、〇四八	三三、七七六	五、五九八	八、四〇五	四九、八二七	二、〇四八	三三、七七六
二〇	五四〇	一四四	四三	七四七	二〇	五四〇	一四四	四三	七四七	二〇	五四〇

備考 本表ノ數字ニハ少數ノ事務員、技術者ヲ含ム

		昭和七年					昭和六年					昭和五年					
		總	人	馬	瓦	蒸	電	總	人	馬	瓦	蒸	電	總	人	馬	瓦
		數	力	力	斯	氣	氣	數	力	力	斯	氣	氣	數	力	力	斯
	船員	六六一	二	三	三	三	六四〇	二、三九二	二	二	一四	一六	一、三五八	二、一〇三	三	一八	一三
	事務員、技術者ヲ含ム	三三、五九九	一三一	六一	二二九	二四四	三三、九二四	三四、二九八	一四六	五八	二六七	四一〇	三三、四一七	三四、八四六	一六二	八四	二八四
	船員手帳受有者	六、二六三	一〇	二	六八	七一	六、〇九三	六、七七五	二	二	六九	一〇〇	六、七六四	五、八四一	二	三三	五五
	海技免狀受有者	六、五六一				九	六、五五二	七、三四九				二九	七、三三〇	八、四三三		四	
	計	四七、〇八四	一四三	八五	三三〇	三三七	四六、二〇九	五〇、〇一四	一五九	八一	三五〇	五六五	四八、八五九	五一、二四一	一七七	一三八	三五二

備考 本表ノ數字ニハ少數ノ事務員、技術者ヲ含ム

第四表 (其四) 船員累年表 (海事摘要ニ據ル)

昭和	同	船員手帳受有者		海技免狀受有者	
		内國人	外國人	内國人	外國人
三年末	昭	一七〇、六九六	三、六七三	六七、九一八	一三三
四年末	同	一八九、四六五	四、五二七	七二、六三〇	一三三
計		一七四、三六九	一七、九八二	六八、〇五〇	二六六
計		一九三、九八二	一七、六三〇	七二、七六二	二六六

同	五年末	二二、九二七	四、八三三	二七、七四〇	七六、七八七	一三三	七六、九一九
同	六年末	三三、三四六	五、〇三〇	二七、三六六	八五、八三二	一三三	八五、九五三
同	七年末	三三、九一〇	五、〇九八	二九、〇〇八	八九、一七七	一三三	八九、三〇九

第四表(其五) 海技免狀受者種類別累年表 (海事摘要ニ據ル)

昭和三	三年末	三、二七	四、六六五	一、七九四	九、九三九	一五二	二、五一九	二三、八八四	六八、〇五〇
同	四年末	三、二六五	四、八七四	一、八四九	一〇、三四三	一五〇	二、六四五	二五、七五七	七二、七六三
同	五年末	三、四〇四	四、九〇〇	一、八六五	一一、四三三	一六三	二、六七二	二八、〇七七	七六、九一九
同	六年末	三、四九四	五、〇七五	一、八八二	一二、九三三	一六三	二、七七六	三三、二一一	八五、九五三
同	七年末	三、五四七	五、二五三	一、八六九	一三、五七二	一六三	二、八六二	三三、九六七	八九、三〇九
		(一)			(五)		(七九)	(四七)	(一三三)

備考 括弧内數字ハ總數中ノ外國人數ヲ復示ス

第四表(其六) 郵便電信電話局從業員累年表 (勞働統計要覽ニ據ル)

大正十三年		男	八〇、二八九	二九、二六六	三	三〇、三七二	一〇、〇一九	四〇、三九一	六、三七七	二、八六〇	一、〇八六	二八六
(三月末)		女	二九、二二六	一三、一〇一	一六、〇五五	—	—	—	—	二七	三三	—
計			一〇九、五〇五	四三、三八七	一六、〇五八	三〇、三七二	一〇、〇一九	四〇、三九一	六、三七七	二、八八七	一、一一九	二八六
同		男	八〇、四四一	二九、二四〇	二	三一、一九〇	九、九六〇	四一、一五〇	五、九九八	二、六六八	一、〇九〇	二九三
十四年		女	三〇、六五四	一三、七〇九	一六、八八九	—	—	—	—	二九	三七	—
計			一一一、〇九五	四三、九四九	一六、八九一	三一、一九〇	九、九六〇	四一、一五〇	五、九九八	二、六九七	一、一一七	二九三

集配手

總數 通信 電信 通信 郵便部 電信部 保險部 計 遞送手 郵便手 信使 其他

昭和元年		同 二年		同 三年		同 四年		同 五年		同 六年		同 七年	
計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男	計	男
八三、六九四	三〇、一四二	一三〇、六三五	四六、五一三	一三六、一八九	四九、五三二	一三一、〇〇〇	五一、八八九	一三六、四七五	五四、四〇八	一三七、三三三	五五、六九九	一三二、三五四	五五、六〇一
三三、〇四四	一四、六七二	三六、三三八	一五、五六六	三九、三八六	一七、一一二	四二、二四三	三四、八六五	四四、二三三	一九、五四三	四三、七七二	二〇、一一三	四〇、四〇六	二〇、三七四
一一五、七三八	四四、八一三	八四、二九七	三〇、九二七	八九、四八六	三三、五三七	九二、二四三	三四、八六五	九三、五六〇	三五、五六六	九一、九四八	三五、二二七	九一、九四八	三五、二二七
一八、二九六	一八、二九四	二〇、六五七	二〇、六六〇	二二、一九〇	二二、一九〇	二二、〇八二	二二、〇八二	二四、六二二	二四、六二二	二二、五八二	二二、五八二	一九、九六三	一九、九六三
六〇	六〇	六三	六三	七七	七七	八七	八七	一〇二	一〇二	九七	九七	九一	九一
三三、一六七	三三、一六七	三三、三〇四	三三、三〇四	三四、四一〇	三四、四一〇	三五、八三〇	三五、八三〇	三七、〇六二	三七、〇六二	三一、八一九	三一、八一九	三一、一五七	三一、一五七
一〇、四五八	一〇、四五八	一〇、四〇六	一〇、四〇六	一〇、七五四	一〇、七五四	一〇、五六七	一〇、五六七	一〇、七三四	一〇、七三四	一〇、七三四	一〇、七三四	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二、六二五	四二、六二五	四三、七一〇	四三、七一〇	四五、〇五七	四五、〇五七	四六、五七四	四六、五七四	四七、六二九	四七、六二九	四八、三七二	四八、三七二	四七、七二六	四七、七二六
五、六六一	五、六六一	五、四六五	五、四六五	五、〇六一	五、〇六一	五、〇六一	五、〇六一	五、〇〇六	五、〇〇六	四、八七三	四、八七三	四、五九二	四、五九二
二、八九六	二、八九六	二、八五三	二、八五三	二、九〇四	二、九〇四	三、三六二	三、三六二	三、三九三	三、三九三	三、三七三	三、三七三	三、二二九	三、二二九
一、一〇五	一、一〇五	一、一七〇	一、一七〇	一、二八九	一、二八九	一、〇五三	一、〇五三	一、〇九九	一、〇九九	一、〇三四	一、〇三四	九四九	九四九
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二〇三	二〇三	一九一	一九一	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二	一九二

備考 一、郵便、電信及電話局職員中雇員、現業傭人及技工傭人ヲ掲グ。

二、其他ノ欄ハ「船長及機関長」「馭者及馬丁(昭和四年以降ナシ)」「水夫及火夫」及「通信技工、通信工手(昭和五年以降)」ノ合計ナリ。

第五表(其一)工場勞働者年齡別數(昭和五年勞働統計實地調查)

業種	總數		未成年勞働者					成年勞働者	
	女	男	一三歲	一四歲	一六歲	一八歲	成年勞働者	二〇歲	
總數	六二六、三六六	一〇三、八六七	二、五〇七	一八、四八三	三八、四六五	四六、四二二	五三〇、四六九	一一四、六六五	
窯業、土石業	三八、八三〇	七、八六四	三六九	一、五三七	二、八五五	三、一三三	三〇、九六六	六、九六〇	
加業	七、八六〇	二、七六六	三五七	七四四	八七〇	七九五	五、〇九四	一、三一一	
金屬工業	九二、六九〇	九、八七一	一〇二	一、二七一	三、二七一	五、二二七	八二、八一九	一六、二四六	
機械器具製造業	七、〇七七	二、九七二	一三三	二九九	五八三	七五三	五、五六九	一、四九一	
造船業	六二、三四六	一〇、〇一九	一三三	一、八二六	三、九〇五	四、一六六	五二、三三七	九、三六三	
運輸用具製造業	一一〇、六五六	一二、四三六	五二	二、〇〇九	五、一七一	五、二〇四	九八、二二〇	一四、四四八	
精巧工業	一〇、三六〇	二、六七六	九七	七〇七	九八五	八八七	七、六八四	一、七九五	
化學工業	一、七七一	一、〇五三	九〇	三〇八	三四七	三〇八	七二八	三二四	
紡織工業	四八、八三五	六、九八〇	一一一	八五九	二、四一五	三、五九五	四一、八五五	九、五二一	
織造業	二二、九一八	九、八七四	七五一	二、三三四	二、四二三	三、三八六	一三、〇四四	四、八七五	
織造業	一三一、八四二	三三、九八三	一、一三三	六、一五一	一一、四八六	一四、二二三	九八、八五九	三〇、七七二	
織造業	五五八、三八〇	三八四、六三七	四二、四三五	一一八、七二九	一二六、二九三	九七、一七〇	一七三、七五三	一〇八、一三九	
被服、身裝品業	九、五四三	二、六三七	八三	三三〇	九六五	一、〇三九	六、九一六	二、二二八	
製業	一六、二八九	一〇、一六八	八七三	二、六三八	三、六四〇	三、〇二七	六、二二二	三、四三九	
紙工業	四五、九三二	一〇、一一〇	二四七	二、〇五二	三、六四三	四、一六八	三五、八一二	九、六三七	
印刷業	一四、〇一七	六、二四二	三五四	一、六〇八	二、二六五	二、〇一五	七、七七五	二、八五七	

業種	總數		加業、土石業		金屬工業		機械器具製造業		造船業		運搬用具製造業	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
皮革、骨、羽毛製品類製造業	二、一九九	一、三三三	一、六九九	一、三三三	一、六九九	一、三三三	一、六九九	一、三三三	一、六九九	一、三三三	一、六九九	一、三三三
木竹草蓆類ニ關スル製造業	二〇、六〇六	四、〇七七	一〇、九〇九	一、〇一九	七、七〇〇	三、三三三	一、五五五	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇
飲食料品製造業	四、三三八	一、二二七	一、二二七	一、〇四一	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
土木建築ニ關スル業	二八、七〇二	三、四三八	一三、三五四	三、三三三	一三、三五四	三、三三三	一三、三五四	三、三三三	一三、三五四	三、三三三	一三、三五四	三、三三三
瓦斯、電氣業	一三、九〇七	一、五七六	一、五七六	一、三三三	一、五七六	一、三三三	一、五七六	一、三三三	一、五七六	一、三三三	一、五七六	一、三三三
水道業	二五四	三九	三九	一	二五四	三九	三九	一	二五四	三九	三九	一
其他ノ工業	五、七五一	二〇三	二〇三	二	五、七五一	二〇三	二〇三	二	五、七五一	二〇三	二〇三	二
其他ノ工業	一一一	二	二	一	一一一	二	二	一	一一一	二	二	一
其他ノ工業	二、六四〇	一、〇四九	一、〇四九	九四	二、六四〇	一、〇四九	一、〇四九	九四	二、六四〇	一、〇四九	一、〇四九	九四
其他ノ工業	五、二〇八	八七四	八七四	二二	五、二〇八	八七四	八七四	二二	五、二〇八	八七四	八七四	二二
其他ノ工業	二、六四〇	一、〇四九	一、〇四九	九四	二、六四〇	一、〇四九	一、〇四九	九四	二、六四〇	一、〇四九	一、〇四九	九四
總數	二二五、一三三	三〇、一三四	三〇、一三四	三、九四五	二二五、一三三	三〇、一三四	三〇、一三四	三、九四五	二二五、一三三	三〇、一三四	三〇、一三四	三、九四五
加業、土石業	七、四八二	五、七八四	五、七八四	四、一九六	七、四八二	五、七八四	五、七八四	四、一九六	七、四八二	五、七八四	五、七八四	四、一九六
金屬工業	二一、〇七三	一六、六六三	一六、六六三	一一、〇七二	二一、〇七三	一六、六六三	一六、六六三	一一、〇七二	二一、〇七三	一六、六六三	一六、六六三	一一、〇七二
機械器具製造業	一一、二三八	九〇七	九〇七	七二	一一、二三八	九〇七	九〇七	七二	一一、二三八	九〇七	九〇七	七二
造船業	二一、六三三	九、七〇〇	九、七〇〇	七、五八七	二一、六三三	九、七〇〇	九、七〇〇	七、五八七	二一、六三三	九、七〇〇	九、七〇〇	七、五八七
運搬用具製造業	一八、一八四	一、九、五八九	一、九、五八九	四、五八七	一八、一八四	一、九、五八九	一、九、五八九	四、五八七	一八、一八四	一、九、五八九	一、九、五八九	四、五八七
運搬用具製造業	一、六四五	二、三〇〇	二、三〇〇	二〇一	一、六四五	二、三〇〇	二、三〇〇	二〇一	一、六四五	二、三〇〇	二、三〇〇	二〇一

第一部 統計表

業種	労働者数		平均年齢		平均賃金		平均労働時間	
	男	女	男	女	男	女	男	女
精巧工業	1,746	118	21,401	1,034	684	559	281	118
化学工業	10,434	2,706	8,037	5,458	63	46	26	5
紡織工業	27,392	28,594	17,206	10,230	3,767	2,743	1,255	441
被服、身装品製造業	1,781	1,177	1,127	729	451	376	179	54
紙工業	8,649	1,449	6,368	4,176	2,989	2,274	1,084	398
皮革、骨、羽毛品類製造業	443	70	405	315	241	177	98	29
木竹草葛類ニ関スル製造業	3,665	586	3,057	2,064	1,542	1,379	691	287
飲食料品製造業	6,134	2,774	4,901	3,313	2,479	1,906	838	180
土木建築ニ関スル業	3,192	35	2,518	1,669	1,028	686	247	144
瓦斯、電気、水道業	1,155	10	1,242	979	760	512	169	75
其他ノ工業	979	294	848	609	389	350	162	50
備考	294	294	179	141	107	49	27	10

備考 調査工場労働者一、三〇〇、二六三中年齡不詳ノ者三九三(男二五七、女一三六)ヲ除ク。

第五表 (其二) 常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工年齢別數

(昭和七年十月一日現在工場監督年報ニ據ル)

工場種類	男				女				合計
	一四歳未滿	一四歳以上一五歳未滿	一五歳以上一六歳未滿	一六歳以上	一四歳未滿	一四歳以上一五歳未滿	一五歳以上一六歳未滿	一六歳以上	
染織工場	57	1,704	4,839	145,648	26,224	4,976	6,685	547,799	853,433
機械及器具工場	367	1,126	3,848	224,648	389	666	1,301	17,375	239,735
化學工場	163	522	1,472	121,327	599	1,642	3,784	57,360	63,885
飲食物工場	13	61	265	60,294	142	464	851	14,722	16,239
雜工場	187	739	1,233	97,775	53	1,261	2,173	33,665	36,622
特別工場	1	1	7	12,532	1	3	3	265	271
計	1,287	4,133	13,684	653,224	27,857	53,033	84,797	670,236	835,923
官設工場	1	139	359	94,737	25	48	257	22,771	23,101
總計	1,288	4,272	14,043	748,961	27,882	53,081	85,054	692,007	858,033

第五表 (其三) 職工五人以上使用工場種類別ニ依ル職工年齢別 (昭和七年末現在、工場統計表ニ據ル)

工場種類	工場數	從業員總數	職工・一六歳未滿		職工・一六歳以上		職工合計		
			男	女	男	女			
紡織工業	22,297	937,824	6,520	133,967	140,477	154,898	586,084	740,982	881,459
金屬工業	4,651	121,921	1,435	405	1,830	88,427	7,233	95,639	97,469
機械器具工業	6,738	230,896	4,699	1,526	6,225	174,190	14,267	188,357	194,572
計									

窯業	三、二四五	六九、九六八	一、四九四	六四五	二、一三九	四九、五三六	一〇、一三八	五九、六七四	六二、八二三
化學工業	三、六九五	一六一、七四〇	六九六	三、六七四	四、三七〇	八七、九八四	四三、六六七	一三一、六五一	一三六、〇一一
製材及木製品工業	五、四三四	七〇、〇七三	一、一七六	二〇七	一、三八三	五四、八三九	四、三九四	五九、三三三	六〇、六一六
印刷及製本業	二、九八八	六二、七三九	一、五九三	五四〇	二、一三三	四四、八三九	五、三八〇	五〇、二一九	五三、三五二
食料品工業	一三、七三八	一六二、〇六六	九八七	一、一三四	二、二二一	一、二五、四一五	一九、八九七	一三五、三二二	一三七、四三三
瓦斯及電氣業	五〇八	一〇、六二九	一	一	一	七、九〇九	五八	七、九六七	七、九六八
其ノ他ノ工業	六、〇三四	一一三、九四九	二、二一九	四、七六八	六、八九七	四七、五七〇	四九、三四一	九六、九二一	一〇三、八〇八
計	六七、三三八	一、九三一、七八五	二〇、七二〇	一四六、八五六	一六七、五六六	八二五、五九七	七四〇、三四八	一、五六五、九四五	一、七三三、五一二

第六表 鑛山勞働者年齡別數 (昭和五年勞働統計實地調査)

總數	金屬鑛業		石炭鑛業		石油工業		其ノ他ノ鑛業				
	男	女	男	女	男	女	男	女			
總數	三六、九五二	一九〇、三七六	三六、五七五	三一、四八五	三、五四四	一五三、八三三	三三、六七〇	三、〇三三	一〇一	二、〇三六	二六〇
未成年勞働者	二九、三七三	二二、五七六	六、七九七	三、七五二	六三六	一八、一六一	六、〇八七	三八二	八	二八一	六六
一三—一七歲	二五五	一五三	一〇三	四一	一一	一一一	九一	一	一	一	一
一四—一五歲	三、七七四	二、七二八	一、〇六五	五五三	一〇三	二、〇九四	九四一	二六	二	四五	二二
一六—一七歲	一一、〇〇一	八、三九九	二、六〇二	一、三七五	二二六	六、七八一	二、三四三	一五六	二	八七	二二
一八—一九歲	一四、三四三	一一、三〇七	三、〇三六	一、七八三	二八七	九、一七五	二、七二二	二〇〇	四	一四九	三三
成年勞働者	一九七、五七八	一六七、八〇〇	二九、七七八	二七、七三三	二、九〇八	一三五、六六一	二六、五八三	二、六五一	九三	一、七五五	一九四
二〇—二四歲	三七、〇二〇	三〇、七三三	六、二八八	四、八七九	五八五	二五、〇九九	五、六三一	四二九	一七	三三五	五五
二五—二九歲	四〇、六〇九	三四、七九三	五、八一六	五、七二〇	四五一	二八、一七三	五、三一九	五六三	一七	三三八	二九
三〇—三四歲	三七、八九九	三一、九一五	五、九八四	五、〇四四	五一〇	二六、一〇九	五、四一六	四八二	一六	二八〇	四二
三五—三九歲	三一、四一五	二六、六二八	四、七八七	四、四五二	四六六	二一、四〇三	四、二六八	四七八	一三	二九六	四〇

四〇—四四歳	二三、四六〇	二〇、一三三	三、三三七	三、四四五	三七六	一六、〇一八	二、九三五	四二〇	二	二四〇	一五
四五—四九歳	一七、八二九	一五、二八五	二、五四四	二、六〇四	三七七	一二、三〇七	二、二〇六	二二六	一五	一五八	六
五〇—五四歳	六、七三七	五、九五六	七八一	一、〇一八	一三八	四、八一五	六三三	四七	四	七六	六
五五—五九歳	二、〇三四	一、八三四	二〇〇	四〇八	四五	一、三九〇	一五五	一〇	—	二六	—
六〇—六四歳	四八	四二六	三三	一三五	一五	二七五	一六	四	—	三	—
六五—六九歳	九一	八四	七	三四	五	四四	二	二	—	四	—
七〇歳以上	三	三	二	五	—	二八	二	一	—	—	—

備考 調査鑛山労働者二二七、〇二五中年齡不詳ノ者七四（男六一、女一二）ヲ除ク

第七表（其一）工場労働者異動月別表（社會局調）

昭和八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
解雇	六三、三八三	三三、九五〇	三七、六五〇	三五、三五五	三五、七八三	三三、七〇六	三七、九三九	三三、〇三四	三九、六三九	三三、八八九	三三、九五八	一〇九、七四六	五三四、九三七	四三、七四五
雇入	五七、四二二	七六、九九九	八七、四九九	六四、四五九	三七、六七一	四二、九四八	五六、五二八	三八、四一五	四五、一五九	四六、三五五	四四、三九四	三六、四三五	六三四、二五四	五三、八五五
解雇超過	五、九二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七三、三二一	—
雇入超過	—	四四、〇三九	四九、八四九	二九、一三四	一、八八八	九、二四二	一八、五七九	六、三九一	五、五三〇	一二、四六六	一一、四三六	—	一〇九、三七七	九、一一〇
前月末現在労働者	一、〇〇〇、六九六	一、〇八三、五〇〇	一、〇九〇、〇三七	一、一一九、〇五七	一、一三四、七三八	一、一四六、〇三四	一、一六五、三九五	一、一七七、四七八	一、一八二、八〇八	一、一九五、二二九	一、二〇七、〇六三	—	一、二三〇、六四五	—
前月末現在労働者ニ付解雇ノ割合	六・三	三・三	三・六	三・二	三・二	三・〇	三・三	二・七	三・四	二・九	二・八	九・一	—	三・九

備考 本調査ハ工場法適用工場中常時職工五〇人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セルモノ、以下同シ

第七表(其二) 工場勞働者解雇者歸趨月別表(同前)

	昭和八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
解雇總數		六三、三三八	三三、九五〇	三七、六五〇	三五、三五	三五、七八三	三三、七〇六	三七、九三九	三三、〇二四	三九、六三九	三三、八八九	三三、九五八	一〇九、七四六	五三四、九三七	四三、七四五
同種工業ニ轉職セル者		六、六三八	六、九〇七	六、五四八	六、三三九	四、九二〇	六、八九五	六、八七一	六、二〇七	八、五三一	七、八七八	六、三八六	六三、八九	八〇、二六九	六、六八七
他種工業ニ轉職セル者		三、一四八	二、八五九	二、九八四	二、八〇九	二、五八六	二、四三七	二、二五三	二、四〇〇	三、六八八	三、二〇三	二、八三一	三、八七九	三五、〇七六	二、九二三
歸農セル者		三四、三三一	一四、〇〇七	一五、三三三	一五、〇九三	一六、二二〇	一三、四三七	一〇、九二八	一二、一五三	一四、一三四	一一、二一〇	一一、八七八	六三、七四六	二三一、一七九	一九、二六五
其ノ他ニ轉職セル者		六、二三三	三、九五五	四、四〇四	四、四八六	四、八二一	四、六六三	四、三八二	四、三三五	五、三七九	四、七九九	四、九二四	一四、七二九	六七、一〇〇	五、五九二
未從業者		六、九四九	一、六二六	二、二〇五	一、七五三	二、一五七	一、七九三	二、四三四	二、〇五三	二、四二五	一、八〇一	一、九五七	一五、六九八	四三、八四〇	三、五七〇
不詳		六、一三九	三、六二九	六、一七六	四、九五五	五、一八九	四、四八一	一一、〇七一	四、八七八	五、四九二	五、〇八九	四、九八二	六、四〇五	六八、四七三	五、七〇六

第八表(其一) 鑛夫異動月別表(社會局調)

	昭和八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	月平均
解雇		六、四三七	七、八九九	八、八〇七	八、七二五	九、六〇〇	九、八六八	九、五二九	一〇、四八九	一一、九二七	一一、二〇三	一〇、九〇〇	九、三九七	一一四、六七〇	九、五五六
雇入		七、九五五	九、八三三	九、九三二	一〇、五三八	一一、六二六	一〇、六八七	一一、九二四	一三、九八七	一五、五六九	一五、〇九七	一五、六〇〇	一四、三三二	一四七、〇五九	一二、二五五
解雇超過		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雇入超過		一、五二八	一、九三四	一、一三四	一、八二三	二、〇二六	八一九	二、三八五	三、四九八	三、六四二	三、九九五	四、七〇〇	四、九三五	三三、三八九	二、六九九
前月末現在勞働者		一七、五二八	一七三、四五	一七四、九三七	一七六、〇五一	一七七、八八〇	一八〇、四七七	一八一、七七二	一八四、三四五	一八七、六〇一	一九一、五九一	一九五、五九六	二〇〇、五八三	—	一八二、八〇七
前月末現在勞働者一〇二付		三、八	四、六	五、〇	五、〇	五、四	五、五	五、二	五、七	六、四	五、八	五、六	四、七	—	五、二

第八表(其二) 鑛夫解雇者歸趨月別表(同前)

	昭和八年												計	月平均
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
解雇總數	六、三二一	七、八七九	八、七九七	八、六九八	九、五八八	九、八四〇	九、五〇三	一〇、四六六	一一、九〇二	一一、〇七五	一〇、八五四	九、三六七	一一四、二九九	九、五三五
同種鑛山ニ轉職セル者	二、六五二	三、六八〇	四、一八七	四、二九二	四、二九四	四、四九八	四、四三三	五、〇四〇	五、三三三	四、九八五	四、六三三	三、九三〇	五一、九五五	四、三二六
他種鑛山ニ轉職セル者	九三	九四	九〇	二六	七一	八二	一一一	七二	八八	一三五	一三九	一〇〇	一、二〇〇	一〇〇
歸農セル者	九三五	一、一五七	一、〇三六	一、三三九	一、五三〇	一、四八六	一、二七七	一、四七一	一、九〇五	一、六三一	一、四三九	一、四三九	一六、六一五	一、三八五
其ノ他ニ轉職セル者	七五〇	六三六	七七六	八三三	八九四	七五三	八三三	八五三	九三八	九九四	九六七	八四六	一〇、〇六二	八三九
未從業者	四七八	四八〇	五二四	四八八	四六二	五六三	四七七	六五五	六五八	四五〇	四五五	三八〇	六、〇四〇	五〇三
不詳	一、四三三	一、八三三	二、一九四	一、六八一	二、三三七	二、四五八	二、三六二	二、三七六	二、九八〇	二、八八〇	三、二二二	二、六八二	二八、四三七	二、三六九

第九表(其一) 全國失業者數(昭和五年十月一日)(國勢調査結果ノ概觀ニ據ル)

(1) 職業別

	總數		男女各失業者一萬中		總數	男女		女百ニ付男
	男	女	男	女		男	女	
總數	二八六、〇〇〇	一九、〇〇〇	二六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、四〇五・二六
農 業	一七、〇〇〇	—	一七、〇〇〇	—	五九四	六三七	—	—
水 産	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	—	七〇	七五	—	—
鑛 業	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	—	一七五	一八七	—	—
工 業	一〇七、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三、七四一	三、七四五	三、六八四	一、四三八・五七

業種	0-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70歳以上
商業	28,000	26,000	22,000	21,000	9,790	9,740	1,053	1,300.00					
交通業	29,000	27,000	22,000	21,000	1,014	1,011	1,053	1,350.00					
公務自由業	40,000	36,000	4,000	4,000	1,398	1,348	2,105	900.00					
家事使用人	11,000	8,000	3,000	3,000	385	300	1,579	266.67					
其ノ他ノ有業者	47,000	46,000	1,000	1,000	1,643	1,733	536	4,600.00					

(2) 年齢別

別

年齢	人数	割合	平均年齢
0-14歳	1,000	3.5	7.7
15-19歳	19,000	66.4	17.6
20-24歳	49,000	171.3	21.6
25-29歳	56,000	195.8	26.3
30-34歳	35,000	123.4	31.7
35-39歳	34,000	118.9	36.3
40-44歳	23,000	80.4	41.9
45-49歳	30,000	104.9	46.6
50-54歳	16,000	55.9	51.2
55-59歳	9,000	31.5	56.7
60-64歳	10,000	35.0	61.5
65-69歳	3,000	10.5	66.2
70歳以上	1,000	3.5	71.7

(3) 府県別

別

府県	人数	割合	平均年齢
北海道	8,870	2,343	4,973
青森	2,656	1,075	8,651
福井			
石川			
岡山			
山形			
島根			

第九表(其二) 失業状況(推定) (中央職業紹介所事務局調)

昭和八年月別表

富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手
山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根
徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	鹿嶋	沖繩	全
山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	鹿嶋	沖繩
一、八三六	六、〇二六	三、七〇五	七、七四九	一三、八五七	六、一〇〇	一、三三三	七、八〇八	三六、八〇九	一八、一三五	二、四五九	六、八六三	一、七三三	一、六二六
一、八三三	二、三四九	三、七三三	二、六一五	五、三六九	三、二七四	三、〇七〇	三、〇七〇	四、〇〇三	一、九九四	六二、九五七	二〇、〇七四	五、四四五	一、九四八
四、七五四	二、三三七	二、一八二	五、四五五	四、二五六	一、七三七	一、九七三	四、六八七	四、三九四	二、一九九	二、〇〇八	二、七〇一	八五四	三三、五三七

備考 1 本調査ニ於テハ給料生活者又ハ労働者タリシモノニシテ現ニ失業セル者ヲ失業者トス
 2 本調査ニ於テ失業トハ就業ノ能力及意思ヲ有スルニ拘ラズ就業ノ機会ヲ得ザル状態ヲ謂フ

俸給生活者 日傭労働者 其ノ他労働者 合計

昭和八年	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
月	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
一、六九二、五四	八〇、五二九	四・七六	一、七八七、九三六	一八八、〇八六	一〇・五三	三、七六四、八二二	一七五、四三七	四・六六	七、二四五、三〇二	四四四、〇三三	六・一三	

地方別(昭和八年十二月一日現在)

地方	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十	北	東	京	大	神	兵	長	新	埼
道	一、六九四、四五四	一、六九四、九五四	一、六九八、五三四	一、六九九、四五四	一、六九八、五五六	一、七〇一、六四二	一、七〇五、四三四	一、七〇九、八一九	一、七一三、二八〇	一、七一八、二七〇	一、七二〇、九九三	一〇一、三七三	二八〇、三〇五	六三、三〇六	二〇六、七三六	五五、一四二	七〇、四一六	二二、〇三二	三八、九五二	二二、九三九
海	七八、八四七	七六、六六九	七三、〇六二	六九、六二四	七〇、一九四	六九、九三八	六九、七六九	六八、六〇七	六九、二〇三	六九、四七九	六九、〇〇三	四、五四五	一七、九〇八	一、四一九	六、〇〇四	四、一三七	三、四〇七	九〇九	六一	六四九
道	四・六五	四・二九	四・四二	四・一〇	四・一三	四・一一	四・〇九	四・〇一	四・〇四	四・〇四	四・〇一	四・五	六・三	二・三	二・九	七・五	四・八	四・一	一・六	二・九
道	一、七八一、六六八	一、七八〇、二二六	一、七八〇、〇三二	一、七七三、三六六	一、七七四、一〇二	一、七七七、九三六	一、七七九、三〇八	一、七七八、九〇四	一、七八五、七四〇	一、七八八、八七二	一、七八九、七五六	九六、四四八	一三八、二三〇	四二、六三五	八八、三八九	四五、七五八	三三、二四三	三六、〇〇一	四八、〇七九	二七、一七
道	一八四、九一〇	一八一、二二一	一八三、二〇二	二〇一、四八八	一九九、五七七	一九七、七八八	一九五、九〇五	一九一、〇二五	一八八、六〇五	一八四、二四四	一八三、三五二	九、三二二	四〇、八一八	七、四五八	九、七五三	二〇、九四八	五、八七三	四、四〇七	二、〇八二	一、五四七
道	一〇・三八	一〇・一七	一〇・二九	一一・三六	一一・二五	一一・二二	一一・〇一	一〇・七四	一〇・五六	一〇・三〇	一〇・二四	九・七	二九・五	一七・五	一一・〇	四五・八	一七・七	一二・二	四・三	五・七
道	三、七六〇、五五五	三、七八六、八三八	三、七八六、三五〇	三、七九五、九五四	三、八一七、二五四	三、八一七、五三一	三、八三五、九二二	三、八五三、三九七	三、八七四、一四一	三、八九〇、七三六	三、八九九、三七五	一三五、一六八	四五二、二四七	一四九、二三五	五三九、三〇六	一二七、四八九	一九〇、三五四	五六、七六二	一〇六、六八一	六四、四三二
道	一七五、〇三三	一六六、四九七	一五九、二二八	一五八、一九三	一五八、九三七	一五〇、四五二	一四七、九七五	一四〇、四九六	一三四、四八六	一二九、八九五	一二六、五六七	六、三七三	七、七八八	四、〇四八	一六、五二二	六、四二四	七、三三五	三、〇七一	一、六八八	一、六八三
道	四・六五	四・四〇	四・二〇	四・一七	四・一七	三・九四	三・八六	三・六五	三・四七	三・三四	三・二五	四・七	一・七	二・七	三・一	五・一	三・九	一・六	二・七	
道	七、二二六、六七七	七、二六一、九二八	七、二六四、九〇六	七、二六八、七七四	七、二八三、九二一	七、二九七、一〇九	七、三二〇、六六五	七、三四三、二二〇	七、三七三、一六一	七、三九七、八七七	七、四二〇、二二四	三三三、九八八	八七〇、七八二	二五四、一六六	八三四、四二一	二二八、三八九	二九四、〇一三	一一四、七九五	一九三、七二一	一一四、四八八
道	四三八、七八〇	四三四、二八七	四二四、三九二	四二九、二九五	四二八、七〇八	四二八、一七七	四一三、六四七	四〇〇、二一八	三九二、二九四	三八三、五八二	三七八、九二二	二〇、二三〇	六六、四四四	一一、九二五	三三、二六九	三一、五〇九	一六、六一五	八、三八七	四、三八一	三、八七九
道	六・〇六	五・八四	五・七〇	五・九一	五・八九	五・八一	五・六五	五・四五	五・三六	五・一九	五・一一	六・一	七・六	五・一	三・六	一三・八	五・七	七・三	二・三	三・四

第一部 統計表

岡	島	鳥	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	枋	茨	千	群
山	根	取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	城	葉	馬
三一、九六五	一五、七四一	九、八二九	一五、八九九	一七、八一	一三、八七四	一九、三三八	一七、七八〇	一一、六七〇	一三、三七七	二〇、八二四	二二、七五五	三六、七三五	二二、九三六	一一、八〇六	一一、四三四	三〇、〇九二	七四、〇七一	二六、七九四	一六、七二八	二四、〇一九	一一、三五七	一八、八二二	二二、七五六
一、七三〇	三三九	九五	一四一	五三一	五四〇	五八五	四六五	七二七	八二三	二二七	六三三	一、二二三	一六四	一〇六	三七六	七六三	二、六五五	九〇九	三三八	三四三	三九四	二八〇	四六〇
五・四	一・五	一・〇	〇・九	二・九	三・九	二・九	二・六	五・七	六・一	一・〇	二・六	三・三	〇・七	一・〇	二・八	二・五	三・六	三・四	一・九	二・四	三・五	一・五	二・〇
二九、二二〇	二三、二九四	一五、六四四	一八、七〇〇	二一、六五七	二〇、一九二	四二、一〇〇	二五、九三五	三五、七四九	二三、八六七	四〇、二二五	三七、〇二四	五六、四六五	二六、八九一	一六、八八七	二三、五一〇	四九、九一五	七八、六〇三	四六、二五三	三三、八一八	一六、六三四	一九、八四三	一八、七八一	二二、九六六
三、二九五	二七三	一、三八八	五三三	七七三	一、六〇〇	二、〇〇四	一、四〇〇	二、〇八七	六四二	一、六四八	一、〇九〇	三、五六一	三五七	四三八	三六五	一、八八一	一七、五九五	二、四四七	八三六	六六一	五七六	一、六〇二	一、二五二
一一・三	一一・二	八・九	二・七	三・五	七・九	四・七	五・四	五・九	二・七	四・一	二・九	六・三	一・三	二・六	一・六	三・八	二・四	五・三	二・五	二・六	二・九	八・五	五・二
七九、六八五	三一、七四三	一六、七六五	三七、九八二	三七、五六七	四八、九一九	六〇、〇二二	三三、六〇〇	四四、四八九	三五、〇四三	四七、九三〇	四四、一六三	一一一、四三三	四三、四九七	四一、一七二	四一、三八五	七六、四九六	一八五、二四四	七〇、八〇八	二五、九三二	二〇、八四三	三〇、六〇二	一九、五二七	五八、二三三
二、八八五	三九七	二六八	四七九	一、〇一三	二、三二六	一、六三九	八一〇	八七五	九八五	一一、二二六	一、四二二	五、八三七	一七八	六六八	三九七	一、七九八	五、九八一	二、一二七	六三〇	六四四	六三四	一一、二二七	二、一六七
三・六	一・三	一・六	一・二	二・六	四・七	二・七	二・四	二・〇	二・八	二・五	三・二	五・二	〇・四	一・七	〇・九	二・四	三・二	三・五	二・四	二・九	二・〇	五・七	三・七
一四〇、七七〇	七〇、七七八	四二、二〇八	七二、五八一	七七、〇三五	八二、九八一	一一一、四五〇	七七、三一五	九二、九〇五	七二、二八七	一〇八、九五九	一〇四、九三二	二〇四、六一二	九四、三三六	六九、八六五	七七、三三九	一五六、五〇三	三三七、九一八	一四三、八五五	七五、四六八	五一、四九六	六一、八〇三	五七、二二〇	一〇四、九四五
七、九一〇	八九八	一、七五一	一、一五三	二、三〇七	四、四五五	四、二二八	二、六七四	三、六七九	二、四四九	三、〇八一	三、一三四	一〇、六一一	六九九	一、二二二	一、一三八	四、四四二	二六、二三一	五、四八三	一、七九四	一、六六八	一、五九四	三、〇〇九	三、八七九
五・六	一・三	四・一	一・六	二・九	五・四	三・四	三・五	四・〇	三・四	二・八	二・九	五・二	〇・七	一・七	一・四	二・八	七・八	三・八	二・四	三・一	二・六	五・三	三・七

縣	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	計
勞働年	五三、二五〇	三〇、二八	一五、一二	一一、八二	一四、七二四	二二、六三八	一四、五三〇	七〇、一六三	一四、九三〇	一三、〇一一	三〇、六九五	二一、九七五	二七、八七三	七、五九三	一、七三〇、九九三
平均	二、三六八	四六五	四〇四	四七九	四三四	七三二	一、一五〇	五、二三八	五三〇	二六八	九九六	二八八	一一、一三八	二七一	六九、〇〇三
一月	四・五	一・五	三・三	三・八	二・九	三・二	七・九	七・五	三・五	二・〇	三・二	一・三	四・一	三・五	四・〇一
二月	五三、〇三九	四三、七五	四一、〇八四	三三、八四〇	二〇、四六九	四三、三三九	二五、一七一	九六、七五二	一七、三〇八	一一、五六四	二九、四三八	一六、八〇〇	三四、五九七	三三、六六七	一、七八九、七五六
三月	五、三〇五	三、二七〇	一、四七三	六九〇	八八四	一、四四四	一、三七五	一三、九八一	四六三	九一九	一、〇八四	七三七	九六一	二六四	一八三、三五二
四月	一〇・〇	七・五	三・六	二・八	四・三	三・四	五・四	一四・四	二・七	七・三	三・七	四・四	二・八	〇・七	一〇・二四
五月	一〇〇、五二〇	七二、四〇六	四一、一六九	四四、八二〇	二四、五三八	六〇、一六四	六八、九四七	一九九、九七五	一七、三八九	一九、三三三	六七、八二二	四八、四五三	四七、九三三	二二、二三三	三、八九九、三七五
六月	七、八五六	八二二	一、五二一	六四五	一、四五八	一、九〇九	六三五	一六、一五〇	七五六	九八八	一、〇五六	六四五	三五五	五〇三	一二六、五六七
七月	七・八	一・一	三・七	一・三	五・九	三・二	〇・九	八・〇	四・三	五・一	一・六	一・三	〇・七	二・二	三・三五
八月	二〇五、七九九	一四五、三〇九	九七、三六五	七九、四八一	五九、七二一	一二六、一三一	一〇八、六四八	三六六、八九〇	四九、六二七	四四、八八八	一二七、九五五	八七、二二七	一一〇、四〇三	六三、四八四	一、四一〇、二三四
九月	一五、五三九	四、五四八	三、三八八	一、八一四	二、七七四	四、〇七五	三、一五〇	三五、三五九	一、七三九	二、一七五	三、一三六	一、六七〇	二、四五四	一、〇三八	三七八、九三二
十月	七・五	三・一	三・五	二・二	四・六	三・三	二・八	九・六	三・五	四・八	二・五	一・九	二・二	一・六	五・一一
十一月															
十二月															
平均	七・七	三・一	三・五	二・二	四・六	三・三	二・八	九・六	三・五	四・八	二・五	一・九	二・二	一・六	五・一一

第十表(其一) 昭和八年勞働賃銀指數月別表(商工省調)

業種	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
纖維工業(七種平均)	七八・三	七八・四	七八・〇	七七・九	七六・六	七七・一	七八・〇	七七・四	七九・〇	七八・三	七八・六	七八・九	七七・七
金屬及機械器具工場(五種平均)	八九・八	九二・九	九二・八	九一・六	九二・二	九二・二	九一・六	九〇・〇	九二・〇	九二・〇	九二・六	九三・八	九三・〇
窯業(五種平均)	八二・八	八二・四	八三・二	八三・八	八四・四	八三・二	八二・〇	八二・六	八二・六	八一・八	八一・八	八一・六	八二・二
化學工業(七種平均)	八六・四	八七・四	八七・〇	八六・三	八六・四	八五・七	八五・九	八六・〇	八六・六	八五・四	八五・〇	八五・〇	八六・〇
飲食料品工業(六種平均)	九五・五	九五・八	九五・九	九五・三	九八・〇	九八・四	九八・〇	九八・二	九八・四	九三・三	九四・七	九七・二	九五・七

被服及身廻品製造業(三種平均)	七五・七	七五・〇	七七・七	七九・〇	七八・〇	七九・〇	七八・〇	七六・三	七六・三	七九・〇	七九・七	八〇・七	七八・三
土木建築業(六種平均)	七二・七	七一・〇	七〇・七	七〇・五	七一・〇	七〇・七	七〇・七	七〇・二	七〇・三	七〇・三	六九・八	六九・八	七〇・七
木竹類ニ關スル製造業(五種平均)	七二・四	七八・四	七八・二	七八・六	七九・〇	七八・四	七八・六	七九・二	七八・二	七六・八	七九・八	八〇・二	七八・八
印刷製本業(二種平均)	九三・〇	九三・〇	九三・五	九三・〇	九三・〇	九三・〇	九二・〇	九一・五	九三・五	九三・〇	九三・〇	九三・五	九三・〇
仲仕及日傭人夫(三種平均)	六七・〇	六六・〇	六七・三	六七・七	六八・〇	六七・七	六六・三	六七・〇	六七・〇	六七・〇	六七・三	六五・七	六七・三
漁夫	八四・八	八六・〇	八四・七	八五・〇	八六・三	九二・八	九三・三	九五・〇	九七・二	九七・二	九五・八	九四・六	八八・八
下男	七九・五	七九・五	七九・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・五	八〇・〇
下女(二種平均)	八二・一	八三・三	八二・五	八二・四	八二・二	八二・四	八二・二	八二・〇	八二・六	八二・〇	八二・四	八二・九	八二・三
總平均	八二・一	八三・三	八二・五	八二・四	八二・二	八二・四	八二・二	八二・〇	八二・六	八二・〇	八二・四	八二・九	八二・三

備考 大正十年乃至十二年ノ全三箇年平均賃銀ヲ一〇〇トス

第十表(其二) 昭和八年東京勞働者賃銀指數月別表(東京商工會議所調)

染織工業(七種)	九〇・一	九一・一	九三・二	八九・三	八六・九	九七・四	八八・五	八五・八	九〇・〇	九二・三	九〇・八	九一・二
機械工業(五種)	一一二・七	一一九・三	一二六・三	一一五・五	一二六・六	一二〇・四	一二〇・四	一〇七・〇	一二六・五	一二五・二	一二三・八	一二七・八
化學工業(一三種)	九四・八	九三・九	九四・三	九三・三	九二・九	九二・六	九二・四	九二・〇	九〇・三	九〇・二	八九・九	九〇・四
飲食物工業(六種)	一一七・一	一二八・二	一二八・六	一一九・八	一二五・九	一二七・八	一二七・七	一二六・四	一二七・三	一二七・四	一二七・八	一二七・三
雜工業(四種)	八六・九	八七・〇	八七・二	八七・六	八六・八	八六・〇	八六・七	八六・七	八七・一	八七・一	九四・一	九二・〇
其他(一七種)	八六・六	八六・八	八七・六	八五・七	八六・七	八六・三	八七・四	八六・〇	八五・八	八六・二	八六・三	八六・八
總平均	九五・一	九六・〇	九六・四	九五・一	九五・六	九五・〇	九五・五	九三・一	九四・三	九四・六	九五・八	九六・三

備考 大正九年下半年ノ平均ヲ一〇〇トス

第十表(其三) 昭和八年大阪市諸職業賃銀月別表(大阪商工會議所調)

	(1) 實 數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	130	130	130	130	130	130	130	130	140	145	147	146
紡績女工	74	74	74	74	73	72	71	71	70	70	71	70
精鍊	250	253	252	260	270	290	279	279	248	248	264	274
旋盤	230	230	230	230	230	230	230	230	227	228	228	224
製紙	197	197	197	197	197	197	194	194	173	173	173	173
印刷	250	250	250	250	150	250	250	242	273	273	273	273
大工	270	270	270	270	270	270	270	270	260	260	260	260
左官	330	330	330	330	330	330	330	330	280	280	280	280
石工	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
日傭人夫	160	160	160	160	160	160	160	160	140	140	140	140
造幣局(男工)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
造兵工廠(男工)	338	338	337	338	339	330	291	286	289	288	299	307

(2) 指

數(大正九年七月ヨ一〇〇トス)

	(2) 指 數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
製粉	74	74	74	74	74	74	74	74	88	94	95	99
紡績女工	73	73	73	73	72	70	69	69	69	69	69	69
精鍊	239	230	230	239	239	250	244	244	239	239	237	243

旋盤	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
製紙	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
印刷	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
大工	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
左官	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
石工	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
日傭人夫	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
造幣局(男工)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
造兵工廠(男工)	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143

第十一表(其一) 昭和八年工場・鑛山労働者賃銀指數月表(昭和二年基準、内閣統計局調、以下同斷)

(1) 職工

昭和八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和八年
總數	101	101	100	96	95	96	94	93	94	95	97	100	97
窯業、土石加工業	84	83	83	80	80	81	80	80	80	80	82	83	81
金屬工業	105	106	106	104	101	101	101	100	101	101	101	107	103
機械器具製造業	103	103	104	97	94	94	93	91	91	93	94	97	96
造船業、運搬用具製造業	104	101	103	99	100	99	98	98	97	98	100	104	100
精巧工業	111	110	109	103	101	101	99	94	97	101	101	113	103
化學工業	99	101	101	95	95	97	93	90	94	93	96	98	96
紡織工業	77	76	73	72	73	73	71	71	72	71	71	73	73
被服、身裝品製造業	91	103	99	100	96	96	94	93	93	93	92	88	95

第一部 統計表

紙工業、印刷業	皮革、骨、羽毛 品類製造業	木竹草蔓類ニ關 スル製造業	飲食料品製造業	瓦斯、電氣、水道業	其他ノ工業
104	88	76	103	101	112
104	91	76	98	95	112
106	93	77	100	94	104
105	92	77	99	97	103
97	91	76	96	98	94
99	89	77	94	96	97
98	88	75	94	100	98
100	87	75	93	99	99
103	85	78	94	99	97
103	87	79	96	98	103
105	90	76	99	101	100
104	93	80	100	98	104
103	90	77	97	98	103

(2) 交通勞働者

昭和八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和八年
總數	113	112	108	116	116	116	113	113	113	114	114	115	113
通信業	112	101	103	100	100	100	100	100	100	99	100	103	101
運輸業	113	113	108	118	118	118	114	114	114	115	116	115	115

(3) 鑛夫

昭和八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和八年
總數	83	84	85	85	86	86	87	87	89	90	90	92	87
金屬工業	89	91	92	89	90	90	90	90	91	92	91	93	91
石炭鑛業	79	81	83	82	83	83	85	86	88	89	91	92	85
石油鑛業	95	92	92	92	99	92	92	94	93	92	91	92	93
其他ノ鑛業	78	79	79	79	79	79	78	77	80	80	79	80	79

第十一表 (其二) 昭和八年産業別一日平均賃銀諸手当賞與額月表

1) 工場労働者

		昭和八年											
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總數	工場	九三九	九四四	九四九	九六五	九五三	九六一	九六四	九六六	九六〇	九五五	九五三	九五八
	總平均	一七七・二	一七七・五	一九五・三	一八七・四	一八六・八	一八七・九	一八三・七	一八二・五	一八四・五	一八六・五	一八九・四	一九五・六
男	工場	二六〇・七	二六一・九	二六三・三	二五三・八	二五一・八	二五〇・二	二四八・六	二四六・二	二四七・九	二五〇・二	二五五・五	二六二・一
	男平均	七六・九	七七・〇	七五・一	七三・二	七二・六	七三・七	七二・三	七一・六	七二・三	七二・五	七二・三	七三・七
女	工場	五三	五三	五四	五六	五七	五七	五七	五七	五七	五四	五五	五四
	女平均	一三三・九	一三三・〇	一三三・二	一三〇・八	一二九・七	一二〇・二	一二一・三	一二九・九	一二二・二	一二一・一	一二三・三	一二三・〇
窯業土石加工業	工場	七七	七七	七七	七八	七五	七六	七七	七六	七六	七七	七七	七九
	總平均	一八五・〇	一七九・一	一八一・九	一七六・四	一七四・八	一七八・六	一七四・〇	一七五・一	一七五・一	一七四・九	一七八・八	一八一・三
金屬工業	工場	三〇六・二	三〇九・一	三〇九・八	三〇五・五	二九六・九	二九六・一	二九五・七	二九一・六	二九五・〇	二九七・九	三〇六・〇	三二二・四
	男平均	三二五・二	三一九・〇	三一九・六	三一五・〇	三〇五・九	三〇五・三	三〇四・七	二九八・〇	三〇三・八	三〇七・〇	三一五・五	三二二・五
機械器具製造業	工場	八五	八六	八八	八八	八七	八七	八八	八七	八八	八八	八七	八八
	總平均	二九一・九	二九六・一	二九九・四	二七九・三	二七〇・三	二六九・八	二六六・八	二六三・〇	二六一・九	二六六・七	二七〇・一	二七九・二
造船業、運搬用具製造業	工場	六三	六七	六七	六九	六九	六九	七〇	七〇	七〇	六九	六九	七〇
	總平均	二七七・六	二七六・七	二七五・五	二六六・八	二七〇・六	二六六・一	二六五・二	二六四・五	二六三・〇	二六五・六	二七一・三	二六三・四

精巧工業		化學工業		紡織工業		被服、造身業		紙工業、印刷業		皮革、骨、羽毛品製造業	
女平均	工場	女平均	工場	女平均	工場	女平均	工場	女平均	工場	男平均	工場
二二・一	二〇	一〇六・二	八五	一四八・三	二六	九三・〇	六六	一一四・五	一三	二六六・七	三〇二・五
三二・一	二〇	一〇三・四	八六	一四八・九	二六	一〇八・六	六六	一一四・四	一三	二七四・二	三二〇・〇
三二・〇	二〇	九八・九	八五	一四五・六	二六	一〇七・九	六六	一一六・二	一三	二八〇・九	三二四・六
二二・七	二二	九六・五	八八	一四三・六	二八	一一〇・三	六七	一一五・〇	一三	二七七・七	三二〇・二
二一・八	二二	九四・〇	八六	一四二・六	二七	一〇三・八	六六	一一〇・〇	一三	二七四・九	三二一・六
一一四・六	二二	九六・三	八八	一四二・一	二八	一〇三・一	六五	一一〇・七	一三	二六八・四	三〇四・六
一一七・二	二二	九二・四	八六	一四〇・二	二八	一〇一・三	六六	一一八・五	一三	二六七・三	三〇三・〇
一二四・八	二二	九五・七	八五	一四一・三	二七	一〇〇・四	六四	一一九・二	一三	二六四・二	三〇〇・四
一二五・七	二二	九四・六	八六	一四二・六	二七	一〇〇・一	六五	一一〇・八	一三	二五六・九	二九一・九
一一〇・三	二二	九八・一	八六	一四〇・六	二七	九九・八	六四	一一一・七	一三	二六二・八	二九九・五
一〇七・三	二二	九九・九	八六	一四〇・九	二七	九七・八	六四	一一三・五	一三	二七三・一	三二一・二
一〇七・五	二二	一〇七・三	八七	一四二・四	二七	八九・四	六六	一一一・六	一三	二八一・二	三二一・九
一〇四・九	二二	一〇七・三	八七	一四三・四	二七	八九・四	六六	一一一・六	一三	二八一・二	三二一・九
一〇四・九	二二	一〇七・三	八七	一四三・四	二七	八九・四	六六	一一一・六	一三	二八一・二	三二一・九
一〇四・九	二二	一〇七・三	八七	一四三・四	二七	八九・四	六六	一一一・六	一三	二八一・二	三二一・九

第一部統計表

總數	(2) 交通労働者																							
	事業場		木竹草藁類ニ關スル製造業		飲食料品製造業		瓦斯、電氣業		其他ノ工業		昭和八年													
總平均	男平均	女平均	總平均	男平均	女平均	總平均	男平均	女平均	總平均	男平均	女平均	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
192.0	201.9	107.1	141.3	159.0	71.0	170.1	233.0	254.7	185.1	266.9	86.8	433	438	437	344	434	443	444	431	439	443	443	443	445
190.5	200.2	105.7	141.5	157.7	77.8	161.6	237.3	238.9	184.9	231.2	85.5	438	438	437	344	434	443	444	431	439	443	443	443	445
185.4	194.7	102.6	144.4	162.1	75.2	164.0	234.9	236.4	173.2	203.8	83.9	437	438	437	344	434	443	444	431	439	443	443	443	445
198.6	209.5	107.3	143.9	158.7	74.9	162.4	242.4	244.1	170.6	203.8	78.2	344	344	344	344	434	443	444	431	439	443	443	443	445
198.7	209.6	106.2	140.9	155.6	75.6	157.6	244.1	246.0	156.2	185.8	71.7	434	434	434	434	434	443	444	431	439	443	443	443	445
199.2	210.4	106.0	144.2	159.2	76.7	154.4	239.6	241.3	161.6	190.1	78.8	443	443	443	443	443	443	444	431	439	443	443	443	445
193.5	203.9	104.9	140.6	155.2	76.1	155.3	248.6	250.6	162.8	192.7	77.7	444	444	444	444	444	443	444	431	439	443	443	443	445
193.2	203.9	104.0	140.5	154.9	77.3	153.8	246.9	248.9	165.5	197.5	76.6	431	431	431	431	431	443	444	431	439	443	443	443	445
193.4	204.0	104.5	145.6	161.3	77.3	155.2	247.3	249.3	162.6	194.2	78.1	439	439	439	439	439	443	444	431	439	443	443	443	445
194.8	205.6	105.2	146.7	162.4	80.7	157.8	244.1	245.9	169.4	203.8	80.1	443	443	443	443	443	443	444	431	439	443	443	443	445
195.2	205.8	105.0	142.2	157.3	77.3	162.2	253.9	255.9	166.9	200.2	79.9	443	443	443	443	443	443	444	431	439	443	443	443	445
197.0	207.9	106.2	149.2	165.6	71.2	163.7	244.7	246.7	172.9	210.1	79.5	445	445	445	445	445	445	445	431	439	443	443	443	445

(3) 鑛山勞働者

通 信 業				運 輸 業				總 數				金 屬 鑛 業				石 炭 鑛 業			
事業場	總平均	男平均	女平均	事業場	總平均	男平均	女平均	鑛山	總平均	男平均	女平均	鑛山	總平均	男平均	女平均	鑛山	總平均	男平均	女平均
三一	一一三・三	一五〇・六	九七・一	四〇一	二〇三・三	二〇五・七	一三三・二	九二	一四七・六	一五四・四	六八・一	二二	一五九・五	一六七・二	六四・一	五〇	一四〇・九	一四七・三	六九・五
三一	一一〇・九	一四九・八	九七・五	三九七	二〇一・四	二〇三・九	一二七・六	九二	一四九・七	一五六・六	六八・一	二二	一六二・〇	一七〇・〇	六三・九	五〇	一四三・二	一四九・七	六九・六
三一	一一三・〇	一五四・五	九七・一	四〇六	一九五・三	一九七・六	一二八・五	八七	一五一・八	一五八・五	六九・八	二二	一六三・八	二七一・四	六五・二	四七	一四六・七	一五三・二	七一・三
三一	一一九・七	一四七・八	九六・八	四一三	二一一・三	二二四・一	一三四・五	九〇	一五〇・九	一五七・八	六八・〇	二二	一五九・九	一六八・〇	六三・二	四九	一四六・四	一五二・八	六九・五
三一	一一九・〇	一四六・七	九六・二	四〇三	二一一・五	二二四・四	一三一・五	八九	一五二・二	一五九・〇	六八・一	二二	一六一・二	一六九・一	六三・八	四八	一四七・二	一五三・六	六九・五
三一	一一九・三	一四八・二	九五・九	四一二	二二二・一	二二五・〇	一三一・五	八九	一五二・四	一五九・二	六七・八	二二	一六一・四	一六九・三	六三・九	四八	一四七・九	一五四・三	六九・二
三一	一一九・八	一四九・二	九六・〇	四一三	二〇五・一	二〇七・九	一二六・八	八九	一五四・〇	一六〇・八	六八・〇	二二	一六一・八	一六九・八	六四・三	四八	一五〇・二	一五六・五	六九・三
三一	一一八・九	一四七・九	九五・六	四〇〇	二〇五・一	二〇八・〇	一二五・四	八八	一五五・四	一六二・二	六七・四	二二	一六一・七	一六九・五	六四・一	四八	一五三・三	一五八・七	六八・五
三一	一一九・〇	一四七・六	九五・九	三九八	二〇五・三	二〇八・二	一二六・二	八九	一五七・九	一六四・七	六七・八	二二	一六二・七	一七〇・三	六四・〇	四八	一五五・六	一六二・二	六九・一
三一	一二八・三	一四六・三	九五・六	四一二	二〇七・〇	二一〇・〇	一二五・七	八八	一六〇・〇	一六六・九	六八・六	二二	一六三・七	一七一・四	六四・二	四七	一五八・四	一六五・一	七〇・一
三一	一二九・一	一四八・〇	九五・七	四一二	二〇七・五	二一〇・二	一二三・〇	八九	一六一・〇	一六七・八	六九・八	二二	一六二・一	一六九・六	六四・五	四八	一六〇・八	一六七・三	七一・八
三一	一三五・五	一八二・七	九七・三	四一四	二〇六・九	二〇九・七	一二八・〇	八七	一六三・六	一七〇・三	七一・一	二二	一六五・六	一七二・七	六六・二	四八	一六三・一	一六九・七	七二・四

昭和八年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

第十一表 (其三) 労働人員及労働賃銀指數 (日本銀行調査局調)

(1) 總指數及男女別

昭和八年	石油鑛業			其他ノ鑛業			總指數	男	女
	鑛山	總平均	男平均	女平均	總平均	男平均			
一月	三三	一六六・一	一七〇・四	八四・〇	一五四・四	一五五・四	八六・五	八二・〇	七三・〇
二月	三三	一六三・九	一七〇・四	八二・六	一五五・四	一五五・四	八六・三	八二・七	七四・三
三月	三三	一五九・七	一六三・六	八二・五	一五五・三	一五六・五	八六・〇	八五・〇	七五・〇
四月	三三	一六一・七	一六五・八	八三・八	一五六・五	一五六・五	八五・五	八五・七	七七・三
五月	三三	一七三・一	一七七・八	八五・九	一五六・四	一五六・四	八八・一	八六・一	七七・四
六月	三三	一六〇・七	一六四・九	八二・二	一五五・九	一五五・九	八五・二	八五・一	七七・二
七月	三三	一六一・八	一六六・〇	八三・二	一五四・四	一五四・四	八四・九	八四・七	七九・七
八月	三三	一六四・六	一六八・九	八三・七	一五二・二	一五二・二	八四・七	八四・五	七九・四
九月	三三	一六二・二	一六六・五	八三・〇	一五八・四	一五八・四	八四・五	八四・三	七九・三
十月	三三	一六一・七	一六六・一	八三・二	一五七・五	一五七・五	八四・〇	八三・九	七八・九
十一月	三三	一五九・八	一六四・〇	八二・八	一五六・六	一五六・六	八三・九	八三・〇	七八・八
十二月	三三	一六二・五	一六五・八	八二・八	一五六・六	一五六・六	八三・九	八三・〇	七八・八
平均	三三	一六一・五	一六五・八	八二・八	一五八・四	一五八・四	八五・一	八五・〇	七六・八

備考 製絲業ハ含まズ。

(2) 重要事業別

			昭和八年												平均
			一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
製絲業*	労働人員	三三・三	四七・〇	六四・九	六八・三	六六・〇	六六・〇	六八・六	六七・九	六八・〇	六八・二	六五・九	五三・六	六一・八	
	定額賃銀	六三・七	六二・二	六一・九	六〇・八	六〇・五	六一・九	六一・一	六一・一	六一・五	六一・五	六一・〇	六一・〇	六一・三	
	實收賃銀	六四・八	六三・二	六一・〇	五九・七	五八・九	六一・六	六二・三	六二・六	六二・五	六一・六	六〇・七	六一・九	六一・七	
紡績業*	労働人員	六二・八	六三・七	六三・九	六五・六	六五・五	六五・〇	六四・七	六四・一	六四・一	六四・一	六五・一	六五・六	六四・五	
	定額賃銀	七二・五	七二・一	七一・四	七〇・三	六九・五	六九・四	六九・四	六九・二	六九・四	六九・一	六九・五	六九・五	七〇・一	
	實收賃銀	六四・六	六四・三	六三・九	六三・一	六一・九	六一・七	六一・〇	六一・一	六一・一	六一・七	六一・〇	六一・六	六一・五	
織物業*	労働人員	六九・五	七〇・三	七一・〇	七二・八	七二・九	七二・九	七二・七	七二・五	七二・一	七二・四	七二・六	七二・七	七二・〇	
	定額賃銀	七三・〇	七二・八	七二・五	七一・三	七一・一	七一・一	七一・〇	七一・一	七一・一	七一・三	七一・三	七一・一	七一・六	
	實收賃銀	六八・〇	六八・三	六七・四	六六・六	六六・一	六六・三	六五・六	六五・三	六五・三	六五・七	六六・五	六六・二	六六・五	
機械製造業	労働人員	一一五・六	一一七・六	一二三・二	一二六・六	一二八・六	一三〇・〇	一三一・七	一三三・六	一四四・五	一四八・一	一五〇・六	一五三・〇	一三三・六	
	定額賃銀	八七・八	八七・四	八六・九	八六・六	八六・二	八五・八	八五・七	八五・二	八五・〇	八四・七	八三・九	八三・五	八五・七	
	實收賃銀	一〇五・四	一〇七・四	一〇六・八	一〇三・五	九九・六	九九・三	九七・一	九四・一	九六・〇	九七・〇	九八・八	一〇二・七	一〇〇・六	
船舶製造業	労働人員	七四・二	七五・二	七六・八	七九・一	八〇・〇	八〇・四	八〇・七	八〇・八	八一・六	八四・一	八六・〇	八七・三	八〇・五	
	定額賃銀	九四・七	九四・二	九三・七	九二・七	九二・〇	九一・四	九〇・九	九〇・九	九一・二	九〇・八	九〇・九	九一・一	九二・〇	
	實收賃銀	九六・七	九九・一	一〇〇・一	九六・三	九五・二	九六・四	九五・〇	九四・一	九五・七	九六・一	九七・五	一〇三・九	九七・一	
車輜製造業	労働人員	七八・九	八〇・五	八一・三	八二・一	八三・七	八四・四	八五・五	八六・三	八七・八	八九・六	九一・一	九一・六	八五・二	
	定額賃銀	八八・八	八八・七	八六・九	八七・一	八六・五	八六・九	八六・一	八五・四	八五・二	八四・九	八四・六	八四・六	八六・三	
	實收賃銀	八五・七	九〇・八	九一・八	八八・九	八九・八	八八・一	八八・七	八七・六	八七・五	八九・三	九〇・四	九五・〇	八九・五	
金屬品製造業	労働人員	九四・四	九五・六	九七・二	九八・〇	九八・八	一〇〇・〇	一〇一・〇	一〇一・七	一〇三・三	一〇四・一	一〇五・二	一〇七・三	一〇〇・五	
	定額賃銀	八九・六	八九・二	八八・八	八八・二	八七・九	八七・九	八八・〇	八八・〇	八七・七	八七・六	八七・二	八七・一	八八・一	
	實收賃銀	九六・八	一〇〇・六	一〇〇・四	九七・九	九六・二	九四・九	九三・六	九三・一	九三・九	九五・二	九六・二	九七・七	九六・三	

(1) 收入階級別一世帯一ヶ月平均實收入内譯

第十二表 (其一) 俸給生活者家計調査

第十二表 家計調査

(自昭和六年九月至同七年八月内閣統計局調査)

備考	製印刷業			飲食工業			人肥料業			製紙業			窯業		
	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀	労働人員	定額賃銀	實收賃銀
一、大正十五年甲ノ平均ヲ一〇〇トス。但シ製絲業ニ限り大正十五年三月ヨリ十一月マデノ平均ヲ一〇〇トス。	六八・一	八三・六	九〇・〇	八〇・三	九四・〇	九四・七	九八・三	九八・三	九八・三	九二・〇	九一・〇	九二・四	七三・七	八六・〇	八六・〇
一、賃銀指數ハ*印ヲ附セルモノニアリテハ女工ノ賃銀ニヨリ、其他ニアリテハ男工ノ賃銀ニヨル。	六八・九	八三・三	九二・〇	七九・六	九三・八	九三・六	九七・五	九七・五	九七・五	九二・九	九一・三	九二・七	七三・一	八六・五	八四・四
	六九・六	八三・二	九二・三	八〇・一	九三・九	九三・三	九六・三	九六・三	九六・三	九二・一	九二・一	九二・一	七二・一	八六・五	八四・三
	七〇・四	八三・一	九〇・八	七九・八	九三・八	九二・二	九五・三	九五・三	九五・三	九二・三	九二・三	九二・三	七二・一	八六・三	八二・六
	七一・〇	八三・〇	八六・七	七九・三	九三・六	九二・七	九八・四	九八・四	九八・四	九三・二	九一・七	九三・二	七四・四	八五・九	八三・八
	七一・三	八三・二	八八・一	七九・四	九四・一	九三・二	九六・二	九六・二	九六・二	九二・七	九一・五	九二・七	七五・二	八六・一	八三・八
	七二・九	八三・三	八八・一	八〇・八	九三・八	九四・一	九四・六	九四・六	九四・六	九三・四	九一・八	九三・四	七五・九	八五・九	八二・七
	七三・六	八三・三	八八・五	九一・八	九三・八	九三・〇	九三・〇	九三・〇	九三・〇	九二・三	九一・九	九二・三	七六・二	八六・〇	八二・六
	七四・三	八三・三	九〇・八	八二・一	九三・五	九一・九	九二・八	九二・八	九二・八	九二・五	九一・六	九二・五	七六・五	八六・〇	八三・六
	七五・五	八二・七	九〇・〇	八三・七	九二・九	九二・〇	九三・一	九三・一	九三・一	九二・四	九一・三	九二・四	七七・三	八五・六	八二・二
	七六・四	八二・五	九一・八	八五・六	九二・八	九一・四	九三・九	九三・九	九三・九	九二・八	九一・七	九二・八	七八・〇	八五・五	八四・〇
	七七・〇	八二・三	九四・四	八五・一	九二・八	九二・三	九五・四	九五・四	九五・四	九一・六	八九・七	九一・六	七八・八	八五・六	八三・二
	七二・四	八三・〇	九〇・三	八一・五	九三・六	九二・五	九五・四	九五・四	九五・四	九二・四	九一・三	九二・四	七五・〇	八六・〇	八三・六

一世帶平均消費單位	總數	對實實收支出入	對勤實勞收支出入	實收入						世帶總數	人世帶總數																
				勤勞收入			外勞收入					總數															
				勤勞收入	財產收入	其他收入	勤勞收入	財產收入	其他收入																		
二・九二	五〇圓	九・七七	〇・八六	八二・四六	一・四〇	七・二四	〇・三七	八・九一	〇・八四	〇・六一	〇・四〇	八一・四七	八三・三三	九三・三三	二、〇三四・六四	三五五	未滿	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	以〇〇圓上				
未滿	二・九四	四・五三	四九・八五	〇・一四	一・四四	〇・七六	四・七九	一・五八	〇・八〇	〇・三三	〇・一〇	四五・三三	四六・九一	四六・〇一	二・〇二	二七・四四	未滿	三・九二	二五・五三	三六・四一	四六・〇一	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八
未滿	二・九六	二・二八	二・五二	五五・七三	〇・〇五	三・九八	〇・〇八	四・〇三	〇・〇〇	〇・三三	〇・一〇	五三・四三	五三・三三	五三・〇一	三・九二	二七・四四	未滿	三・九二	二五・五三	三六・四一	四六・〇一	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八
未滿	二・九八	四・八二	〇・五〇	六一・一九	〇・五五	三・六九	〇・〇八	四・三三	〇・〇〇	〇・三三	〇・一〇	六一・二七	六一・六九	六一・〇一	三・六二	二五・五三	未滿	三・六二	二五・五三	三六・四一	四六・〇一	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八
未滿	二・九八	六・四七	一・五二	六九・二六	〇・三三	四・四六	〇・一八	四・九六	〇・六〇	〇・三三	〇・一七	六九・五一	七〇・六七	七五・六三	三・八〇	二九・四一	未滿	三・八〇	二九・四一	三六・四一	四六・〇一	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八
未滿	二・九八	九・六四	二・七八	七五・五五	一・〇一	五・四九	〇・三六	六・八六	〇・七五	〇・三三	〇・二二	七七・三七	七八・三三	八五・一九	三・八五	三九・六四	未滿	三・八五	三九・六四	四六・〇一	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八	
未滿	二・九八	一一・七九	三・四三	八二・八一	〇・八一	七・一六	〇・四〇	八・三七	〇・七七	〇・四四	〇・六四	八四・三八	八六・二三	九四・六〇	三・九六	四九・三六	未滿	三・九六	四九・三六	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八	一二・九七	
以〇〇圓上	三・〇〇	一一・七九	一・七八	九九・九一	二・七五	一〇・四七	〇・五三	一三・七五	一・七六	〇・八四	〇・五六	九四・九七	九八・一三	一一・八八	三・九七	五〇・四五	未滿	三・九七	五〇・四五	五五・三三	六六・〇一	七五・六三	八五・一九	九四・六〇	一一・八八	一二・九七	

(2) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實支出內譯

總額	八二・四六	四九・八五	五五・七三	六一・一九	六九・二六	七五・五五	八二・八一	九九・九一
飲食物費	二六・三四	一五・八六	二〇・五六	二二・九二	二三・六三	二四・九五	二六・五六	二九・八五
米麥費	七・〇六	六・三九	六・六六	六・八九	七・〇一	六・九四	七・一三	七・一七
副食物費	一〇・一〇	七・六四	七・八〇	八・三五	九・二五	九・七三	一〇・四四	一一・一三
出前外出先ノ食費	二・八二	〇・四八	二・一三	一・七〇	二・〇六	二・六一	二・六八	三・七五
嗜好品費	六・三六	一・三五	三・九七	四・九八	五・三三	五・六七	六・三一	七・八〇
住居費	一五・六〇	一六・六七	一〇・八九	一一・二〇	一三・九〇	一五・一九	一五・〇三	一八・五〇
光熱費	三・九五	三・九六	二・八七	三・二〇	三・七二	三・八九	三・九一	四・三八
被服費	一〇・八六	二・八七	七・六二	七・七九	八・六四	九・三八	一一・二七	一三・五六
其他ノ諸費	二五・七一	一〇・四九	一三・七九	一七・〇八	一九・二七	二二・一四	二六・〇四	三三・六二
保健衛生費	六・三四	一・五四	三・七一	四・七〇	四・九九	五・五六	六・四六	七・九四
育兒費	〇・七〇	—	〇・八五	〇・五二	〇・五〇	〇・八〇	〇・六三	〇・八二
教育費	〇・九九	—	〇・六九	〇・九四	〇・六一	〇・七五	〇・九四	一・三六
交通費	一・五八	〇・一一	〇・七八	一・〇一	一・一三	一・三五	一・四五	二・一九
通信運搬費	〇・四三	〇・二三	〇・二九	〇・二六	〇・三三	〇・三五	〇・四二	〇・六〇
文房具費	〇・一八	—	〇・〇八	〇・一四	〇・一六	〇・一四	〇・二三	〇・一九
負擔費	〇・六一	〇・二八	〇・四八	〇・四三	〇・五三	〇・五四	〇・七〇	〇・九〇
交際費	七・四一	四・二二	三・八〇	四・五六	五・八三	六・〇二	七・七二	九・七八
修養娛樂費	四・六九	一・三〇	一・七七	三・一四	三・四八	四・二六	五・三一	五・七二
旅行費	一・〇七	—	一・一九	〇・五八	〇・七一	〇・八九	〇・七九	一・六六
其他費	一・六一	二・二〇	〇・一五	〇・七一	〇・九五	一・三五	一・三〇	二・五六
記入不備	〇・一〇	〇・八三	—	〇・〇九	〇・〇七	〇・一三	〇・〇九	〇・一〇

(3) 收入階級別一世帶一ヶ月平均總收入及總支出

出 支 總						入 收 總													
支 實					總 實	收 實					總 實								
貸	保	無	貯	繰	全	其	掛	負	質	貸	保	無	貯	繰	全	收 入 額	總 數		
金	險	盡	金	越	額	他	買	債	入	金	險	盡	金	越	額	入 額			
ノ	外	以	出	支	實	入	收	ノ	外	以	入	收	實	入	總	實	總		
一・〇八	三・七三	〇・九一	一五・三六	四一・六〇	七六・三八	一五八・八四	〇・四三	一一・二六	一・五三	〇・〇一	〇・七三	〇・二四	〇・五八	一〇・四三	六六・六一	九三・二三	一五八・八四	五〇圓	未滿
〇・八三	二・一九	〇・一七	二・五〇	一八・四〇	三三・三五	八三・二〇	—	四・九九	—	一・七四	—	—	—	四・五四	三六・二九	四六・九一	八三・三〇	六〇圓	未滿
〇・七二	二・二五	—	三・八四	二四・八二	四一・二三	九六・九五	〇・六一	一・〇三	—	〇・二五	〇・二七	—	—	四・七四	二四・二七	五八・〇一	九六・九五	七〇圓	未滿
〇・三三	一・五五	一・〇一	九・五七	三三・一八	五七・六二	一一八・八一	〇・四五	一・五六	〇・〇一	〇・三一	〇・三九	〇・四四	〇・四四	六・六八	三三・八七	六六・〇一	一二八・八一	八〇圓	未滿
〇・五〇	二・四二	〇・四六	一〇・〇四	三五・八六	六二・八六	一三三・〇三	〇・一六	二・一八	〇・〇〇	〇・四九	〇・二〇	〇・一〇	〇・一〇	七・一六	三五・六六	七五・六三	一三三・〇三	九〇圓	未滿
一・三三	二・九六	〇・九六	一二・五五	四一・一七	七二・六五	一四八・二〇	〇・一四	一一・二〇	—	〇・九二	〇・二三	〇・四二	〇・七	八・〇七	四〇・六五	八五・一九	一四八・二〇	一〇〇圓	未滿
一・二五	三・六六	〇・九六	一五・一六	四三・〇四	七七・三六	一六〇・〇七	〇・四五	一・二五	—	〇・八三	〇・二四	〇・六七	八・六九	四一・八五	六五・四七	九四・六〇	一六〇・〇七	一〇〇圓	未滿
一・三五	五・五四	一・〇五	二二・七二	四七・四八	九一・三四	一九一・二五	〇・六九	一・五九	〇・〇三	〇・七六	〇・二〇	〇・八八	一五・七〇	四七・六〇	七九・三七	一一一・八八	一九一・二五	一〇〇圓	以上

第十二表 (其二) 勞働者家計調査

(1) 收入階級別一世帯一ヶ月平均實收入内譯

第一部 統計表	實收										世帯 總數	世帯 總數	支出				
	外勞勤			勞勤			總數	世帯 總數	質受金	負債返還			掛買拂	其他			
	其 他	受 贈	財產 收入	全 額	家 族 收入	者 收 入									世 帶 主 副 收 入	帶 本 收 入	世 本 收 入
0.46	4.77	0.23	5.46	1.28	1.43	0.08	75.19	77.97	83.43	4.18	4,242.2	50	50	1.56	2.36	0.73	0.33
0.40	2.18	0.24	2.82	—	1.98	0.00	39.45	41.43	44.25	3.93	54.97	24	未滿	0.43	8.84	—	—
0.23	3.17	0.03	3.43	0.28	1.07	0.16	51.03	52.54	55.97	3.86	273.81	71	未滿	0.68	8.32	0.60	—
0.31	3.57	0.09	3.97	0.33	1.73	0.10	59.03	61.18	65.15	3.94	763.74	194	未滿	1.11	10.27	0.46	0.44
0.35	3.96	0.23	4.43	0.64	1.53	0.90	68.25	70.51	74.94	4.24	755.53	180	未滿	2.00	10.55	1.17	0.66
0.49	4.85	0.29	5.63	1.27	1.99	0.08	76.35	79.19	84.82	4.34	780.53	184	未滿	1.34	11.55	0.77	0.33
0.64	4.95	0.33	5.92	0.93	1.14	0.05	86.43	88.55	94.47	4.30	653.69	153	未滿	1.85	11.83	0.49	0.01
0.65	7.24	0.38	8.27	3.53	1.25	0.06	98.94	103.78	113.05	4.43	871.85	197	以上	1.47	11.94	0.75	0.44

實支	七三・〇八	四五・七七	五一・三三	五八・七五	六五・七五	七五・七一	八一・六五	九四・六二
對勤勞收入	四・八九	—	一・二二	二・四三	四・七六	三・四八	六・九〇	九・一六
對實收入	—	四・三四	—	—	—	—	—	—
對實支出	一〇・三五	—	四・六四	六・四〇	九・一九	九・二二	二・八二	一七・四三
對實收入不足	—	—	—	—	—	—	—	—
對實支出不足	—	一・五三	—	—	—	—	—	—

(2) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實支出內譯

一世帶平均消費單位	總數	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	以
總額	三・二二	五〇圓	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九〇圓	一〇〇圓	一〇〇圓以上
飲食物費	七三・〇八	四五・七七	五一・三三	五八・七五	六五・七五	七五・七一	八一・六五	九四・六二
米麥費	二五・八三	二〇・一六	二〇・六七	三三・三六	二四・〇七	二六・五四	二八・七六	三〇・二〇
副食物費	八・二二	七・八二	七・七〇	七・八一	七・八九	八・二八	八・四九	八・三八
出前外出先ノ食費	九・五四	七・三三	七・三二	八・三五	八・九五	一〇・〇一	一〇・五八	一〇・九七
嗜好品費	二・〇七	一・二五	一・三九	一・四二	一・六五	一・九八	二・四三	三・二二
住居費	六・一〇	三・七六	四・二六	四・七八	五・五八	六・二七	七・二六	七・六三
光熱費	一二・六九	七・〇五	九・三五	一〇・五九	一一・四一	一二・二五	一四・一三	一五・八八
被服費	三・三六	二・五九	二・八二	二・九〇	三・一四	三・四八	三・七二	三・八九
其他ノ諸費	九・三五	四・五四	五・九七	七・一二	八・二五	九・六五	一〇・五四	一二・九四
保健衛生費	二一・八五	一一・四三	一二・五二	一五・七八	一八・八三	二二・七九	二四・五〇	三二・七一
育兒費	五・五四	三・九二	三・七四	四・四六	四・九四	五・九五	六・〇三	七・一三
教育費	〇・五九	〇・三五	〇・三八	〇・三八	〇・六一	〇・七三	〇・五五	〇・七八
交通費	〇・九二	〇・四七	〇・五六	〇・五〇	〇・五〇	〇・九五	一・一一	一・六三
交通費	〇・九五	〇・三四	〇・六三	〇・六九	〇・七五	一・〇四	一・三二	一・三五

通信運搬費	0.21	0.11	0.21	0.14	0.20	0.24	0.23	0.31
文房具費	0.11	0.05	0.06	0.09	0.10	0.10	0.11	0.16
負擔費	0.59	0.32	0.38	0.41	0.55	0.59	0.64	0.88
交際費	0.48	0.24	0.37	0.36	0.52	0.64	0.56	0.34
修養娛樂費	0.55	0.16	0.20	0.25	0.10	0.33	0.28	0.21
旅行費	0.68	0.37	0.33	0.50	0.50	0.75	0.77	1.01
其他	0.08	0.95	0.59	1.59	1.80	1.89	1.82	3.80
記入不備	0.15	0.15	0.07	0.11	0.11	0.18	0.18	0.20

(3) 收入階級別一世帯一ヶ月平均總收入及總支出

總額	144.17	86.67	102.95	126.38	130.39	147.33	158.23	189.36
實收額	83.43	44.25	55.97	65.15	74.94	84.82	97.47	120.55
全額	60.74	42.42	46.98	51.23	55.45	63.51	63.65	77.31
繰越額	37.77	25.46	30.73	33.44	35.31	37.99	38.30	48.04
貯金引出	5.99	2.88	4.05	3.76	4.64	7.04	5.96	9.40
無盡取金	1.35	—	0.15	0.91	0.99	1.49	2.44	1.68
保險金	0.73	—	0.53	0.52	0.35	0.47	0.24	1.85
貸入金	1.03	0.34	0.27	0.69	0.68	1.13	1.27	1.72
質入	0.01	0.15	0.06	0.02	0.01	0.03	0.00	0.01
質債	2.60	2.27	2.00	2.17	2.01	3.09	3.09	2.97
掛金	10.99	9.11	9.17	10.39	11.27	10.94	13.14	11.29
其他	0.26	—	0.01	0.33	0.19	0.34	0.11	0.34

第一部統計表

總額	總支實																	
	出支ノ外以出支實																	
	全額	繰越	貯金	無盡掛金	保險料	貸金	質受金	負債返還	掛買拂	其他								
一四〇・七	七三・〇八	七二・〇九	三六・五七	一一・〇〇	二・六三	三・四二	一・三四	〇・〇六	二・六一	一一・二九	〇・二七	八六・六七	一〇三・九五	一一六・三八	一三〇・三九	一四七・三三	一五八・二二	一八九・三六
六〇圓	未滿	八〇圓	未滿	一〇〇圓	未滿	三〇圓	未滿	四〇圓	未滿	一四〇圓	未滿	一六〇圓	未滿	一八〇圓	未滿	二〇〇圓	未滿	三〇〇圓
六〇	一〇六	一六六	二六六	三六六	四六六	五六六	六六六	七六六	八六六	九六六	一〇六六	一一六六	一二六六	一三六六	一四六六	一五六六	一六六六	一七六六

第十二表 (其三) 農業者家計調査

(自大正十五年九月至昭和二年八月內閣統計局調査)

(1) 收入階級別一世帶一ヶ月平均實收入内譯

世帯總數	總數	世帯		總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	總數	
		員	帶																	
六七〇	一〇六	一六六	二六六	三六六	四六六	五六六	六六六	七六六	八六六	九六六	一〇六六	一一六六	一二六六	一三六六	一四六六	一五六六	一六六六	一七六六	一八六六	一九六六
三、九〇五・三一	四、八五二	七、〇七四	九、五〇三・三九	七、三八八・八二	四、五三二・二九	二、五五八・八四	一、三五五・三三	三、三八〇	一、一〇四・四七	三、九〇五・三一	四、八五二	七、〇七四	九、五〇三・三九	七、三八八・八二	四、五三二・二九	二、五五八・八四	一、三五五・三三	三、三八〇	一、一〇四・四七	三、九〇五・三一
五・八三	四・三三	五・六七	五・八三	六・三二	六・五五	六・七三	六・四四	六・五六	七・三六	八・一六	八・九六	九・七六	一〇・五六	一一・三六	一二・一六	一二・九六	一三・七六	一四・五六	一五・三六	一六・一六
九六・一六	四七・一〇	七〇・二二	八九・四八	一〇九・八二	一三〇・九四	一四八・三〇	一六七・三四	一八九・九三	二二〇・〇五	二四〇・一七	二六〇・二九	二八〇・四一	三〇〇・五三	三二〇・六五	三四〇・七七	三六〇・八九	三八〇・〇一	四〇〇・一三	四二〇・二五	四四〇・三七
六二・五七	二九・〇七	四四・八九	五六・六八	七二・五六	八三・五七	九六・三二	一一七・九一	一三四・一九	一二九・〇八	一四七・二七	一六六・四六	一八五・六五	二〇四・八四	二二四・〇三	二四三・二二	二六二・四一	二八一・六〇	三〇〇・七九	三一九・九八	三三九・一七

當 人 一	實 收 入		實 支 出		實 收 入 對 實 支 出	農 業 純 收 入	農 業 外 收 入	農 業 外 勤 勞 收 入	農 業 純 收 入 及 勤 勞 收 入 對 實 支 出	農 業 純 收 入 及 勤 勞 收 入 對 實 支 出	實 收 入 對 實 支 出	入 收 入			實 支 出			
	勤 勞 收 入		家 族 收 入									勤 勞 收 入			家 族 收 入			
	世 帶 主 收 入	世 帶 主 配 偶 收 入	其 他	受 贈								財 產 收 入	全 額	其 他	受 贈	財 產 收 入		
實 收 入	110.3	5.30	0.83	4.90	110.3	10.56	1.89	4.04	23.79	34.82	97.39	3.88	7.18	13.00	23.56	4.90	0.83	4.90
實 支 出	6.49	4.07	0.93	1.49	6.49	6.72	1.50	2.67	24.23	30.72	59.79	1.94	3.59	6.01	11.54	1.49	0.93	1.49
實 收 入 對 實 支 出	8.90	4.36	1.23	3.35	8.90	7.92	1.58	2.19	21.98	30.90	75.81	2.65	4.87	8.86	16.38	3.35	1.23	3.35
農 業 純 收 入	11.46	5.14	0.87	5.45	11.46	9.72	1.97	3.66	24.92	36.37	93.05	2.79	6.52	12.03	21.34	5.45	0.87	5.45
農 業 外 收 入	12.85	5.95	0.52	6.38	12.85	11.33	2.04	4.02	23.35	36.10	107.67	3.62	7.48	14.31	25.41	6.38	0.52	6.38
農 業 外 勤 勞 收 入	14.07	6.03	0.62	7.42	14.07	12.75	2.15	5.08	28.65	43.72	126.28	5.69	10.39	17.32	33.30	7.42	0.62	7.42
農 業 純 收 入 及 勤 勞 收 入 對 實 支 出	21.65	5.56	0.66	5.43	21.65	14.29	1.73	6.01	31.00	42.66	138.88	4.45	13.46	22.52	40.43	5.43	0.66	5.43
實 收 入 對 實 支 出	8.88	3.63	0.21	5.04	8.88	18.31	1.38	6.30	13.30	23.18	140.09	7.90	10.09	22.56	40.55	5.04	0.21	5.04
農 業 純 收 入	15.3	13.71	0.11	1.21	15.3	18.93	2.29	7.73	0.10	1.51	139.32	3.24	15.11	32.36	50.71	1.21	0.11	1.21
農 業 外 收 入	290.21	14.70	0.99	1.52	290.21	17.53	3.97	8.53	11.19	40.40	169.48	4.93	20.86	37.03	62.82	1.52	0.99	1.52

第一部統計表

備人料	其他	記入不備
0.16	6.05	0.87
0.07	3.25	0.24
0.05	4.08	0.30
0.11	5.71	0.62
0.20	6.41	1.39
0.19	9.68	1.43
0.45	10.37	1.91
0.35	9.33	0.95
1.23	6.24	3.38
0.37	13.33	2.88

(3) 收入階級別一世帯一ヶ月平均總收入及總支出

總數	總收入		總支出																	
	實收額	總額	實收					實支												
			無盡取金	貯金引出	繰越額	總額	繰越額	貯金	無盡掛金											
28.28	96.26	233.23	31.6	13.68	80.98	28.8	96.39	131.89	81.29	13.44	5.43	3.18	4.98	4.80	6.46	7.79	5.88	8.25	9.69	6.37
60	47.10	86.93	—	10.39	51.67	134.03	59.79	74.24	50.82	7.42	3.18	4.98	4.80	6.46	7.79	5.88	8.25	9.69	6.37	
80	70.21	99.99	0.01	1.40	64.39	170.20	75.81	94.39	63.69	7.88	4.98	4.80	6.46	7.79	5.88	8.25	9.69	6.37		
100	89.48	117.64	0.01	1.33	76.36	207.22	93.05	114.07	75.93	11.71	4.80	6.46	7.79	5.88	8.25	9.69	6.37			
130	109.82	126.56	0.19	1.30	86.46	236.38	107.67	127.71	86.03	14.04	6.46	7.79	5.88	8.25	9.69	6.37				
160	129.81	160.87	0.37	1.66	110.05	291.81	126.28	165.53	111.59	15.23	7.79	5.88	8.25	9.69	6.37					
200	148.30	160.20	—	1.63	113.83	308.50	138.88	169.62	115.61	15.67	5.88	8.25	9.69	6.37						
250	167.34	153.31	0.14	1.63	110.33	330.65	140.09	180.56	116.33	20.46	8.25	9.69	6.37							
300	189.93	220.02	—	1.10	175.91	409.95	139.33	270.63	187.48	43.42	9.69	6.37								
400	231.21	224.59	—	1.10	156.55	455.70	169.48	286.22	166.56	58.09	6.37									
500	331.21	234.59	—	1.10	156.55	455.70	169.48	286.22	166.56	58.09	6.37									

以外支出		保	貸	負	掛	共			
		險	金	債	買	ノ			
		料	返	拂	他				
昭三	昭四	昭五	昭六	昭七	昭三	昭四	昭五	昭六	昭七
1.06	0.74	0.52	0.66	0.96	0.09	0.02	0.04	0.01	0.02
2.44	1.42	0.66	2.84	5.45	10.39	0.03	0.01	0.01	0.03
8.76	6.34	5.59	8.31	10.33	10.39	0.03	0.01	0.01	0.03
10.39	9.30	8.30	10.16	13.33	10.39	0.03	0.01	0.01	0.03
0.09	0.04	0.02	0.01	0.03	0.09	0.02	0.01	0.01	0.03

第十三表 (其一) 業態別工場災害者數累年表 (工場監督年報ニ據ル、以下同シ)

業態	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡
染織工場	9,219	41	8,955	60	7,770	17	5,790	35	5,587	37
機械器具工場	23,247	83	25,691	106	22,453	81	17,298	76	16,968	75
化學工場	7,541	82	8,675	102	8,387	63	6,677	74	6,239	51
飲食物工場	1,146	23	1,141	16	1,169	21	1,078	30	879	8
雜工場	3,665	58	3,809	62	4,224	49	3,475	44	3,685	43
特別工場	866	23	933	33	978	23	889	25	885	27
計	44,684	298	49,204	379	43,270	243	35,207	284	34,233	250
官設工場	9,823	50	8,910	33	7,724	59	6,109	31	5,487	27
總計	54,966	348	58,113	411	50,984	300	41,316	315	39,720	277

備考 總數中ニハ死亡數ヲ含ム工場法適用工場ニツキ休業三日以上及其見込ノモノニツキ調査セルモノナリ

第十三表 (其二) 業態別工場災害者數

(昭和七年)		死 亡		重 傷		輕 傷		業態別工場	
女	男	女	男	女	男	女	男	業態別工場	計
三	三	三	三	五九	八二	二、〇三六	二、一八四	染織工場	二四
二	二	二	二	五	三、五五	一七三	一三、二九	機械及器具工場	七三
三	三	三	三	五	一、三八四	一五六	四、五八〇	化學工場	四八
一	一	一	一	四	二〇六	八〇	五六一	飲食物工場	八
一	一	一	一	三	一、一九九	四	二、三九	雜工場	三
一	一	一	一	三	二四	二九	五八七	特別工場	七
八	八	八	八	七〇〇	七、三八九	二、五三四	二三、三六〇	計	二四三
一	一	一	一	三	一、四九九	八	三、八七五	官設工場	二七
八	八	八	八	七八	八、八四八	二、六三	二七、三三五	總計	二九

第十三表 (其三) 業態別工場災害原因調 (昭和七年)

運轉中ノ			原動機ニ因ルモノ			調索、調索、調索ニ因ルモノ			車軸ニ因ルモノ			業態別工場	
輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	業態別工場	計
傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	染織工場	四
二	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	機械器具工場	七
一	九	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	化學工場	三
一	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	飯食物工場	二
一	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	雜工場	二
一	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	特別工場	一
一	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	計	一〇七
一	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	官設工場	四
一	七	一	一	五	五	二	三	三	二	二	二	總計	二三

第一部統計表

ノモル因ニ置裝導傳力動及械機

其 ノ 他	運搬機又ハ之ニ依 リ取扱中ノ物體ニ 因ルモノ			揚重機又ハ之ニ依 リ取扱中ノ物體ニ 因ルモノ			研磨機ニ因ルモノ			ノハ機若ハ壓穿機又 ハ之ニ依リ加工中 ノ物體ニ因ルモノ			加工中ノ物體ニ因 ルモノ			鋸機又ハ之ニ依リ 加工中ノ物體ニ因 ルモノ			轉子又ハ之ニ依リ 加工中ノ物體ニ因 ルモノ			齒輪類ニ因ルモノ				
	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死		
傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡
六九五	三三七	二	五九	一	一	七	一	一	七	一	一	六	一	一	三	六	一	二五〇	一九〇	一	二七三	一三三	一			
七三八	三九四	一	九三	四	二	三五四	一三五	五	二三五	五五	一	二三四	二二	一	九二	四三	一	三三三	八七	二	九七	八九	六			
二〇〇	一三二	一	四〇	八	一	二二	二二	一	一六	二	一	三	六	一	一四	九	一	七〇	二〇	一	四〇	四六	一			
七	三	一	六	一	一	三	二	一	一	一	一	二	三	一	一	一	一	四	六	一	六	三	一			
一七四	一四六	三	六〇	一	一	九	二	一	二八	八	一	五	三	一	四七四	四一九	一五	三五	三八	一	五三	三七	一			
一五	一六	二	八	一	一	一七	一	一	二	一	一	三	一	一	二	一	一	三	七	一	一	八	一			
一、八五九	一、〇三七	九	二六六	一四	二	四二三	一五四	七	二八八	六五	一	三三三	二八三	一	五九四	四七七	一六	六八四	四五八	三	四七九	三五四	九			
一三八	六九	二	六一	二四	一	一五	六二	五	四七	三	一	七	五〇	一	四一	二七	一	四	一三	一	二四	三一	一			
一、九九七	一、一〇六	一	三三七	三八	二	五二八	二二六	一三	三三五	七七	一	三九四	三三三	一	六三五	五〇四	一六	七二八	四七一	四	五二三	三八五	一〇			

第一部 統計表

毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ			電氣ニ因ルモノ			物體擊突シタルニ因ルモノ			物體ノ落下顛倒又ハ飛來ニ因ルモノ			高所ヨリ墜落ニ因ルモノ			自己使用中ノ工具又ハ之ニ依リ加工中ノ物體ニ因ルモノ			機械ヲ用ヒザル運搬又ハ取扱中ノ物體ニ因ルモノ			動力ヲ用ヒザル運搬機(重力ニ依ルモノヲ含ム)吊揚機又ハ之ニ依リ取扱中ノ物體ニ因ルモノ					
輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死	輕	重	死			
傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡	傷	傷	亡
二五	四		四	一四	二	二〇七	九		三四三	四〇		一八	六	五	四三	二〇		四七	一八	一	一〇三	三				
四七	一〇		九	一九	八	三七二	一八	一	二、二〇八	四〇三	六	三八〇	二九	一六	二、一五三	二五八	一	二、二九六	六六七	五	二八六	一五一	五			
一四一	四		一三	一七	二	二二三	一〇		六九六	一三五	四	一九四	九六	二	五四二	五五		八〇五	二五一	一	一四八	七六				
三	一		一		一	三	三		七	二	一	四七	二四	一	六四	三		一三一	四	一	二	九				
二			四	一		六	四	一	二九二	七	一	四	一六	二	二三〇	三〇		五三七	二六	二	七五	二八				
三	二		一三	四〇	二〇	一三	四		一六	一八	一	三	三	二	六九	九		八七	三九		一五	三				
二二	七		一六八	九	三	九〇〇	四八	二	三、七二二	六七九	一三	八八八	四五五	二八	三、四八九	三七五	一	四、一七三	一、三五五	一〇	六四七	二九九	五			
四	三		六	一六		一六二	五	二	八〇九	三三四	一	一六五	一三七	三	六〇六	一八一	四	五四九	一六二		一二	五				
二五六	九		二二〇	一〇七	三	一、〇六一	一〇三	四	四、五二一	一、〇三	一四	一〇五二	五九二	三	四、〇九五	五五六	五	四、七三二	一、五二七	一〇	七六八	三五〇	五			

合 計	其 他			工場附屬建築物煙突又 ハ高架槽ノ倒壞ニ因ル モノ			汽罐其他壓力ヲ有スル 容器ノ破裂ニ因ルモノ			火災ニ因ルモノ			熱湯其他高熱物體ニ因 ルモノ			爆發性發火性又ハ引火 性料品ニ因ルモノ			有毒瓦斯ニ因ルモノ				
	輕 傷	重 傷	死 亡	輕 傷	重 傷	死 亡	輕 傷	重 傷	死 亡	輕 傷	重 傷	死 亡	輕 傷	重 傷	死 亡	輕 傷	重 傷	死 亡	輕 傷	重 傷	死 亡		
四、二二〇	一、三四〇	七	五七八	二二六	一	二七	七	一	七	一	一	五	一	一	一三七	四九	三	四	六	一	一	一	二
一三、三〇三	三、五九一	七五	一、九〇九	四四七	一	五四	一	一	一	一	一	四	一	一	一、〇〇五	二二三	一	七五	二九	六	二五	二	一
四、七三六	一、四四二	五二	九八七	一七四	一	一	一	一	二	一	一	一四	一	一	二八	八七	二	三九	三	三	七三	六	四
六二四	二三〇	八	一五四	四三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	四	二	一	二	一	一	二	一	一
二、四〇六	一、二四七	四三	二六四	九九	二	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一六	一〇	二	二	九	一	三	一	一
五九九	二四九	三七	一一二	四一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七四	一八	三	一	六	二	一	一	三
二五、八九四	八、〇八九	二五〇	四、〇〇三	九二九	八	八三	七	二	一三	二	一	六五	二	一	一、五六四	四〇七	二二	一三三	八五	三	一〇四	八	一〇
三、九六三	一、四九七	二七	六〇六	一四一	一	二	一	一	八	二	二	一	一	一	一四八	三八	一	四三	二一	一	二八	三	三
二九、八五七	八、五八六	二七七	四、六〇九	一、〇七〇	九	八四	八	二	二	四	三	六五	三	一	一、七二二	四四五	一三	一六五	一〇六	三	一三二	二	一三

第十四表(其一) 鑛山災害死傷人員累年表 (本邦鑛業ノ趨勢ニ據ル、以下同シ)

年	災害回数	死亡		重傷		輕傷		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
昭和三年	一四三、〇三五	六九七	九四	二、六三四	四八三	三、二一七	一三〇、八六三	一七、九九三	一三八、八五六
同 四年	一二九、六四九	八九六	六八	二、九二七	四四六	三、三三三	一一一、四〇四	一四、六四二	一二六、〇四六
同 五年	一〇七、三四六	八八八	五六	二四、一七三	二、七七二	二六、九四三	七三、七四三	七、一五〇	七九、八九三
同 六年	七八、三二〇	六七〇	二四	三〇、一四八	一、四七九	二二、六二七	五二、八〇八	三、五三〇	五六、三三八
同 七年	六五、七二四	六六三	二二	一七、六〇四	九二四	一八、五三八	四四、五三八	二、三〇八	四六、八四六
		(三)	(三)	(三)	(一七〇)	(一七〇)	(一五四)	(一五四)	(三五五)

備考 昭和五年以降平字ハ鑛夫、括弧内ハ職員ノ罹災者數ヲ示ス、休業二週間以上ノ負傷ヲ受ケタル者ヲ重傷トシ、休業三日以上負傷ヲ受ケタル者ヲ輕傷ト看做セリ

第十四表(其二) 鑛山種別災害死傷人員數 (昭和七年)

種別	災害回数	死亡		休業二週間以上		休業三日以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
坑内	四、〇三九	四五	一	一、〇〇九	九	二、九七一	二九	三、〇〇〇	四、〇三四
坑外	二、二四五	二一	一	五五	七二	一、五〇二	一三九	二、〇三九	二、二〇〇
計	六、二八四	五七	一	一、五五三	八〇	四、四七三	一六八	四、六四一	六、二三四
		(三)	(三)	(九)	(九)	(九)	(九)	(九)	(二〇)

石炭山	坑内		坑外		計	石油山	其他ノ坑内		其他ノ坑外		計	通計
	回數	死亡者數	回數	死亡者數			回數	死亡者數	回數	死亡者數		
	四、五七三	五八、〇七	二、二	四、五六六	五八、五七三	二四二	三三	三〇一	三〇一	六二五	六五、七三四	六五、七三四
	(二六)	五六四	(二)	二二	五八五	一	(一)	四	四	二〇	六六三	六六三
	一四、六四五	五八三	一、一八四	二、二五	一五、八二九	九二	六	六	六	一五〇	六八六	六八六
	(二六)	一四、六四五	(一)	二、二五	一五、八二九	九二	(一)	(一)	(一)	(二)	(三二)	(三二)
	六七八	一五、三三三	一四八	一、三三三	八二六	一	一〇	七	七	一七	九二四	九二四
	(一五三)	一五、三三三	(八)	一、三三三	一六、六五五	九三	九四	七三	七三	一六七	一八、五三八	一八、五三八
	三六、六八四	三六、六八四	二、八一九	二、八一九	三九、五〇三	一四六	二〇二	二二四	二二四	四一六	四四、五三八	四四、五三八
	(一五三)	三六、六八四	(九)	二、八一九	三九、五〇三	一四六	二〇二	二二四	二二四	四一六	四四、五三八	四四、五三八
	一、七〇九	三八、三九三	三八九	三、二〇八	二、〇九八	三	二五	一四	一四	三九	二、三〇八	二、三〇八
	(一三六)	三八、三九三	(九)	三、二〇八	二、〇九八	三	二五	一四	一四	三九	二、三〇八	二、三〇八
	五、一八九三	五、一八九三	四、〇三四	四、〇三四	五、五九七	二九九	三〇二	二八四	二八四	五八六	六二、八〇五	六二、八〇五
	(一三五)	五、一八九三	(一八)	四、〇三四	五、五九七	二九九	三〇二	二八四	二八四	五八六	六二、八〇五	六二、八〇五
	二、四〇六	二、四〇六	五、四一	五、四一	二、九四七	四	三五	二二	二二	五六	三、二五五	三、二五五
	(一八)	二、四〇六	(一八)	五、四一	二、九四七	四	三五	二二	二二	五六	三、二五五	三、二五五
	五、八、六九八	五、八、六九八	七、三六三	七、三六三	六、八六四	二四三	三三七	三〇五	三〇五	六四三	六六、〇六〇	六六、〇六〇
	(三三九)	五、八、六九八	(二六)	七、三六三	六、八六四	二四三	三三七	三〇五	三〇五	六四三	六六、〇六〇	六六、〇六〇
	一、七六三	四一、六二〇	五五五	五、二二六	二、三〇八	一、七六三	四一、六二〇	五五五	五、二二六	二、三〇八	四六、八四六	四六、八四六
	(一四一)	四一、六二〇	(一三)	五、二二六	二、三〇八	一、七六三	四一、六二〇	五五五	五、二二六	二、三〇八	四六、八四六	四六、八四六
	五、六、二一九	五、六、二一九	六、五八六	六、五八六	六、二、八〇五	二、四七九	二、四七九	七、七六	七、七六	三、二五五	六六、〇六〇	六六、〇六〇
	(二六)	五、六、二一九	(二六)	六、五八六	六、二、八〇五	二、四七九	二、四七九	七、七六	七、七六	三、二五五	六六、〇六〇	六六、〇六〇

備考 平數字ハ鑛夫ヲ、括弧内ハ係員其ノ他ノ職員ヲ示ス

第十四表 (其三) 鑛山災害事故事由別死亡者數累年表

昭和	回數	落磐		坑内坑車		器械ノ爲		瓦斯炭塵爆發		鑛車又ハ架空索道ノ爲		
		死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	死亡者數	總死亡者ニ對スル割合(割)	
三年	四九、三三三	四八三	五、四二	一七、八三三	一、三三	二、二二	一六	四	四三	三、四五〇	一五	〇、一七
四年	四四、二四一	四六二	四、六二	一三、三四四	六九	二、二八五	一三	四〇	一三七	三、三三三	一〇	〇、一〇
五年	三九、〇五四	四六六	五、三三	一一、七〇〇	六七	一、八二八	二九	三九	四	二、七四九	一五	〇、一七

同	六年	二九、二三	三七八	五、四五	八、二四九	三八	〇、五五	一、四三一	一〇	〇、二四	三八	七〇	一、〇一	一、八九〇	一〇	〇、一四
同	七年	二五、〇七三	三五三	四、九二	七、二二二	四九	〇、六八	一、三六三	一〇	〇、二四	三五	二一八	一、六五	一、五六四	八	〇、二二

第十五表(其一) 昭和八年主用日用品卸賣物價各都市比較(商工省調)

品名	單位	東京市		大阪市		神戸市		京都市		名古屋市		横濱市		一三都市平均
		一月	十二月	一月	十二月	一月	十二月	一月	十二月	一月	十二月	一月	十二月	
内地玄米(上)	一石	二四・一五	二四・一五	二五・三三	二五・三三	二五・六〇	二五・六〇	二五・三三	二五・三三	二四・六〇	二四・六〇	二四・一五	二四・一五	二四・〇八
内地玄米(上)	一石	二一・二四	二一・二四	二二・五九	二二・五九	二二・〇六	二二・〇六	二二・五三	二二・五三	二二・六三	二二・六三	二二・五〇	二二・五〇	二二・六七
内地玄米(上)	一石	二二・一四	二二・一四	二二・四八	二二・四八	二二・一七	二二・一七	二二・四六	二二・四六	二二・二六	二二・二六	二二・五五	二二・五五	二二・三四
小麥粉(一袋)	一石	三三・七〇	三三・七〇	三三・八六	三三・八六	三三・五〇	三三・五〇	三三・六〇	三三・六〇	三三・五五	三三・五五	三三・六〇	三三・六〇	三三・六五
小麥粉(一袋)	一石	三三・五三	三三・五三	三三・八四	三三・八四	三三・四七	三三・四七	三三・四八	三三・四八	三三・五〇	三三・五〇	三三・五〇	三三・五〇	三三・五八
小麥粉(一袋)	一石	三三・四二	三三・四二	三三・三五	三三・三五	三三・三七	三三・三七	三三・四一	三三・四一	三三・三九	三三・三九	三三・四三	三三・四三	三三・四五
内地牛肉	一貫	三九・二九	三九・二九	五八・一〇	五八・一〇	三四・五三	三四・五三	三〇・三七	三〇・三七	三八・五〇	三八・五〇	三三・五〇	三三・五〇	三四・二一
内地牛肉	一貫	三九・〇四	三九・〇四	八・五〇	八・五〇	三六・五三	三六・五三	三一・五三	三一・五三	三〇・三〇	三〇・三〇	三四・五〇	三四・五〇	三四・〇〇
内地牛肉	一貫	三八・五〇	三八・五〇	五八・五〇	五八・五〇	三九・四〇	三九・四〇	三一・五三	三一・五三	三三・八〇	三三・八〇	三四・〇〇	三四・〇〇	三四・八六
醬油(一樽)	一樽	三三・三三	三三・三三	三三・二七	三三・二七	四・四〇	四・四〇	四・四四	四・四四	三三・三〇	三三・三〇	四・三〇	四・三〇	三三・六一
醬油(一樽)	一樽	三三・三三	三三・三三	三三・二二	三三・二二	四・四〇	四・四〇	四・一四	四・一四	三三・〇〇	三三・〇〇	四・三〇	四・三〇	三三・六二
醬油(一樽)	一樽	三三・〇五	三三・〇五	三三・三三	三三・三三	三三・九〇	三三・九〇	三三・七八	三三・七八	二二・九〇	二二・九〇	三三・八〇	三三・八〇	三三・三九
味噌	一貫	・六〇	・六〇	・七〇	・七〇	・四二	・四二	・五五	・五五	・三三	・三三	・五六	・五六	・四九
味噌	一貫	・六〇	・六〇	・六五	・六五	・四三	・四三	・五八	・五八	・二五	・二五	・五八	・五八	・四九
清酒	一石	一一八・七五	一一八・七五	八五・〇〇	八五・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九五・〇〇	九五・〇〇	一二三・〇〇	一二三・〇〇	九六・六四
清酒	一石	一〇五・七五	一〇五・七五	八三・〇〇	八三・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	一一八・五〇	一一八・五〇	九三・六五
清酒	一石	一一〇・七八	一一〇・七八	七八・〇〇	七八・〇〇	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	七三・〇〇	七三・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	一二七・五〇	一二七・五〇	九二・八五

第一部 統計表

十二月	一七五・五	一八四・六	一五二・〇	一六〇・八	二〇五・〇	二二九・八	二二六・一	二三四・六	二二六・七	二六六・八	二八二・四
平均	一七九・五	一六二・一	一五三・〇	一八一・〇	二一九・八	二二九・八	二二六・一	二三四・六	二二六・七	二六六・八	二七三・二

備考 明治三十三年十月ヲ一〇〇トス

第十五表(其三) 昭和八年東京主要商品指數表 (日本銀行調査局調)

	米	小麥	砂糖	生糸	綿糸	材木	洋鐵	銅	洋紙	石炭
一月	一九八	一九二	二九七	九四	一九八	二二七	一三四	一二六	一九五	二四二
二月	一九九	一九八	二八五	八五	一九一	二〇四	一三四	一二五	一九八	二四八
三月	二八一	二八五	二八五	八一	一七九	一八八	一四六	一二四	一九八	二四九
四月	二八〇	二八五	二八三	八八	一六七	一八二	一三〇	一二三	一九八	二四九
五月	二八二	二八九	二八七	九七	一八一	一六八	一二九	一二七	一九八	二五一
六月	二八一	二九〇	二七九	一三〇	一九四	一七三	一二三	一二三	一九八	二五三
七月	二七四	二八六	二六八	一二七	一九二	一八五	一二四	一二三	一九八	二五六
八月	二七五	二八一	二六八	一〇五	二〇〇	二〇〇	一一二	一二二	一九八	二五八
九月	二七五	二八〇	二七二	一〇四	二二四	二〇三	一一三	一二八	一九八	二六九
十月	二七六	二八一	二六三	八七	二二四	一九八	一一八	一二三	二〇一	二七三
十一月	二八五	二八三	二六四	七三	二二五	一九五	一一七	一二七	二〇七	二七五
十二月	二八五	二八〇	二六六	六九	一九七	一九二	一二三	一二五	二〇七	二七九

備考 明治三十三年十月ヲ一〇〇トス

第十五表(其四) 昭和八年月別東京小賣物價指數表(日本銀行調查局調)

(1)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
食料品(四)	一七六	一七三	一七九	一七九	一七九	一七六	一七九	一八〇	一八一	一八一	一八五	一八四
燃料燈火(六)	一七九	一七九	一七七	一七七	一七七	一七七	一七七	一八〇	一八〇	一八四	一八六	一八八
服飾用品(三〇)	一〇五	一〇四	一〇三	一〇三	一〇一	一〇一	一〇三	一〇四	一〇八	一〇〇	一〇九	一〇七
其他(三)	一〇一	一〇一	一〇一	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇六	一〇六	一〇七	一〇七
總平均(一〇〇)	一四八・一	一四八・八	一四四・二	一四三・六	一四三・四	一四三・二	一四三・二	一四四・四	一四六・八	一四七・八	一四九・二	一四八・七

(2)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
內地米	一三三	一三七	一三三	一三三	一四四	一三三	一六六	一六六	一六六	一六六	一三〇	一三〇
挽押割麥	一六八	一六八	一四四	一四四	一四四	一四四	一六八	一六八	一三七	一三七	一四一	一三六
小麥粉	一六〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
大豆	二〇〇	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一八七	一八七	一八七	一六七
馬鈴薯	七	七	七	七	八	八	六	六	八	八	六	六
澤庵漬	二〇〇	二〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
牛肉	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇
雞肉	一六三	一六三	一六三	一六三	一六三	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四	一八四
味噌	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
醬油	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一三三	一三三	一三三	一三三
白糖	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
鷄卵	一三〇	一〇九	一〇九	一〇九	一三三	一三〇	一四〇	一六七	一八〇	一八〇	一八〇	一五三

品名	指 價		指 價		指 價		指 價		指 價		指 價		指 價		指 價		指 價	
	指	價	指	價	指	價	指	價	指	價	指	價	指	價	指	價	指	價
牛肉百匁(ロース)	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇	指	九五〇
雞肉百匁(上等)	指	九〇〇	指	九〇〇	指	九〇〇	指	九〇〇	指	九〇〇	指	八五〇	指	八五〇	指	八五〇	指	八五〇
木炭一貫匁(土佐雜小丸)	指	二八〇	指	二八〇	指	二八〇	指	二八〇	指	二八〇	指	二六〇	指	二六〇	指	二六〇	指	二六〇
薪一貫匁(雜木上枯)	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇	指	一三〇
馬鈴薯一貫匁(上物)	指	三七	指	三七	指	三七	指	三七	指	六二	指	六三	指	六二	指	五三	指	五三
茶一斤(煎茶中)	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇	指	一、〇〇〇
晒木綿一反(河内十二貫匁)	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇	指	四〇〇
綿一貫匁(丸善着六長)	指	四、四〇〇	指	四、一〇〇	指	四、一〇〇	指	四、〇〇〇	指	四、〇〇〇	指	四、〇〇〇	指	四、一〇〇	指	四、六〇〇	指	四、六〇〇

備考 指數ハ大正十年一月十七日現在價格ヲ一〇〇トシテ算出セリ

第十五表(其六) 内外物價指數對照表(日本銀行調查局調)

(1) 各年平均比較(大正三年七月ヲ一〇〇トス)

品名	大正十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
東京	二七・三	三三・三	一八八・二	一七八・六	一七九・八	一七四・八	一四三・九	一二二・七	一三八・一	一四三・七
倫敦	一七四・七	一六九・三	一五七・〇	一五二・〇	一四八・二	一三九・六	一一七・四	九八・〇	九四・八	九五・二

紐約	青	一四八・四	一六〇・二	一四八・四	一四七・五	一五二・〇	一四四・三	一二一・三	九八・九	八〇・六	九二・二
巴里	里	四九八・八	五六一・三	七二二・六	六三〇・三	六三三・七	六三三・三	五四三・五	四六一・八	四〇七・〇	三八八・三

(2) 昭和八年各月平均比較

東	京	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
倫敦	敦	一四七・一	一四三・八	一四二・一	一四〇・一	一四〇・六	一四三・八	一四四・八	一四三・一	一四五・〇	一四三・五	一四二・一	一三九・六
紐約	育	九二・四	九〇・八	九〇・三	九〇・〇	九六・〇	九八・二	九八・六	九八・五	九八・二	九七・一	九五・三	九六・五
巴里	里	七五・〇	七三・〇	七五・一	八〇・二	九三・一	九五・七	一〇三・五	一〇三・三	一〇三・九	一〇一・六	一〇一・二	一〇一・四
		三九〇・〇	三九〇・〇	三八五・〇	三八四・〇	三八二・〇	三九六・〇	三九七・〇	三九四・〇	三八六・〇	三八四・〇	三八三・〇	三八九・〇

備考 大正三年七月ヲ一〇〇トス

第十六表 (1) 郵便貯金状態累月表(貯金局統計月報ニ據ル)

昭和八年	新規人員	金額	前拂人員	金額	人員	月末現在	金額
一	四八八、四七三	一八三、八二〇、〇七八	三一九、七五六	一八九、九四八、一三九	三九、五六六、九九九	二、六九八、三〇四、一五八	
二	五八九、七四八	一四八、五五〇、五四二	三三一、六四三	一四四、八二八、八四七	三九、七九〇、五三一	二、七〇二、〇一八、六六七	
三	四八六、八二〇	一四七、八五一、四八一	四三三、一三五	一六三、〇六四、二三三	三九、八四五、二二六	二、六八六、八〇五、九一五	
四	五〇九、二二一	一三七、八六七、六九〇	三八〇、五六〇	一五一、六三二、〇六七	三九、九三〇、四八〇	二、六七二、九八八、二三〇	
五	七五〇、一〇八	一五七、一八三、〇四七	四一七、一四五	一七三、八六六、九二九	四〇、三三一、四三一	二、七四七、九〇五、九八七	
六	五三五、四六〇	一四八、四八八、七七六	三三〇、〇二五	一四一、五三八、二六三	四〇、三三〇、六三三	二、七五六、二五四、五七四	
七	四六二、三三九	一六九、八一〇、五〇九	二九三、六六一	一三三、三三一、〇四〇	四〇、四一一、九〇七	二、七九二、五四七、六〇三	
八	四〇〇、一六七	一四〇、〇一七、三三三	二九一、四九四	一四〇、五三六、二五八	四〇、五三〇、五八〇	二、七九二、〇二八、六六七	
九	四五四、四七〇	一五二、八三九、三三六	三二一、三〇七	一三九、二八〇、五〇二	四〇、六六三、七四三	二、八〇五、五八七、三九一	

十	月	四三四、三九八	一五五、五九七、六四五	三四七、九四一	一四五、五三四、九五〇	四〇、七五〇、二〇〇	二、八一五、六五〇、〇八五
十一	月	四五二、四六四	一四三、七四九、六六一	三五一、八七一	一五一、〇三〇、一六三	四〇、八三三、一四一	二、八〇八、二九〇、四九一
十二	月	四一〇、四九七	一四八、〇七七、二七三	三四三、六一五	一五四、九二五、〇〇〇	四〇、八七六、一九四	二、八〇一、五〇〇、一七八
* 計		五、九六四、一四五	一、八三三、八五三、二五〇 (一、九三七、二四三、三九九)	四、二二〇、一五二 (四、四六三、四〇一)	一、八三九、四九六、三九〇 (一、八三〇、三二五、三〇四)		
* 昭和七年		五、四七三、四六八	一、九三六、五二六、七〇六	四、五〇八、〇六八	一、九六三、八三五、八五一		

備考 * 八月報ヲ合算セルモノニテ、括弧内ノモノハ「年計」トシテ發表サレタル數ナリ

第十六表 (2) 郵便貯金職業別及産業別調 (昭和七年度末、貯金局年報ニ據ル)

職業別	人員		金額		百分比	人員	金額		百分比	
	人員	金額	預ケ人一人當り預金額	人員			金額	預ケ人一人當り預金額		人員
農業	六、六三八、三〇三	四七一、八一三、六九四	七一、〇七四	一八・九五	一七・六一	六、六四二、八六六	四五七、七〇三、七六二	六八、九〇三	一八・九六	一七・〇八
水産業	二九〇、六〇六	一九、〇四九、三五九	六六、五五〇	〇・八三	〇・七一	二七三、八七〇	二〇、八三二、三二一	七六、〇六六	〇・七八	〇・七八
鑛業	一一一、〇六九	六、一八〇、〇三五	五五、六四一	〇・三三	〇・二三	一三六、九三五	八、二八〇、九八一	六〇、四七四	〇・三九	〇・三一
工業	三、六四八、〇四八	二六四、三二〇、〇八六	七二、四五二	一〇・四三	九・八七	三、八二八、六〇〇	二七九、六九五、六四九	七三、〇五四	一〇・九三	一〇・四四
商業	三、三四六、二八四	三五四、一九四、九二一	一〇五、八四七	九・五六	一三・三三	三、一六〇、六一一	三三九、二八八、六三一	一〇七、三四七	九・〇三	一三・六六
交通業	一、二七、九三三	八五、二九九、八五三	七五、六三三	三・三三	三・一八	三三三、二一七	六七、七二八、八七八	八二、三八四	二・三五	二・五三
公務、自由業	二、三八五、二〇四	二七三、一四六、九八七	一一四、五二七	六・八一	一〇・二〇	二、五九一、二二三	三〇七、〇〇三、四五三	一一八、四八五	七・四〇	一一・四六
家事使用人	四五一、八八五	二四、八四五、七四四	五四、九八二	一・二九	〇・九三	四三三、六二三	三三、八一四、七四〇	五三、七三七	一・二四	〇・八五
其他ノ有業者	三六九、二二七	二八、七三〇、三三〇	七七、八二四	一・〇五	一・〇七	四七九、七七九	二四、二三三、六七五	五〇、四八七	一・三七	〇・九〇

無業	六、一六五、六三三	六七七、二五七、一九五	一〇九、八四四	一七・六一	二五・二八	無業	六、一六五、六三三	六七七、二五七、一九五	一〇九、八四四	一七・六一	二五・二八
學生、生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇三九	五三、七二三	一五・六三	一〇・九八	學生、生徒	五、四七四、三五五	二九四、〇九九、〇三九	五三、七二三	一五・六三	一〇・九八
社寺、學校 其ノ他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三、七二六	一・〇四	二・五〇	社寺、學校 其ノ他團體	三六五、一六〇	六七、〇八五、六六三	一八三、七二六	一・〇四	二・五〇
不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五三、九八四	二四、三三〇	一三・二七	四・三三	不明	四、六四六、六五九	一一三、〇五三、九八四	二四、三三〇	一三・二七	四・三三
計	三五、〇三〇、三五一一	二、六七九、〇六五、七六〇	七六、五〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	計	三五、〇三〇、三五一一	二、六七九、〇六五、七六〇	七六、五〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

第十七表 工場主ノ管理スル職工貯蓄金調 (昭和七年十月一日現在、工場監督年報ニ據ル)

工場數	人員	貯蓄金額 (圓)					
		郵便貯金	銀行預金	工場貯金	其他		
染織工場	一、六八九	三三五、〇三六	一、八八三、三六二	六七四、七七一	一四、七五三、一三三	一三四、六九五	一七、四四五、八六〇
機械器具工場	六二七	六三、五四四	四九四、一二三	四八一、四三三	一一、五五八、八八八	一一、五二六	二、六四五、九九九
化學工場	五三〇	五七、七七三	一、三三八、二三三	五二九、四二一	五、八〇〇、二七九	六八、七五八	七、四二六、六八一
飲食物工場	三二一	一〇、八七八	三〇七、七五八	九一、五五四	二、四四五、七五六	九、七二四	二、八五四、七八二
雜工場	五八〇	一六、四六四	三六七、二五五	一九六、四九七	五八三、〇四七	九、四七九	一、一五六、一七八
特別工場	一、〇七四	一〇、九四六	七七、八六一	二〇五、七〇三	二、〇一八、六九九	四五、七七六	二、三四八、〇三九
計	四、八〇一	四九四、六〇一	四、三六八、三七二	一、九六九、三七九	三七、一五九、八〇一	三七九、九三八	四三、八七七、四八九
官設工場	三七四	六九、三五六	三、三三二、六五一	九六、六八七	六、六七六、八六六	三、六二二	九、九九九、八一六
總計	五、一七五	五六三、九五七	七、五九一、〇三三	二、〇六六、〇六六	四三、八三六、六六七	三八三、五五〇	五三、八八七、三〇五

第十八表 農業統計 (農林省統計表ニ據ル)

第十八表 (其一) 耕地面積

(1) 實數

年末現在	總數 (町)		田 (町)		畑 (町)	
	自作	小作	自作	小作	自作	小作
大正十二年	六、〇三九、〇三三・〇	三、三三一、〇〇六・九	一、四八一、九九九・五	一、五八四、五二九・二	一、七四九、〇〇七・四	一、二三三、四九五・九
同 十三年	六、〇六五、一六四・九	三、二七九、四三四・一	一、四九六、八〇六・五	一、五八五、九〇八・七	一、七八二、六一七・六	一、一九一、八三一・一
同 十四年	六、〇六七、〇一五・〇	三、二八六、四二七・〇	一、五二二、九五三・三	一、五八九、〇五八・六	一、七七三、四六三・七	一、一九一、五三九・四
昭和元年	六、〇八〇、〇五二・〇	三、二九五、九六九・六	一、五二五、二六一・四	一、五九三、二四四・八	一、七七〇、七〇八・二	一、一九〇、八三七・六
同 二年	六、〇七八、四〇六・三	三、二九七、三二一・四	一、五三四、五四四・六	一、五九五、二四二・一	一、七六三、六九六・八	一、一八五、九四二・八
同 三年	六、〇八五、四六四・九	三、二九七、四三七・五	一、五四三、二五二・九	一、六〇五、三四九・〇	一、七五五、一七四・六	一、一八二、六八八・四
同 四年	五、八九七、四三四・三	三、〇八四、九三三・〇	一、四八〇、三八七・九	一、七二二、一六七・六	一、六〇四、五三四・一	一、一〇〇、三四四・七
同 五年	五、九一五、九九三・六	三、〇九一、六九八・二	一、四八三、八七九・三	一、七二〇、三五一・五	一、六〇七、八一八・九	一、一〇三、九四三・九
同 六年	五、九五四、一三七・二	三、一四六、七六一・五	一、四九七、七〇〇・二	一、七二四、八三七・五	一、六四九、六九一・三	一、〇九二、五三八・二
同 七年	五、九九三、〇八四・八	三、一六四、一八三・二	一、五〇二、八四〇・九	一、七二七、二一六・二	一、六六一、三四三・三	一、一一〇、七八五・四

(2) 百分比

年末現在	總數		田		畑	
	自作	小作	自作	小作	自作	小作
大正十二年	五三・五〇	四六・五〇	四八・三三	五一・六七	五八・八四	四一・一六
同 十三年	五四・〇七	四五・九三	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三

第十八表(其二) 農 家 戶 數

(1) 自作小作別農家戶數

年未現在	專業兼業別			自作小作別			百分比		
	總數	專業	兼業	自作	小作	自作兼小作	自作	小作	自作兼小作
同 十四年	100	54.7	45.8	48.7	51.3	59.8	40.1	59.8	40.1
昭和元年	100	54.7	45.8	48.9	51.0	59.7	40.2	59.7	40.2
同 二年	100	54.3	45.7	49.0	50.9	59.7	40.2	59.7	40.2
同 三年	100	54.3	45.7	49.0	50.9	59.7	40.2	59.7	40.2
同 四年	100	52.3	47.6	46.3	53.6	59.3	40.6	59.3	40.6
同 五年	100	52.6	47.4	46.3	53.6	59.1	40.8	59.1	40.8
同 六年	100	52.8	47.3	46.6	53.3	59.7	40.2	59.7	40.2
同 七年	100	52.8	47.1	46.7	53.3	59.3	40.6	59.3	40.6
大正十二年	5,440,000 戶	3,784,400 戶	1,655,600 戶	1,664,526 戶	1,555,799 戶	2,239,705 戶	30.6	28.3	41.7
同 十三年	5,532,439 戶	3,857,486 戶	1,674,943 戶	1,735,828 戶	1,531,127 戶	2,275,434 戶	31.1	27.6	41.3
同 十四年	5,548,559 戶	3,880,284 戶	1,668,275 戶	1,735,034 戶	1,535,656 戶	2,297,909 戶	31.0	27.5	41.4
昭和元年	5,555,157 戶	3,900,584 戶	1,654,573 戶	1,733,180 戶	1,508,539 戶	2,314,438 戶	31.1	27.1	41.6
同 二年	5,561,608 戶	3,921,436 戶	1,640,173 戶	1,737,193 戶	1,495,676 戶	2,328,739 戶	31.2	26.8	41.7
同 三年	5,575,881 戶	3,952,249 戶	1,623,632 戶	1,748,071 戶	1,482,856 戶	2,344,954 戶	31.3	26.5	41.7
同 四年	5,575,883 戶	2,990,135 戶	1,585,448 戶	1,737,438 戶	1,478,224 戶	2,359,931 戶	31.1	26.5	41.3
同 五年	5,599,600 戶	4,041,682 戶	1,557,988 戶	1,742,993 戶	1,486,133 戶	2,370,544 戶	31.1	26.5	41.3
同 六年	5,633,800 戶	4,090,585 戶	1,543,215 戶	1,756,399 戶	1,495,310 戶	2,382,091 戶	31.1	26.5	41.3

同 七年	五、六四三、五〇九	四、二六、六七八	一、五三五、八三二	一、七五四、五三七	一、四九八、五九六	二、三八九、三七六	三二〇〇九	二六・五五	四二・三五
------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	-------	-------

(2) 耕作耕地廣狹別農家戶數

百分比

年未現在	五段未滿					五段未滿	一町未滿	二町未滿	三町未滿	五町未滿	五町以上	
	五段未滿	一町未滿	二町未滿	三町未滿	五町未滿							
大正十二年	一、九二〇、二〇〇	一、八二七、五三二	一、一六三、六二七	三二九、六一三	一三九、七八六	七九、三〇三	三五・一一	三三・五九	二二・三九	五・八八	二・五七	一・四六
同 十三年	一、九四四、六六三	一、八六八、七九四	一、一八一、一三三	三三三、六六六	一三八、〇二一	七六、一六二	三五・一五	三三・七六	二二・三五	五・八五	二・四九	一・三八
同 十四年	一、九五二、一五六	一、八七七、一八五	一、一八五、三六四	三三二、八五〇	一三七、〇八四	七四、九六〇	三五・二七	三三・八三	二二・三六	五・八二	二・四七	一・三五
昭和元年	一、九五二、三八〇	一、八八五、七三三	一、一九〇、二三三	三三一、五四八	一三四、一六六	七二、一五七	三五・二三	三三・九四	二二・四三	五・七九	二・四一	一・三〇
同 二年	一、九四四、五三三	一、八九五、八三七	一、一九五、三三三	三三一、七四一	一三三、六六一	七〇、五二四	三四・九六	三四・〇九	二二・四九	五・七九	二・四〇	一・二七
同 三年	一、九四六、七〇〇	一、八九四、六六七	一、二〇九、八〇九	三三一、二〇三	一三三、〇七四	七〇、四三九	三四・九一	三三・九八	二二・七〇	五・七六	二・三九	一・二六
同 四年	一、九三八、一五五	一、八九九、八四三	一、二三〇、一三三	三二八、〇三七	一三〇、一六九	六九、二四八	三四・七六	三四・〇七	二二・八八	五・七二	二・三三	一・二四
同 五年	一、九三九、四〇四	一、九一六、三六七	一、二三七、四一七	三二六、五五五	一二九、〇五六	七〇、九〇一	三四・六三	三四・二二	二二・九二	五・六五	二・三二	一・二七
同 六年	一、九四一、四八八	一、九三三、一七二	一、二三六、三八〇	三二九、七四七	一二三、〇七八	七二、九三五	三四・四六	三四・三一	二二・九五	五・六八	二・三一	一・二九
同 七年	一、九三六、四一九	一、九三三、二一九	一、二四二、八六三	三三四、二九四	一二九、五三三	七六、一九一	三四・三三	三四・二六	二二・〇三	五・七五	二・二九	一・三五

第十八表 (其二) 耕地所有者戶數

(1) 實 數

年未現在	總 數	五段未滿	一町未滿	三町未滿	五町未滿	十町未滿	五十町未滿	五十町以上
大正十二年	四、八七六、八五三	二、四一六、〇五八	一、一八〇、五九三	八三三、二八六	三三七、七八四	一一七、五五〇	四八、五〇三	五、〇七八
同 十三年	四、九七〇、四四四	二、四七〇、一六二	一、二〇七、〇五二	八九〇、五七四	三三三、九三三	一一七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇
同 十四年	四、九七九、〇一八	二、四七八、五五〇	一、二二八、一四四	八八八、六三三	三三七、七二三	一二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三

年未現在	總數	五段未滿	一町未滿	三町未滿	五町未滿	十町未滿	五十町未滿	五十町以上
昭和元年	四、九九七、五九二	二、四九二、二三五	一、三二一、二六一	八八九、八二四	二三〇、二〇六	一一四、一一四	四五、九二七	四、一四五
同二年	五、〇〇八、七七一	二、四八四、七〇八	一、三二六、六二七	九〇三、五三七	二二九、九五七	一一四、三五七	四五、五一〇	四、〇五五
同三年	五、〇四五、〇六〇	二、五〇四、二九三	一、三四〇、〇三六	九〇九、六九九	二二八、九五三	一一二、八五一	四一、一七三	四、〇五五
同四年	五、〇四〇、六四九	二、五〇八、九三三	一、三四六、二四五	八九九、五六〇	二二二、九八四	一一三、四三五	四五、四四五	四、〇五七
同五年	五、〇六四、九四五	二、五三四、六三三	一、三五六、八九九	八九五、九三三	二三四、八四四	一一三、九四一	四五、八二二	三、八八四
同六年	五、〇九五、四四七	二、五三五、四三八	一、二七三、二四四	八九九、一二八	二三四、九八三	一一二、八八九	四六、〇五二	三、七六三
同七年	五、一二〇、三三八	二、五四六、〇八九	一、二八六、〇五〇	九〇三、四二五	二二二、三三七	一一二、四四九	四六、二七〇	三、七三八

(2) 百分比

年未現在	總數	五段未滿	一町未滿	三町未滿	五町未滿	十町未滿	五十町未滿	五十町以上
大正十二年	一〇〇	四九・五三	二四・五三	一八・一〇	四・六七	二・四一	一・〇〇	〇・一〇
同十三年	一〇〇	四九・七〇	二四・二八	一七・九二	四・六九	二・三六	〇・九六	〇・〇九
同十四年	一〇〇	四九・七八	二四・四六	一七・八六	四・五七	二・三三	〇・九三	〇・〇八
昭和元年	一〇〇	四九・八七	二四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二八	〇・九二	〇・〇八
同二年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二八	〇・九一	〇・〇八
同三年	一〇〇	四九・六一	二四・四九	一八・〇四	四・五九	二・二四	〇・九一	〇・〇八
同四年	一〇〇	四九・七七	二四・七三	一七・八五	四・四二	二・二五	〇・九〇	〇・〇九
同五年	一〇〇	四九・八五	二四・八一	一七・六九	四・四五	二・二三	〇・九〇	〇・〇七
同六年	一〇〇	四九・七六	二四・九九	一七・六五	四・四二	二・二一	〇・九〇	〇・〇七
同七年	一〇〇	四九・七三	二四・一三	一七・六四	四・三四	二・二〇	〇・九〇	〇・〇七

第十九表(其一) 水產業者數(農林省統計表ニ據ル、以下同斷)

昭和七年末	本業			副業			總計
	漁撈	養殖	製造	漁撈	養殖	製造	
總數	二三一、六九九	六、八九〇	二四、一八五	二五九、二二二	八〇、二八八	三八、〇四四	三七七、五四四
業主	男 二二七、四五八	六、五六一	二二、五六〇	二四三、二九七	七八、一五六	三一、五一〇	三五三、九六三
女	四、二四一	三三八	一、六三五	一五、九一五	二、一三二	六、五三四	二四、五八一
被備者	總數 四二、〇三〇	一七、〇五九	八九、七七四	二〇三、九一九	三七、一五七	九八、七九三	三三九、八六九
男	三四六、八三四	二二、五〇一	四五、一五八	一四七、九七〇	二〇、〇五三	三五、六四五	二〇三、六六八
女	六五、一九六	四、五五八	四四、六二六	五五、九四九	一七、一〇四	六三、一四八	一三六、二〇一
							二五〇、五七一

第十九表(其二) 遭難漁船

(1) 遭難漁船累年表

昭和三年	動力ヲ有セザルモノ						動力ヲ有スルモノ					
	總數	沈没	破壊	坐礁又ハ坐洲	行衛不明	其他	總數	沈没	破壊	坐礁又ハ坐洲	行衛不明	其他
昭和三年	一、六八三	四三	一、二九五	元	五四	二四三	四五四	三三	一九四	七四	一八	一四五
同四年	一、二四一	三七	七三八	三三	一三三	二二二	三六二	四三	一七三	六八	一三	六三
同五年	二、五七八	一八	一、八四九	二七	一三三	三六二	六一九	六八	三七三	五五	一四	一〇九
同六年	一、〇七六	八三	五九五	二一	五五	三三二	五二〇	七三	一九九	五八	二六	一五四
同七年	二、二三九	八四	一、五三三	四	三四八	二七〇	七七〇	七二	五六五	六四	一五	五四

(2) 遭難漁船乘組員累年表

總數	昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	乘組員	乘組員中 死亡、行 衛不明者	乘組員	乘組員中 死亡、行 衛不明者	乘組員	乘組員中 死亡、行 衛不明者	乘組員	乘組員中 死亡、行 衛不明者	乘組員	乘組員中 死亡、行 衛不明者
二、三三	人	四七三	三、一九三	四一九	三、三五〇	四七九	四、〇四四	一、二七四	二、三二一	五五九
二八八	人	七六	三七三	七四	五五六	一〇三	五二九	一六三	四五三	二七三
一、二七五	人	一六	一、三五五	一三九	一、五二七	一五〇	一、七八八	六七三	七七四	一四三
四九四	人	一五	五三一	二八	三五六	一	四四四	五	三三三	一五
二六一	人	一六一	一三三	八五	二〇一	一五四	二八五	二五五	一五一	八五
九〇三	人	一〇四	八〇二	九三	七六〇	七一	九九八	七八	五二一	五三

第二十表 林業労働者業務別數 (農林省調)

總數	伐木		製材 (挽材ヲ含ム)		貯材		運材 (炭運搬ヲ含ム)		造林	苗圃	製炭	森林	其ノ他
	造材	材木	製材	材	貯材	材	運材	材					
大正十二年度	四一九、九三三	二〇、七一九	一、〇三八	二、〇六〇	三三、六五二	二四五、四二八	六〇、七八四	四、九八九	三六、三九七	一六、八五五			
大正十三年度	四一五、四七二	二二、二五	一、二六八	二、二五三	二二、八八一	二五一、八七八	六〇、二九三	五、三三八	三三、五七五	一五、八六一			
大正十四年度	三七八、九五三	一三、五八二	四二二	一、八四〇	一五、七九七	二四二、七八五	五五、三八五	四、三三〇	三一、二〇一	一四、六二一			
昭和元年度	四〇〇、七二七	一八、四八六	五二五	二、一六〇	一八、五三九	二四四、五二三	五三、七七三	四、四六八	四三、三七二	一四、八八一			
昭和二年度	三九八、七八七	一五、一六九	四四三	二、三〇一	二〇、八七四	二四八、〇二九	四一、一九三	四、七三九	四七、〇九七	一八、九四二			
昭和三年度	三九九、四九八	一八、三五四	四一八	二、〇二一	一七、九六四	二五一、六七四	四一、〇三二	五、四六九	四一、六九七	二〇、八七九			
昭和四年度	四二八、六二六	二〇、五三一	五六六	二、三〇七	二三、七七〇	二六七、八四八	三九、九一〇	五、五八九	四七、三九二	二〇、六四九			
昭和五年度	四四六、六六一	二一、九五二	一、一〇五	三、一三〇	四〇、五八二	二四七、四三六	三七、四四八	六、一九七	六六、九二九	二一、八八二			

昭和六年度	四四、三三七	二二、三三三	一、五八三	二、九二五	三三、九五四	二五三、九三六	三九、八七四	六、七七四	六二、五四四	二二、三七四
昭和七年度	五九、五三一	一八、四三〇	二、二六九	五、一三〇	三三、二七六	三六四、六九六	四三、三三〇	六、九七七	一〇五、六四三	二〇、九三一

第二十一表 俸給生活者統計

第二十一表(其一) 官吏數及一年平均俸給額 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

	官 吏 數			一人一年平均俸給額(圓)		
	文官	武官	宮内官	文官	武官	宮内官
昭和七年	一、四六六	三五一	五〇	五、三〇六	五、二九八	四、九〇五
勅任官	一、四六六	三五一	五〇	五、三〇六	五、二九八	四、九〇五
奏任官	一四、二八〇	一八、五三三	二九一	二、六〇三	一、七五三	二、三九八
判任官	一一五、二四三	—	二、〇六六	九七八	—	九三八
雇	三五四、八一〇	—	—	五四三	—	六四六
備	—	—	—	—	—	—
合計	四八五、七九八	一八、八八三	四、五一八	七二一	—	九三九
昭和六年	四七三、五一二	四三、六〇五	四、四九九	六四八	一、七九二	九五二
昭和五年	四七五、六二六	四三、三七四	四、五一六	七三八	二、〇三三	九八九
昭和四年	七二〇、三〇九	四二、七〇一	四、四七〇	六四三	一、八五三	一、〇〇四
昭和三年	六九一、三六四	四一、七二八	四、五五三	六四四	一、九二七	一、一五一

備考 一、昭和四年文官ニハ傭員ヲ含ム

二、地方費支辨ニヨルモノハ本表中之ヲ含マズ

三、宮内官ニハ無給ノモノヲ除ク

四、武官中平均俸給ハ陸軍ノミニ就イテ算出セリ

警察官

昭和七年末	警視	警部	警部補	巡查	計	巡查一人二付 人口
内地	三六	一、五四	三、五四	五七、七六三	六三、一四七	一、二四
朝鮮	六〇	四三〇	七五九	一七、五二七	一八、七五六	一、二五
臺灣	三三	二五〇	二八六	七、三六六	七、九三四	四九
樺太	三	一五	二四	四八六	五三八	七三
關東	二	四	一三	二、七七七	二、九四四	六五一
南洋	一	八	四	一〇〇	一一三	五九
合計	四三	二、二八一	四、七〇六	八六、〇一九	九三、四三三	

第二十一表(其二) 有給公吏員數及一年平均俸給額(第五二回統計年鑑ニ據ル)

昭和六年末	人員	年平均俸給額
府縣吏員	一三、〇九六	五九
市長、助役、收入役、區長	四一九	
市吏員	三、七八八	八九八
其他ノ吏員及雇傭計	三三、二〇八	
町村長、助役及收入役	一四、〇八三	
町村吏員	四八、九三六	四五七
其他ノ吏員及雇傭計	六三、〇一八	
合計	一〇九、三三三	六〇八
昭和五年	一〇九、七二四	六三七
昭和四年	一一〇、四八八	六三八

第二十一表(其三)官公私立學校別教員數(第五十二回統計年鑑ニ據ル)

昭 和 五 年 度	官 立	公 立	私 立	計
幼 稚 園	四	一、四六六	二、九九七	四、六五七
小 學 校	四	二、三三八五	八四九	二、四、七九九
盲 聾 啞 學 校	七五	五六一	三八一	一、〇一八
師 範 學 校	一	二、六七三	一	二、六七三
高 等 師 範 學 校	二九九	一	一	二九九
臨 時 教 員 養 成 所	三九五	一	一	三九五
中 學 校	五九	一、〇三三	二、七五一	一三、八四三
高 等 女 學 校	五三	九、五二三	四、三〇三	一三、八六八
實 科 高 等 女 學 校	六	一、一〇五	二四四	一、三五五
專 門 學 校	三六六	一八七	四、五五一	五、一〇四
高 等 學 校	一、〇七一	八一	一三一	一、二八三
大 學	二、八三四	二二一	二、八七六	五、九三一
實 業 專 門 學 校	一、七七七	三六	一五九	一、九七四
實 業 學 校	一	一〇、〇六七	四、五二五	一四、五九二
實 業 補 習 學 校	一	一八、六五二	四二六	一九、〇七八
實 業 教 員 養 成 所	一	一	一	一
實 業 補 習 學 校 教 員 養 成 所	一	九五	一	九五
各 種 學 校	一	三〇一	一六、〇九九	一六、四〇一
計	七、〇三三	二九〇、〇三〇	四〇、二九三	三三七、三五四
昭 和 四 年 度	九、六八一	二八四、一七四	三八、七八一	三三二、六三六

第二十一表 (其四) 小學校教員數 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

昭 元 年 度	和 男	尋 常	高 等	尋 常	高 等	尋 常	高 等	尋 常	高 等	尋 常	高 等	合 計	小學校一 付本科 正教員數	男 割 合
昭和元年	八八、六〇八	二九、三三六	二、六四六	一、二八四	八、五〇八	一、六六六	一、三三九	一、二五五	一、二八〇	一、三三九	一、二八〇	一、四四、七三二	六・五	六七・〇
昭和二年	四九、二〇三	二、七八一	六、六九七	一、三五八	五、三五三	一、一五八	八、七〇九	三、四六六	六、九、九六二	四、五〇一	七、四、四六三	一、五、二二九	六・九	六七・〇
昭和三年	九六、〇六六	三三、九八一	六、八〇八	一、四五五	四、九一五	二、一四七	八、六九三	三、四三二	七〇、一〇七	四、五八三	七、四、六九〇	一、五、四九八	七・一	六七・四
昭和四年	一〇一、三三三	三三、五三三	三、四六七	一、八三二	六、六二五	二、二二一	九、八四一	一、二二〇	二二、二四五	三、六、六九七	一、五、七、九四二	一、五、七、九四二	七・四	六七・六
昭和五年	一〇六、二二七	三三、二四〇	三、五五八	一、八六七	五、四五五	九、二	八、二九八	九、九二	二二、三、三九八	三、六、一九一	一、五、九、五八九	一、五、九、五八九	七・六	六七・九
昭和五年和	五、三九七	二、五八六	六、七三三	一、二六四	三、三四一	一、三	八、一一五	三、三二一	七、一、〇二六	四、一九四	七、五、二二〇	七、五、二二〇	七・六	三三・一
昭和五年計	一、五九、〇六四	三五、八二六	一〇、二四一	三、一三一	八、六九六	一、〇五	一、六、四一三	一、三三三	一九四、四一四	四〇、三八五	二、三、四、七九九	二、三、四、七九九	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第二十一表 (其五) 中等學校教員數 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

昭 和 元 年 度	同 二 年 度	同 三 年 度	同 四 年 度	同 五 年 度
師範學校	二、七二五	二、七八四	二、八二七	二、七八〇
中學	(三六四)	(三二五)	(三二七)	(二六九)
高等女學校	二、四四八	二、九八九	二、三三七	一、三、七四四
實科高等女學校	(二、七九八)	(二、六一一)	(二、四六三)	(二、二八九)
甲種工業學校	(二、六〇四)	(二、三八六)	(二、六四四)	(二、四二二)
	(一、二六四)	(一、三三六)	(一、二八〇)	(一、三三三)
	(四五四)	(四三八)	(三九八)	(三九二)
	(一、七〇四)	(一、七九六)	(一九七七)	(一九九七)

乙種工業學校	三二五	二九九	三三三	三三一	三二七
甲種農業學校	二、〇九七	二、三三三	二、四五一	二、五四四	二、六三七
乙種農業學校	九四〇	八八一	八六七	八四五	八〇三
甲種商業學校	四、四八〇	四、八〇二	五、〇二五	五、三五五	五、七三二
乙種商業學校	三六六	三七九	三七七	三四三	三四八
甲種水産學校	一〇九	一二六	一二五	一四七	一五五
甲種商船學校	一四三	一四五	一五七	一五九	一五四
甲種職業學校	一、一九六	一、五四九	一、七八三	一、九八四	二、一四五
計	三九、四〇一 (六、五二五)	四一、七七五 (六、二四〇)	四三、四七九 (五、八三三)	四五、一〇〇 (五、三六三)	四六、〇八八 (四、七二五)

備考 括弧内ハ總數中ノ無資格數ナリ

第二十一表 (其六) 實業補習學校教員數 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

工業補習學校	二九〇	二五二	二三三	三五六	三九二
農業補習學校	一一、五三五	一二、五八三	一三、七二三	一三、七〇六	一四、四三六
水産補習學校	一三三	一〇八	一三三	一四二	一四二
商業補習學校	九五二	八四三	八七六	八五三	八八九
計	一三、八九八	一三、七八六	一四、九四三	一五、〇五六	一五、八四九

第二十一表 (其七) 其他諸學校教員數 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

盲聾啞學校	昭和元年度	同 二年度	同 三年度	同 四年度	同 五年度
	七九五	八五二	九〇九	九四七	一、〇一八

幼稚園	三、二七四	三、五九八	三、九一九	四、三〇一	四、六五七
各種ノ學校	一三、八三一	一四、三二五	一五、一一〇	一五、九四四	一六、四〇一
内譯					
小學校ニ類スル學校	一、四〇三	一、〇八二	一、〇三三	九九五	九七六
中學校ニ類スル學校	一、一〇三	一、二六四	一、二八二	一、三三一	一、二八三
高等女學校ニ類スル學校	一、〇五一	九七二	一、二二四	一、一九七	一、二三八
專門學校ニ類スル學校	一七七	一八〇	二四五	二二三	二三三
實業學校ニ類スル學校	一、一四〇	一、一九三	一、二二九	一、一〇五	一、〇三〇
盲聾啞學校ニ類スル學校	三六	五七	六〇	六五	五三
其他各種學校	八、九三三	九、五六七	一〇、三三八	一一、〇一九	一一、五九八
合計	一七、九〇〇	一八、七六四	一九、九三八	二一、一九二	二二、〇七六

第二十一表(其八) 學校教員平均月俸額累年表 (地方學校職員待遇調査ニ據ル)

	市町村立小學校教員平均月俸(圓)				道府縣立中等學校教員月俸(圓)				
	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	總平均	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校
昭和三年度	六三・〇〇	四五・九九	三九・〇六	三七・二九	五八・一三	三三・〇〇	二四・〇〇	三三・〇〇	一九・〇〇
同 四年度	六三・〇九	四六・三七	三九・〇六	三六・二四	五八・五五	三三・〇〇	二九・〇〇	三三・〇〇	一九・〇〇
同 五年度	六三・四七	四六・六六	三八・〇八	三六・〇三	五八・五一	二八・〇〇	二七・〇〇	三三・〇〇	一九・〇〇
同 六年度	六一・〇九	四五・六九	三七・九三	三三・九七	五七・四三	二五・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	一〇・〇〇
同 七年度	六〇・六三	四五・九三	三六・八二	三五・七六	五七・三一	二八・〇〇	二二・〇〇	二二・〇〇	一〇・〇〇

第二十二表(其一) 女職工數累年表(工場統計表ニ據ル)

昭和	年	末	女職工數	男女全職工ニ對スル割合%	紡織工業女職工數	紡織女職工ノ占ムル割合%		
						男女全職工數ニ對シ	女職工ニ對シ	紡織男女職工ニ對シ
昭	三	年	九八七、三七三	五	八〇八、五八二	四三	八三	八二
同	四	年	九六九、八三五	五	八二四、五〇一	四五	八四	八三
同	五	年	八八七、二八一	五	七七〇、三四三	四四	八三	八三
同	六	年	八八六、二六六	五	七四〇、五一二	四五	八四	八三
同	七	年	八八七、三〇四	五	七三〇、〇五一	四三	八一	八三

第二十二表(其二) 工場少年勞働者數累年比較(工場統計表ニ據ル)

昭和	年	末	十六歳未満職工		各職工千人中少年工ノ占ムル割合%		
			男	女	男工中	女工中	男女工中
昭	三	年	三四、八〇五	二〇四、一六一	三七	二〇七	一三三
同	四	年	二八、六七八	一九七、六一六	三四	二〇四	一三四
同	五	年	二三、四六九	一五八、二三五	二八	一七八	一〇七
同	六	年	一九、三三九	一六一、四五二	二五	一八三	一〇九
同	七	年	二〇、七一〇	一四六、八五六	二四	一六六	九七

第二十二表 (其三) 女給、藝妓、酌婦、娼妓及其他 (第九回警察統計報告ニ據ル)

道	カフエー	カフエー	藝妓	藝妓	酌婦	女髮結	貸座敷	娼妓	貸座敷	遊客
	パー	パー	屋	妓	婦	結	業者	妓	人	客
北海道	二、一五〇	三、九八一	三四七	三、七二七	三、〇七九	二、二三〇	二八七	一、四七三	二〇二	二五八、七七四
青森	一五六	六九五	一四五	三七四	三八六	六〇〇	一一九	三七七	一五〇	五〇、五〇四
岩手	一〇一	三七三	六六	三四五	四三六	四〇二	八九	二九二	一五二	六六、八〇三
宮城	一七三	五八九	一四九	三五〇	一、七五九	五三三	四二	三三六	一〇五	一一九、四三〇
秋田	一〇六	二九三	一九一	四五七	四九二	三三三	三八	一一一	六九	二五、七五九
山形	一〇三	二二四	二八二	五一一	一、二二九	六八九	二二九	五三六	二三四	一八五、九三二
福島	二二四	五八六	五〇三	一、二五三	一、四〇八	一、〇五〇	七九	三六三	一五三	一二七、九五〇
茨城	五四〇	七四七	三三六	八一〇	一八二六	七六八	二〇	六八	二六	三五、九九二
栃木	二九四	五五一	四三二	九八三	一、〇二七	八六一	七五	四二四	一三七	一五九、九三八
群馬	七四六	一、三五七	五五三	一、三〇五	八六七	八六八	—	—	—	—
埼玉	六一〇	一、〇〇四	三二八	七九三	八三〇	七八〇	—	—	—	—
千葉	四〇九	六九一	四二七	六四五	一、一七〇	九五九	五三	四二九	一五五	二六八、七六八
東京	七、一六六	三三、六一六	三、五〇七	九、五七六	一一、五三七	七、四七九	七九三	七、四九五	二、一七四	四、九一九、五三六
神奈川	一、二〇六	三、八五八	七四六	二、〇二三	六、三二七	一、九三三	一八一	一、三五七	三七〇	七八一、一八五
新潟	八四〇	二、二〇六	一、〇一〇	三、一八七	—	九〇三	二六七	一、一六六	三六一	三五〇、九七六
富山	一六二	五一九	四四六	一、三五五	一、〇三一	七二四	二〇七	三四〇	三七四	一六八、八九〇
石川	一六一	八〇〇	—	一、九九五	五七九	五〇三	四一一	一九	三七三	三三五、〇二〇
福井	一〇九	三四三	三五二	一、一五九	五〇二	四四九	二〇七	四五三	九二	一四二、八〇九
山梨	二八二	四二三	一三五	四三四	六二五	三五八	二四	一六七	四五	六四、六二六
長野	三〇六	四八一	九七五	二、三六九	一、〇一六	一、五四〇	一一六	五二七	一〇五	二〇四、一八〇

第一部 統計表

一八五

大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜
107	65	106	82	601	103	206	105	130	317	473	336	114	89	275	254	1,893	5,433	860	194	401	1,764	533	205
375	414	432	219	2,370	336	535	354	370	906	1,854	1,236	331	287	790	581	6,699	16,668	3,649	209	850	5,163	1,627	552
365	84	550	18	1,060	73	299	176	243	345	472	140	302	189	505	102	803	371	389	10	296	1,624	478	569
593	1,075	1,012	413	3,441	326	1,059	875	539	1,325	2,039	821	837	343	928	545	3,104	6,401	2,154	475	1,418	6,553	1,888	1,723
962	1,540	1,903	752	6,931	1,099	1,461	752	1,639	1,899	2,765	2,735	70	279	1,400	1,471	7,736	679	608	597	1,370	4,138	4,808	1,302
692	783	623	343	236	397	947	662	816	1,276	2,289	1,352	498	350	670	527	2,442	6,487	1,849	496	836	3,657	1,530	1,426
78	92	174	84	175	43	40	135	102	251	391	232	45	76	19	78	227	1,575	2,146	291	254	290	96	96
431	725	1,424	458	1,585	332	125	679	365	979	2,433	950	109	133	115	706	2,520	9,266	4,784	378	1,241	3,147	862	664
152	295	306	305	550	52	60	245	56	415	541	352	60	62	74	208	927	5,067	3,530	325	492	1,455	323	197
60,494	1,344,431	1,788,800	544,066	3,144,752	1,054,622	194,231	286,642	158,465	155,099	520,988	198,567	72,660	66,708	28,460	404,992	1,381,813	5,115,800	1,424,367	294,773	639,765	1,789,009	394,260	443,849

歌

宮崎	六二	二〇八	三三三	七九五	二六四	二三五	二六	二五八	六八	四三、九一九
鹿兒島	六一	二二八	九五	三八八	八二六	三五七	三三	三六〇	一三三	九〇、七〇三
沖繩	八	九	三三〇	三〇二	二九四	一一	三三七	六六	三五三	一〇一、〇七六
合計	三〇、五九八	八九、五四九	二二、〇四〇	七四、九九九	八五、九五二	五七、七六四	一〇、五〇〇	五二、五五七	二二、八六九	三三、七三六、三四一

第二十三表(其一) 海外在留本邦内地人口比較表(外務省通商局調、以下同斷)

在留人口	大正十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
對前年增加數	減六、三七四	一三、九六一	三三、八八八	二二、六七〇	三六、一六三	三三、五七六	四九、六〇一	減一八、六六五	三七、二二七	四七、一五四
備考	大正十三年分迄ハ各六月現在調、大正十四年以降ハ十月一日現在調									

第二十三表(其二) 海外各地在留本邦内地人數(昭和七年十月一日現在)

總數	男	女	英領北ボルネオ	五八二	四〇二	一八〇	メキシコ國	五、八二四	三、七〇〇	二、一三四
關東州	二四、八三五	六四、六五八	英國保護サラワク	二〇	一五	五	キューバ國	七五四	五六二	一九二
南洋委任統治地域	二八、〇〇九	一七、一九五	パナマ國	三三〇	二五三	二五三	パナマ國	三三〇	二五三	二七七
極東露領	二、二〇一	二、〇〇〇	蘭領東印度	六、八七四	四、五六一	二、三二三	コロンビア國	一四二	九五	四六
滿洲國	一三五、五〇七	七二、八九一	比律賓群島及グアム島	二〇、三二六	一四、七四〇	五、五七六	ヴェネズエラ國	三	三	一
中華民國	五三、三七四	二九、〇三七	濠洲、新西蘭及大洋洲諸島	三、五四八	三、〇五五	四九三	ペルー國	二二、二四二	一三、三八一	七、七六〇
英領香港	一、四七三	八三四	北米合衆國	二四九、六五九	一三九、三二五	一一〇、四四四	ポリヴィア國	五九九	四三二	一〇八
英領澳門	二九〇	一九一	本 土	一〇二、八九五	六一、四八一	四一、四一四	チリー國	六三五	四二二	二二四
暹羅國	二六五	一二七	布 哇	一四六、七六四	七七、七三四	六九、〇三〇	ブラジル國	一三三、六九九	七六、八〇一	五五、八九八
佛領印度支那	五、八六四	三、四四九	英領カナガ	一九、六三六	一一、五二四	八、一二二	アルゼンテ	五、二四	三、八八四	一、二四〇
英領馬來	三、四四九	二、四一五					イン國	一〇	七	三
							パラグアイ國			

ウルクアイ國	三六	二七	九	埃及國	三六	三六	二〇	英領東阿弗利加	三三	四二	二二
歐洲諸國	三、七六八	二、八二二	九六七	南阿聯邦	三六	二七	九	佛領アルシエリ	七	六	一

第二十三表 (其三) 主要地別職業別 (大分類) 海外在留內地人數 (昭和七年十月一日現在)

總數	關東洲			南洋委任統治地域			海外各地			滿洲國			中華民國比律賓群島			北美			布哇			英領カナダ			ペルー			ブラ		
	總數	關東洲	南洋委任統治地域	海外各地	滿洲國	中華民國比律賓群島	北美	布哇	英領カナダ	ペルー	ブラ																			
1	九	三、七三六	二、八〇〇	一、六七三	二、三八〇	四、四六五	二、九五三	一、三〇九	四、七〇四	四、三六八	六、四三二	八、五〇三	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一	二、九、二二一		
2	九、九八一	一、一八七	一、三七〇	七、四三四	一四	二四九	一、二二三	八二二	一、〇八五	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六			
3	三、四三三	二八八	二二	三、一三三	一、六五〇	二六	三	四六七	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六		
4	五八、三三九	二八、六五八	二、三三〇	二七、三六一	七、六二九	二、〇五一	一、二六三	三、九四七	六、三二五	一、四五九	五、四二一	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九	九、七九		
5	九四、三三一	二五、七三六	一、八五三	六六、七四一	一五、八四二	一三、七五八	三、〇八一	一〇、六〇〇	七、二六〇	九六七	五、四二一	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三		
6	三六、一三二	二〇、六七九	四三一	一五、〇三二	九、四二二	四八七	一三二	一、五九〇	一、七三四	二九五	四一	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三		
7	五三、三八五	三一、一五九	七五九	二一、四六七	一〇、四八六	三、三八五	三三二	二、二〇五	一、五四七	一三九	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四		
8	一八、四二九	一、四四二	二二五	一〇、一〇七	一、五四四	一、〇五〇	九九	二、二七三	三、四七七	一六八	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六		
9	一三、二三六	八、〇九七	一、四一〇	一〇、三八四	二、二三三	九〇九	一五三	一、四四四	四、二八一	四三三	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八	二〇八		
10	四、五、三七四	五、九二五	一一、二二七	四、四、二二二	八、六、〇四三	三、四、三三三	八、二二七	五、九、一九一	一〇、四、〇六六	一三、二、〇五五	一三、六、三九九	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	一〇、三、四七八	

第二十三表 (其四) 海外各地在留朝鮮人及臺灣人數 (昭和七年十月一日現在)

總數	朝鮮人		臺灣人	
	男	女	男	女
五七、八、八三六	三二、八、五五九	二六、〇、二七七	一一、五、九二	七、〇、三三

關東州	二、〇〇三	九六七	一、〇三五			
南洋委任統治地域	二八一	二二三	六八			
極東露領	九七五	九三六	四九			
滿洲國	五六三、三三九	三〇八、四八六	二五四、七四三	五〇	三	元
中華民國	三、二八三	一、八三一	一、四五二	一〇、五〇八	六、二七二	四、三三六
英領馬領	二五	二三	二	一〇五	七	三
蘭領東印度	一九	一三	六	六五	四九	二六
北米本土	一、七〇六	一、三六〇	四四六			
布哇	六、六四五	四、四二四	二、二三二			
キユバ國	三四五	二〇七	一三八			

備考 極東露領在住ノ朝鮮人ハ本表以外ニ尙十萬内外ヲ算スル見込ナリ

